

邑南町地域防災計画 (震災編)

平成 18 年 3 月

修 正	平成 2 5 年 2 月
修 正	平成 2 6 年 2 月
修 正	平成 2 6 年 6 月

邑 南 町

目 次【震災編】

震災編―第1章 総 則	1
第1節 計画の概要	1
第1. 計画の目的	1
第2. 計画の方針	1
第3. 計画の前提	1
第4. 計画の修正	1
第5. 他の法令に基づく計画との関係	1
第6. 計画の周知、習熟	1
第7. 計画の構成	2
第8. 計画の内容	2
第2節 町の震災対策の基本方針	3
第1. 基本的視点	3
第2. 防災対策の基本理念	3
第3節 地震活動状況	5
第1. 最近の地震活動の状況	5
第2. 既往地震の状況	10
第3. 周辺活断層の状況	19
第4. 地震災害の想定	22
第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱	27
第1. 実施責任	27
第2. 処理すべき事務又は業務の大綱	28
震災編―第2章 震災予防計画	33
第1節 地盤災害の予防	33
第1. 適切な土地利用の促進	33
第2. 液状化危険地域の予防対策	33
第3. 土砂災害対策	35
第2節 建築物・公共土木施設災害の予防	37
第1. 建築物災害の予防	37
第2. 道路・橋梁の安全性の強化	39
第3. 交通安全施設等の整備	40
第4. まちの不燃化	40
第5. 河川堤防の整備	40
第6. 農地・農業用施設の整備	40
第7. 上水道対策	41
第8. 下水道等の整備	42
第9. LPガスの防護対策	43
第10. 電力施設の防護対策	43
第11. 通信施設の防護対策	43
第3節 危険物施設等の安全対策	47
第1. ガス施設の予防対策	47
第2. 危険物保有施設防護対策	47
第3. 火薬類施設の予防対策	48
第4. 毒劇物取扱施設の予防対策	48
第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	49
第5節 防災活動体制の整備	50
第1. 災害対策本部体制の整備	50
第2. 防災中枢機能等の確保	52

第3. 広域応援協力体制の整備	52
第4. 災害救助法等の運用体制の整備	54
第5. 公的機関等の業務継続性の確保	54
第6. 複合災害対策	54
第6節 情報管理体制の整備	56
第7節 広報体制の整備	57
第8節 避難予防対策	58
第1. 避難所の指定・整備	58
第2. 安全な避難の環境づくり	59
第3. 避難計画の作成	61
第9節 火災予防	63
第10節 救急・救助体制の整備	65
第1. 救急・救助体制の整備	65
第2. 救急・救助用資機材等の整備	66
第11節 医療体制整備計画	68
第12節 交通確保、規制体制の整備	69
第13節 輸送体制の整備	72
第1. 緊急輸送道路の確保	72
第2. 緊急輸送車両の確保	72
第3. 緊急輸送道路啓開体制の整備	72
第14節 防災施設、装備等の整備	74
第1. 災害用臨時ヘリポートの整備	74
第2. 防災装備等の整備・充実	74
第15節 食糧、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備	75
第16節 廃棄物等の処理体制の整備	80
第17節 防疫・保健衛生体制の整備	82
第18節 消防団及び自主防災体制の整備	83
第1. 消防団の育成強化	83
第2. 自主防災組織等の整備	83
第19節 災害ボランティアの活動環境の整備	87
第20節 防災教育	89
第21節 防災訓練	93
第22節 要配慮者等安全確保体制の整備	95
第23節 孤立地区対策	98
第24節 応援協力体制の強化	100
第25節 調査研究	101
震災編－第3章 震災応急対策計画	102
第1節 応急活動体制	102
第1. 災害対策組織計画	102
第2. 動員計画	111
第2節 災害情報の収集・伝達計画	114
第1. 情報管理体制の確立	114
第2. 地震情報等の伝達計画	116
第3. 被害状況等の収集・伝達活動	118
第3節 災害広報	126
第4節 広域応援体制	128
第1. 県に対する協力要請	128
第2. 他市町村、防災関係機関等への協力要請	129
第3. 労務供給計画	131
第5節 自衛隊の災害派遣体制	134

第6節	災害救助法の適用	137
第7節	避難活動	139
第1.	避難勧告・指示	139
第2.	避難の方法	142
第3.	要配慮者の安全避難	143
第4.	避難所の開設	146
第5.	避難所の運営	148
第6.	孤立地区の対策	148
第7.	広域一時避難	149
第8節	消防活動	150
第1.	住民、集落、事業所の活動	150
第2.	消防団による消火活動	151
第3.	市町村・消防本部等による消防活動	151
第4.	他の消防本部に対する応援要請	152
第9節	救急・救助活動	154
第10節	医療救護	156
第1.	救護班の編成及び派遣等	156
第2.	搬送体制の整備	157
第3.	医薬品、医療資器材の調達	157
第4.	助産	158
第5.	透析患者等への対応	158
第11節	警備活動	159
第12節	交通確保、規制	162
第13節	緊急輸送	165
第14節	浸水、土砂災害対策	167
第1.	水防対策	167
第2.	土砂災害対策	168
第15節	施設等の応急対策	170
第16節	ライフライン施設応急対策	172
第1.	電力施設対策	172
第2.	ガス施設対策	173
第3.	上水道対策	174
第4.	下水道対策	174
第5.	通信施設対策	175
第17節	要配慮者の安全確保	176
第18節	食糧、飲料水及び生活必需品等の供給	179
第1.	給水計画	179
第2.	食糧供給計画	180
第3.	生活必需品等供給計画	182
第19節	災害ボランティアの受入れ、支援	185
第20節	文教対策	187
第21節	廃棄物等の処理	191
第22節	防疫及び保健衛生	193
第1.	防疫及び食品衛生対策	193
第2.	保健活動	194
第3.	精神保健活動	194
第4.	動物愛護管理対策	195
第23節	死体の捜索、処理及び埋・火葬	196
第24節	住宅確保及び応急対策	198
第1.	応急仮設住宅の建設と被災住宅の応急修理	198
第2.	応急危険度判定活動	200

第 3. 宅地の応急対策	200
第 25 節 危険物等災害応急対策計画	202
第 1. 危険物施設対策	202
第 2. 高圧ガス保有施設対策	202
第 26 節 障害物の除去対策	204
第 27 節 除雪計画	205
第 28 節 県防災ヘリコプターの活用	206
第 29 節 被災者相談計画	206
震災編一第 4 章 震災復旧・復興計画	207
第 1 節 震災復旧事業の実施	207
第 1. 震災復旧事業計画の作成	207
第 2. 震災復旧事業の実施	207
第 3. 震災復興計画の作成	208
第 2 節 生活再建等支援対策の実施	209
第 1. り災証明書の発行	209
第 2. 被災者の生活の確保とメンタルケア	211
第 3. 被災者の相談窓口の設置	213
第 4. 義援金、義援品の受付、配分	214
第 5. 民間施設等の災害復旧の助成	215
第 6. 被災者生活再建支援法に基づく支援	216
第 3 節 激甚災害の指定	219

震災編－第 1 章 総 則

第 1 節 計画の概要

第 1. 計画の目的

本計画は、災害対策基本法(昭和 36 年 法律第 223 号)第 42 条の規定に基づき邑南町防災会議が作成する計画であって、県、町、地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がその全機能を有効に発揮し、又、相互に協力して町の地域における地震による災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、住民の生命、身体及び財産を震災から保護するとともに、町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目的とする。

第 2. 計画の方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあつて、地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧の 3 段階があり、それぞれの段階において国、県、町、公共機関、住民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

この計画は、住民の生命、身体及び財産を守るため、各防災機関がとるべき基本的事項等を定めるものであり、各防災機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

第 3. 計画の前提

この計画は、町域の震災対策の基本計画であり、本章第 3 節第 4.「地震災害の想定」を前提とするとともに、近年の社会経済情勢の変化並びに、兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、芸予地震、東日本大震災の教訓を反映するものとする。

第 4. 計画の修正

この計画は、災害に関する経験と対策の積み重ね等により随時見直されるべき性格のものであり、今後必要に応じて修正を加えてゆくものとする。従って各機関は、関係のある事項について町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正案を町防災会議に提出するものとする。

第 5. 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町域における震災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。従って、災害対策基本法第 41 条に掲げる防災に関する計画（水防法に基づく水防計画等）又は防災に関連する計画（国土形成計画法に基づく中国圏広域地方計画等）の防災に関する部分と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

第 6. 計画の周知、習熟

本計画は、県、町及び防災関係機関の職員に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底するものとする。

又、各防災機関は、不断に危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、地震災害への対応能力を高めるものとする。

第 7. 計画の構成

震災編	第1章	総則
	第2章	震災予防計画
	第3章	震災応急対策計画
	第4章	震災復旧・復興計画

第 8. 計画の内容

この計画においては、以下の事項を定める。

1. 総 則

この計画の基本方針、防災関係機関等の業務大綱・役割分担、本町の特質や被害想定など、計画の基本となる事項を示す。

2. 震災対策編

① 災害予防計画

災害発生に備えて、防災まちづくりや都市基盤等の安全性強化、防災活動体制や救援・救護体制の整備等を示すとともに、平常時からの教育、広報、訓練等による防災行動力の向上を図る事項上での基本的な計画。

② 災害応急対策計画

災害発生直後の迅速、的確な初動活動体制に係る事項をはじめ、災害対策本部の設置・運営、災害救助法の適用の要請等に係る対策、更には各防災機関等による各種の応急対策についての基本的な計画。

③ 災害復旧・復興計画

民生安定のための緊急対策のほか、速やかな震災復旧に当たっての基本的な計画。

第2節 町の震災対策の基本方針

第1. 基本的視点

本町はこれまで、長雨や台風による豪雨、土砂崩れ、豪雪等による住家や農作物への被害等に見舞われたことがあり、地域住民の安全を守るために様々な取り組みをしてきたが、兵庫県南部地震を契機に改めて全ての人間活動の基礎として、安全の優先が住民に認識されるとともに、地域の安全性の向上と高齢化社会における防災体制の在り方など、防災に対する認識が飛躍的に高まっている。

かつて私達の先祖は、多様な自然を有する国土において、自然の恩恵と脅威という二面性を理解し、長い年月の中で生活の知恵ともいえるべき自然とのつき合い方を形成してきたが、これは地域特有の文化として根をおろし継承されてきたものであり、近年、人口の流動化の進行等による地域コミュニティの崩壊や、防災対策の進歩による災害頻度の減少、技術の発達による過信等により、その継承は困難となってきた。

一方、21世紀を迎え環境問題等をきっかけとして、人と自然との新たな関係のあり方が各方面で模索されつつある。自然災害についても単に克服すべき対象としてだけでなく、人と自然の関わりあいの基本にたち戻って対応を検討すべき時にきている。また、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えるものとする。

こうした認識のもと、自然災害に対しては下記のような視点の重要性が指摘されている。

1. 自然災害の発生の可能性を前提とした対応。
2. 自然や人間諸活動に対する科学的知見と技術の成果、経験を総合的・体系的に使用した対応。
3. 被害の最少化に向けた地域住民の判断と行動を基礎とした対応、特に高齢化社会における防災体制の確立。

第2. 防災対策の基本理念

日常のための防災 安全と安心のために
「助け合う心と思いやりのあるまちづくりから」

兵庫県南部地震は、災害に対する備えや対策の重要性を教訓として残すとともに、福祉や環境への取り組みが進んでいた地域や普段から協力し合い助け合っている地域は被害も少ないということを再認識する機会ともなった。

災害への備えや対策は、コストがかかり相対的にも無駄とされているかもしれない。しかしながら防災を突発的なもの、一時的なものとしてとらえるのではなく、日常の生活の中の一部としてとらえ、住みよいまちづくりと、相互に助け合う地域づくりを進めていくことが、災害へ備えることの原点である。この日常のための防災という立場に立ち、意識の高揚を目指しながら「自らの地域は自らが守る」という、自主防災組織の育成強化と防災ボランティアの体制づくりを推進する。

第3 大規模災害に留意した対策

海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大

災害で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町等の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う。

第3節 地震活動状況

第1. 最近の地震活動の状況

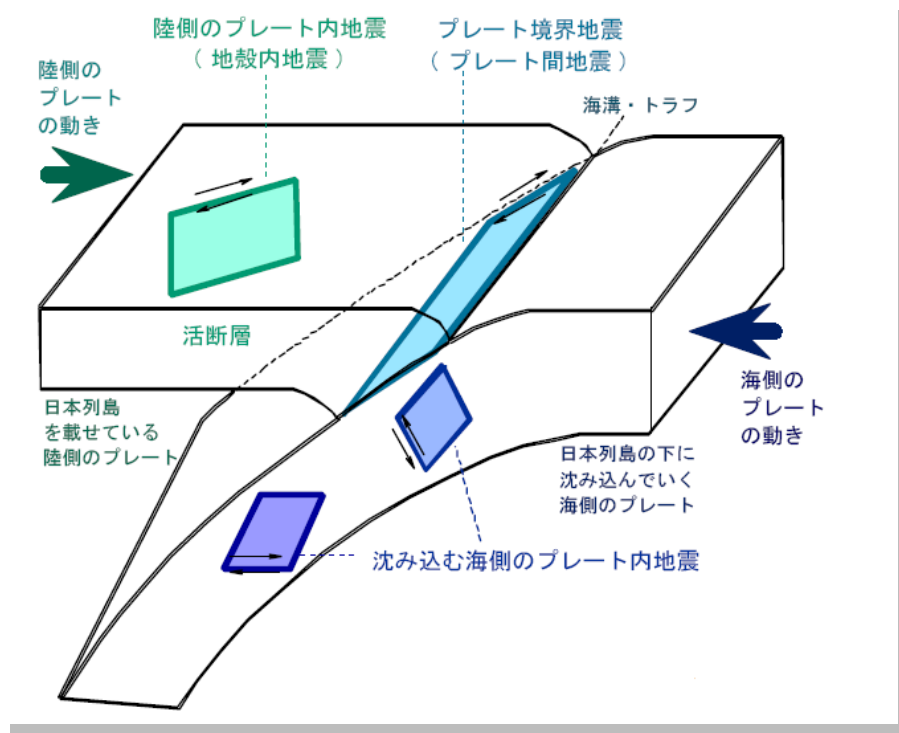
1. 本地域に影響を及ぼす地震の特性

中国山地の北麓に位置する島根県では、フィリピン海プレート（海側のプレート）が沈み込む南海トラフからは、遠距離に位置し、**南海トラフ沿いの巨大地震**（プレート境界地震）の影響が大きい太平洋沿岸地域とは異なり、あまり大きな被害は受けていない。※ただし、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで、四国沖から紀伊半島沖が震源域となる地震によって、1946年の南海地震（M8.0）では、出雲平野などで死者9名や家屋全壊などの被害が生じたこともある。

又、沈み込むフィリピン海プレートと本地域を載せるユーラシアプレート（陸側のプレート）の境界は、本地域では深度が60km程度と深く、**陸域を震源とするプレート境界地震**及び**沈み込む海側のプレート内地震**についても、やはり、大きな被害を受けた例は見当たらない。なお、本地域からおおよそ100kmの距離にある芸予地震はこのタイプに属する。

他方、フィリピン海プレートがユーラシアプレートを押す歪（年間5cm程度）を開放するために起こる、ユーラシアプレート内：**陸域のプレート内地震**（活断層で発生する地震を含む）は、局地的で頻度は低いものの、震源域が浅いため、その被害は顕著である。浜田地震や平成12年鳥取県西部地震などがこのタイプに属する。

■ 地震の種類 出典：地震動予測値図解説書第1版（独立行政法人防災科学技術研究所）



なお、本地域近傍には、いわゆる主要活断層（地震調査研究推進本部による“主要98断層”）はないが、“陸域で発生する地震のうち活断層が特定されていない場所で発生する地震”による影響が大きいものと評価されている。

2. 最近の地震活動の特徴

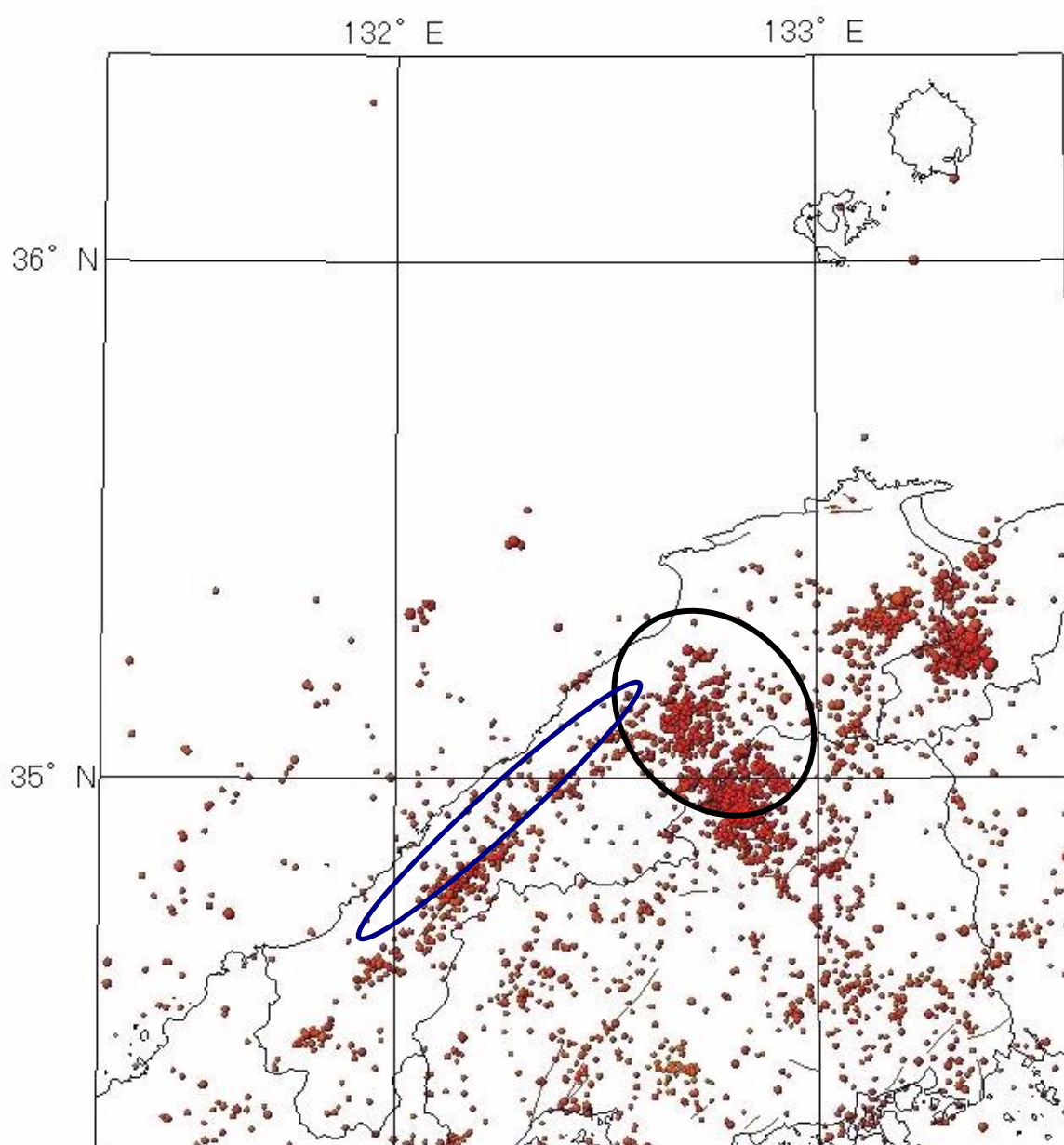
本地域を含む島根県の最近の浅い地震活動としては、1985年から1994年までの10年間は以下の図のような状況にある。島根県では、島根県東部の鳥取県境近くと三瓶山付近の広島県との県境付近などでM5～6クラスの地震が発生している。両地域付近には、顕著な活断層がなく、活断層との関連は不明であるとされていた。

平成12年(2000年)鳥取県西部地震の震源域に相当する地域では、小規模な地震が多発し、その後に上記地震(M7.3)が発生した。このことを踏まえると、本地域から20km程度の近距離にある三瓶山付近や、中国山地の北麓に日本海の海岸線に並行するように線状に延びた地震活動について注意する必要がある。

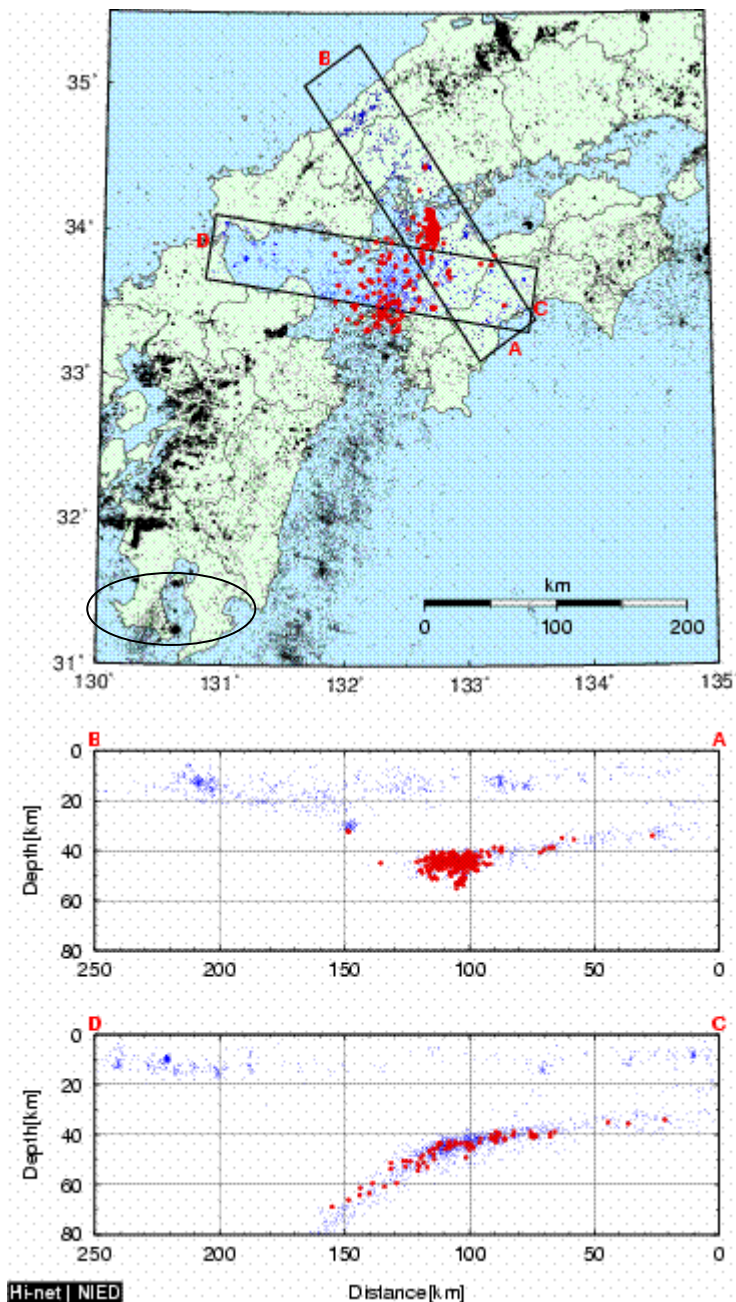
■ 島根県とその周辺における小さな地震まで含めた最近の浅い地震活動

(M2以上、1985年～1994年、深さ30km以浅)

出典：地震調査研究推進本部



■中国・四国・九州地方周辺で発生した地震の震源分布 出典：独立行政法人防災科学技術研究所



左図は、独立行政法人防災科学技術研究所が作成した、平成 13 年（2001 年 3 月 24 日）の芸予地震についての高感度地震観測網による解析結果である。

上図には、1997 年 10 月 1 日から 2001 年 3 月 23 日に発生した地震の震源位置を点で示している。又、2001 年 3 月 24 日以降に安芸灘周辺で発生した、深さ 30km～70km の地震の震源位置を●で表示している。

本地域からはやや西側の地域となるが、A－B 断面を見ると、フィリピン海プレートの沈み込みの形状がよく分かる。

又、ユーラシアプレート内の 20 km 程度の深さで、中国山地の北麓に日本海の海岸線に並行するように線状に延びた地震活動が見られる。

3. 震度観測値

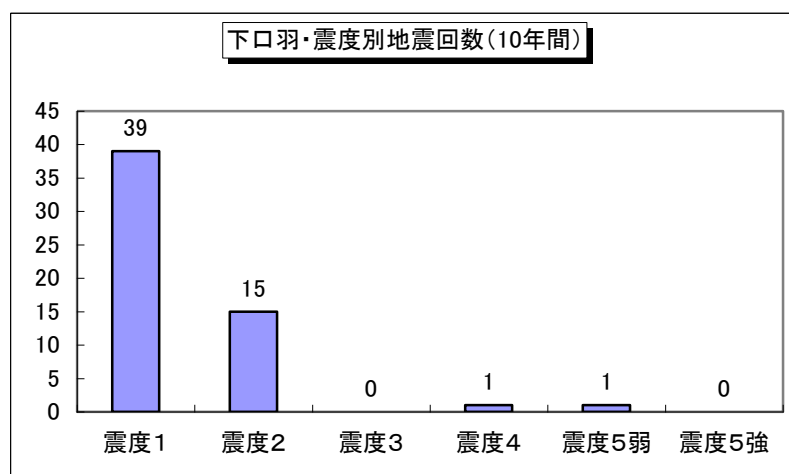
邑南町には、震度観測点として「淀原」（防災科学技術研究所設置）、「下口羽」、「三日市」、「矢上」の4つがあるが、そのうち「下口羽」は10年のデータがある。

ここ10年の「下口羽」の震度別地震回数としては、平成13年芸予地震の際の震度5弱が最大で、震度4が1回（平成12年鳥取県西部地震）、震度2以下が54回観測されている。

■ 邑南町下口羽の震度別地震回数 資料：気象庁震度データベース

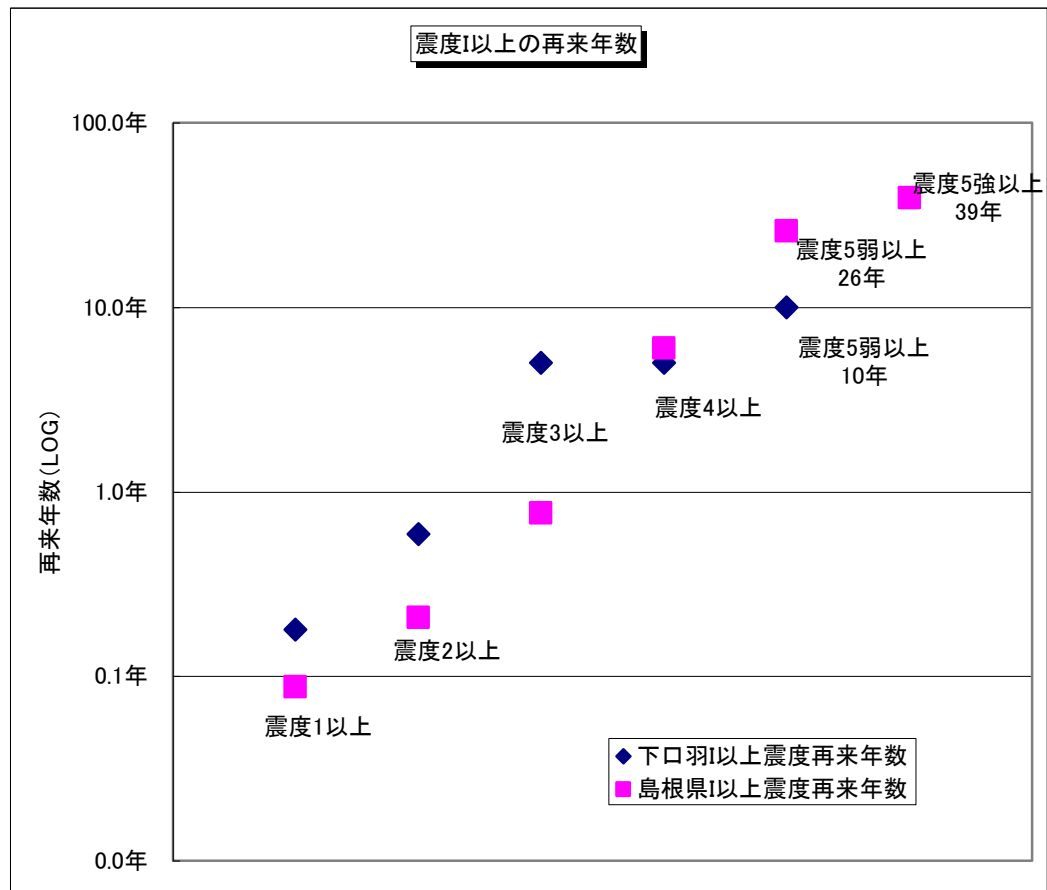
（検索期間 1995/02/01 - 2005/06/04）

震度	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱	震度5強	震度6弱以上	合計
合計	39	15	0	1	1	0	0	55
1995年	0	0	0	0	0	0	0	0
1996年	0	0	0	0	0	0	0	0
1997年	0	0	0	0	0	0	0	0
1998年	0	0	0	0	0	0	0	0
1999年	1	0	0	0	0	0	0	1
2000年	6	4	0	1	0	0	0	11
2001年	11	3	0	0	1	0	0	15
2002年	4	4	0	0	0	0	0	8
2003年	9	1	0	0	0	0	0	10
2004年	3	1	0	0	0	0	0	4
2005年	5	2	0	0	0	0	0	6
平均(/年)	3.9	1.5	0	0.1	0.1	0	0	5.5



下口羽観測点での10年間の観測結果（震度別地震回数）から、震度Ⅰ以上が発生する年数を計算すると、震度5弱以上が10年に1回となる。下口羽は観測期間が短いため、島根県でのデータ（1926年～）を参照すると、震度5弱以上が26年に1回、震度5強以上が39年1回と計算される。

なお、歴史地震を含め下口羽観測点で震度5弱以上となったであろう回数は、**安政南海地震**（1854年 M8.4）、**浜田地震**（1872年 M7.1）、**平成13年芸予地震**（2000年 M6.7）の3回である。過去においては、おおよそ50年に1回程度で、震度5弱以上の地震が発生した計算となる。



第2. 既往地震の状況

1. 過去の主な地震

邑南町に残る歴史上の記録では、被害地震は特に記録されておらず、現在までのところ、あまり大きな被害を受けていないものと考えられる。

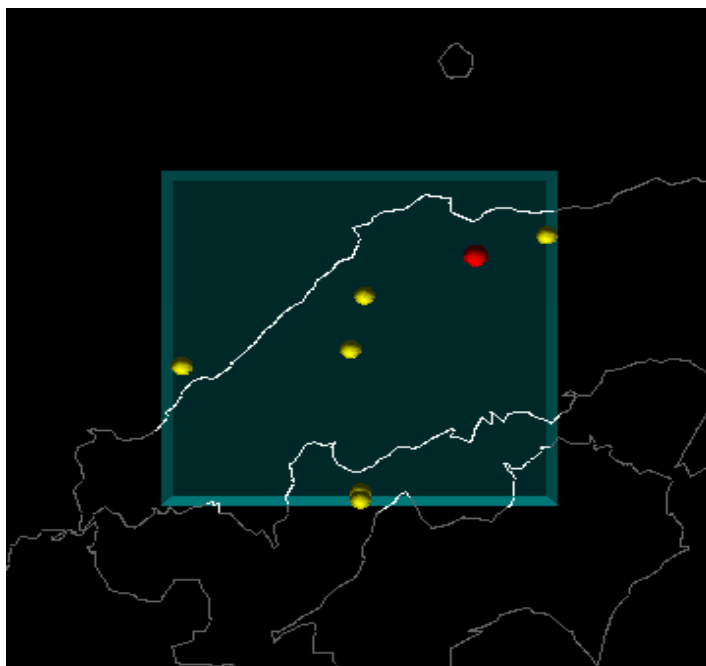
■ 本地域に影響を与えた主な地震

年月日	地震名 (又は場所)	震源震 (又は地域)	M	広域的被害
880. 11. 23	県北部 (出雲)	安来市西部	7.4	
1676. 7. 12		石見	6.5	家屋倒壊 133、死者 7 人
1778. 2. 14		石見	6.5	
1835. 3. 12		石見	5.5	
1859. 1. 5	県南西部	石見	5.9	
1859. 10. 4	県南西部	石見	5.9	
1872. 3. 14	石見浜田地震	石見・浜田	7.1	死者 804 人、家屋倒壊 5,796
1904. 6. 6	県東部	能義郡	5.8	
1925. 7. 4		美保湾	5.8	
1950. 8. 22	県中部	三瓶山	5.2	
1978. 6. 4	県中部	〃	6.1	
2000. 10. 6	平成 12 年鳥取県西部地震	西伯町南部	7.3	負傷者 147 人 (11)、家屋全壊 428 棟 (34)、半壊 3,006 棟 (576)、一部損壊 16,761 棟 (3,465) (注) 平成 13 年 2 月末現在、() 内は島根県の被害数
2001. 3. 24	平成 13 年芸予地震	安芸灘	6.7	死者 2 人、負傷者 288 人 (3)、家屋全壊 58 棟、半壊 405 棟、一部破損 40,266 棟 (10) (注) 平成 13 年 5 月 24 日現在、() 内は島根県の被害数

2. 過去の主な地震の地震動の評価震

① 比較的近距离の地震の分布

■ 200km 以内の M6 以上の地震 出典：プレートを見る会



本地域に比較的近距离で影響を及ぼしたものと考えられる過去の地震（観測記録がないものを含む）をピックアップすると、200km 四方の範囲では左図のような震源位置となる。

■ 200km 四方の範囲の M6 以上の地震（1926 年以降）

年月日	北緯	東経	深さ	M	場所
2001/3/24 15:28	北緯 34 度 06 分	東経 132 度 41 分	60	6.4	安芸灘
2000/10/6 13:30	北緯 35 度 17 分	東経 133 度 24 分	10	7.1	鳥取県西部
1978/6/4 5:03	北緯 35 度 05 分	東経 132 度 42 分	0	6.1	島根県中部
1949/7/12 1:10	北緯 34 度 04 分	東経 132 度 41 分	40	6.2	安芸灘（広島県）
1943/9/11 10:16	北緯 35 度 23 分	東経 133 度 51 分	0	6.2	
1941/4/6 1:49	北緯 34 度 44 分	東経 131 度 33 分	10	6.2	
1930/12/20 23:02	北緯 34 度 49 分	東経 132 度 37 分	0	6.1	

■ 200km 四方の範囲での規模の大きな地震（規模順 5 位まで）（歴史地震を含む）

M	年月日	北緯	東経	深さ	場所
7.2	1905/6/2	北緯 34 度 06 分	東経 132 度 30 分	60	安芸灘（広島県）
7.1	1872/03/14	北緯 35 度 08 分	東経 132 度 05 分	1	石見（島根県）
7.1	2000/10/6 13:30	北緯 35 度 17 分	東経 133 度 24 分	10	鳥取県西部
7	880/11/23	北緯 35 度 23 分	東経 133 度 11 分	10	島根県
6.5	1676/07/12	北緯 34 度 30 分	東経 131 度 48 分	10	石見（島根県）
6.5	1710/10/03	北緯 35 度 30 分	東経 133 度 41 分	15	鳥取県
6.5	1778/02/14	北緯 34 度 36 分	東経 132 度 00 分	10	石見

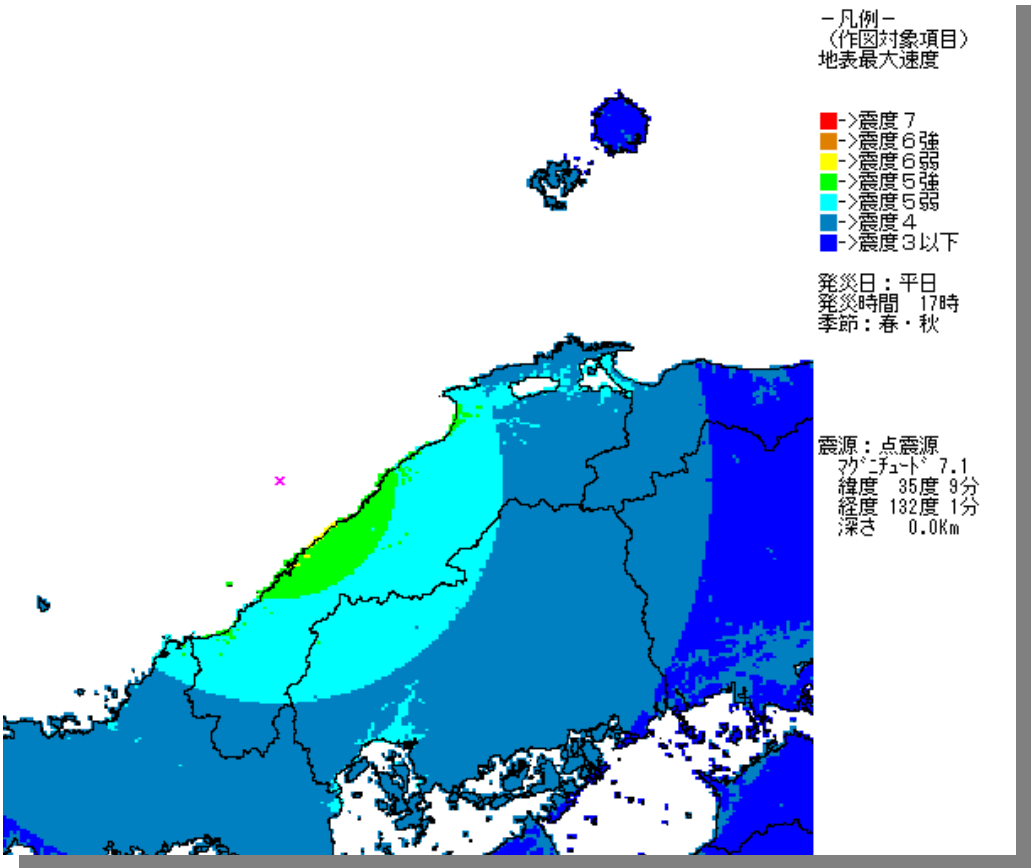
② 浜田地震

200km 四方の比較的近距离に発生した歴史地震の中で、本町で震度 5 弱以上となったと計算される地震としては、1872 年 3 月 14 日の**浜田地震（M7.1）**（又は石見浜田地震）のみである。浜田地震の震源域は海域にかかっているが、地震発生の仕組みは陸域の浅い地震と同じと考えられる。

■1872 年浜田地震による本町域の震度の計算

域名	震源距離(km)	震度	地表最大速度(kine)	地表最大加速度(gal)
羽須美村	64.75	5 弱	12.07	135.03
瑞穂町	55.89	5 弱	14.23	162.63
石見町	46.23	5 弱	17.42	204.42

※midorikawa(1993)の最短距離式 ※中央防災会議「地震被害想定支援ツール」による計算値。

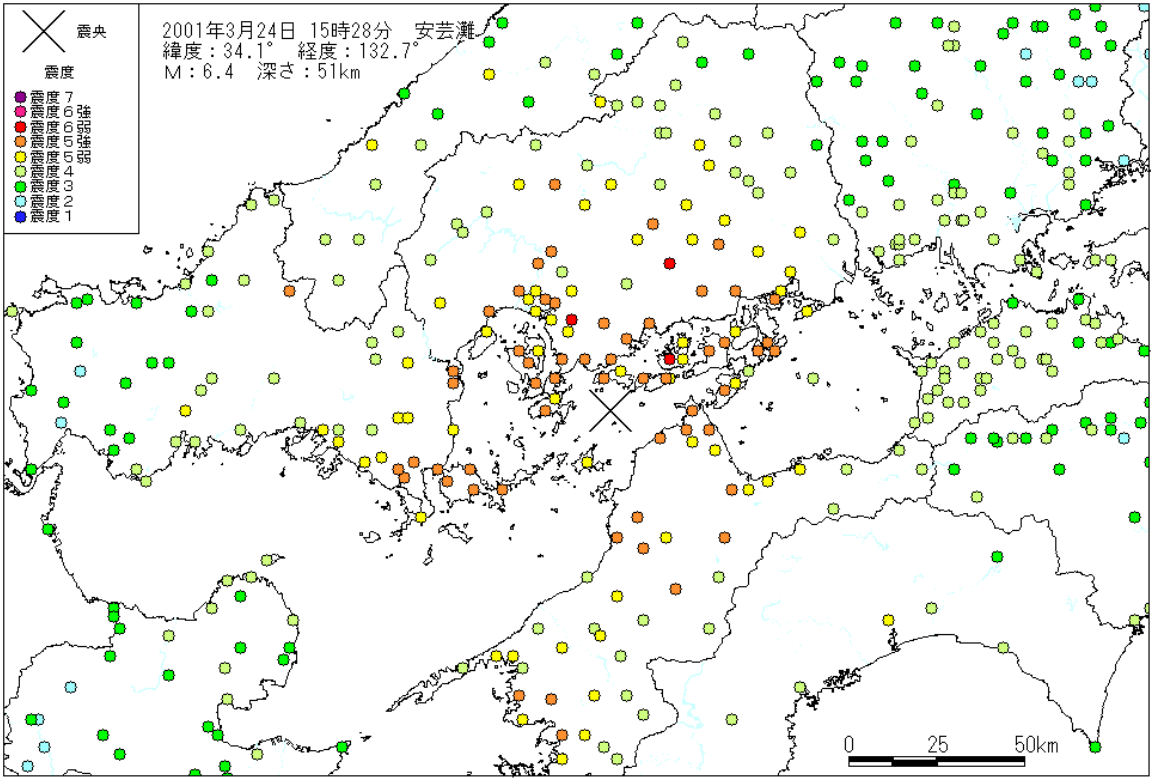


③ 平成 13 年芸予地震

2001 年に安芸灘で発生した平成 13 年芸予地震では、本町の下口羽で震度 5 弱を計測した。

発生年月日	震源域・地震名	M	震央位置 深さ	被害		最大 震度	下口羽の 震度
平成 13 年(2001 年) 3 月 24 日 15:27	安芸灘 平成 13 年(2001 年) 芸予地震	6.7	34° 7.9'N 132° 41.6'E 46km	死 2	住家全壊 70	6 弱	5 弱
				負 288	半壊 774 等		

■平成 13 年芸予地震の震度分布 出典：地震調査研究推進本部 作成：地震予知総合研究振興会

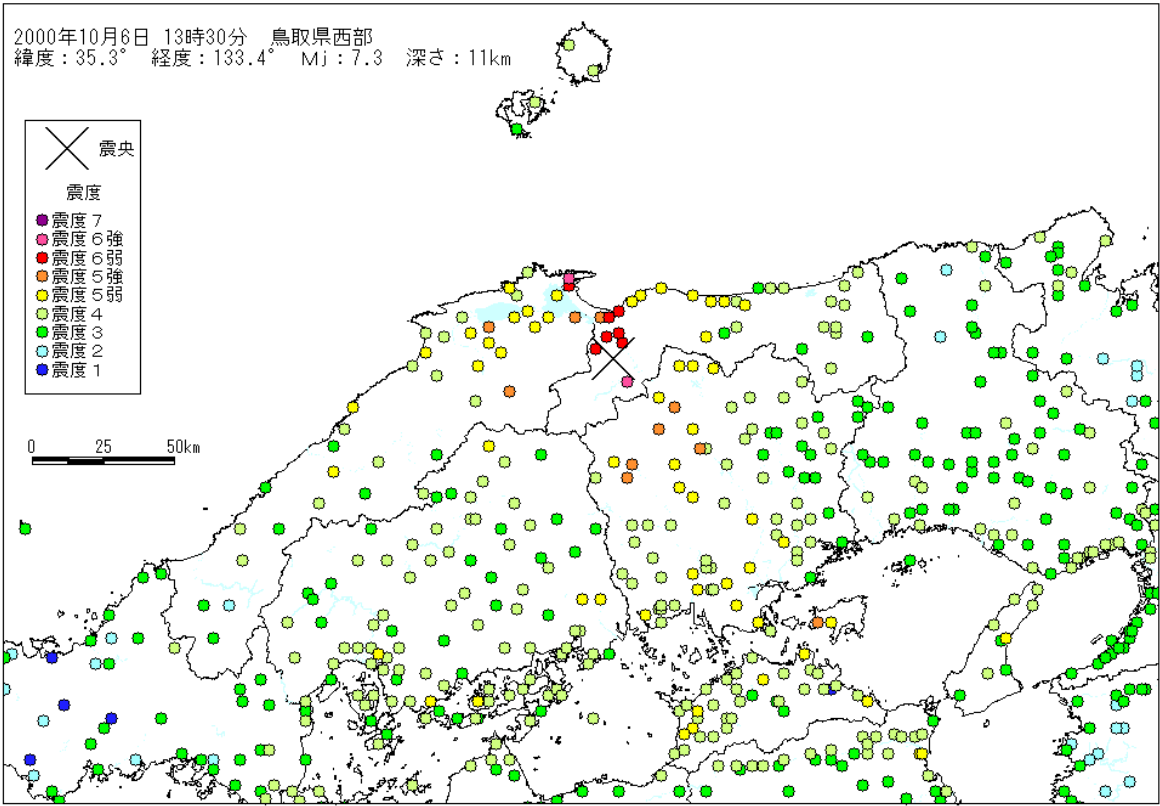


④ 平成 12 年鳥取県西部地震

2000 年に島根県境に近い鳥取県西部で発生した平成 12 年鳥取県西部地震では、羽須美村の下口羽で震度 4 であった。

発生年月日	震源域・地震名	M	震央位置 深さ	被害		最大 震度	下口羽の 震度
平成 12 年 (2000 年) 10 月 6 日 13:30	鳥取県西部 平成 12 年(2000 年)鳥取県西部 地震	7.3	35° 16.4'N 133° 20.9'E 9km	負 182	住家全壊 435	6 強	4
					半壊 3,101 等		

■平成 12 年鳥取県西部地震の震度分布 出典：地震調査研究推進本部 作成：地震予知総合研究振興会



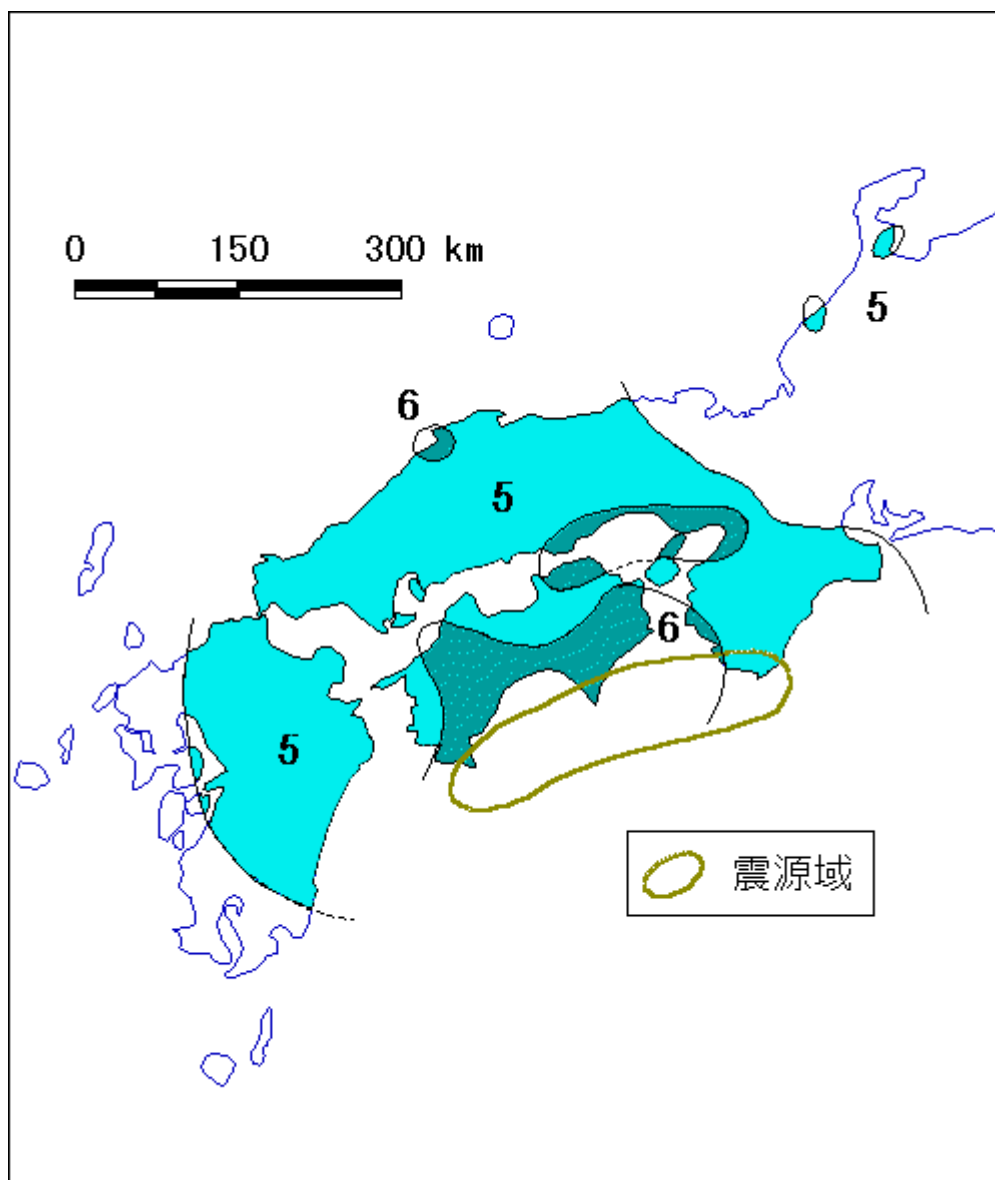
⑤ 南海トラフ沿いの地震

南海トラフ沿いの地震は、本地域は遠距離にあり、大きな被害を受けた例はないが、強振動のエリアは広範囲に広がるため、本地域でも震度5弱に達することがある。

安政南海地震（1854年 M8.4）は、四国の沖から紀伊半島沖にかけての沿岸部を含んだ南海トラフ沿いの地域を震源域として発生したプレート間地震である。この地震では、遠く出雲地方でも震度5～6相当の揺れがあったと推定されている。

なお1946年12月21日の**南海地震**（M8.0）の際は、本地域は震度4～3程度であったとされている。

■安政南海地震の震度分布 出典：地震調査研究推進本部



⑥ 石見地方、三瓶山付近の地震

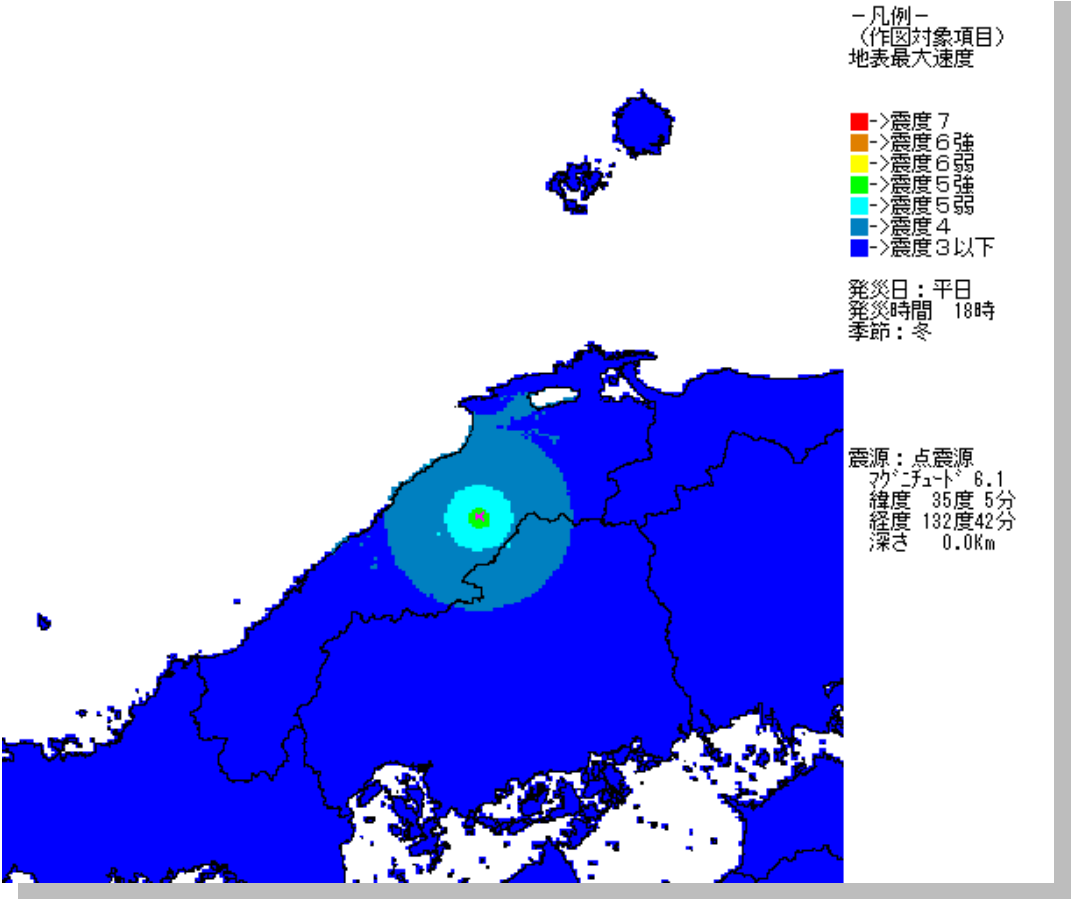
島根県西部の石見地方では、1778年のM6.5、1859年のM6～6.5の地震が発生し、局地的に被害が生じたが、本地域からは遠く震度3程度であったと計算される。

この他、三瓶山付近の広島県との県境付近などでM5～6クラスの地震が発生しているが、1978年6月4日の地震（M6.1）では、本地域に比較的近く震度4程度であったと計算される。

■ 1978年三瓶山付近の地震

市町村名	震源距離(km)	地表最大速度(kine)	震度	地表最大加速度(gal)
邑智郡羽須美村	24.4	5.01	4	49.93
邑智郡瑞穂町	30.4	4.15	4	40.35
邑智郡石見町	33.11	3.72	3	35.7

※midorikawa(1993)の最短距離式 ※中央防災会議「地震被害想定支援ツール」による計算値。



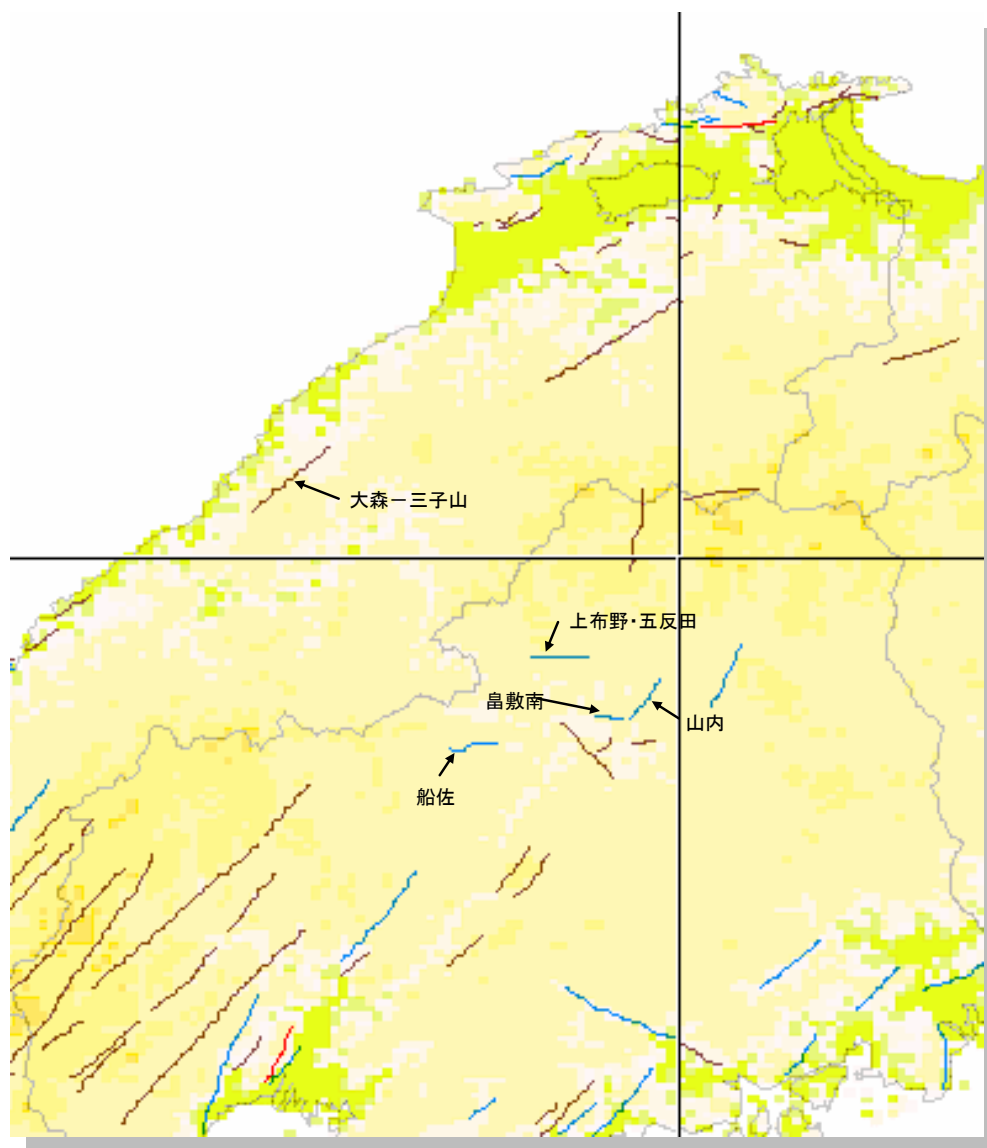
第3. 周辺活断層の状況

1. 周辺の活断層の分布

島根県は、他の地域に比べ大規模な活断層が少ない地域である。ただし、これまで顕著な活断層が知られていなかった地域で発生した平成12年鳥取県西部地震など、地表には明瞭なずれを見せない活断層（伏在断層）があり、地震活動帯に対応し存在する可能性が指摘されている。

又、過去の地震で地表に明瞭なずれを出現させた例を見ると、ほとんどの場合 M7 以上の地震である。このため、現在確認されている活断層は、その長さから地震規模を計算するだけでなく、M7 以上の地震が発生する場合があると考えなければならない。

■ 活断層の分布 資料 PISCO <http://www.e-pisco.jp/quake/fault/fault.html>



※赤線：確実度Ⅰ、青線：確実度Ⅱ、茶色線：確実度Ⅲ

2. 邑南町周辺の活断層の状況

活断層については、活断層研究会編『新編 日本の活断層』（東大出版会、1991年）に掲載されており、存在の確かさ(確実度)、過去における活動の程度(活動度)等を評価している。

本町に近距離の活断層について見ると、最も近い断層は南東にある「船佐断層」となり、長さ 6.0 kmで活断層の確実度(注)はⅡである。東側には「上布野・二反田断層」があり、長さは 7.0 kmにわたり、活断層の確実度はⅡとなっている。又、県の地震災害想定調査報告書でもとり上げられている「大森－三子山断層」が北側にある。

断層名	確実度	長さ (km)	走行	変位方向		活動度
				隆起側	横ずれ	
①大森 - 三子山断層	Ⅲ	14	N E		R	
②上布野・二反田断層	Ⅱ	7	E W	N	—	C
③山内断層	Ⅱ	8	N E	NW	—	C
④畠敷南断層	Ⅱ	5	E W	N	—	—
⑤船佐断層	Ⅱ	6	E W	N	—	C

(注)「確実度」及び「活動度」を表す記号は前述の説明によるものとし、「走行」及び「変位方向(隆起側)」における E・W・S・Nは、それぞれ東・西・南・北を意味する。又、「変位方向(横ずれ)」における R・Lは、それぞれ右ずれ・左ずれを意味する。

(注) 確実度と活動度について、日本では次のランクに分けている。

確実度 I：活断層であることが確実なもの

Ⅱ：活断層であると推定されるもの

Ⅲ：活断層の疑いのある形状

活動度 A：第四紀における平均変位速度（＊） 1～10m／千年

B：〃 0.1～1 m／千年

C：〃 0.1m以下／千年

＊ 平均変位速度とは、断層の累積変位量をその変位量を得た断層変位基準の形式年代で割り算したものをいう。

3. 周辺活断層による地震時の震度階想定

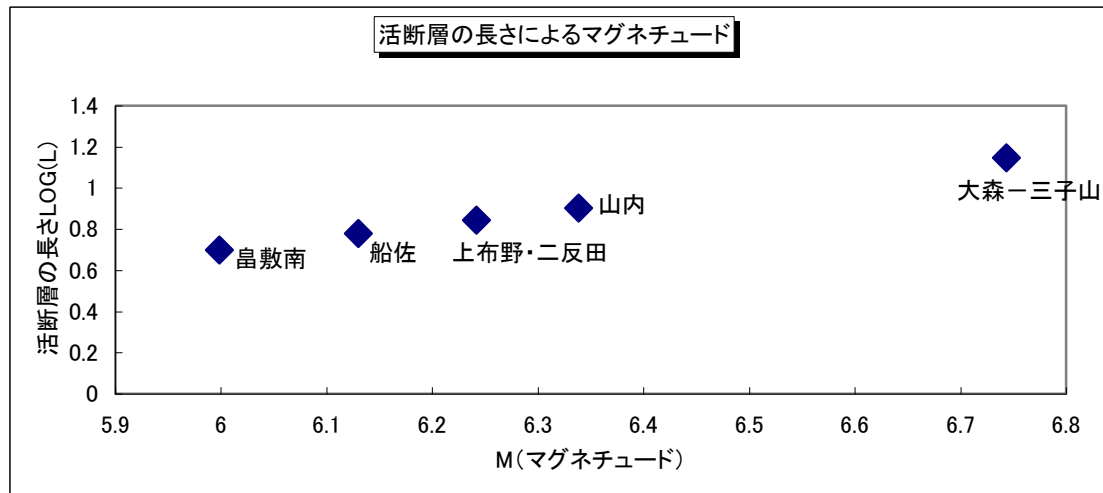
邑南町周辺の既知の活断層は、活動度が C（平均変位速度 0.1m以下／千年）なので、仮に 1 回の地震で 1 m のずれがあるとすると、活動頻度は 1 回／1 万年以上となり、地震発生はかなり低い頻度と考えられる。活断層の長さによるマグネチュードの計算式と、震度階の震源距離による減衰則で、本町の震度階を計算すると、おおよそ以下のようになる。

■活断層の長さによるマグネチュードの計算 松田

	長さ(L)km	log(L)	M(マグネチュード)
①大森－三子山断層	14	1.15	6.74
②上布野・二反田断層	7	0.85	6.24
③山内断層	8	0.90	6.34
④畠敷南断層	5	0.70	6.00
⑤船佐断層	6	0.78	6.13

$$M = ((\log L) + 2.9) \div 0.6$$

※ M: マグネチュード L: 活断層の長さ



■震度階の震源距離による減衰側(震源距離が 100km 以内) 河角

	M(マグネチュード)	X(直線距離)	logX	I(震度)	震度階
①大森－三子山断層	6.74	30	3.40	6.04	6 弱
②上布野・二反田断層	6.24	15	2.71	5.89	5 強
③山内断層	6.34	20	3.00	5.75	5 強
④畠敷南断層	6.00	15	2.71	5.40	5 弱
⑤船佐断層	6.13	10	2.30	6.10	6 弱

$$I = 2M - 0.8686 \log X - 0.0166X - 3.9916$$

※ I: 震度 X: 直線距離

第4. 地震災害の想定

地震災害対策にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。地震の想定にあたっては、島根県における地震災害履歴や地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、可能な限り過去にさかのぼり調査するものとする。また、今後の防災対策の推進による被害軽減効果を定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意するものとする。ただし、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

1. 島根県による想定

① 想定地震と概要

島根県では、島根県への影響及び地域性を考慮して、以下に示す7地震を想定地震に設定している。（浸水想定を除く）

■ 出典「島根県地震被害想定調査報告書（平成24年6月）」

想定地震	マグニチュード	地震のタイプ	想定理由	邑南町の予測される震度
宍道断層の地震	7.1	内陸の浅い地震を想定	断層	3以下
宍道湖南方の地震	7.3	内陸の浅い地震を想定	極小地震発生領域	3以下
大田市西南方の地震	7.3	内陸の浅い地震を想定	断層	4
浜田市沿岸の地震	7.3	内陸の浅い地震を想定	歴史地震	3以下～4
弥栄断層帯の地震	7.6	内陸の浅い地震を想定	断層	4
出雲市沖合の地震	7.5	海域の浅い地震を想定	断層	3以下
浜田市沖合の地震	7.3	海域の浅い地震を想定	歴史地震	4

② 被害想定結果概要

県で想定している地震のうち、本町に最も被害をもたらすもののひとつと予想される、弥栄断層帯の地震による本町の被害想定結果及び地震災害シナリオを次に示す。

■ 弥栄断層帯の地震による被害想定（平日冬5時）

種別	被害項目	被害単位	全体	邑南町
斜面・ ため池	斜面崩壊（急傾斜地）	危険性が高い（箇所）	99	—
		危険性が平均的（箇所）	257	—
		危険性が低い（箇所）	2,228	80
	斜面崩壊（地すべり）	危険性が高い（箇所）	65	—
		危険性が平均的（箇所）	35	—
		危険性が低い（箇所）	521	12
	ため池危険度	危険性が高い（箇所）	—	—
		危険性がやや高い（箇所）	—	—
		危険性が低い（箇所）	194	2
建物	揺れによる建物被害	全壊数（棟）	75	0
		半壊数（棟）	952	0
	液状化による建物被害	全壊数（棟）	92	—
		半壊数（棟）	207	—
	急傾斜地崩壊による建物被害	全壊数（棟）	196	—
		半壊数（棟）	457	—
地震火災	出火	出火件数（件）	0	—
	延焼	焼失棟数（棟）	0	—
人的被害	建物倒壊による死傷者	死者数（人）	1	0
		負傷者数（人）	53	0
	急傾斜地崩壊による死傷者	死者数（人）	13	—
		負傷者数（人）	253	—
	屋内収容物転倒による死傷者	死者数（人）	0	0
		負傷者数（人）	4	0
	ブロック塀倒壊による死傷者	死者数（人）	0	0
		負傷者数（人）	0	0
	火災による死傷者	死者数（人）	0	—
		負傷者数（人）	0	—
ライフライン	上水道	1日後断水世帯数（世帯）	2,635	15
	下水道	影響人口（人）	812	40
	通信	不通回線数（件）	366	0
	電力	停電件数（件）	471	0
	LPガス	供給支障件数（件）	41	—
交通	道路橋	大規模損傷（箇所）	2	—
		中規模損傷（箇所）	52	—
		軽微な被害（箇所）	207	—
	鉄道	不通区間（駅間数）	1	—
生活支障等	避難者	1～3日後避難者数（人）	2,656	13
	疎開者	1～3日後疎開者数（人）	1,316	7
	帰宅困難者	想定地震問わず最大（人）	41,182	539
	食糧不足	食糧（食／日）	9,562	47
	震災廃棄物	発生量（千トン）	70	0

	災害用トイレ	必要個数（基）	15	0
	エレベーター停止	停止台数（基）	374	5
	医療機能	入院・重傷者数（人）	3	
	重要施設	危険性が高い施設（件）	－	
	孤立集落の発生	（地区）	－	
経済被害	直接経済被害	（億円）	442	
	間接経済被害	（億円）	1,846	

「－」は被害無し、「0」は被害等はあるが四捨五入で0、空欄はデータ無しを示す

■ 弥栄断層帯の地震災害シナリオ（平日冬5時）

冬の平日5時頃、弥栄断層帯を震源とするマグニチュード7.6規模の地震が発生。益田地区で震度6強の揺れを観測し、同地区を中心に被害を受ける。

平日の5時という多くの住民が睡眠中である時間帯に発生した地震のため、火災の発生は少なく、人的被害は建物倒壊や急傾斜地崩壊によるものが主な原因となる。建物被害は全壊約360棟、半壊約1,600棟、人的被害は死者14人、負傷者310人にのぼる。

益田地区を中心にライフラインが途絶し、避難者数が増加する。1日後の避難者は約約2,700人となり、最低でも食料は約9,600食/日、飲料水約20トン/日、毛布は寒い時期であり約5,300枚（1人2枚）が必要となる。物資が不足する市町は、県、県内他市町村及び応援協定先に支援要請を行い物資の調達をする。

ライフラインの復旧に伴って自宅が使用可能になる者から帰宅するが、1ヶ月を経過しても約650人が避難所に避難する状況である。建物の倒壊などで自宅が被災した者に対しては、応急仮設住宅の建設や空き家等の活用によって住宅の供給を図る。

避難者・被災者は、地震後に非常に過酷な状況下に置かれることから、長期にわたるPTSD（心的外傷後ストレス障害）へのケアが必要になる。

益田地区を中心に被害を受け、市町役場では地震発生当初は機能が麻痺して応急対策活動に支障をきたす。一方、県東部の被害が小さかったことから、県庁主導による迅速な指示や応援等に取り組むが、県東部から被災地までの距離が遠く、迅速な応急対策活動の実施には他県からの応援も必要となる。

2. 最大の地震動の検討

本地域の近傍には、いわゆる主要98断層帯としては、五日市断層帯（五日市断層及び己斐－広島西縁断層帯）があるが比較的遠距離である。又、それ以外の活断層で「確率論的地震動予測地図」において取り上げられているものは以下の通りで、発生確率は比較的低いものと考えられている。

■ 主要98断層帯での地震発生確率（出典：確率論的地震動予測地図の説明）

断層名	断層長さ	M	活動間隔	活動間隔算出根拠	30年発生確率	50年発生確率
三次断層帯	11 km	6.6	18600 年	C 級	0.16%	0.27%
弥栄断層帯	47 km	7.6	124400 年	0.03 mm/年	0.024%	0.040%

【邑南町での最大の地震動】

震源断層を予め特定しにくい地震、例えば活断層が知られていないところで発生する内陸の浅い地震やプレート間の中小地震など、実際には数多くの地震が発生している。

このため、その発生確率は極めて低いものの、平成12年鳥取県西部地震と同規模（M7.3）の地

震が邑南町の直下で発生した時の地震動を計算する。

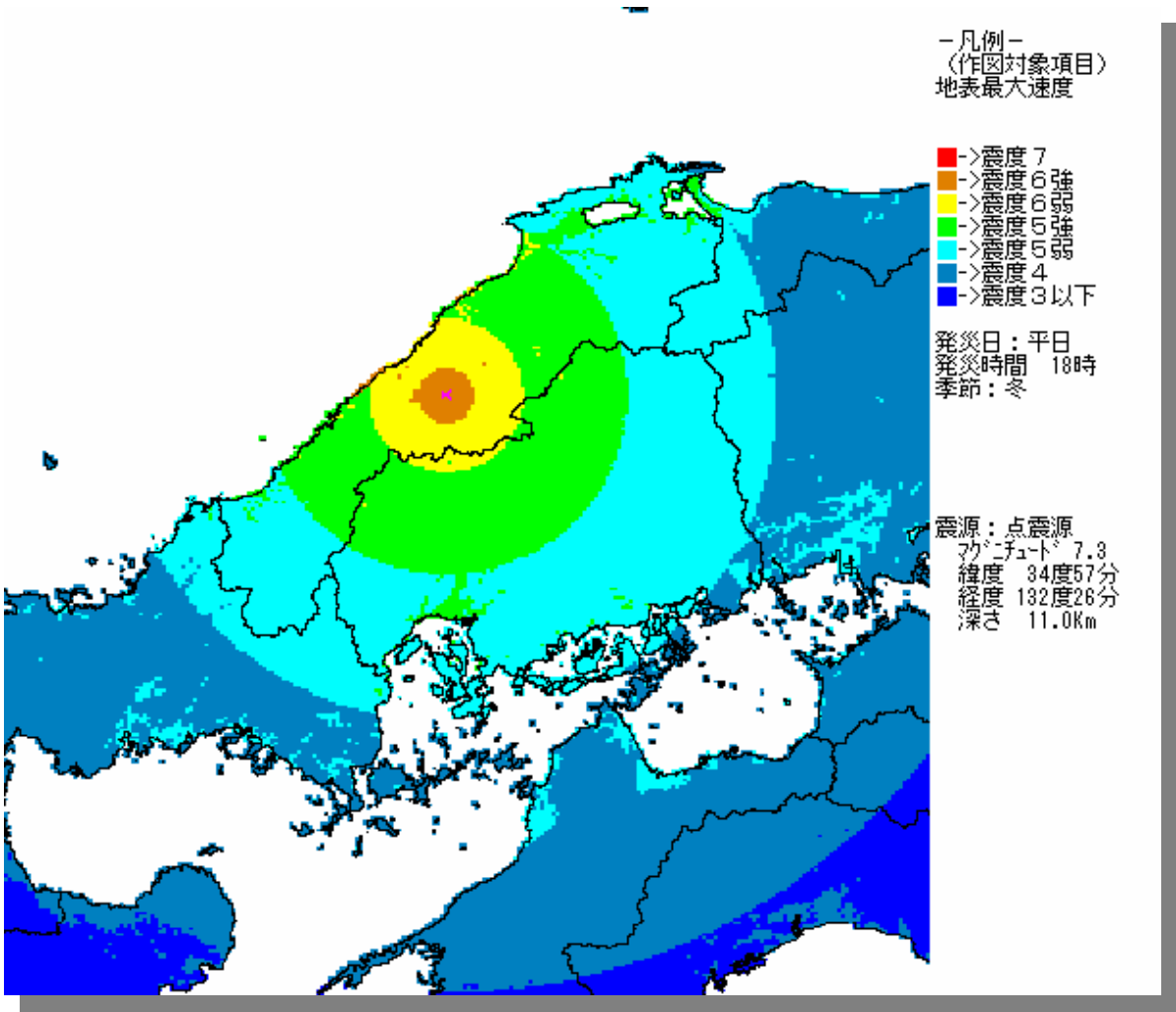
■最大規模の地震動、被害の計算

市町村名	震源距離(km)	地表最大速度(kine)	震度	地表最大加速度(gal)
旧羽須美村	23.69	42.41	6	558.52
旧瑞穂町	17.9	51.43	6	694.46
旧石見町	13.55	60.71	6.5	837.66

市町村名	全建物全壊数	全死者数	重傷者数	軽傷者数	全負傷者数	物資供給対象者数
旧羽須美村	6	0	0	191	191	266
旧瑞穂町	42	0	0	778	778	564
旧石見町	107	5	5	983	988	1266
邑南町計	155	5	5	1952	1957	2096

※midorikawa(1993)の最短距離式 ※中央防災会議「地震被害想定支援ツール」による計算値。

■最大規模の地震動、被害の計算



第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱

第1. 実施責任

1. 邑南町

町は、町域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 島根県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害の規模が大きく町域を超えて広域にわたり、町で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。又、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、警戒宣言発令時及び災害時には災害応急措置を実施する。

又、町その他防災関係機関の防災活動に協力する。

6. 住民及び自主防災組織等

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動する。又、災害時には、初期消火や被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

第2. 処理すべき事務又は業務の大綱

機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
邑 南 町		① 防災会議に関する事務 ② 災害予防に関して ア. 防災に関する組織の整備 イ. 公共団体及び住民の自主防災組織の育成指導 ウ. 防災のための知識の普及、教育及び訓練 エ. 防災に必要な物資及び資材の備蓄整備 オ. 防災に関する施設及び設備の設置、改良及び整備 カ. その他邑南町地域に係わる防災予防対策 ③ 災害応急対策に関して ア. 災害予警報など情報（災害に関する警戒宣言、地震予知情報等を含む）の収集伝達及び被害調査 イ. 災害広報 ウ. 避難の勧告、指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設 エ. 被災者の救出、救護及び保護 オ. 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 カ. 消防・水防その他の応急措置 キ. 被災児童、生徒等に対する応急の保育及び教育 ク. 公共土木施設、農地及び農林漁業用施設等に対する応急措置 ケ. 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持 コ. 緊急輸送の確保 サ. 災害時におけるボランティア活動の支援 シ. その他邑南町地域に係わる災害応急対策 ④ 災害復旧対策に関して ア. 災害復旧に関する新設、改良並びに指導 イ. 邑南町の管理に係わる施設の復旧
江津邑智消防組合		① 消防に関する施設及び組織の整備 ② 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練 ③ 災害発生の予防及び被害の拡大防止 ④ 災害発生による被害の調査、報告及び情報の収集 ⑤ 被災者の救難、救助及びその保護 ⑥ 避難の誘導 ⑦ 消防・水防の通信及び気象情報の収集、伝達
邑南町消防団		① 災害時の消防、水防活動 ② り災者の救出及び避難の誘導 ③ 非常警戒及び防火診断 ④ 災害時における応急復旧作業
県 機 関	島根県	① 防災に関する施設及び組織の整備 ② 防災思想の普及並びに防災に関する教育及び訓練 ③ 災害発生の予防及び被害の拡大防止 ④ 災害による被害の調査、報告及び情報の収集 ⑤ 被災者の救難、救助及びその他の保護 ⑥ 災害応急対策及び災害復旧資材の確保 ⑦ 災害時における文教対策 ⑧ 被災施設及び設備の応急復旧 ⑨ 災害復旧の実施 ⑩ 緊急通行車両の確認 ⑪ 市町村、指定地方行政機関及び指定公共機関等の防災事務又は業務の実施についての総合調整

機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
県 機 関		⑫ 災害救助法の適用 ⑬ 自衛隊及び関係防災機関との連絡 ⑭ 自衛隊の災害派遣要請
	西部農林振興センター (県央事務所)	① 災害復旧のための農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導
	県央県土整備事務所	① 公共土木施設に対する応急措置 ② 公共土木施設の新設改良、防災並びに災害復旧 ③ 道路の除排雪及び雪崩対策 ④ 農地・農業用施設に対する応急措置 ⑤ 農業用施設の新設改良、防災並びに災害復旧 ⑥ 治山施設の新設改良、並びに災害復
	県央保健所	① 医療、助産、飲料水、防疫、衛生に関する対策 ② 医療施設の災害対策 ③ 廃棄物処理対策
	島根県浜田教育事務所	① 災害時の教育関係被害情報の収集などの文教対策
	川本警察署	① 災害情報の収集 ② 避難誘導 ③ 救出・救護 ④ 交通秩序の維持 ⑤ 死体の検視、見分 ⑥ 行方不明者の調査及び迷い子等の保護 ⑦ 地域安全対策
指定 地 方 行 政 機 関	中国財務局	① 金融機関に対する緊急措置の指示 ② 地方公共団体に対する災害融資 ③ 災害復旧事業の査定立会
	中国四国厚生局	① 独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療の提供）
	中国四国農政局 松江地域センター	① 災害時における主要食糧等の需給に関すること
	近畿中国森林管理局	① 国有林、公有林野等官公造林地における森林対による災害防除 ② 国有林、公有林野等官公造林地における保安林、保安施設、地すべり防止施設等の整備及びその防災管理 ③ 災害対策に必要な木材国有林の供給
	中国経済産業局	① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ② 電気、ガスの供給の確保に必要な指導 ③ 被災地域において必要とされる災害対応物資生活必需品、災害復旧資材等の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導 ④ 被災中小企業者の事業再建に必要な資金融通の円滑化等の措置
	中国運輸局	① 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達 ② 輸送等の安全確保に関する指導監督 ③ 関係機関及び関係輸送機関との連絡調整 ④ 船舶運航事業者に対する航海命令 ⑤ 自動車運送事業者に対する運送命令
	大阪航空局	① 災害時における航空輸送の調査及び指導 ② 災害時における関係機関と航空輸送者との連絡調整
	大阪管区气象台 松江地方气象台	① 地震情報の発表と伝達 ② 気象等予報及び警報の発表と伝達
	中国総合通信局	① 非常無線通信の確保（電波法第74条参照）

機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
		② 非常事態における有線電気通信の確保（有線電気通信法第15条参照） ③ 災害対策用移動通信機器等の貸与及び携帯電話事業者等に対する貸与要請
	島根労働局	① 産業災害防止についての監督、指導 ② 被災労働者に対する救助、救急措置に関する協力及び災害補償の実施ならびに被災労働者の賃金支払についての監督指導 ③ 被災事業場の再開についての危害防止上必要な指導 ④ 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等に関する情報の収集・把握及び離職者の早期再就職への斡旋の実施 ⑤ 雇用保険の失業給付に関する特例措置の実施 ⑥ 被災事業主に対する特別措置等の実施
	中国地方整備局 浜田河川国道事務所	① 直轄土木施設の計画、整備、災害予防応急復旧及び災害復旧 ② 地方公共団体からの要請に基づく応急復旧用資機材、災害対策用機具等の提供 ③ 国土交通省所掌事務に関わる地方公共団体等への勧告、助言 ④ 災害に関する情報の収集及び伝達 ⑤ 洪水予報及び水防警報の発表及び伝達 ⑥ 災害時における交通確保 ⑦ 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施
陸上自衛隊出雲駐屯地		① 災害緊急対策及び災害復旧対策の実施
指定公共機関	日本郵便株式会社 中国支社	① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災者あて救助用郵便物の料金免除 ④ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分 ⑤ 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除 ⑥ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い ⑦ 簡易保険福祉事業団に対する災害救助活動の要請 ⑧ 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
	西日本旅客鉄道株式会社	① 鉄道による緊急輸送の確保 ② 鉄道の安全管理及び事故対策
	日本貨物鉄道株式会社	① 鉄道による緊急輸送の確保 ② 鉄道の安全管理及び事故対策
	西日本電信電話株式会社	① 電気通信施設の防災管理及び応急復旧 ② 緊急を要する電話通話の取扱い
	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 中国支社島根支店	① 電気通信施設、設備の整備及び防災管理 ② 災害非常通信の確保 ③ 被災電気通信施設、設備の応急復旧
	日本赤十字社 島根県支部	① 医療、助産等救助保護の実施 ② 災害救助等の強力奉仕者の連絡調整 ③ 義捐金品の募集及び配分
	日本放送協会	① 気象等予警報の放送 ② 災害応急対策等の周知徹底 ③ その他災害に関する広報活動
	西日本高速道路株式会社	① 管理する道路等の防災管理及び災害復旧

機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
		② 災害救助、水防、消防活動等災害緊急車両の通行に伴う料金徴収の免除の取扱
	中国電力株式会社 浜田営業所	① 電気供給施設の災害予防措置を講ずるとともに、災害時における電力供給の確保 ② 発災後、被災状況を調査し、供給不能等の需要者に対して早期復旧
	日本通運株式会社	① 陸路による緊急輸送の確保
指定 地方 公共 機関	山陰放送株式会社 山陰中央テレビジョン 放送株式会社 日本海テレビジョン 放送株式会社 株式会社エフエム山陰	① 気象等予警報の放送 ② 災害応急対策の周知徹底 ③ その他災害に関する広報活動
	石見交通株式会社	① 陸路による緊急輸送の確保 ② 運航車両等の安全管理及び事故対策
	島根県医師会	① 災害時における医療救護活動の実施
	島根県看護協会	① 災害時における医療救護活動の実施
	島根県エルピーガス協会	① エルピーガス施設の防災管理と災害復旧 ② エルピーガスの供給
その他公共的 団体及び防災上重要な 施設の管理者	土地改良区	① 水門、水路、ため池、排水機場等の施設の防災管理及び災害復旧
	農業協同組合連合会 島根県本部	① 緊急物資の調達 ② 陸路による緊急輸送の協力
	島根おおち農業協同組合	① 町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力 ② 農作物の災害応急対策の指導 ③ 被災農家に対する融資又は融資の斡旋 ④ 農業生産資機材及び農家生活資材の確保と斡旋 ⑤ 物資輸送の協力 ⑥ 共同利用施設の防災対策及び復旧
	農業共済組合	① 被災組合員の災害補償
	邑智郡森林組合	① 町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力 ② 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋 ③ 林業災害調査及び応急対策
	商工会	① 町が実施する被害状況調査及び応急対策の協力 ② 被災商工業者に対する融資及び融資の斡旋 ③ 物価安定についての協力 ④ 救助物資、復旧資材の確保協力及び斡旋
	医療機関経営者	① 避難施設の整備と避難訓練を実施 ② 被災地の病人等の収容、保護 ③ 災害時における負傷者の医療救護、助産救助
	一般運輸業者	① 緊急輸送に対する協力
	ダム施設の管理者	① ダム等施設の防災管理
	溜池管理者	① 農業用溜池等の防災管理
	邑南町社会福祉協議会	① 被災者の救援、その他災害時における応急対策の協力 ② 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資受付
	社会福祉施設経営者	① 被災者の保護についての協力を行う。
	金融機関(山陰合同銀行・島根おおち農業協同組合・島根中央信用金庫・各支店等)	① 被害世帯及び事業者等に対する非常払出融資

機関名		処理すべき防災事務又は業務の大綱
	学校法人	① 応急教育対策及び被災施設の災害復旧 ② 被災者の一時収容等応急措置についての協力
	危険物等の管理者	① 危険物等の保安措置
	エルピーガス取扱機関	① エルピーガス施設の防災管理と災害復旧 ② エルピーガスの供給
	報道機関	① 防災知識の普及と各種予警報等の周知徹底 ② 情報、応急対策等の周知徹底
	自主防災組織・集落等自治組織	① 防災組織の普及及び防災訓練を実施 ② 地域における住民の避難誘導、被災者の救護、感染症予防物資の配給、防犯その他町が実施する応急対策について協力
	土木建築業者	① 災害時における応急対策及び災害復旧の協力
	一般運送事業所	① 災害時における緊急輸送の協力
	青年各種団体	① 緊急物資調達の協力 ② 避難所への誘導 ③ 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
	婦人会	① 災害時における応急対策活動及び義援金品等の募集について協力する ② 避難所における炊出し及び保育
	公立学校（小・中学校）	① 児童生徒等の避難保護 ② 応急教育対策及び被災箇所の応急復旧 ③ 被災者の一時収容措置についての協力
	文化財施設等の管理者	① 重要文化財等の防火管理
	保育所	① 保育児の避難保護 ② 被災施設の災害復旧 ③ 被災者の一時収容措置についての協力
	防災対象物の管理者	① 避難施設の整備と避難等の訓練 ② 災害時における応急対策及び被災施設の災害復旧
	危険物等施設の管理者	① 施設の整備等災害予防対策を実施 ② 災害時における危険物等の保安措置を行い、防災活動について町に協力

第 1 節 地盤災害の予防

第 1. 適切な土地利用の促進

【基本方針】

土地の利用に際しては、土地の形質、地質、社会条件、自然条件を十分に把握し災害の防止に努める。

【実施内容】

1. 土地利用の適正誘導

地盤災害の予防対策としては、基本的には土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画法さらに土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律をはじめとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。同時に地盤地質をはじめ自然条件の実態を把握し、地盤災害の予防を検討する。

このほか地盤災害の発生すると思われる地域の人々へは、防災カルテや防災マップ等により正しい知識の普及に努め、周知徹底を図る必要がある。

2. 宅地造成の規制誘導

県と協力して以下の対策を推進する。

- ① 宅地造成等規制法や都市計画法における開発許可制度による徹底指導
- ② 地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。
又、都市計画区域外において、土砂災害特別警戒区域内の土地については住宅宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、土砂災害防止法に基づき、基準に従ったものに限り許可する。
- ③ 災害防止パトロールによる違法造成や危険宅地への指導監督の強化

第 2. 液状化危険地域の予防対策

【基本方針】

地震が発生した場合、軟弱な地盤は他の地盤より揺れが大きくなり、又、地盤内に埋設された線状構造物にも被害が出やすい。更に変位の少ない良好な地盤との境界で相対変位が大きくなり、建築物や施設に多大な被害をもたらす。そのため軟弱な地盤での施設立地に際しては、地盤の性質を十分に踏まえた対応が必要である。

【実施内容】

1. 液状化現象の調査研究

町は、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究成果を踏まえ、町域への影響等について町民への普及に努める。

2. 液状化危険地域の予防対策

① 液状化現象の調査研究

本町では液状化発生危険度は比較的低いものの、県や各種研究機関において実施される液

状化現象に関する成果を踏まえ、地震災害による被害の軽減に努める。

② 液状化対策工法の指導

地震時に液状化現象が予測される地域に対しては、周辺環境への影響等を考慮して以下の工法をはじめとする各種工法を設置主体者や設計者に対し普及させ施設整備に反映させる。

ア. 土木施設構造物

土木施設構造物（道路施設、港湾施設、河川施設及び橋梁等）の液状化対策工法には、大別して地盤改良による工法と構造物で対応する方法があり、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

a. 地盤改良による工法

- 地盤を液状化しない材料と入れ替える置換工法
- 振動又は衝撃により、地盤内に砂杭を形成し地盤を締め固める工法（サンドコンパクション工法等）
- 押え盛土により地盤を過圧密にする盛土工法
- 地盤に凝固剤を攪拌混合する固化工法（深層混合処理工法）
- 地盤内に碎石杭を形成し、過剰間隙水圧を消散させる工法等（グラベルトレイン工法）

b. 構造物で対応する方法

- 構造物の周囲を矢板等で囲い、内部の拘束圧を高める工法
- 支持杭や鉄筋コンクリート壁の打ち増しなど、既設構造物の耐力を増す方法等

イ. 建築物

建築物の液状化対策工法としては、地盤改良工法が有効であるが、万一液状化現象が発生しても建築物が深刻な被害を受けないよう、建築物の耐震化工法を施しておくことも効果的である。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりである。

a. 建築物に施す対策工法

- 木造構造物
 - (1) 基礎を鉄筋コンクリート造としたべた基礎とする方法
 - (2) アンカーボルトの適正施工
 - (3) 上部構造部分の剛性化
 - (4) 荷重偏在を避ける建築計画
 - (5) 根等の重量を軽量化
- 鉄筋コンクリート造等建築物
 - (1) 支持杭基礎工法
 - (2) 地階を設ける方法
 - (3) 面的に広がりのある建築計画
 - (4) 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性の向上
- コンクリートブロック塀
 - (1) 法令等の技術基準の正しい履行
 - (2) 基礎を低盤幅の大きい逆T字型の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく根入れを深くする方法

b. 地盤改良工法

上記ア. a. に同じ

ウ. 地下埋設物

地下埋設物の液状化対策工法としては、地下埋設管路の対策工法と地盤改良工法とに大別される。

なお、それぞれの対策工法の概要は以下のとおりである。

a. 管路に施す工法

- 既存施設の技術的改良

- (1) 既存施設の耐震性調査や被害想定を実施し、安全性の低い施設については既設管の補強措置の促進及び地盤改良対策の推進を図る。
- (2) 基礎を低盤幅の大きい逆T字型の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく根入れを深くする。

○ 新設管の耐震化

- (1) 管渠の設計に先立ち、土質調査若しくは既存資料による周辺地盤の液状化判定を行い、必要に応じ地盤改良等の対策を施す。
- (2) ダクタイル鋳鉄管・鋼管等の耐震管の採用及び継手等管路の耐震性向上に努める。
- (3) 管渠の接続部には、可とう性継手を用いることにより耐震性の向上を図る。

b. 地盤改良工法

上記ア. a. に同じ

第3. 土砂災害対策

【基本方針】

災害の発生により、地すべり、山崩れ、崖崩れ等の災害が予想されるので、その予防に万全を期することが必要である。

災害危険箇所や区域を的確に把握し、防災工事の推進に努め災害発生危険地区の解消に努める。

又、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒避難体制の整備に努める。

【実施内容】

1. 災害危険区域等の指定

町は、防災関係機関と協力し、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流などすでに調査している箇所以外にも調査をすすめ、より一層の危険箇所・危険区域の把握に努めるとともに県と連携し、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進する。

2. 災害危険区域の周知徹底

災害危険地域及び周辺住民等に対し、広報、現地掲示板等により当該地域が災害危険区域であることを周知する。

3. 予防措置の指導

危険が予想される区域内の土地所有者、管理者又は占有者に対し、維持管理の徹底と危険が及びそうな施設の管理者に対し、保安措置を講ずるよう指導を行う。

又、新たな危険区域箇所を調査把握し指定の要望を図る。

4. 治山・治水対策

治山・治水対策は、本町の防災上最も重要な事項である。これらの防災施設については次により完備を図り、災害の防止を期するものとする。

① 治山事業

本町は、総面積の90%近くが山林原野で占められており、山腹崩壊や各溪流による流域の荒廃、多量な土砂礫の流出等の危険を防止するため治山事業を推進しているが、地震による土砂災害は、地すべりを含む崩壊現象はもとより崩壊土砂・落石等の直撃及び岩屑流・土石

流となる崩壊土砂の流動化現象も予想される。このような災害の多様化と山地災害の危険性が高まる中、より効果的な対策と危険地区の計画再整備を図り、山地災害の未然防止に努める。

② 防災植林事業

荒廃林地の林種転換、伐採跡地の植林、山崩れ発生跡地等、必要な個所への植林を積極的に指導推進し山崩れの防止並びに林相の改善を図る。

③ 河川改修の治水事業

町内には出羽川や八戸川等、江の川水系の河川が流れているが、これらの河川は急峻な勾配をもち地質上風化侵食も甚だしく河道の縦横侵食や山地の崩壊等荒廃が進み、出水時の堤防決壊、家屋及び耕地等への浸水、土砂流入等の被害の最大要因となっている。これらの現状を踏まえ、堰堤による流送土砂の防止にあわせて河道の侵食を防止し、完全な流路の計画等を実施する。河川等については可及的速やかに改良が進むよう努める。

④ 砂防、急傾斜地対策事業及び地すべり防止事業

本町は地勢的に土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害が発生する危険性が高いため、砂防設備を必要とする箇所が多い。又、地震によって地山のゆるみの増加に伴い土砂災害の危険性が一層高まるため、砂防設備の整備により、避難路、避難場所等の保全を一層推進し、地震直後の土石流危険渓流の点検体制の整備及び雨量計等の観測機器の設置による土砂災害予警報システムの構築により、地域住民への土砂災害警戒避難体制の周知徹底を図る。

地すべり防止対策としては、地震によって引き起こされる地すべりは移動が急激な場合も考えられ、多大な被害をもたらす危険性があるため、総合的な地すべり防止対策工事の実施に向け、地域住民の協力のもとに地すべり防止区域の指定の促進を図るとともに、順次対策事業の推進に努める。又、地震直後の地すべり危険箇所の点検体制及び日頃の地割れ、陥没、隆起、建物や立ち木の傾き、あるいは湧き水等の観測体制を整えとともに、地すべり監視施設等の整備による警戒体制の確立を図る。

危険度の高い急傾斜地については、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき崩壊危険区域を指定し、対策工事を推進する。又、地震直後には急傾斜地の点検体制の整備及び危険区域内での崩壊を助長し、誘発するような行為の制限を図るとともに、急傾斜地の周辺に危険性を示す標識の設置や住民への危険に対する啓発活動の実施、あるいは必要に応じて防災措置の勧告や改善命令等を行うなど、警戒体制の確立を図る。

5. 連絡体制、避難体制の整備

情報伝達、避難勧告等は、防災行政無線等のほか消防団等を通じて行うこともあるため、連絡体制、避難体制の整備を図る。

6. 監視警戒体制の整備

町は県と連携し土砂災害危険地域において、防災関係機関と連絡を取りながら定期的なパトロール等を行うものとする。

災害の発生が予想される場合は、防災関係機関との連絡を緊密にし、警戒要員を配置する。

第2節 建築物・公共土木施設災害の予防

地震発生時の避難、救護、その他応急対策活動の拠点となる建築物等、防災上重要な建築物としての公共施設をはじめ道路、空港、鉄道等の交通施設、電気、ガス、石油・石油ガス、上水道、下水道、電話等のライフライン施設、河川、その他の公共土木施設は、住民の日常生活、経済活動、又地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。

これらの公共施設について、震災後、直ちに機能回復を図ることは勿論、事後の応急復旧よりも事前の予防措置を講じることが、はるかに重要かつ有効である。

このため人的被害を防止し、応急対策活動拠点や被災者救護施設の確保を図るため、各施設の耐震性に対する設計指針を策定し、耐震化・不燃化を促進し、被害を最小限に留めるよう万全の措置を講ずる。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

第1. 建築物災害の予防

【基本方針】

建築物の構造上の安全性は、これまでの巨大地震を教訓とした数回にわたる建築基準法の耐震設計の改訂により、かなり高い水準が確保されている。しかし、耐震性は多様な要素が複雑に関わり合って定まるものであり、これを十分確保したはずの建築物が被害を受けている例もある。防災上重要な建物となる公共施設は、一層耐震性を強化して崩壊防止に努めなければならない。又、積雪時の地震にも対処できるよう予防対策を図る。

新設の建築物については「耐震設計」を積極的に取り入れると同時に、既設の建築物は耐震調査及び補強の計画を推進する。

又、不特定多数が利用する建築物が古く、耐震上問題があると想定されるものは、重点的に耐震性の向上を図ることとし、耐震診断・改修の啓発・指導、相談窓口の開設等の施策を総合的に推進する。

【実施内容】

1. 公共建築物の耐震性の向上

① 防災上重要な建築物規定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示及び安全な避難場所の確保が要求される。町は、これらの活動の円滑化を図り、次の町有建築物を「防災上重要な建築物」とし、各施設の耐震性の確保を図り崩壊防止に努める。

ア．震災時に避難誘導及び情報伝達、救助等の防災業務の中心となる町庁舎

イ．震災時に緊急の救護所、避難場所となる学校及びその他の施設

② 防災上重要な建築物等の耐震性の確保

ア．老朽化の著しい建物又は構造上危険と判定されるものは、本町の整備計画にあわせて改築の促進を図る。

イ．建物の新築及び改築に当たっては、耐震耐火建築物の建設促進を図る。

ウ．積雪時の地震を考慮し、積雪荷重のチェックや構造設計上の指導を県と協力の上推進する。

③ 土砂災害に対する安全の確保

地震により大量の土砂の移動等の発生が考えられるため、これらに対して耐えうる建築物の耐力の確保等を図る。

④ 建物の点検及び補修

建物の定期点検及び臨時点検を実施し、破損箇所等は補修又は補強し、災害の防止に努める。

⑤ 文化財の安全確保

指定文化財については、国の「文化財建造物等の地震時における安全性の確保に関する指針」に基づき、点検・整備を行うほか、展示施設や保存・保管施設に展示・収蔵されている資料の破損防止を図るため、展示照明器具、展示方法、収蔵設備等について耐震度の確認を行い必要に応じて補強する。

⑥ 各種データの整備保全

県及び町は復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等）の整備保存並びにバックアップ体制を整備する。

2. 一般建築物等の耐震性の促進

耐震診断の実施や自ら耐震性能診断を行う手法の普及・啓発を進める。

又、危険なコンクリートブロック塀等の点検、補強指導の強化充実を図る。

① 建築物防災相談・耐震診断の体制づくり

江津呂智消防組合、県建築士会、その他の団体と協力して建築物防災相談を実施する体制づくりに努める。又、町職員及び関連業務職員を耐震診断技術者として養成し、一般建築物の耐震診断を行い補強及び改修の指導を行う。

② 個人住宅の耐震性能診断強化

ア．耐震性能診断の普及充実を図り、住民が自ら耐震性能の診断を行う手法の普及・啓発を県と連携して進める。

イ．積雪時の地震対策として、積雪荷重のチェックや雪おろしをしなくても耐えられる構造設計等の指導を推進する。

③ 既存コンクリートブロック塀等点検、補強指導の強化

県と連携をとり、危険なコンクリートブロック塀等の点検、補強指導の強化充実を図ってゆく。

④ 災害廃棄物の発生への対応

県及び町は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとし、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

3. 落下物・転倒物対策

地震発生時に危険性のある落下物としては、広告塔、看板等の屋外広告物や屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁、モルタル等の外装及びクーラーの室外機等が考えられる。なお、落下物ではないが同種の危険性のあるものとして各種の自動販売機がある。

これら落下物や転倒物による影響は、人身への被害とともに救助活動の障害ともなるので、安全性を確保していかなければならない。

① 落下物対策

ア．安全性確保の周知徹底

適宜、耐震、防災診断等を実施し、安全に対する意識を喚起する。

イ．屋外広告物等の規制

防災パトロール等に際し、落下のおそれが高いものは、所有者等に対して改修等の対策を講ずるよう改善指導を行う。

② 自動販売機の転倒防止

自動販売機の多くは設置場所に固定されているが、単にコンクリートへのボルト止め程度では必ずしも安全とはいえず、補強が必要なものもあるため、関係者への安全意識の徹底を図る。

③ 安全・防災パトロールの実施

町は、防災関係機関と連携して町内の通学路、避難路に面した物件を主な対象とし、落下・転倒危険物の個別安全・防災パトロールの実施を検討する。

4. 屋内の安全性の向上

地震発生時における屋内の家具等の落下や転倒によるけがの危険性を防止し、住民が自らの身を守るよう啓発を図る。

- ① 家具等の固定金具の普及
家具、家電等に転倒防止の留め具を付けるよう啓発を図る。
- ② ガラス飛散防止フィルムの普及
窓や戸棚等、あらゆるガラスに飛散防止フィルムを張るよう啓発を図る。
- ③ 両開き扉の留め金具等の普及
観音開きの食器棚は、戸が開きやすく食器が落ちやすいので、留め金具等の普及を啓発する。
- ④ 建物と一体型造り付け家具の普及
家具等の移動や転倒によるけがの防止のうえから、一体型造り付け家具の啓発を図る。
- ⑤ 建築物における天井の脱落防止等

不特定多数の者が使用する施設において人的被害が発生する可能性がある場合、県、町及び施設管理者はその管理者に対して建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等の措置を講ずるよう指導する。

第2. 道路・橋梁の安全性の強化

【基本方針】

道路や橋は、ライフラインとして多様な機能を果たしている。そして、災害発生時には、避難、救護、消防活動等に重要な役割を果たし、又、火災の延焼を防止する等の役割も期待されるため、被害の軽減の重要な柱として、道路の整備及び道路の一部としての橋梁の架け替え、補強等の整備を推進する。

県及び町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

【実施内容】

1. 幹線道路対策

国道及び県道等の幹線道路については、それぞれが所管する道路について、安全性を強化した道路整備を推進する。

2. 町道対策

- ① 地域の生活道路であるとともに、国、県道等の幹線道路を補完するものであり、重要経路を最優先として、国・県道に準じた耐震、災害防止点検調査を実施する。
- ② 山間部へ通じる町道はダブルアクセス道の確保を目指し、整備の推進を図る。

3. 農道及び林道対策

農道及び林道は、地域の生活道路としても使用されているが、地震や豪雨による被害が予想されるため、山地崩壊、土砂崩壊、落石等について防止施設の設置を推進する。

4. 橋梁対策

橋梁の安全点検を行い、老朽化した橋については架け替え、補強等を推進するとともに既設橋梁の落橋防止対策を講ずる等、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

又、橋梁の新設に当たっては、耐震性を備えた橋梁を建設する。

5. 応急復旧のための事業措置

町内だけでの応急復旧資機材等の調達は困難が予想されるため、建設業団体との災害応援に関する協定づくりを推進する一方、災害応援に関する協定に基づく隣接市町村との連携強化等、広域的な応援体制の確立に努める。

第3. 交通安全施設等の整備

【基本方針】

地震発生時における緊急輸送路の確保を図るため、緊急輸送路に対し交通安全施設の増強及び整備に努める。

【実施内容】

1. 交通規制用資機材の整備

緊急輸送路の確保等の際に使用する看板、交通規制標識、トラ柵の増強、整備を図る。

第4. まちの不燃化

【基本方針】

本町は、家屋が密集している道路狹隘市街地等では地震災害に対して極めて脆弱であり、総合的な震災予防対策が必要であるため、災害に強い安全なまちづくりを促進する。

【実施内容】

1. 災害に強い安全なまちづくりの促進

地震による建物等の崩壊又は火災を未然に防止し延焼の防止を図るため、耐震耐火建築の啓発に努めるとともに、公園・緑地、道路等の整備、公共施設、公用施設等の防災機能の強化等災害に強い安全なまちづくりを促進する。

2. 防災空間・拠点の整備

震災時において、避難者の安全確保を図るため、公園等のオープンスペースを確保する。これらオープンスペースは、地域防災活動の拠点施設、延焼遮断帯として機能するほか、救護活動、物資集積等の拠点としての利用、ガレキ集積場所、ヘリコプターの臨時離発着場としての活用、応急仮設住宅の建設場所として利用することができ、極めて重要かつ多様な役割を果たすことができる。

第5. 河川堤防の整備

【基本方針】

地震発生時の堤防決壊による二次災害を防止するため、河川堤防等について強化、改良等の安全性向上対策を実施する。

【実施内容】

施設の機能低下をきたしている箇所については、堤防のかさ上げ等の応急対策のほか、恒久対策として堤防の損傷に起因する浸水を未然に防止するため、改修を計画的に推進する必要がある。

又、排水施設についても災害に対してその機能が保持できるよう改築及び整備を図る。

第6. 農地・農業用施設の整備

【基本方針】

農地及び排水機、水路、ため池等の農業用施設の災害は、農地、農業用施設のみに留まらず、

一般公共施設等にも広くその被害が及ぶことが予想されるため、老朽化施設等の整備を促進するとともに適切な管理が必要である。

又、農地、農業用施設の災害発生を未然に防止し、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図り、併せて農地の保全に資するため、農地防災事業を強力に推進する必要がある。

地震後はため池緊急点検を実施する。

【実施内容】

1. 農業用施設等に対する措置

① 老朽ため池の補強改良

老朽化したため池の補強改良工事を実施し、決壊による被害を防止する。

又、町及びため池管理者は、県からの「地震後の農業用ため池緊急点検マニュアル」に基づいた指導をもとに、適切な維持管理を行う必要がある。

決壊した場合に甚大な被害が発生する概ね貯水量 5,000 m³以上かつ被害想定概ね 10 戸以上のため池は、警戒ため池として特に監視点検に取り組む必要がある。

② 農道の側溝、法面の整備

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに、側溝及び法面の整備を図る。

③ 農地保全

急傾斜又は特殊土壌地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土壌の流失や崩壊を防止する。

④ 農用施設の補強

ハウス、農舎、その他共同利用農用施設等について、災害を最小限に防止するため補強の措置をとる。

⑤ 震度 4 以上の地震が発生した後にはため池緊急点検を実施し、その結果を県へ報告する。

第 7. 上水道対策

【基本方針】

災害による水道の断水を最小限に留めるため、被害箇所をできる限り少なくし、断水時間をできるだけ短縮するよう施設の安全性の強化に努める。又、応急給水を円滑に実施するために活用可能な水源、配水場を最大限に利用するとともに、防災用資機材の整備拡充、防災非常体制の確立を推進する。

なお、大災害発生時の近隣市町村との連携について、協力体制を確認しておく必要がある。

【実施内容】

1. 供給施設の耐震性の強化

① 現供給施設の耐震調査の実施

② 施設の新設拡張及び耐震設計、耐震施工の推進

③ 老朽管の耐震管への取替え促進

④ 水道施設による二次災害と応急給水を確保するため、配水場において緊急遮断弁を設置

2. 応急給水体制と防災用資機材の整備

災害発生時における水道施設の被災により水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害応急対策計画に基づき応急給水活動を実施する。応急給水方法は、避難場所、医療機関、水道水源及び配水場での拠点給水を原則とし、供給される飲料水は水道水を原則とする。

① 給水車、ポリタンクによる応急供給の整備

② 災害時の配水施設の寸断に対応できるよう、各地区単位に「防災用井戸」の確保とろ過器の整備の推進（遊離残留塩素 0.1 mg/ℓ 以上保持するよう塩素消毒を使用）

③ 応急給水活動時における運搬車両、資機材、給水場所の確保

- ④ 通信手段（無線機等）の確保
- ⑤ 応急給水時における住民への広報体制の確立
- ⑥ 住民の意向や給水に関する情報の収集

3. 防災非常時の体制の確立

- ① 職員、水道工事業者及び防災関係機関等の初動体制、命令系統を平素から確立し、非常通信連絡方法の調査及び訓練を行う。
- ② 飲料水の供給あるいは施設の復旧が困難な場合は、他市町村、又は県へ応援を要請し、積極的な協力を求める。

第8. 下水道等の整備

【基本方針】

住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、災害時における下水道施設の機能を保持できるよう、施設の補強、整備に努めるとともに、設計については地質、構造等の状況を配慮して、耐災害性の強化に努める。又、下水道施設の被災時における復旧作業を円滑に実施するため、緊急連絡体制の確立、復旧資機材の確保及び復旧体制の確立を図る。

【実施内容】

1. 処理施設の整備

- ① 処理施設は、災害により機能を損なう程の破損にいたらないよう、耐震化等を図る。
- ② 汚水送水管等の配管類は、可とう性伸縮継ぎ手を設置し、管の破損、切断を予防するとともに、重要な配管についてはバイパス化、複数化等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。
- ③ 機械設備は、移動、転倒及び破損が生じないよう支持及び固定し、安全対策を推進する。
- ④ 電気設備は、管路等の浸水や自家発電設備の冷却水断水等による停電対策を図る。

2. 管路施設の整備

- ① 管路施設のうち重要幹線管渠については、河川や軌道横断等の重要な箇所、軟弱地盤、地盤急変箇所等において、必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性の管や伸縮継ぎ手を設置し、免震構造化を図る。
さらに、特に重要な幹線については、施設のバイパス化、複数化や雨水管渠の活用等によるバックアップ機能を検討し、必要に応じて導入を図る。
- ② マンホール及び取付管は、重要幹線について、液状化のおそれのある箇所では必要に応じて地盤改良を実施するとともに、可とう性伸縮取付管の設置を推進する。

3. 応急体制づくり

- ① 下水道台帳の整備はシステム化を図り、分散保管する。
- ② 応急復旧マニュアルを整備する。
- ③ 防災訓練
災害時の対応が円滑かつ的確にできるよう、緊急連絡伝達方法、応急対策の実施方法、応急対策用資機材の運搬及び取扱方法等について、定期的に防災訓練を実施する。
- ④ 緊急連絡体制の確立
被害の把握や復旧のために、関係職員、関係行政機関、関係業者等の相互の連絡を確実に行えるよう連絡体制を確立する。
- ⑤ 復旧用資機材の確保
復旧に必要な資材及び機器の緊急調達についてあらかじめ定めておく。

4. 復旧体制の確立

被災時には、関係職員、関係業者、手持ち機械器具、復旧用資機材だけでは対応が不十分となることが予想されるため、他市町村との相互応援協力体制を確立することを検討する。

第9. LPガスの防護対策

【基本方針】

一般家庭等におけるLPガス設備の耐震性を強化するため、販売店等はボンベ転倒防止措置を施すとともに、感震機能を備えた安全器具の普及促進に努めるほか、LPガス消費者に対し、震災時にとるべき初期行動について啓発活動を促進する。

【実施内容】

1. ガスボンベの転倒防止対策《LPガス取扱事業所》

販売店等は、鎖がけ等の方法によりボンベの転倒防止措置を講ずるとともに、その定期点検を実施して維持管理を行う。

2. 安全器具の普及促進《LPガス取扱事業所》

販売店等は、ガス漏れ又は火災防止のため、感震器付ガスメータ（マイコンメータS）又は耐震自動ガス遮断器、ガス放出防止器の普及促進に努める。

3. 消費者に対する周知啓発活動《LPガス取扱事業所》

地震発生時には、LPガス消費者自らガスの使用を中止し、器具栓、元栓を閉じるとともに、揺れの大きい地震の場合は、容器バルブを閉じることが二次災害を防止するうえで最善の方策であるため、販売店等は震災時に消費者がとるべき初期行動について啓発活動に努める。

第10. 電力施設の防護対策

【基本方針】

中国電力㈱及びその他の電気事業者は、災害時における電力供給を確保し、民心の安定を図るため電力設備の防護対策に努めるものとする。

【実施内容】

1. 設備面の対策《中国電力㈱》

- ① 過去に発生した災害の実態を考慮し、各設備の被害防止対策を講ずる。
- ② 軟弱地盤にある設備については、耐震対策を考慮する。

2. 体制面の対策《中国電力㈱》

- ① 設備の巡視及び点検を行い、保安の確保を図る。
- ② 災害時のために日頃から資機材等確保の体制を確立する。
- ③ 災害発生時に一時的に供給力が不足することも考えられるので、他電力会社との電力融通体制を確立する。

第11. 通信施設の防護対策

災害発生時における通信機能の確保は、社会的な混乱の防止、災害対策の適切かつ迅速な実施の上からも極めて重要な問題であり、防災関係機関は電気通信、専用通信等の施設の安全性確保に全力をあげて取り組む必要がある。

なお、建物の倒壊や地盤の揺れ等に伴う通信施設の損壊や架空、埋設ケーブルが寸断される等、

地震発生時には、速やかに通信機器の機能回復を図るとともに、他の利用可能な通信施設との連携を取り、通信手段を確保するための緊急対策及び抜本的対策を策定するとともに、各種通信対策を図ることが必要である。

【基本方針】

N T T西日本は、国内電気通信事業の公共性を鑑み、災害時においても通信の確保ができるよう設備の耐震、耐火及び伝送路の多ルート化等の防災対策を推進し、被害の未然防止を図る必要がある。

【実施内容】《N T T西日本》

1. 電気通信の防護対策

① 耐震対策

ア. 建物及び鉄塔の耐震対策

イ. 通信機器設備の固定、補強等

② 伝送路の防災対策

ア. 伝送ルートの多ルート化

イ. 洞道網の建設促進及び整備

③ 防災機器の整備

ア. 災害応急復旧用無線電話機の拡充

イ. 可搬型無線機の増配備

ウ. 非常用移動電話交換装置及び電源装置増配備

エ. 防災用資機材の増配備

④ 防災に関する訓練

ア. 災害予報及び警報伝達の訓練

イ. 災害時における通信の疎通訓練

ウ. 設備の災害応急復旧訓練

エ. 職員の非常呼集の訓練

オ. その他必要な訓練

《N T Tドコモ中国》

① 現況

ア. 建物

二次災害防止のため地域条件に即した防火扉、防火シャッター及び防水扉等を設置している。

イ. 建物内部設備

a. 建物内に設備する電話交換機、伝送・無線及び電力等の機器は地震などの災害による倒壊損傷等を防止するための補強装置と、火災に備えて消火設備が設置されている。

b. 交換設備、電力設備及びその他の局内設備は倒壊を防止するために支持金物等で耐震対策を実施している。

c. 非常用電源

重要通信設備の設置されているビルは、商用電源のバックアップとして、蓄電池、自家発電機等を常備している。

ウ. 移動用無線

a. 通信回線の応急回線の作成用として、可搬型マイクロエントランス及び移動基地局車を主要ビルに集中配備している。

b. その他復旧作業用として車両へ衛星携帯電話等を常備している。

② 自主保安体制の構築

電気通信施設の災害対策は、公衆通信役務を提供している重大な使命にかんがみ、災害時においても重要通信の確保ができるよう平素から取り組んでいる。また、電気通信設備の整備拡充を図るとともに、災害が発生した場合においては、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国の各機関にも災害対策本部を設置するとともに、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ等エヌ・ティ・ティ・ドコモグループに災害対策支援本部を設置し、要員、資材及び輸送力等を最大限に利用して通信の疎通と施設の早期復旧に努める。

- ア. 主要な伝送路を光ケーブルまたは無線により、多ルート構成あるいはループ構成としている。
- イ. 町指定の避難場所に一般公衆通信の使用に供する携帯電話又は、衛星携帯電話の貸出しに努める。
- ウ. 災害時の孤立対策として、移動基地局車及び可搬型マイクロエントランスを主要ビルに配備している。
- エ. 架空ケーブルは、二次的災害（火災）を考慮し、通信ケーブルの地中化を推進している。
- オ. 商用電源が停電した場合の給電設備として、蓄電池、自家発電機を常備しているが、更に移動電源車も主要ビルに集中配備している。
- カ. 防災の観点から設備管理を強化し、老朽又は耐水性に劣る弱体設備の計画的な補強取替を実施している。
- キ. 平素から災害復旧用資材を確保している。

③ 防災教育・訓練の充実

災害予防設置及び災害応急対策措置等を円滑、迅速に実施できるよう平素から災害対策諸施策を積極的に推進するとともに、次に掲げる訓練を定期的又は随時に実施する。

なお、行政、地方公共団体、警察、消防など外部の防災機関の防災訓練にも積極的に参加する。

- ア. 非常召集の訓練
- イ. 災害予防及び警報の伝達訓練
- ウ. 災害時における通信疎通確保の訓練
- エ. 電気通信設備等の災害応急復旧訓練
- オ. 消防及び水防の訓練
- カ. i モード災害用伝言板サービスの運営

《KDD I 株式会社》

① 電気通信施設の現況

災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信局舎及び通信設備の防災設計を行っており、主要設備については予備電源を設置している。また、通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、災害に強いネットワーク構成としている。

② 自主保安体制の構築

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を行う。また、被災時には通信を確保し、被害を迅速に復旧するため、必要な事業所には緊急連絡設備、代替回線や臨時回線の設定に必要な設備や車両等の防災用機器等を配備している。

③ 防災教育・訓練の充実

災害時に防災業務を遂行できるように、必要な教育を行い防災に関する知識の普及及び向上を図っている。全社的な訓練は年2回実施している。

2. 専用通信の防護対策《町及び防災関係機関》

無線を利用した専用通信は、防災関係機関の情報連絡手段として極めて有効な方法であり、災害時における通信手段として最も重要な役割を果たすことが期待されている。

- ① 耐震性の強化
 - 庁舎及び装置等について、耐震性を強化する。
- ② 伝送路の強化
 - 通信機能を確保するため、バックアップ回線の設定、ルートの二重化等を促進する。
- ③ 装置、機材の充実
 - 予備電源、移動無線、可搬型無線機等の資機材の充実整備を図り災害に備える。
- ④ 定期的な点検の実施
 - 施設及び装置の定期的な点検を実施する。
- ⑤ 防災訓練等の実施

通信機能の重要性を考慮し、平素から関係者による防災訓練を実施し、機能の確保及び通信設備の習熟に努める。

⑥ 移動系無線局の配備

防災関係機関は、被災地において円滑な情報の収集伝達手段を確保するため、災害に強い移動系無線局の効果的活用を努める。

第3節 危険物施設等の安全対策

第1. ガス施設の予防対策

【基本方針】

町、県（消防防災課）、江津邑智消防組合及びガス事業者等は、地震により発生するガス爆発等の災害を防止し公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づき、関係者及び事業所に対する取締り並びに保安体制の強化に努める。

【実施内容】

1. 施設の耐震性強化《ガス事業所》

ガス導管の施設は、ダクタイル鋳鉄管、鋼管（ねじ継手のものを除く溶接、又は機械継手）等耐震性のあるものとする。

2. 保安指導、保安教育《江津邑智消防組合》

町及び県、江津邑智消防組合は、保安検査・立入り検査等により高圧ガス施設の製造者、所有者に地震に対する保安管理の適正を指導する。

- ① 高圧ガス製造、販売、貯蔵、移動、消費、容器の製造及び取扱
- ② 高圧ガス施設の管理者、高圧ガス保安統括者・保安係員が非常時にとるべき措置

3. 自主保安体制の確立《ガス事業所》

事業所は、火災、ガス爆発の災害を未然に防止するため、自主保安体制を確立する。

- ① 定期自主検査を行い、必要事項を保存する。
- ② 防災設備の維持管理、整備及び点検
- ③ 緊急時の関係機関に対する通報及び防災活動

第2. 危険物保有施設防護対策

【基本方針】

災害発生時において、危険物施設の火災や危険物の流出等が発生した場合、周辺地域に多大の被害を生じるおそれがある。

町は、危険物施設の自主保安体制の充実強化を指導し、安全対策と防災教育の推進を図る。

【実施内容】

1. 施設保全及び安全性の強化《危険物取扱事業所》

危険物施設の所有者等は消防法等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに安全性の強化に努める。

2. 保安確保の指導《江津邑智消防組合》

町（江津邑智消防組合）は、県の協力のもと、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

3. 危険物取扱者に対する保安教育《江津邑智消防組合》

町（江津邑智消防組合）は、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、県や危険物安全協会の実施する取扱作業の保安に関する講習に参加するよう指導し、危険物取扱者の資質

の向上に努める。

4. 自主防災体制の確立《危険物取扱事業所》

事業所の管理者等は、消防法の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、作業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

又、事業所間の自衛消防隊の相互応援協定の促進を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤の防災資機材の備蓄に努める。

第3. 火薬類施設の予防対策

【基本方針】

火薬類等は火薬類取締法及び武器等製造法に基づいて、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが規制されている。しかし、万一被害が発生した場合にはその影響が大きい。このため、町及び県、江津邑智消防組合は実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制の強化や事業所に対する普及啓発を図る。

【実施内容】《江津邑智消防組合》

町及び県、江津邑智消防組合は火薬類施設の実態把握、指導、普及啓発活動を引き続き推進する。

第4. 毒劇物取扱施設の予防対策

【実施内容】

町は毒劇物取扱施設の実態把握に努める。町及び県は立入検査等法令に基づく規制の強化に努めるとともに事業者に対して耐震対策の強化を指導する。

- ① 研修会等での耐震教育の徹底
- ② 立入検査時の耐震措置及び施設の耐震化の指導
- ③ 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- ④ 緊急連絡、資材確保等の応急マニュアルの整備
- ⑤ 治療法を記した書類の整備

第4節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

【基本方針】

平成8年に地震防災対策特別措置法が施行され、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し、平成8年度～平成12年度の計画事業について、県では地震防災緊急事業五箇年計画が作成された。

さらに、平成13年度以降の事業についても引き続き五箇年計画を作成されることとなり、震災予防のため、町では地震防災対策特別措置法の掲げる以下の施設等について事業を選定し、平成23年度を初年度とする第4次地震防災五箇年計画（平成24年3月30日内閣総理大臣承認）に基づき整備を図っていく。

【実施内容】

1. 計画対象事業

- ① 避難地
- ② 避難路
- ③ 消防用施設
- ④ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- ⑤ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート
- ⑥ 共同溝、電線共同溝の電線、水管等の公共物件を収容するための施設
- ⑦ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑧ 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑨ 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑩ 公立の小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑪ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- ⑫ ⑦～⑪までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち地震防災上補強を要するもの
- ⑬ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設
- ⑭ 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等法律第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設、又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- ⑮ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- ⑯ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備、その他の施設又は設備
- ⑰ 地震発生時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備、その他の施設又は設備
- ⑱ 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- ⑲ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ⑳ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
- ㉑ その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であって政令で定めるもの

第5節 防災活動体制の整備

地震災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、町及び防災関係機関の防災組織及び防災体制を整備する。そのため、地震災害時の災害対策本部及び初動体制の確立要領、登庁までの協議体制、災害対策本部の施設・設備等を整備しておくとともに、町、県、防災関係機関相互の連携体制及び警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等、広域応援体制の整備（組織整備、協定締結、運用細則の整備を含む）、災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、県、町は避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の有効活用を図るものとする。

防災組織及び防災体制の整備に際しては、各々の組織の特性を踏まえ災害時の迅速な初動体制を確立できるようにしておく必要がある。

応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるものとする。

第1. 災害対策本部体制の整備

【基本方針】

町、県及び防災関係機関は、地震災害時に効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。

また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討するものとする。

【実施内容】

1. 初動体制の整備

① 動員計画の策定

町及び防災関係機関は、地震災害時における職員の動員配備計画を定めておく。

町及び防災関係機関は、所属長等があらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法等について具体的に計画しておく。

② 非常参集体制の整備

町及び防災関係機関は、それぞれの機関において参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ職員の非常招集体制の整備を図るものとする。

又、連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討するものとする。

なお、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努めるものとする。

③ 活動マニュアル等の整備

町及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した災害体制マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

④ 被災地への県職員の派遣体制の整備

被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合を想定し、県職員が情報収集のため被災市町村に赴く場合に、どのような内容の情報をどのような手段で収集するかなどを定めた情報収集要領を、あらかじめ作成するよう努めるものとする。

⑤ 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

2. 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に大規模な地震災害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能なように幹部職員等連絡網の充実を図るものとする。

3. 災害対策本部室等の整備

町及び関係機関は、以下の点に留意して対策本部室等の整備を行うものとする。

- ① 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備
- ② 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び地震・浸水等に対する安全の確保
- ③ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- ④ 応急対策用地図
- ⑤ 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備

4. 自主防災組織等との連絡体制

町は、地域の防災関係者を記した緊急時連絡先表を作成し、災害時の情報収集、情報伝達に活用する。

第2. 防災中枢機能等の確保

【基本方針】

町、県、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び市外に対する安全性の確保、整備に努めるとともに、保有する施設、設備について、非常時の電源確保のために自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図るとともに、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。又、町及び県は、緊急輸送のための拠点整備を行う。

【実施内容】

1. 防災中枢機能の整備

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、地震災害に伴う耐震化及び停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食糧、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

2. 防災輸送拠点の整備

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」により、緊急輸送のための防災拠点を整備する。

第3. 広域応援協力体制の整備

【基本方針】

大規模地震災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より体制を整備しておく。

【実施内容】

1. 町・消防組合間の相互協力体制の整備

町は平常時から相互応援協定に基づく消防相互応援体制の整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するよう努める。

① 他市町村との防災協定づくりの推進

町は、他市町村との間で次の4段階の体制をとoshi、防災姉妹都市の提携を推進していく。

第1段階：自力での町域内対策活動

第2段階：広域行政圏をベースとした近接地域間協力

第3段階：全県での応援

第4段階：県を超えた広域応援

② 避難所等収容施設に関する協定

ア. 食糧、飲料水、生活必需品、医薬品等の提供

イ. 医療、防疫等、し尿・ゴミ・ガレキ処理の協力

ウ. 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

エ. 医療系・技術系・技能系職等の職員の派遣

オ. 要配慮者、特に学童の受入れ協力

カ. 住宅の斡旋

2. 県、町と自衛隊との連携体制の整備

県、町と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、

平常時から連携体制の強化を図る。その際、自衛隊の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努める。

県、町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

県、町は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

3. 防災関係機関の連携体制の整備

① 共通

地震災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、町及び防災関係機関は、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

又、町は、食糧、水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

② 警察

警察署は、広域的な派遣体制を確保するため、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図る。警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察本部と緊密な連携を図り、大規模地震災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

③ 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動の支援体制の整備に努める。

④ 建設業協会

建設業協会は、国、県、町との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

⑤ 日本赤十字社島根県支部

日本赤十字社島根県支部は、県と締結している「災害救助法に基づく救助業務委託契約書」を踏まえ、医療、助産、死体の処理等の災害救助活動の支援体制の整備に努める。

⑥ 国土交通省中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）が迅速に活動できるように、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。

⑦ 運送事業者である公共機関

ア 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、県、町から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事実がある場合を除き、当該物資の輸送を行うものとする。

イ 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急運送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

4. 応援計画及び受援計画の整備

県、町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、地域防災計画等に応援計画や受援計画

をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

- (1) 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (2) 町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- (3) 町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。
- (4) 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。

第4. 災害救助法等の運用体制の整備

【基本方針】

大規模地震災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、県、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日ごろから災害救助法等を習熟しておく。

【実施内容】

1. 災害救助法等の習熟

① 災害救助法等の運用への習熟

ア. 災害救助法運用への習熟

町は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用に習熟し、それに対応した体制を整備する。

イ. 災害救助実務研修会

町は、自己研さん等により、県の実施する災害救助法実務研修会の内容に充分習熟しておく。

ウ. 必要資料の整理

町は、「災害救助事務取扱要領」（厚生労働省社会・援護局保護課）、県細則等、災害救助法適用に際して必要となる資料を整備しておくものとする。

② 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、わかりやすいマニュアルを作成するものとする。

第5 公的機関等の業務継続性の確保

県、町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。

第6 複合災害対策

- (1) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、

被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。

- (2) 災害にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。
- (3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害後との対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。
- (4) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

第6節 情報管理体制の整備

【基本方針】

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、又防災関係機関相互間の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、町、県及び防災関係機関は、情報伝達手段の耐震性の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。又、最近の情報通信技術の進展等による総合的な防災情報システムを構築する。

【実施内容】

1. 通信用施設の整備

① 防災行政無線等の整備

町は、住民に対する災害時における情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、防災行政無線等の整備促進を図り、通信の確保に努める。

② 防災関係機関の整備

防災関係機関は、有線通信の途絶に備えて情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、防災相互通信用無線局などの整備を図り、通信の確保に努める。

③ 多様な通信手段の確保

衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

④ 応急用資機材の整備

町、県及び防災関係機関は、非常用電源（自家発電用設備、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線などの応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努める。

2. 通信設備の習熟

① 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等の連携による通信訓練を積極的に行う。

② 通信集中時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

3. 総合防災情報システムの活用

県防災システムは、県内各種観測情報や災害情報を収集し、町及び関係機関への確に伝達できるようになっている。大規模災害が発生した際の災害情報の一元化、データベース化により、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能である。

このシステムを有効に活用できるよう、システムの防災訓練や研修のメニューを活用して習熟を図り、災害時に円滑な運用ができるようにしておく。又、町及び防災関係機関は、日頃から災害に関する情報を収集蓄積するとともに、災害時に活用できるような災害情報データベースを整備する。

また、県及び町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

4. 震度情報ネットワークの整備

町に設置された震度計によるデータ等を県が収集し、直ちに国（消防庁）へ伝達し、迅速な応急体制の確立に資するものとする。

第7節 広報体制の整備

【基本方針】

地震災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、町民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し被災者や一般町民への様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

【実施内容】

1. 町民への的確な情報伝達体制の整備

- ① 町は、被災者への情報伝達手段として、特に町防災行政無線の整備を図るとともに、有線系も含めた多様な手段の整備に努める。
- ② 放送事業者及びライフライン関係機関等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておく。
- ③ 町及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。
- ④ 広報の実施に当たって、視聴覚障害者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できるよう体制を整備しておく。
- ⑤ 県ホームページにより、町民等に対してインターネットを利用した各種情報の伝達が可能となっているが、避難所等への端末配備を推進し、被災者に必要な情報を即報できる体制を整備するとともに、関係各課と連携しスムーズに災害情報を掲載し、発信できるようにする。
- ⑥ 県及び町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して全国避難者情報システムなどにより必要な情報や支援・サービスを用意かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。
- ⑦ 町は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- ⑧ 町は、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備をはかる。

2. 報道機関との連携体制の整備

町及び各防災機関は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これら協定に基づく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年1回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築しておく。

3. 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の地震災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、町民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町は、広報紙やホームページによるなど、各々が保有する広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

又、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、町は関係機関と協議するなど検討しておく。

(注) 災害用伝言サービス：災害時のみ稼動する「災害用伝言ダイヤル（171）」、「災害用伝言板」を言う。

第8節 避難予防対策

地震発生時には、家屋の倒壊、火災等が予想され、とりわけ火災については、延焼拡大により住民の避難を要する地域が数多く発生することが予測される。

このような場合に備えて、あらかじめ避難所の選定及び避難計画を作成するとともに、避難に関する知識の普及を図るものとする。

県及び町は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第1. 避難所の指定・整備

【基本方針】

避難所の選定基準を設け、災害時の避難所として指定するが、被害の状況・程度により開設するに至らない避難所もあるものと予想されるため、指定される全ての避難所が同時に開設されるとは限らない。

地震直後、及び応急仮設住宅に入居できるまで待機する期間の2段階の避難所をその管理者の同意を得たうえで指定し、住民への周知徹底に努める。

なお、公立学校等は早期に授業が再開されることが望まれるため、長期にわたる場合の避難所としては、可能な限り利用は避ける。

【実施内容】

1. 避難所の選定基準

避難所の選定は、次の基準を基本とする。

① 指定緊急避難場所

地震直後や、広域的な火災等から一時的に逃れる場所として学校施設等、町内公共施設を中心に指定する。

ア. 対災害性に比較的優れていること。(耐倒壊、耐火・耐水害、耐土砂災害等)

イ. 給水、給食施設を有すること、あるいは比較的容易に給水、給食施設を設置できること。

ウ. なるべく被災地に近く、かつ集団的に収容できること。

エ. 情報の伝達上の便利が得やすいこと。

オ. その他危険区域から離れていること。

② 指定避難所

応急仮設住宅の完成まで待機する等、長期にわたる生活場所として、町内公共施設の福祉施設や集会所等を中心に指定する。

ア. 対災害性に比較的優れていること。(耐倒壊、耐火・耐水害、耐土砂災害等)

イ. 給水、給食施設を有すること。あるいは比較的容易に給水、給食施設を設置できること。

ウ. 情報の伝達上の便利が得やすいこと。

エ. その他危険区域から離れていること。

なお指定に当たっては「指定緊急避難場所」・「指定避難所」としての重複は妨げないものとする。

③ 避難所一人当たりの必要占有面積

避難所一人当たりの必要占有面積（最低限）は、次のとおりである。

ア. 緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積として2㎡

イ. 避難所生活が長期化し荷物置き場を含めた占有が可能な面積として3㎡

なお、指定緊急避難場所や指定避難所には避難者のスペースのほか、本部、会議、医療、災害時要援護者への対応スペース等、運営に必要な空間の確保も不可欠となる。

2. 避難所の指定とリストの作成

- ① 上記の条件を目安として、町は以下の施設等を災害種別ごとに避難所として指定する。
 - ア．町内公共施設（小学校、中学校、高等学校、保育所、公民館、体育館、集会所等）
 - イ．民間施設
- ② 避難所リスト

以上をもとに、避難所指定リストを作成し、住民への周知徹底を図る。リストには避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口をあらかじめ記載しておく。
- ③ 野外収容施設の設置

災害の規模が大きく既存施設の被害が甚大である場合、又は災者が多数で既存施設の収容力を超えた場合は、野外収容施設を仮設する。

3. 避難所の安全性の確保

避難所となる公共施設については随時耐震診断を行い、危険箇所については補強工事をする等、安全性の確保を図る。

なお、指定避難所については施設の建築年、構造、最大収容人数等の実態調査を行い、地域毎の収容能力を分析し収容避難所の見直しをする。

4. 避難路の確保と交通規制計画

町、県警察、消防機関その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行確保に努める。又、大地震の発生に備え交通規制計画を定める。

なお、次の基準により避難路を選定し、確保しておくものとする。

- ① 避難路は、なるべく道路付近に延焼危険物施設がないこと。
- ② 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
- ③ 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- ④ 浸水等の危険のない道路であること。
- ⑤ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

5. 地域緊急避難場所

町は、自治会や集落が、近隣に指定緊急避難場所が無い住民が直ちに避難できる場所（地域緊急避難場所）を選定するよう啓発し、選定した場所を把握するものとする。

第2. 安全な避難の環境づくり

【基本方針】

災害の危険性が高まり住民が避難する事態が発生した場合、混乱なく住民を安全に避難させるには適切な避難誘導が不可欠であり、事前の避難の環境づくりが重要である。

避難者自らの自力救済を原則として、自立的な生活再建を支援するという観点から避難者支援を考えてゆく。ただし、災害時要援護者には、福祉的観点から特別な配慮をしてゆく。

【実施内容】

1. 支援内容

- ① 避難所等収容施設の行う支援の主な内容
 - ア．生活スペース、水・食事・物資の提供
 - イ．医療の提供、衛生的環境の確保（トイレ、入浴対策を含む）
 - ウ．コミュニティ確保（気心の知れた人間関係のつながりを確保し、分断しないようにする）
 - エ．生活情報及び再建情報の提供

- ② 状況の変化と時間経過に対応した支援
必要とされる支援の内容や優先度は、避難者の現況の変化と時間の経過によって異なる。
例えば、緊急対策時は生命の確保と安全な避難所の提供が先決であり、混乱が鎮静化した後は避難生活全般への支援が必要となる。
- ③ 県及び町は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

2. 標識・案内板等の整備

- ① 避難所案内図の整備
避難所案内図は「避難所」の配備を地図上に示し、観光客等の地理不案内な人に対してはもちろん、施設そのものの所在を知っている住民に対しても「避難所」の周知を図る役割を果たすため、適切な避難所案内図等の整備を進める。整備には、宝くじ事業からの助成金等を積極的に活用する。
- ② 避難所等への非常用標識灯の整備
夜間に災害が襲った場合、停電等により避難所の存在も分からなくなるおそれがあるため、避難所には、その場所を知らせるよう高所への独立電源型の非常灯の整備を図る。

3. 避難所の環境整備

- ① 施設・設備の充実
ア. 避難所として指定された建物については、必要に応じ換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
イ. 避難所における、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット（断熱ボード等）、通信機器、テレビやラジオ等災害情報を入手するための機器等、避難の実施に必要な施設・設備の整備を図る。
ウ. 町は、避難場所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進めるものとする。
- ② 備蓄の推進
指定された避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、飲料水、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布、仮設トイレ、マット、簡易ベッド等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備・物資の整備に努める。

4. 避難に関する広報

- 住民が的確な避難行動をとれるよう、避難所や被害危険地を明示した防災マップや広報紙・PR紙等を活用した広報活動を実施する。
- ① 避難所等の広報
次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。
ア. 避難所の名称
イ. 避難所の所在位置
ウ. 避難地区分け
エ. 避難所への経路
オ. その他必要な事項
 - ② 避難のための知識の普及
必要に応じて、住民に対して避難のための知識の普及のための措置をとる。
ア. 平常時における避難のための知識
イ. 避難時における知識
ウ. 避難収容後の心得

5. 避難準備情報の提供

町長は、避難行動に時間を要する要援護者に対し、早めの避難行動を開始できるよう「避難準備情報」を提供できるよう基準及び体制を整備する。

第3. 避難計画の作成

【基本方針】

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全な場所に迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておく。

【実施内容】

1. 避難計画の作成

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等を通じて避難体制の確立に努める。なお、避難所（被災者収容施設）の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。

① 避難勧告又は指示を行う基準及び伝達方法

ア. 避難指示等の伝達体制の整備

町長は、町の避難計画において、危険区域ごとに避難準備情報や避難勧告、避難指示等の伝達組織及び伝達方法を定め、予め危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、地震災害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

② 避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

③ 避難所への経路及び誘導方法

④ 避難所開設に伴い、被災者救済措置に必要な事項

ア. 給水、給食計画

イ. 毛布、寝具等の支給

ウ. 衣料、日用必需品の支給

エ. 負傷者に対する応急救護

オ. 要援護者の救護

⑤ 避難所の管理に関する事項

ア. 避難収容中の秩序保持

イ. 避難者に対する災害情報の伝達

ウ. 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

エ. 避難者に対する各種相談業務

オ. 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、年齢・性別によるニーズの違いへの配慮、要援護者への配慮その他避難場所における生活環境の確保

⑥ 要配慮者の避難支援に関する事項

ア. 要配慮者への情報伝達方法

イ. 要配慮者への種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項

ウ. 要配慮者の支援における町、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

⑦ 災害時における広報

ア. 防災行政無線

イ. ケーブルテレビ

ウ. 島根県総合防災情報システム

エ. インターネットによる広報

オ. 広報車による周知

カ. 避難誘導員による現地広報

キ. 住民組織を通ずる広報

2. 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、医療機関、社会福祉施設その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図り、同時に訓練等を実施することにより避難の万全を期する。

- ① 各学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。
- ② 児童生徒を集団的に避難させる場合に備え、学校及び教育委員会は避難所の選定、収容施設の確保、保健、衛生及び給食等の実施方法について定める。
- ③ 医療機関においては、患者や他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。
- ④ 高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれ地域の特性等を考慮した上で避難所の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。
- ⑤ 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第9節 火災予防

【基本方針】

地震による被害のうち、火災は発災時の気象条件、時刻や市街地の状況によっては甚大な被害をもたらすため、地震火災による被害をできるだけ少なくするよう出火防止等に万全を期する。

阪神・淡路大震災では、電動器具、電源コード類の発火を原因とする火災も発生しているため、今までにない原因による火災への配慮が必要である。自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置などの器具の普及に努めるとともに、発災時の出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

【実施内容】

1. 出火防止《江津邑智消防組合》

① 全体計画

地震時の出火要因として最も大きいものがガスコンロや灯油ストーブ等の一般火気器具である。耐震装置の普及に努めるとともに、地震時には火を消すこと、火気器具周囲に可燃物を置かない等出火防止措置の徹底など防災教育を推進する。

電熱器具、電気器具、屋内外配線が出火原因となる場合があるので、加熱防止機構等の普及を図るとともに、地震後はブレーカーを落としてから避難するなどの方法の普及啓発を図る。

② 現状短期計画

地震発生時には、ガス、ストーブ等の火はすぐ消すという意識は普及し、又、耐震自動ガス遮断装置、耐震自動消火装置等の器具も普及しているため、今後は、出火防止措置の徹底など防災教育を一層推進する。特に新たな出火要因である通電火災や出火危険の高い油鍋等からの出火防止について啓発する。

2. 初期消火《江津邑智消防組合》

① 全体計画

地震発生時は同時多発火災が予想される。消防機関は全力をあげて消防活動を展開するが限界もあるため、地域の住民、事業所による自主防災体制を充実する必要がある。

そのため、地震時に有効に機能するよう組織と活動力の充実を図り、住民、従業員による消火器消火、バケツリレー等の初期消火力を高め、消防機関と一体となった地震火災防止のための活動体制を確立し、地域における総合防災体制を充実強化していく。

県及び町は、木造住宅密集地域において、地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等に努めるものとする。

② 現状と短期計画

地域及び事業所の自主防災体制の整備は充分とはいいがたく、初期消火能力についても地域や事業所によって差がある。

今後とも地域、事業所での自主防災体制を整備強化し、総合防災訓練等を通じて初期消火力の向上を図る。

3. 消防力の強化《江津邑智消防組合》

① 全体計画

震災時に予想される同時多発火災に備え、消防機関は震災対策として化学消防車、はしご付き消防ポンプ車、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ、備蓄倉庫などの諸施設の整備を検討する。

② 現状と短期計画

震災対策として、計画的に消防用資機材の整備を推進する。

又、応援及び受入を円滑に実施するために必要な準備と訓練を実施する。

第10節 救急・救助体制の整備

【基本方針】

災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等による被害の危険性があり、多数の救急・救助事象が発生すると予想される。このため、災害発生に際して、救急・救助を行うのに必要な体制や防災資機材等の整備を計画的に推進する。

【実施内容】

第1. 救急・救助体制の整備

1. 関係機関等による救急・救助体制の整備

地震災害発生時は、家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等の発生が予想されるため、関係機関等は、生き埋め等からの救急・救助体制の整備に努める。

① 町、消防組合の救急・救助体制の整備

ア. 常備消防を主体とし、救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ. 町は、町内で予想される災害のうち、特に家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について十分検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

又、土砂崩れ等で孤立化が予想される地域については、事前に、関係機関と当該地域における救出方法や町との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関等との相互連絡体制等について十分に検討しておく。

ウ. 救急救助活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練を充実させる。

エ. 傷病者の速やかな搬送を行うため、消防車輛、ヘリコプターによる搬送体制の整備のほか、医療情報収集体制を強化する。

オ. 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

カ. 家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助事象に対応するとともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業協会等関係団体と協力協定を締結するなど連携を図る。

② 警察の救急・救助体制の整備

ア. 警察署救助部隊の編成計画の整備に努める。

イ. ヘリコプター、車輛等警察が保有する装備資機材の整備、充実に努める。

ウ. 町や関係機関等と日頃から相互連絡体制等について十分に検討しておく。

③ 消防団の救急・救助体制の整備

消防団は、日頃から地域の災害時要援護者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努める。

④ 自衛隊の救急・救助体制の整備

自衛隊は、日頃から町や関係機関等との相互連絡体制等について十分に検討する。

2. 住民、自主防災組織等の救急・救助への協力

地震災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。このため、住民、自主防災組織等は、日頃から必要な体制を検討しておくとともに、県や町が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得に努める。

町は、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

3. 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

町及び消防機関は、多数の救出事案発生に対して重要な役割を期待される消防団、自主防災組織、住民に対し、救急・救助活動を効果的に実施するための教育指導を推進する。

4. 災害救援ボランティア組織との連携

町及び関係機関は災害救援ボランティア組織と日頃から相互連絡体制等について十分検討するとともに、県や町が実施する防災訓練等において相互の連携を図る。

第2. 救急・救助用資機材等の整備

1. 救急用装備・資機材等の整備方針

① 町及び消防組合

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用装備・資機材の整備を図る。

ア. 車輛

救急車、特殊救急車（スーパーアンビュランス）

イ. 救急資機材

高度救急資機材、非常用救急資機材、消防隊用救護資機材、トリアージ・タッグ

※トリアージ・タッグ：多数の傷病者が発生する医療救護現場において、傷病の程度に応じて優先的に搬送し治療を受けさせる者を選別するために使用する用具。

② 警察、自衛隊

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、救急用資機材や搬送に使用する車等の整備・点検に努める。

2. 救助用装備・資機材等の整備方針

① 町及び消防組合

ア. 家屋の倒壊や土砂崩れ等による生き埋め者等の救出、救助事象に対応するため、消防署、消防団、自主防災組織等において、必要な救助用装備・資機材等の整備を次のとおり図る。

a. 消防署等

- ・ 高度救助用資機材（ファイバースコープ、画像探索装置、夜間用暗視装置、地中音響探知機）、熱画像直視装置
- ・ 救助用ユニット
画像探索装置、油圧式救助器具、空気式救助器具、切断機（鉄筋カッター）
- ・ 消防隊員用救助用資機材
大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

b. 消防団

- ・ 消防団員用救助用資機材
大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）、削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第2条別表による。
- ・ 担架（毛布・枕を含む）
- ・ 救急カバン

c. 自主防災組織

- ・ 担架（毛布・枕を含む）
- ・ 救急カバン

- ・簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）
- ・防災資機材倉庫等

イ．災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、高度救助用資機材を装備した救急車の整備を図る。

② 警察

ア．県下警察署の各地域の中心となる警察署に、最小限度必要と認められる救助用資機材を集中的に配備して、活用するように努める。

- ・救助用資機材（例）

救命ボート、エンジンカッター、ボルトクリッパー、大型バール、チェーンソー、ゴージャック、削岩機、投光機、大型ハンマー

イ．道路等の障害物の除去や、がけ崩れ現場、倒壊家屋等からの救出・救助に強力な力を発揮する災害活動用車両の整備を図る。

- ・災害活動用車両（例）

災害用協力投光車、クレーンレッカー車、多目的災害活動車、災害用レッカー車、災害用ショベル車、給水車、クレーン付ダンプ車

③ 自衛隊

災害時に同時多発する救出、救助事象に対応するため、救助用資機材や車両等の整備・点検に努める。

第11節 医療体制整備計画

【基本方針】

災害発生時には、家屋の倒壊、道路の損壊、火災等により多数の負傷者が発生し、更にライフラインの機能停止による診療機能の低下が予想されるが、このような混乱した状況下においても住民の生命と安全を守るため、迅速な医療救護が要求される。

このため、医療機関は施設等の耐災害性の強化に努めるものとし、町は、県及び防災関係機関、地元医師会、日本赤十字社島根県支部、医療機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すよう医療救護体制の整備に努める。

【実施内容】

1. 医療救護計画の策定

- ① 町は、地域の実情にあわせた医療救護班を編成しておく。ただし、町独自で医療救護班編成が不可能な場合は、広域圏で編成する。
- ② 医療救護班編成に当たっては、医療機関及び医師会等の全面的な協力を得て編成する。
- ③ 医療救護班は、原則医師1名、看護師2名、補助者2名（運転手、連絡員）を一班とし、連絡体制についても定めておく。
町又は広域圏で編成された医療救護班については県へ報告するものとし、変更した場合も同様とする。
- ④ 町は、災害時に重傷患者等の処置及び収容を行う医療機関をあらかじめ指定しておく。
- ⑤ 町は、災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう応急救護設備等の整備に努めるとともに常に点検を行っておく。
- ⑥ 町は、避難所における救護所の設置について、あらかじめ当該管理者と協議しておく。
- ⑦ 町は、医療機関、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等の収集方法をあらかじめ定めておく。

2. 通信体制の確保

公立邑智病院等医療機関、江津邑智消防組合、保健所等、防災関係機関との通信手段の確保と連絡体制について検討し、整備を図っていく。

3. 医薬品等の確保

県及び日本赤十字社島根県支部の協力を得て、あらかじめ必要な医薬品や輸血用血液等のリストを作成し、供給体制を確立する。

第12節 交通確保、規制体制の整備

【基本方針】

地震災害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送や必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

【実施内容】

1. 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、以下のとおりである。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び 県道) 市町村長 (市町村道) 西日本高速道路株式会社 (西日本高速道路株式会 社が管理する道路)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合
公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 本県又はこれに隣接し、若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められるとき(道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

2. 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、以下の方針により整備する。

区 分	整 備 方 針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等に危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 又、警察等関係機関と連携を図るとともに道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
公安委員会 ・警察関係	警察機関は、大震災発生時における交通確保のため次の事項を推進する。 ア 交通規制計画の作成 大地震における交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を早期に確保するため、交通規制計画を策定する。 イ 装備資機材・交通管制施設の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材及び災害対応型信号機や交通情報板等の交通管制施設の整備に努める。 ウ 運転者の取るべき措置の周知徹底

	災害発生時における運転者の取るべき措置について、各種講習、会合等の機会を活用し周知徹底を図る。 エ 隣接県警察等との協力体制の確立 大震災発生時の相互支援、広域交通規制等について、隣接・接近県警察と事前に協力体制を確立する。 オ 関係機関等との連携 緊急交通路等の道路機能を確保するため、道路管理者、防災関係機関・団体等との協力体制を確立するとともに、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 又、島根県警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（JAF）との支援協定が有効適切に機能するように、連携を強化するとともに交通指導員との連携にも配慮する。
--	--

3. 緊急通行車両の事前届出

- ① 県公安委員会は、災害時に緊急通行が必要とされる町が所有する車両を事前に届けることにより、災害発生時の緊急通行車両の確認を迅速、円滑に進める。
- ② 緊急通行車両の事前届出の対象車両は、次のア及びイのいずれにも該当する車両とする。
 - ア. 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策に従事する計画がある車両（同項では、災害応急対策は次の事項について行うものとされている。）
 - a. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する用務に従事する車両
 - b. 消防、水防その他の応急措置に関する用務に従事する車両
 - c. 被災者の救護、救助その他保護に関する用務に従事する車両
 - d. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する用務に従事する車両
 - e. 施設及び設備の応急復旧に関する用務に従事する車両
 - f. 清掃、防疫その他の保健衛生に関する用務に従事する車両
 - g. 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序維持に関する用務に従事する車両
 - h. 緊急輸送の確保に関する用務に従事する車両
 - i. その他災害の発生の防ぎよ又は防止に関する用務に従事する車両
 - イ. 次のいずれかに該当する車両
 - a. 町が保有している車両
 - b. 町との契約等により専用に使用される車両
 - c. 災害時に町が調達する車両
- ③ 事前届出者
緊急通行に係わる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）とし、具体的には、町長又は危機管理課長若しくは当該業務担当の責任者とする。
- ④ 事前届出先
川本警察署又は県警察本部若しくは県防災危機管理課
- ⑤ 事前届出に必要な書類
 - ア. 当該車両を使用して行う業務内容を証明する書類（町の上申書、輸送協定書等により災害応急対策に従事する車両にあつては輸送協定書等）
 - イ. 「緊急通行車両事前届出書」
- ⑥ 緊急通行車両事前届出済証の交付等
事前届出をした場合は、緊急通行車両としての要件が備わっていれば、緊急通行車両事前届出済証が交付される。
実際に災害が発生した場合には、交付を受けた緊急通行車両事前届出済証を警察本部、川本署又は県（県央県土整備事務所若しくは防災部防災危機管理課）に持参すると緊急通行車両確認証明書及び標章が交付される。

4. 規制除外車両の事前届出

- ① 県公安委員会は、民間事業者が行う社会経済活動のうち、災害後、特に優先すべきものに使用される車両を事前に届けることにより、災害発生時の規制除外車両の確認を迅速、円滑に進める。
- ② 規制除外車両の事前届出の対象車両は、次のいずれか該当する車両とする。
 - ア. 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両
 - イ. 医薬品、医療機器、医療用資機材等を輸送する車両
 - ウ. 患者等輸送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
 - エ. 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- ③ 事前届出者 緊急通行に係わる業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）
- ④ 事前届出先 川本警察署又は県警察本部若しくは県防災危機管理課
- ⑤ 事前届出に必要な書類
 - ア. 「規制除外車両事前届出書」
 - イ. 自動車検査証
 - ウ. その他書類（②の区分により異なる）
- ⑥ 規制除外車両事前届出済証の交付等 事前届出をした場合は、規制除外車両としての要件が備わっていれば、規制除外車両事前届出済証が交付される。
 実際に災害が発生した場合には、交付を受けた規制除外車両事前届出済証を警察本部、川本署に持参すると規制除外車両確認証明書及び標章が交付される。

第13節 輸送体制の整備

第1. 緊急輸送道路の確保

【基本方針】

災害発生時における応急対策活動を迅速に行うため、これらの活動に必要な道路をあらかじめ緊急輸送道路として指定しておき、障害物の除去や亀裂の応急補修を他の道路に先立ち行う必要がある。

【実施内容】

1. 緊急輸送道路の指定

応急修理のための優先順位、その他それぞれの場合を想定し、緊急輸送道路を指定する。

2. 緊急輸送道路確保の体制づくり

緊急輸送道路の確保は、最優先の災害対応の行動である。災害発生後直ちに緊急輸送道路確保のため以下の体制づくりを事前に準備する。

- ① 災害発生直後は、交通規制を担当する警察等の到着は困難が予想されるため、警察等が到着するまでの間、必要に応じて沿道住民が道路規制等を行う事を検討する。
- ② 沿道及び周辺に位置する重機を有する事業所に対して、災害発生後直ちに自主的に輸送道路の確保に従事するような協定づくりを推進する。

第2. 緊急輸送車両の確保

【基本方針】

被災者や救援救護物資の輸送のために必要な車両の確保を図るため、事前に関係事業所や運送事業所との協力要請を進める。

平常時から関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや協力等を活用するものとする。

【実施内容】

1. 出動要請計画の作成

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、町及び事業者所有の賃貸車両の把握とリスト化を図り、出動要請計画を作成する。

2. 救援物資集結場所の設定

災害時の迅速な応急対策活動のために、あらかじめ救援物資集結場所を設定しておく。

3. 賃貸車両集結場所の設定

災害時の迅速な応急対策活動のため、あらかじめ協力事業所からの賃貸車両集結場所を目的別（道路等の応急復旧・救援救護・救援物資輸送等）に設定しておく。

第3 緊急輸送道路啓開体制の整備

1. 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めて

おく。

2. 道路啓開の作業体制の充実

平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

3. 道路啓開用装備・資機材の整備

平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を策定する。

4. 関係団体等との協力関係の強化

災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第14節 防災施設、装備等の整備

第1. 災害用臨時ヘリポートの整備

【基本方針】

町は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を生かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できる臨時ヘリポートの選定、整備に努める。

【実施内容】

1. 臨時ヘリポートの選定

町は、県と協議のうえ、臨時ヘリポートを学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から選定しておく。

2. 県への報告

町は、新たに臨時ヘリポートを選定した場合、町地域防災計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図添付）する。

- ① 臨時ヘリポート番号
- ② 所在地及び名称
- ③ 施設等の管理者及び電話番号
- ④ 発着場面積
- ⑤ 付近の障害物等の状況
- ⑥ 離着陸可能な機種

3. 臨時ヘリポートの管理

町は、選定した臨時ヘリポートの管理について、平素から当該臨時ヘリポートの管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配意しなければならない。

第2. 防災装備等の整備・充実

【基本方針】

防災関係機関は、応急対策の実施のため防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は、随時点検を行い保管に万全を期するものとする。

町（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するに当たっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

【実施内容】

1. 各種防災装備等の整備

- ① ヘリコプター
- ② 特殊車両
- ③ その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

2. 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第15節 食糧、飲料水及び生活必需品等確保・供給体制の整備

【基本方針】

災害時においては、飲料水・食糧・医薬品・医療資器材、生活必需品・燃料類・防災用資機材等を速やかに用意する必要がある、平常時における必要器材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達可能な体制を確保する。

【実施内容】

1. 災害対策資機材の種類と備蓄・調達体制の整備

① 備蓄・調達計画の制定

災害発生時の季節、気象、時間帯等により想定される様々のケースに対応できるように備蓄・調達計画を定める。

② 種類

ア. 食糧、飲料水及び生活必需品等（被服、寝具、その他生活必需品をいう。以下同じ。）

イ. 医薬品等医療資器材

ウ. 防災資機材

 a. 救助・救難用資機材

 b. 消火用資機材

 c. 水防関係資材

 d. 陸上建設機械

③ 備蓄の実施主体と役割

ア. 町

独自では物資の確保が困難となった被災者に対し、食糧、飲料水、生活必需品等を給与し、円滑な応急対策を行うために必要な物資、資機材を備蓄するよう努める。

又、家庭・事業所に対して、備蓄に関する啓発を行う。

イ. 家庭・事業所における備蓄の促進

各人「自分の命は自分が守る」ことが基本である。

食糧その他生活必需品については、最低3日分程度の備蓄をするよう、その重要性について住民や事業所への知識の普及に努める。

 a. 飲料水

一人一日3ℓというのが、煮炊きや飲用のために必要な水の量の目安であり、飲料水の備蓄として、ペットボトルや缶入りミネラルウォーターの利用を促進する。又、就寝前、いろいろな容器に汲み置きしておく習慣の普及を図る。

 b. 飲料水以外の水

食器や手洗い、水洗トイレ用、又初期消火用の水として、浴槽や洗濯機にいつも水を貯めておく習慣の普及を図る。

 c. 食糧

 日常的な食糧の備蓄習慣の普及を図る。

 非常食としては缶詰、レトルト食品、アルファ米、ドライフーズ食品等があるが、特別に備蓄しなくても、菓子類やインスタント食品、干しうどんやそば等、日常の食品を多めに買い置きしておく。

 食糧品は賞味期限があるため時折チェックし、古いものは日常の中で消化しながら買い足していく習慣の普及を図る。

 d. 非常用持ち出し袋等

 各家庭、事務所で災害時に必要と思われる品をまとめた「非常用持ち出し袋」、「リュ

ック」等を用意しておく習慣の普及を図る。

④ 備蓄の方法

物資の種類に応じて、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う。

⑤ 備蓄場所の整備

庁舎、民間倉庫をはじめ、避難所となる学校、公民館等にも可能な限り備蓄できるよう努める。

2. 食糧、飲料水及び生活必需品等の備蓄・調達

① 食糧の備蓄及び調達体制の確立

町、県及び町民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者の概ね3日分に相当する量を目標に食糧及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

この内訳は、町、県、町民がそれぞれ1日ずつの備蓄を行うことを目標とする。

ア. 基本事項

a. 食糧給与対象者

震災時の食糧給与の対象者は、避難者及び災害救助従事者とする。

b. 給与品目

地震直後の被災者のための食糧としては、乾パン、パン、弁当、おにぎり、缶詰、牛乳、飲料水（ペットボトル）等の調理不要の品目が望ましい。

それ以降は、炊き出し用の米、即席麺、レトルト食品、包装米飯等調理の容易な品目とし、合わせて食塩、味噌、醤油等の調味料とし、必要に応じて野菜、肉類、魚介類も含める。又、乳児食は、調整粉乳とし、哺乳ビンも併せて調達する。

なお、備蓄は乾パン、缶詰等調理不要で保存期間の長い品目とする。

c. 食糧の調達及び給与は町長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事が行う。

イ. 食糧の調達体制の整備

本町は地震被害想定調査において、人的な被害は想定されていないが、災害時の調達については生産者及び販売業者並びに近隣市町村、県の協力を得て食糧の調達を行う。

ウ. 食糧の輸送体制の整備

町は食糧の備蓄並びに調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

エ. 食糧集積地の指定

町は集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておくものとする。

オ. 町は、あらかじめJA、商工会及び大型店舗等と協議し、災害時の食糧の供給優先のための協定を締結し、応急時に提供を要請する。

② 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

町、県及び町民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者の概ね3日分に相当する量を目標に、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

災害発生時においては、水道管及び貯水池等が破損し、水道が使用できなくなるおそれがあるため、町及び各家庭・事業所は、平常時から飲料水の備蓄に努める。

又、迅速な応急給水を行うため、ポリ容器、給水タンク等の資機材の備蓄を推進する。

③ 生活必需品等の備蓄及び調達体制の確立

ア. 基本事項

a. 生活必需品の給（貸）与対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により、資力の有無にかかわらず生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

b. 目標数量

町は、地震被害想定調査に基づく短期避難所生活者の概ね3日分に相当する量を目標に生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備を行うこととする。

備蓄と調達による確保量の割合は、調達先との距離等各地域の特性に合わせて町長が決めることとする。

c. 品目

- (ア) 寝具
- (イ) 衣服
- (ウ) はだ着
- (エ) 身回り品
- (オ) 炊事用具
- (カ) 食器
- (キ) 日用品（懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）
- (ク) 燃料、光熱材料
- (ケ) 簡易トイレ、仮設トイレ
- (コ) 情報機器
- (サ) 災害時要援護者向け用品
- (シ) 女性用衛生用品
- (ス) 紙おむつ
- (セ) 作業着
- (ソ) 小型エンジン発電機
- (タ) カセットコンロ、カートリッジボンベ
- (チ) 土のう袋
- (ツ) ブルーシート

d. 民間事業等への協力の要請

県及び町は、特に昼間人口の多い地域においては、事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

イ. 生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法及びその他必要事項等、生活必需品の備蓄並びに調達計画を策定しておくものとする。

ウ. 生活必需品の備蓄

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生活必需品等の備蓄及び更新を行う。

エ. 生活必需品等の調達体制の整備

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議しておく。

オ. 生活必需品の輸送体制の整備

町は、生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、備蓄並びに調達を行う生活必需品の輸送に関して業者と協定の締結に努める。

3. 医薬品等医療資器材の備蓄・調達

① 医療資器材の備蓄

医療・救護について応急対策を円滑に実施するため、町及び医療機関は、平常時から医薬品等医療資器材の備蓄に努める。

又、関係業者等と十分協議し、その協力を得るとともに必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

② 備蓄品目

倒壊家屋等による負傷者を想定して、包帯、ガーゼ、三角巾、副木、消毒薬、輸液等の外科的治療に用いる医薬品等、災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資器材から順次備蓄に努める。

③ 医薬品の管理

医薬品等医療資器材の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行う。

④ 備蓄計画の策定

町は、震災時の医薬品等医療資器材の品目、数量、保管場所、その他必要事項等の備蓄計画を策定しておくものとする。

ア．震災時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。

イ．医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理責任体制を明確にするなど自主対策の推進に努める。

4. 防災資機材の備蓄・調達

町及び江津邑智消防組合は、次に掲げる資機材の備蓄に努める。又、民間協力業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、必要に応じて物資の調達に関する契約又は協定の締結に努める。

① 品目等

ア．救助・救難用資機材

エンジンカッター、エアジャッキ及び救命ボート等、救助・救難活動に必要な資機材の備蓄や調達のための連絡体制の確立に努める。

イ．消火用資機材

消火器、消防ポンプ等消火用資機材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

ウ．水防関係資材

土のう袋、かます、万年土俵、麻袋、杭及び縄等の水防関係資材の備蓄又は調達のための連絡体制の確立に努める。

エ．陸上建設機械

人命救助及び復旧作業等に必要な陸上建設機械の調達のための連絡体制の確立等に努める。

② 防災用資機材等の備蓄計画の策定

町は、各避難所及び広域避難地の収容人員の計画値に基づく必要量を把握の上、震災時の防災用資機材等の品目、数量、保管場所、輸送方法及びその他必要事項等、防災用資機材等の備蓄計画を策定しておくものとする。

③ 防災用資機材等の整備

町は、防災用資機材等の整備計画に基づき、震災時の応急活動用の防災用資機材の備蓄を行う。

5. 応急仮設住宅等

県及び町は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設可能用地の選定、資機材の供給可能性の把握等に努めると共に、被災者用住居として利用可能な公営住宅や民間の空き家等を把握し、迅

速に対応できる体制の整備を図る。

この他、民間賃貸住宅の活用についても、その取扱い等について事前に定めておくものとする。

6. 義援品送付

義援品送付にあたり、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担となることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

第16節 廃棄物等の処理体制の整備

【基本方針】

地震災害時には、建物の倒壊、焼失等により大量の廃棄物が発生するおそれがある。

又、ライフライン等が被災することによりトイレの使用に支障をきたし、し尿処理の問題が生じる。特に、多くの被災者が生活している避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

また大量の廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

【実施内容】

1. 廃棄物処理体制の整備

① 廃棄物処理要領の習熟と体制の整備

町は、第3章第21節「廃棄物等の処理」に示される廃棄物等の処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。又、地震災害により発生する災害廃棄物等を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画（震災編）を策定しておく。策定に当たっては、平成10年10月22日厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知による「震災廃棄物対策指針」を参考にする。

又、町はあらかじめ民間のごみ処理関連業界を把握し、震災時において迅速に収集運搬ができるよう、又それに伴う資機材、人員の確保等について積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

② 維持管理対策

廃棄物処理施設に欠陥が生じた場合には、適正な処理に影響が生じ、強いては周辺地域の環境破壊をも引き起こすおそれが考えられるので、町及び事務組合は、普段より施設の維持管理等を十分に行う。

③ 災害廃棄物の仮置場の選定

災害時における災害廃棄物等の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。選定の基準は以下のとおりとする。

- ア. 他の応急対策活動に支障のないこと。
- イ. 環境衛生に支障がないこと。
- ウ. 搬入に便利なこと。
- エ. 分別等適正処理の対応が出来ること。

2. し尿処理体制の整備

① し尿処理要領の習熟と体制の整備

町は、第3章第21節「廃棄物等の処理」に示される廃棄物等の処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

震災時においてし尿を迅速に処理するため、災害廃棄物と同様に、廃棄物処理計画（震災編）を策定しておく。

又、町は、あらかじめ民間のし尿処理関連業界を把握し、震災時において迅速に収集運搬が出来るよう、又それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるよう事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

② 災害用仮設トイレの整備

町は、あらかじめ民間の仮設トイレ等を扱うリース業界等の関連業界団体を把握し、震災時に積極的な協力が得られるよう、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

③ し尿処理排出量の推定

被災した家屋等の汲取式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う必要があるので、平常時における量に加え一時的であるが、処理量の増加があるものと考えられる。

そのため、緊急時における収集体制の確立を図るとともに、処理場においてもそれに対応できるようにしておく。なお、被災世帯の処理量のほか、流失・損壊家屋の便槽のし尿分が加わるものと想定しておく。

3. 応援協力体制の整備

廃棄物の処理は町が個別に行っている事業であるため、被災地域が局所的となるような直下型地震等に対しては、市町村間での廃棄物の収集運搬体制の整備、又、処理施設が被災した場合、復旧作業期間における応援協力体制の整備が必要となる。

そのため、町は、災害廃棄物等の処理の応援を要請する相手方の業者、各種団体について、あらかじめその応援能力等について十分調査の上、応援協定の締結を図ること等により体制を整えておく。

第17節 防疫・保健衛生体制の整備

【基本方針】

地震災害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生がたぶんに予想されるので、これを防止するための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

【実施内容】

1. 防疫・保健衛生体制の整備

町における災害防疫のための各種作業実施組織の編成について、あらかじめ以下の体制を整備しておく。

① 防疫班の編成

町は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。

防疫班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

② 防疫・保健衛生活動要領の習熟

町及び関係機関は、第3章第22節「防疫及び保健衛生」に示す活動方法・内容に習熟する。

2. 食品衛生、監視体制の整備

地震災害時は、食品衛生監視員のみでは十分な監視指導が出来ない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者団体との連携の強化に努める。

3. 防疫用薬剤及び器具の備蓄

町は、消毒剤、消毒散布用器機、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

4. 精神保健活動体制の整備

災害時の心のケアの専門職からなる精神活動班編成の整備に努めるものとする。

5. 家庭動物等への対策

家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

第18節 消防団及び自主防災体制の整備

広域にわたり甚大な被害をもたらす地震災害による被害を軽減するためには、行政機関の対応に加えて住民や事業所等が一体となって警戒避難活動や救出・救助などの災害防止活動に取り組む必要がある。

そこで、町及び防災関係機関は、消防団を育成強化するとともに、自主防災組織等の防災組織を整備し、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備ることにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

第1. 消防団の育成強化

【基本方針】

消防団は、災害時における水防、救助、災害復旧等の第一線での活動や平常時におけるコミュニティ活動の中心的役割等地域社会の中で重要な役割を果たしている。

このため、消防団を地域防災の中核団体と位置づけ育成強化を促進する。

【実施内容】

近年の社会経済情勢の変化は、消防団活動にも影響を及ぼしており、過疎化・高齢化の進展に伴う団員数の減少、団員の高齢化に伴う消防力の低下、就業構造の変化に伴う団員のサラリーマン化による昼間消防力の低下といった課題を抱えており、今後は町において次のような点に留意し、地域の実情に応じて、消防団の育成強化を図り地域社会における防災体制の確立を図っていく。

- ① 消防施設、設備及び装置のより一層の強化、高度化を図り、省力化を推進する。
- ② 団員の処遇改善、教育訓練体制の充実を図る等活性化対策を推進する。
- ③ 公募制の導入等入団募集方法の検討や事業所への働きかけなど、いわゆる「サラリーマン」対策を実施し青年層の入団促進を図る。
- ④ 女性消防団員活動の積極的推進を図る。

第2. 自主防災組織等の整備

【基本方針】

災害が発生した場合、道路、橋梁等の破壊により防災関係機関の防災活動が遅れたり、阻害されることが予想される。又、各地区が孤立したり、消防機関が対応できない場合も多いと思われる。更に、消防職員・団員や役場職員が被害を受け、活動ができない場合や連絡が取れない場合も予想される。

このような事態に備え、地震による被害の阻止又は軽減を図るために住民の自主的な防災活動すなわち出火防止、初期消火、被災者の救出救護及び避難等を住民が団結し、組織的に行うことが必要である。

このような民間防災組織の活動は、警報等が発せられた場合における災害情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと考えられる。

【実施内容】

1. 公共団体及び防災上重要な施設の管理者との連絡等

① 応急措置の実施

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、各自の防災組織を整え、災害時にはそれぞれの責任において、第一次的な応急措置を実施するものとする。

② 連絡の方法

公共団体及び防災上重要な施設の管理者は、防災に関し常に町機関との連絡を密にし、的確な防災対策の実施に協力するものとし、あらかじめ連絡責任者を定めておき、的確かつ迅

速な連絡を保つものとする。

2. 自主防災組織の育成

① 自主防災組織の構成

集落又は自治会及び事業所等に対し、自主防災の意義を強調し、十分意見等を交換し、それぞれの実情に応じた組織の編成を推進する。このため町は、研修機会の提供や支援を行う。

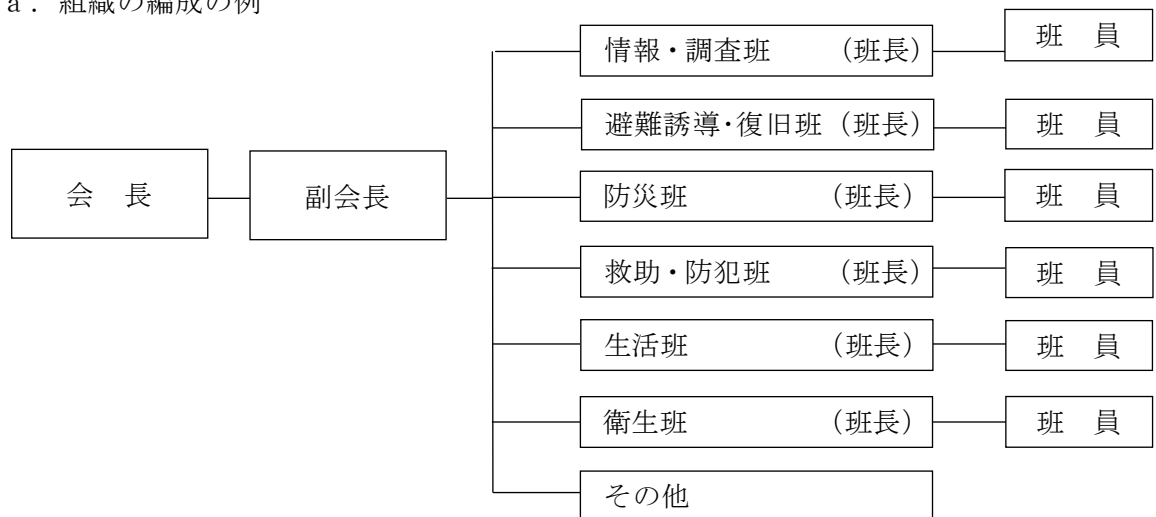
また、自主防災組織の設立や防災活動に対する助言等を行うための意識、知識、技能を有する人材養成に努める。

② 育成すべき自主防災組織

ア. 地域住民自主防災組織

地域住民の自主防災組織は集落又は自治会の単位とし、概ね次の例により組織の編成、役割及び活動内容等について育成指導を図るとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

a. 組織の編成の例



b. 役割及び活動内容の例示

	平 常 時 の 役 割	非 常 時 の 役 割
情報・調査班	○ 災害についての知識の吸収及び映画、印刷物等による啓発、調査内容、方法及び情報伝達収集訓練。	○ 災害情報の伝達収集・避難命令の伝達、被災状況の調査、及び情報収集し、防災機関への伝達。 ○ 警報等の正確な伝達と対応策の協議。
避難誘導・復旧班	○ 避難路、避難所の巡回点検、避難訓練の実施。 ○ 応急復旧、修理の技術の習得及び資材の備蓄、労務の出動計画の作成。	○ 避難所の安全確認、人員点呼、説得、避難誘導。 ↓ ○ 破損した家屋等の応急復旧、修理。
防 災 班	○ 火災予防運動の推進、消火器等による家庭での初期消火の講習及び訓練、各分団に備え付けの消防機器設備の使用講習及び訓練、消防水利の確保。	○ 出火防止の広報、火災の警戒、初期消火活動。

救助 ・防犯班	○ 高齢者、障害者及び負傷者の救出に必要な用具の調達及び技術の習得、救助訓練の実施。 ○ 警察署との連携体制づくり、地区内及び周辺の巡回点検、危険物等の調査。	○ 高齢者、障害者及び負傷者の救助活動。 ↓ ○ 警察活動に協力、被災地区の点検。
生活班	○ 炊飯用具等の調達計画と管理、必要物資の調達計画や斡旋方法の検討、炊出し訓練。	○ 備蓄品の確認・管理、炊出し実施、配水、救援物資の配分の協力。
衛生班	○ 衛生知識を習得し、住民に衛生教育の実施、応急救護の方法の習得、障害物やごみの処理について検討。	○ 負傷者の応急救護、移送及び防疫について防災機関に協力。
その他	○ 地区の特性で何が必要か話し合い、そのものについて役割を決める。	○ 地区の中で対処すべきことを実施。

イ．事業所及び施設等の自主防災組織

多くの人が入り出りする学校、医療機関等の施設や事業所においては大規模な被害発生が予想されるので、これらの軽減を図るため、防災管理者を主体とした自主的な防災組織の育成指導を図る。

③ 自主防災計画の策定

災害予防や被害軽減のための的確な活動ができるよう、あらかじめ組織の編成の例示や役割及び活動内容の例示を参考にして自主防災計画を定めておく。

ア．地区の自主防災計画

この計画には次の事項を記載しておく。

- a．住民は、その周辺及び危険が予想される箇所を点検し、その状況を把握するとともに対策を講じておくこと。
- b．住民は、それぞれの能力にふさわしい任務を分担すること。
- c．自主防災訓練ができるよう、その時期・内容等についてもあらかじめ計画をたて、かつ町が行う訓練にも積極的に参加すること。
- d．防災機関、本部、各班及び各世帯の体系的連絡方法、情報交換等に関すること。特に災害時要援護者への連絡、避難誘導等については担当を複数明記しておくこと。
- e．出火防止、消火に関する役割、消火用その他資機材の配置場所等の周知徹底、点検整備を行うこと。
- f．避難所、避難路、避難の伝達、誘導方法、避難時の携行物資の検討をしておくこと。
- g．負傷者の救出、搬送方法、救護所の開設を検討しておくこと。
- h．その他自主的な防災に関すること。

イ．施設、事業所の自主防災計画

a．記載事項

- ・施設事業所の職員にそれぞれ任務を分担させること。
- ・自主的に防災訓練ができるようその時期、内容等についてあらかじめ防災計画をたて、かつ町や江津邑智消防組合等が行う訓練にも積極的に参加すること。
- ・防災機関、本部、各事務所ごとの体系的な連絡方法、情報交換等について明示しておくこと。
- ・施設等の整備に関すること。
- ・負傷者の救出、搬送の方法、救護班に関すること。
- ・避難所、避難経路、避難の伝達方法、避難時の非常時持出し等に関すること。
- ・住民との協力に関すること。

- ・その他、自主防災に関すること。
- b. 対象施設
 - ・学校、旅館、医療機関等多数の者が利用又は出入りする施設。
 - ・多人数が従事する工場、事務所等で自主防災組織を設け、災害防止に当たることが効果的であると認められる施設。
 - ・複合用途施設利用（入居）と事業所が共同である施設。
- c. 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりをし、それぞれに適切な規約及び防災計画をたてておく。

 - ・役 員 ： 防災責任者及びその任務、班長及びその任務
 - ・会 議 ： 総会、役員、班長会等

④ 自主防災組織の活動状況の把握

災害時の自主防災組織の役割に鑑み、町がそれぞれの状況を把握しておくことは重要で、地域の新体制が整う年度当初に、町は各自主防災組織の実態調査を行い防災体制の充実を図る。

第19節 災害ボランティアの活動環境の整備

【基本方針】

大規模災害発生時には、救護をはじめ各種支援を必要とする被災者が大量に発生するため、町及び町社会福祉協議会は、県及び防災関係機関の救助活動等にあわせ、住民等による自主的かつきめ細かな対応が求められる。

このため、町及び町社会福祉協議会は県、防災関係機関及びボランティア関係機関と連携し、ニーズの把握、災害ボランティアの受付、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう活動環境の整備を図る。

その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全の確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するものとする。

【実施内容】

1. 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地方公共団体や被災者の自立を支援することを目的として善意の活動を行う個人・団体をいう。

災害時におけるボランティアを専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分し、その活動内容は、概ね次のようなものとする。

区 分	活 動 内 容
専 門 ボランティア	- 被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） - 建築物危険度判定（応急危険度判定士） - 医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等） - 福祉（手話通訳、介護等） - 特殊車両操作（大型重機等） - 災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援） - その他特殊な技術を有する者 - 土砂災害危険箇所の調査（斜面判定士） - 無線（アマチュア無線士） - 通訳（語学）
一 般 ボランティア	- 救援物資の整理、仕分け、配分 - 炊出し、配送 - 災害時要援護者等への生活支援 - 外国語の通訳、情報提供 - 避難所の運営補助 - 清掃、防疫 - その他危険のない軽作業

2. 専門ボランティアとの連携体制の整備

① 専門ボランティアの育成・事前登録

県、日本赤十字社島根県支部等関係機関と連携し、災害時のボランティア活動に必要な知識、技能等についての講習や訓練の実施や、ボランティア団体及び個人の事前登録を行うよう努める。又、ボランティアに関する普及啓発を行い、住民に積極的な活動参加を呼びかける。

② 専門ボランティア組織・団体に関する情報の把握

災害時の意思の疎通を円滑にするために、専門ボランティア組織・団体に関する情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握するよう努める。

3. 一般ボランティアとの連携体制の整備

県や日本赤十字社島根県支部等関係機関と連携し、ボランティアに関する普及啓発を行い、住民に積極的な活動参加を図るとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録など、体制の整備に努める。

4. 災害ボランティア受入れ体制の整備

① 災害ボランティアの受入れのための協議機関の整備

災害時における災害ボランティアの円滑な受入れ体制などについて、協議を行う機関の整備に努める。

② ボランティア受入れマニュアルの作成

県や日本赤十字社島根県支部等関係機関と連携し、災害ボランティア活動が円滑に実施されるよう、災害ボランティア受入れマニュアルの作成に努める。

③ ボランティア活動への支援

町は、県の協力のもと、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する。

5. ボランティアコーディネーターの育成、登録

ボランティアの受入れには、被災地の多種多様な支援要請とボランティアの活動を結び付けるための「専門的なボランティアコーディネーター」の確保が不可欠である。県、日本赤十字社島根県支部等関係機関と連携し、災害ボランティア活動ニーズの把握、受付け、登録、派遣、撤収等調整を行う災害ボランティアコーディネーターの育成、登録に努める。

6. 災害ボランティアの周知

県、日本赤十字社島根県支部等関係機関と連携し、災害ボランティアが円滑に受入れられるよう、平素より地域住民に災害ボランティアの役割・活動についての周知を図る。地震の災害等による被害の拡大を防止するには、町、県及び防災関係機関の迅速かつ的確な対応にあわせ、住民等による自主的かつきめ細かな対応も必要である。

このため、町、県及び防災関係機関は、ボランティアの防災活動が円滑に行えるような活動環境の整備を図る。

又、ボランティアの活動が円滑に行われるようコーディネート機能の強化を図る。

7. 災害ボランティアとの連携体制の整備

県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアバンクの設置に努めるとともに災害ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

第20節 防災教育

【基本方針】

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持って平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。又、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者・災害時要援護者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは県、町、公共機関等が行っている防災活動に協力する等、防災活動への寄与に努めることが求められる。

教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

【実施内容】

1. 災害対策PR用パンフレット、チラシ等の作成配布

災害発生時において、住民一人ひとりが正しい知識と判断を持って行動できるようパンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。

① 広報の重点事項

ア. 平常時の心得に関する事項

- a. 家族と避難先や連絡先を相談し、あらかじめ決めておくこと
- b. 防災訓練に進んで参加すること
- c. 自主防災組織をつくっておくこと
- d. 非常持出用品をまとめておくこと
- e. 日頃から崖崩れに注意すること
- f. 日頃から建物の補強、家具の固定に注意すること
- g. 日頃から飲料水や消火器の準備をすること
- h. 要配慮者への配慮

イ. 警報等発令時の心得に関する事項

- a. 正しい情報をつかむこと
- b. すぐに家庭の防災会議を開くこと
- c. 家の中でつぶされないよう身をおく場所を確かめること
- d. 火はできるだけ使わないこと
- e. 危険物などの安全に注意すること
- f. 水や消火器を用意すること
- g. 身軽で安全な服装に着がえること
- h. 非常持出品を確かめること
- i. 隣近所で助け合うこと
- j. 自動車や電話の使用を自粛すること

ウ. 地震発生時の心得に関する10か条

- a. まずわが身の安全を図ること
- b. すばやく火の始末をすること
- c. 非常脱出口を確保すること
- d. 火が出たらまず消火すること
- e. あわてて戸外に飛び出さないこと
- f. 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近寄らないこと
- g. 山崩れ、崖崩れに注意すること
- h. 避難は徒歩で、持物は最小限にすること

- i. みんなが協力し合って応急救護を行うこと
- j. 正しい情報をつかみ、余震をおそれないこと

2. 町及び防災関係機関の職員等に対する教育

町及び防災関係機関は、それぞれ災害対策関係職員の災害時における適正な判断力を養成し、又、職場における防災体制を確立するため、あらゆる機会を利用して防災教育の徹底を図る。

教育内容並びにその方法は次のとおりとする。

① 教育内容

- ア. 邑南町地域防災計画の内容と運用
- イ. 災害対策本部の組織、事務分掌及び任務分担の徹底、確認
- ウ. 災害情報が出された場合及び災害が発生した場合に取るべき具体的行動に関する法令及び知識
- エ. 予想される地震に関する知識
- オ. 災害対策として現在講ぜられている内容
- カ. 今後災害対策として取り組む必要のある課題
- キ. 被害の調査方法及び技術的な被害額の算出方法並びに被害報告要領と連絡方法

② 教育方法

ア. 講習会

学識経験者並びに関係機関の専門職員を講師として招き、災害の要因、対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。

イ. 研修会

災害対策関係法令及びその他の防災関係条項の説明、研究を行い、主旨の徹底と防災計画の理解と推進を図るとともに、土木、建築、非常無線通信等その他防災対策に必要な技術の修得を図る。

ウ. 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担についての自覚と認識を深める。

エ. 見学・現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

3. 学校教育における防災教育

学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

① 防災教育の徹底

学校関係者は、地震発生時の一次避難の仕方、指示に従って冷静に行動することの重要性など避難方法を見学生徒に徹底させるよう努める。その上で自主防災思想の涵養を図るため、災害の要因等についての科学的知識の普及、地震予知情報等の理解など、見学生徒の発達段階及び本町の地域実態に即して学校教育活動全体を通じた防災教育の徹底を図る。

② 防災上必要な計画と訓練の実施

学校関係者は、防災に対する心構えを確認し、災害時に適切な処置がとれるよう災害の状況を想定し、情報の伝達、見学生徒の避難、誘導等防災上必要な計画と訓練を実施する。

なお、訓練計画の樹立及び実施に当たっては次の点に留意する。

ア. 防災知識指導

防災知識の指導は、学校における教育課程に位置づけて実施すること。特に、特別活動

を中心に避難訓練、消防訓練、野外活動等不測の事態に備えて事前の指導に努めること。

イ. 防災訓練

- a. 訓練は学校行事等に位置づけて計画し、全職員の協力と児童生徒の自主的活動とあいまって十分な効果をおさめるように努めること。
- b. 訓練は、学校種別・学校規模・施設設備の状況及び児童生徒の発達段階等それぞれの実情に応じて具体的かつ適切なものとする。
- c. 訓練に当たっては、事前に施設設備の状況、器具用具等について安全点検し、常に使用できるようチェックするとともに、訓練による事故防止に努めること。
- d. 平素から災害時における組織活動の円滑を期するため、全職員並びに児童生徒の活動組織を確立し、各自の任務を周知徹底しておくこと。
- e. 訓練実施後は十分な反省を加え、関係計画の修正整備を図ること。

ウ. 学校行事における指導

学校行事等で震災訓練の実施や防災関係機関、防災施設及び防災・災害展等の見学会を行い、学校、家庭、地域における災害時の実践活動、避難行動等について習得させる。

4. 住民に対する防災知識の徹底

防災については、住民個人が果たす役割は大きい、その防災知識の周知徹底については、防災週間等の運動や防災訓練を通じて行う。又、災害が発生し、一般に災害に対する関心が高まっている機会をとらえて、次に掲げる事項の周知徹底を図る。

① 邑南町地域防災計画に定められているもののうち、特に一般住民の注意を喚起する必要がある事項

ア. 災害の一般知識及び地震及び気象予警報の種類と内容

イ. 地震発生通報

ウ. 異常気象等の発生通報

エ. 被害情報通報

オ. 避難所、避難路、避難方法

カ. その他必要事項

② 土砂災害の前兆現象

ア. 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れが聞こえる場合

イ. 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木などが交ざりはじめた場合

ウ. 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが留められている危険があるため）

エ. 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合

オ. 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

③ 過去の災害等の紹介

ア. 町内又は隣接市町村等で過去に発生した災害と被害等の実情及びその対策を紹介し、再び同じ被害を繰り返さないよう再認識させる。

イ. 他市町村の災害記録を逐次発表し、住民の地震に対する判断の資料に供する。

④ 災害時における心得

住民が知っておくべき心得及び注意事項を周知徹底させる。

地震、風水害、雪害、大火等災害の種別ごとに特徴をとらえ、一般住民が知っておくべき心得及び注意事項を周知徹底させる。

⑤ 普及方法

防災知識の普及は関係機関及び団体の協力を得て、公民館等の社会教育施設を活用するなどし実施する。

5. 防災上重要な施設の職員等に対する教育

- ① 防災上重要な施設が行う防災教育
施設管理者等は職員に対し、講習会や防災訓練を通して防災学習の徹底を図る。
- ② 防災関係機関が行う防災教育
防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

6. 事業所における防災活動の促進

各事業所は、災害時に果たす役割（従業員や顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献）を十分に認識し、災害時行動マニュアルの作成、地域住民との連携による相互防災応援協定の締結、防災体制の整備及び防災訓練等を実施するなど、防災活動の推進に努める。

町は、事業所における防災教育のテキストを作成し、その普及に努める。又、事業所の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関する助言を行う。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

7. 世論調査及び災害相談の実施

住民の防災について正しい知識の普及と防災意識の高揚を図るため、次の事項を防災関係機関との有機的連携のもとに実施する。

- ① 防災アンケートの実施
住民の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等防災意識調査を必要に応じて実施する。
- ② 住民の災害相談及び現地診断
地震災害に対する住民の不安を解消するため、相談を行う体制づくりを進める。又住宅の耐震性等の現地診断についても適宜実施する体制づくりを推進する。

8. 災害教訓の伝承

- ① 国、県、町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- ② 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国、県、町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第21節 防災訓練

【基本方針】

災害による被害を最小限に抑えるためには、町、県及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

そのため、防災業務に従事する職員の実践的実務の習熟と関係機関の連携を強化するとともに、住民の防災に関する関心を高め、より実践的な住民参加の訓練を目指す。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

【実施内容】

1. 図上訓練《災害対策本部》

図上訓練は、主として災害応急対策について図上で行い、その訓練実施項目は概ね次のとおりとする。

- ① 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置
- ② 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- ③ 緊急避難及びこれに伴う措置

2. 実地訓練《災害対策本部》

訓練目的を効果的に達成し得られる地区又は場所を選定し、実地において行うものとし、その訓練項目及び訓練内容は次のとおりとする。

① 予警報の伝達及び通信訓練

気象業務法、水防法、消防法に定める予警報等の発令、伝達、受理等について、それぞれの伝達系統を通じて関係機関の有線通信施設を利用し、又は有線通信途絶の想定のもとに無線通信による訓練を行う。

予警報等の住民に対する伝達及び徹底についての訓練並びに停電時等非常事態における伝達訓練も必要により実施する。

② 災害防ぎょ訓練

災害による被害の拡大を防ぎょするための訓練は概ね次のとおりとする。

ア. 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動が円滑に実施できるように、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ大火災を想定して実施する。

イ. 避難・救助訓練

町及びその他防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、医療機関、社会福祉施設、事業所等にあつては、人命保護のため特に避難についてその施設の整備を図り、訓練を実施する。特に小・中学校、保育所等においては江津邑智消防組合の指導により少なくとも年1回以上行うものとする。

又、自主防災組織、住民の参加による地域の実情にあわせた実践的な訓練を徹底して行う。

ウ. 通信訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、各種災害を想定し通信訓練を行う。

エ. 非常動員訓練

町及び防災関係機関は各種災害を想定し、勤務時間外における職員や消防団等の円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じて実施する。

オ．水防訓練

町及び関係機関は、水防工法、水位雨量観測、江津邑智消防組合及び一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、伝達等の訓練を実施する。

カ．その他

- ・医療救護訓練
- ・必要資材の応急手配訓練

③ 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、概ね次の項目について行う。

ア．道路の交通確保

イ．復旧資材、人員の緊急輸送

ウ．決壊堤防の応急修復

エ．電力、通信施設の応急修復

3. 区 分

① 単一訓練

町及び関係機関が個別にその主管する業務に関連した訓練種目を選定して、図上又は実地について行う。

② 総合訓練

災害予防責任者が合同してあらかじめ想定した災害に基づき、訓練種目を選定して図上又は実地で行い、当該訓練は原則として町防災会議が関与して行う。

4. 実践的な訓練の実施と事後評価

① 実践的な訓練の実施

町及び防災関係機関、自主防災組織等が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的なものとなるよう工夫する。

② 事後評価

訓練後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

第22節 要配慮者安全確保体制の整備

【基本方針】

災害発生時には高齢者、乳幼児、心身障害者、傷病者、児童、妊産婦、観光客・旅行者、日本語がよく理解できない外国からの旅行者が犠牲になるケースが予想され、各種災害から要配慮者を守るための安全対策の一層の充実を図る。

又、施設整備の推進や教育・広報活動等の体制づくりに努める。

【実施内容】

1. 避難行動要支援者支援体制の整備

① 町の要支援者支援体制

町は、防災担当部局と福祉担当部局の連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者支援体制の整備に努めるものとする。

ア. 避難行動要支援者に配慮した避難計画の策定

町は、避難計画（第2章第8節）の策定にあたっては、特に以下の点に留意するものとする。

- ・ 要支援者への避難準備情報、避難勧告・避難指示等の伝達方法
- ・ 要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- ・ 要支援者の支援における町、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

イ. 避難行動要支援者名簿の作成

町は災害対策基本法に基づき、次のとおり避難行動要支援者名簿を作成し運用する。

○避難支援等関係者となる者

邑南町消防団、江津邑智消防組合、川本警察署、民生委員、邑南町社会福祉協議会、自主防災組織・自治会等

○避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・ 75歳以上のみの世帯員
- ・ 要介護認定3～5を受けている者
- ・ 身体障害者手帳3級以上（視覚障害は2級以上、音声・言語・そしゃく機能障害は4級以上）を所持する者
- ・ 療育手帳Aを所持する知的障害者
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ・ 見守りテレビ加入者
- ・ 緊急通報設置者
- ・ 妊産婦及び乳幼児
- ・ 難病患者
- ・ 日本語に不慣れな在住外国人

○名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- ・ 75歳以上のみの世帯員は、町民課と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ・ 要介護認定を受けている者は、要介護認定情報等により把握する。
- ・ 身体障害者手帳を所持する者は、身体障害者手帳台帳における情報等により把握する。
- ・ 知的障害者は、療育手帳台帳における情報等により把握する。

- ・精神障害者保健福祉手帳を所持する者は、島根県と連携し精神障害者保健福祉手帳台帳における情報等により把握する。
- ・見守りテレビ加入者は、情報推進課と連携し見守りテレビ加入者台帳における情報等により把握する。
- ・緊急通報設置者は、緊急通報設置者台帳における情報等により把握する。
- ・妊産婦及び乳幼児、保健課や町民課と連携し、母子健康手帳の発行状況や住民基本台帳を活用する等により把握する。
- ・難病患者は、島根県と連携し難病患者台帳における情報等により把握する。
- ・日本語に不慣れな在外国人は、町民課と連携し住民基本台帳を活用する等により把握する。

○名簿の更新に関する事項

名簿の電子情報の更新はシステムにより随時行うものとする。避難支援等関係者に事前に提供する名簿は年1回更新する。

○名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講ずる措置

- ・避難行動要支援者名簿は、避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。また、受け取った名簿について、施錠可能な場所への保管と必要以上に複製しないよう指導する。
- ・災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するとともに、名簿の提供先に対し個人情報の取扱いに関する研修を開催する。
- ・避難行動要支援者名簿を団体へ提供する場合は、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。
- ・必要に応じ名簿情報の取扱状況を報告させる。

○要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

- ・高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。
- ・同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法は異なることに留意する。
- ・高齢者や障がい者に合った、必要な情報を選んで流す。

○避難支援等関係者の安全確保

- ・町は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。
- ・地域において、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を説明するとともに、地域で避難支援等関係者等の安全確保の措置を決めておく。

ウ．個別の要援護者の避難支援

町は、個々の災害時要援護者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、災害時要援護者支援台帳及び避難支援プラン等の作成に努めるものとする。

2. 災害対応能力を考慮した防災施設の整備

- ① 人にやさしいバリアフリーの施設整備の推進と教育・広報活動等の体制づくりを推進する。
- ② 防災施設の整備

要配慮者自身の災害対応能力を考慮した緊急通報、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、住宅用火災報知器の設置の推進、避難誘導等の施設・設備等の導入、避難所、避難路等の防災施設の整備

を図る。

- ③ 災害発生直後の食糧・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応できるよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、高齢者、傷病者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

3. 社会福祉施設等における対策

① 組織体制の整備

施設管理者は、地震災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

又町との連携のもとに、近隣施設、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

② 施設の安全対策

施設管理者は、施設全体の安全対策の強化を図るよう努める。

③ 緊急連絡体制の整備

町及び施設管理者は、災害の発生に備え、江津邑智消防組合等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図る。

④ 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高められるように、個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

⑤ 防災備品等の整備

施設管理者は、災害に備え食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

4. 在宅者対策

① 要配慮者の状況把握

あらかじめ自主防災組織や社会福祉施設等の協力を得て、介護を要する高齢者や心身障害者等の人数及び災害時における介護体制の有無について十分な状況把握に努める。

② 応援協力体制の整備

町は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、ボランティア組織、県及び他の市町村との応援協力体制の確立に努める。

③ 防災教育・防災訓練

町は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の状況にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

5. 外国人等に対する防災対策

町及び防災関係機関は、言葉、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災環境づくりに努める。

① 避難路、避難所等への多言語化標識を推進する。

② 災害時の通訳の確保等、外国人への支援システム、救急体制の整備に努める。

③ 多言語による防災知識の普及活動を推進する。

6. 避難後の要配慮者への配慮

県及び町は、要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

第23節 孤立地区対策

【基本方針】

地震災害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

【実施内容】

1. 通信手段の確保

① 多様な通信手段の確保

震災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障をきたすことが考えられる。

そのため、町、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

② 地震の発生を前提とした通信設備の運用

町及び孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切替、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

③ 通信施設障害時におけるバックアップ体制

通信施設障害等により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

2. 物資供給、救助体制の確立

① 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給にあたり、伝えるべき項目を予め整理し、孤立予想地区や町、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、要援護者の有無、備蓄状況（食糧、水、医薬品、毛布）等

② ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区のヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

3. 孤立に強い地区づくり

① 備蓄の整備・拡充

孤立可能性のある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄にあたっては、水、食糧、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への配慮にも努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具など、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

② 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備を行う。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難場所等を周知徹底する。

③ マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

4. 道路寸断への対応

① 対策工事の実施

緊急輸送道路について、迂回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

② 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第24節 応援協力体制の強化

【基本方針】

大規模な災害が発生した場合には、その被害が大きくなることが予想され、町や町内の防災関係機関のみでは応急対策活動に支障をきたすことが想定される。

そのため、各機関は平素から県及び防災関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

【実施内容】

1. 地域間の応援協力体制づくり

災害発生による被害の状況においては、町単独での被災者支援には人的・物的に限界があるため、他市町村との相互支援の協定づくりを推進する。

① 他市町村との防災協定づくりの推進

町は、他市町村との間で次の4段階の体制を通し防災姉妹都市の提携を推進していく。

第1段階：自力での町域内対策活動

第2段階：広域行政圏をベースとした近接地域間協力

第3段階：全県での応援

第4段階：県を超えた広域応援

② 避難所等収容施設に関する協定

ア. 食糧、飲料水、生活必需品、医薬品等の提供

イ. 医療、防疫等、し尿・ゴミ・ガレキ処理の協力

ウ. 救援及び救助活動に必要な車両等の提供

エ. 医療系・技術系・技能系職等の職員の派遣

オ. 災害時要援護者（障害者、高齢者、幼児、外国人等）、特に学童の受入れ協力

カ. 住宅の斡旋

2. 民間事業所との協定づくりの推進

流通・製造業者との協定づくりやトラック協会、建設資材業者や建設業者との災害応援に関する協定づくりを積極的に推進する。

第25節 調査研究

【基本方針】

地震災害では、様々な災害が同時に広域的に多発するところが特徴であるが、宅地の開発、ライフライン施設等の高度集積化などにより災害要因は一層多様化し、その危険性は著しく増大しているのが現状である。

こうした地震災害に対しては、被害想定の実施のほか、具体的な予防対策や応急復旧対策について科学的な調査研究を行い、総合的な地震防災対策の実施に結びつけていくことが重要である。

又、地域の災害危険性を的確に把握し、それに対する効果的な対策を講じるための防災調査を積極的に実施するとともに、それに基づき地域住民への防災広報活動の充実を図っていくことが大切である。

【実施内容】

1. 基本的調査（自然、社会的条件に関する調査）

本町の自然的、社会的条件についての調査は、調査研究の最も基礎をなすものである。社会的条件については、既存の一般的な調査を利用し、自然的条件については、本町が過去に調査した地質、地盤の構造などを基に行うものとする。

2. 被害想定に関する調査・研究

震災に関する総合的被害想定（被害の発生態様及び程度の予測）は、震災対策を適切に具体化するための誘導目標を設定することが目的であり、震災対策の総合的効果的推進を図るうえで重要である。

前章総則において、町周辺の活断層の有無や「島根県地震被害想定調査報告書（平成9年3月）」をもとに被害の予測を行ってきたが、今後は重要公共構造物の耐震診断の実施等により具体的な調査を進める必要がある。

3. 災害の防止、町の防災化に関する調査

被害想定に関する調査研究を基礎に、地震による被害を最小限に食い止めるための効果的な対策を調査するため、以下の項目が必要である。

- | | |
|-------------------|------------------|
| ① 地盤調査 | ② 建築物の耐震調査 |
| ③ 危険物の状況 | ④ 電気、ガス、上・下水道の状況 |
| ⑤ 道路、橋梁の状況、交通障害対策 | ⑥ 消防水利状況 |
| ⑦ 停電、通信障害状況 | ⑧ 地震火災対策 |
| ⑨ 避難場所及び避難路の状況 | ⑩ 自主防災組織 |

4. 防災カルテ・防災マップ等の整備

防災調査の成果を活用し、地域の災害危険性を総合的かつ科学的に把握し、コミュニティレベル（集落単位、学校区単位）の防災カルテ・防災マップの作成を推進していく必要がある。

震災編－第3章 震災応急対策計画

第1節 応急活動体制

地震により災害が発生した場合、町、防災関係機関及び住民は一致協力して災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限に留める必要がある。

このため、町は邑南町災害対策本部等を速やかに設置し応急活動を実施する

第1. 災害対策組織計画

【基本方針】

町及び町周辺に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、必要があると認めるとき「邑南町災害対策本部条例」の定めるところにより、町長を本部長として邑南町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置し、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、災害の防ぎよ、災害救助、災害警備、その他災害応急対策を総合的かつ強力に推進するものとする。

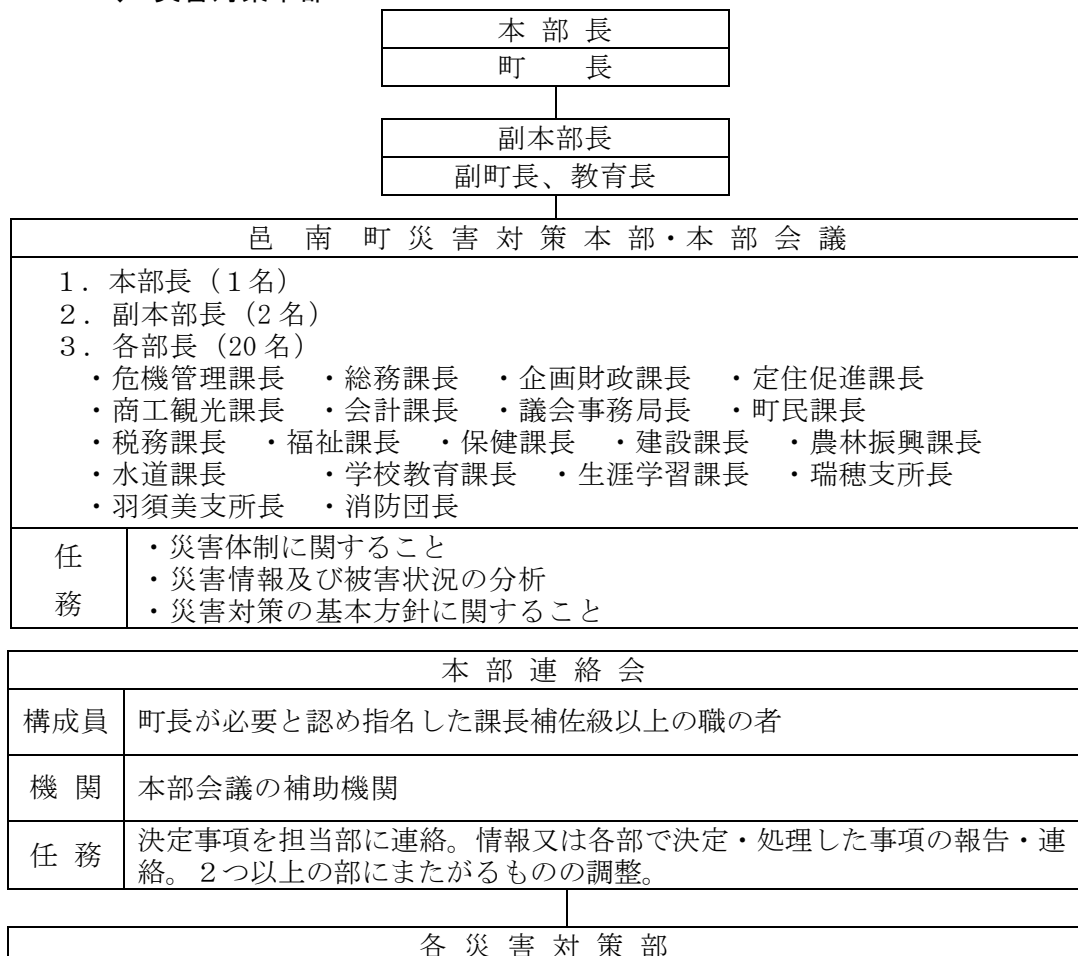
【実施内容】

1. 組織

町本部の組織は、町の組織に従った編成とするが、特に本部連絡員を置き各災害対策部の連絡協調を図るとともに、現地との連絡、防災活動の調整推進を図る。

その組織系統の概略は次のとおりである。

◇ 災害対策本部



◇ 災害対策本部 組織図

1. 部長不在の場合は副部長等が代理

2. 必要に応じ、部長は各部各班の人員調整を図る

邑南町災害対策本部	本部長（町長） 副本部長（副町長、教育長）		本庁業務		支所業務			
			災害対策本部各班 （本庁舎）		瑞穂支所 （連絡室）		羽須美支所 （連絡室）	
	総務部 （部長：危機管理課長） ・危機管理課長 ・総務課長 ・定住促進課長 ・商工観光課長 ・企画財政課長 ・会計課長 ・議会事務局長		危機管理班		瑞穂支所 窓口班 窓口業務部	羽須美支所 窓口班 窓口業務部		
			危機管理課					
			総務班					
			総務課 議会事務局					
			情報班					
			情報推進室					
			財政班					
			企画財政課 会計課					
			定住班					
			定住促進課					
	町民部 （部長：町民課長） ・町民課長 ・税務課長		町民班		瑞穂支所 事業班 事業部	羽須美支所 事業班 事業部		
			町民課					
	福祉部 （部長・福祉課長）		税務班					
			税務課					
	保健部 （部長：保健課長）		福祉班					
			福祉課					
			保健班（本部）					
			保健課			阿須那診療所		
建設農林部 （部長：建設課長） ・建設課長 ・農林振興課長		建設班		瑞穂支所 事業班 事業部		羽須美支所 事業班 事業部		
		建設課						
		農林班 農林振興課						
水道部 （部長：水道課長）		上下水道班						
		水道課						
教育部 （部長：学校教育課長） ・学校教育課長 ・生涯学習課長				学校教育班（本部）				
				学校教育課				
				生涯学習班（本部）				
				生涯学習課				
		邑南町消防団（部長：消防団長）						
		●緊急初動特別班（町庁舎より、徒歩又は自転車で20分の事務職員により構成）						
		●現地対策本部（町長の指示により各支所等に設置）						

2. 町本部の設置及び廃止の通知・公表

町長は、災害対策基本法第23条に基づき、町域において大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策を強力に推進するため町本部を設置し、活動体制を確立する。

この業務は、他の一般事務に優先して処理するとともに、町本部は他の防災関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策が的確かつ円滑に行われるよう努める。

さらに、町本部のもとに防災活動の基本方針等を協議決定する町本部会議を設置し、迅速かつ的確な災害応急対策の実施を行う。

町本部は、次の区分により設置し、災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害応急対策が概ね終了したと認めるときに廃止し、直ちにその旨を県に報告するとともに防災関係機関、住民等に対し通知及び公表し、町本部の標識を役場玄関及び町本部室前に掲示する。

① 設置基準

ア．大規模な震災が発生するおそれがあり、その対策を要すると町長が認めるとき。

イ．町及び町周辺に震度5弱以上の地震があったことにより、災害が発生した場合又は災害の危険が極めて増大した場合で必要と認めたとき。

ウ．震災が拡大し、震災第一体制では対処できないとき。

② 廃止基準

ア．発生が予想された災害に係る危険がなくなると町長が認めたとき。

イ．災害に係る応急対策が概ね終了したと町長が認めるとき。

3. 町本部の構成と任務

町本部の構成と任務は、以下によるほか、災害対策基本法並びに邑南町防災会議条例、邑南町災害対策本部条例に定めるところによる。

① 町本部会議の構成及び任務

ア．町本部会議は、本部長、副本部長及び各部の部長をもって構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

イ．本部長は、町本部の運営並びに災害対策の推進に関し、必要に応じて町本部会議を招集する。

ウ．町本部会議の協議事項を次のとおり定める。

ア．町本部の災害体制に関すること。

イ．災害情報及び被害状況の分析、並びに災害対策の推進に関すること。

エ．町本部会議の庶務は町危機管理課が担当する。

オ．町本部を設置しない場合における災害対策に関する事項を協議するときは、町本部会議に準じて行うものとする。

② 町本部連絡会の構成と任務

ア．町本部連絡会は町本部会議の補助機関として、本部長が必要と認め指名した町課長補佐級以上の者をもってその都度総務部長が招集して構成し、災害対策に関する事項を処理するものとする。

イ．町本部連絡会の任務を次のとおり定める。

ア．町本部会議等の決定事項など所属担当部に連絡する。

イ．各部で得た情報又は各部で決定もしくは処理した事項等で、町本部又は他の部へ連絡する必要があると認められる事項などについての報告もしくは連絡を行う。

ウ．各部の所掌が明らかでないもの、又は二つ以上の部にまたがるものの調整を行う。

エ．町本部連絡会の庶務は町危機管理課が担当する。

オ．町本部を設置しない場合には町本部連絡会に準じて行うものとし、構成任務は以下に定める。

◇ 町本部設置前の会議

関係課長会議（協議）	
構 成 員	危機管理課長、総務課長、企画財政課長、定住促進課長、商工観光課長、会計課長、議会事務局長、町民課長、税務課長、福祉課長、保健課長、建設課長、農林振興課長、水道課長、学校教育課長、生涯学習課長、瑞穂支所長、羽須美支所長及びその他必要な職務者
任 務	災害対策の協議に関すること 動員に関すること

4. 町本部の設置場所

町本部は、災害の程度により町本部室を危機管理課内又は本部長の指定する場所に設置する。

5. 各災害対策部等の任務分担

各災害対策部の部長は、本部長の命を受けて部の所掌事務又は業務を掌理し、所属部員を指揮する。

各災害対策部等の所掌事務又は業務は、以下に掲げるとおりである。

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
総務部 (部長) 危機管理課長 (副部長) 総務課長	危機管理班 〔危機管理課〕 (班長) 危機管理課長(兼)	1 本部の運営、庶務に関すること。 2 災害対策の総合計画に関すること。 3 本部会議に関すること。 4 本部事務局に関すること。 5 本部員の動員に関すること。(本部連絡員/現地連絡員の配置を含む) 6 各部からの災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関すること。 7 県その他防災関係機関に対する連絡及び被害状況等の報告、提供に関すること。 8 県、消防、警察、自衛隊、隣接市町村等に対する応援出動(派遣)の要請に関すること。 9 消防団との連絡調整に関すること。 10 消防団の動員に関すること。 11 水防活動に関すること。 12 住民の避難勧告及び指示に関すること。 13 各災害被害収集情報の集約、報告に関すること

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
	総務班 〔総務課〕 〔議会事務局〕 (班長) 総務課長(兼)	1 他市町村との連絡調整に関すること。 2 交通関係について警察との連絡調整に関すること。 3 災害警備体制に関すること。 4 配車計画及び車両確保に関すること。 5 安否確認、捜索、救助の総括に関すること。 6 電話並びに防災行政無線等の送受信に関すること。 7 災害時のアマチュア無線に関すること。 8 備蓄物資に関すること。 9 応急対策実施状況の総括、取りまとめに関すること。 10 激甚災害指定手続きに関すること。 11 危険物施設等の応急対策、復旧に関すること。 12 緊急輸送に関すること。 13 復興計画に関すること。 14 各部との連絡調整に関すること。 15 被災職員に対する給付その他の福利厚生に関すること。 16 災害時の町議会の運営に関すること。 17 県、国等の災害地視察に関すること。 18 情報推進室との連絡調整に関すること。 19 町有財産の保全及び被害調査に関すること。 20 災害に係る物品の購入契約に関すること。 21 庁舎の警備に関すること。 22 報道関係機関との連絡調整に関すること。 23 他班に属さない事項に関すること。
	情報班 〔情報推進室〕 (班長) 総務課長(兼)	1 災害対策記録、写真等の整備に関すること。 2 災害情報、被害状況、災害対策活動等の広報に関すること。 3 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	財政班 〔企画財政課〕 〔会計課〕 (班長) 企画財政課長	1 災害対策に必要な財政措置に関すること。 2 災害に係る町費の出納に関すること。 3 義援金品の収配に関すること。 4 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	定住班 〔定住促進課〕 (班長) 定住促進課長	1 輸送機関等の公共交通機関対策に関すること。 2 定住促進課関係施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 3 救援物資等の受付、保管、仕分け、配分に関すること。 4 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	商工班 〔商工観光課〕 (班長) 商工観光課長	1 災害時における観光客の避難誘導、救助等安全対策に関すること。 2 観光商工施設、商工業関係の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 3 被災商工業者に対する融資に関すること。 4 災害に関連した失業者の対策に関すること。 5 その他応急商工対策に関すること。 6 本部長の指示により各班の応援に関すること。

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
町民部 (部長) 町民課長 (副部長) 税務課長	町民班 〔町民課〕 (班長) 町 民 課 長 (兼)	1 り災者名簿の作成等一般り災者の被害状況の取りまとめに 関すること。 2 り災証明の発行に関すること。 3 災害救助法による救助計画及びその実施に関すること。 4 被災者相談窓口設置に関すること。 5 住民及び外国人の安否情報に関すること。 6 不明者の身元確認に関すること。 7 災害時の埋葬等に関すること。 8 災害対策のための労務者の確保に関すること。 9 国民年金の免除等に関すること。 10 災害による廃棄物処理対策に関すること。 11 被災地のゴミ、し尿の収集処理に関すること。 12 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	税務班 〔税務課〕 (班長) 税 務 課 長 (兼)	1 被災家屋(土地)及び居住者の調査及び報告に関すること。 2 被災納税者の調査及び減免等の措置に関すること。 3 本部長の指示により各班の応援に関すること。
福祉部 (部長) 福祉課長 (副部長) 福祉課長補佐	福祉班 〔福祉課〕 (班長) 福 祉 課 長 (兼)	1 社会福祉施設及び児童福祉施設の被害調査並びに必要な対 策に関すること。 2 避難所の開設及びその維持管理に関すること。 3 災害用食料及び衣料、生活必需品物資の確保及び配分に関 すること。 4 住民の避難誘導に関すること。 5 炊き出し及びその他避難者の援護に関すること。 6 被災者に対する生活保護に関すること。 7 被災者生活再建支援法に関すること。 8 被災地民生安定に関すること。 9 保育所の被害調査・報告、保育所乳幼児等の避難、安全措 置及び必要な対策に関すること。 10 応急保育計画に関すること。 11 災害時要援護者への支援対策に関すること。 12 社会福祉施設等が地域住民の避難救助等に利用される場合 の必要な措置に関すること。 13 ボランティア要員の要請・受入れに関すること。 14 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 15 生活資金等に関すること。 16 災害弔慰金等に関すること。 17 本部長の指示により各班の応援に関すること。
保健部 (部長) 保健課長 (副部長) 保 健 課 長 補 佐	保健班 〔保健課〕 〔阿須那診療所〕 (班長) 保 健 課 長 (兼)	1 保健衛生施設並びに医療機関の被害調査、報告及び必要な 対策に関すること。 2 医療救護班等応急救助に関する部外機関との連絡に関する こと。 3 災害時の病床確保、医療、助産に関すること。 4 患者の収容に関すること。 5 医療品及び衛生資材の確保並びに配分に関すること。 6 被災家屋の消毒に関すること。 7 環境衛生、食品衛生の指導及び劇毒物の安全対策に関する こと。

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
		8 避難所の保健衛生等に関すること。 9 その他応急衛生対策に関すること。 10 本部長の指示により各班の応援に関すること。
建設農林部 (部長) 建設課長 (副部長) 農林振興課長	建設班 〔建設課〕 (班長) 建設課長 (兼)	1 公共土木施設及び町有施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 河川、橋梁等の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 3 道路交通不能箇所の調査、連絡及び交通規制に関すること。 4 家屋の浸水被害の取りまとめに関すること。 5 建設業者との連絡調整に関すること。 6 建設機械及び建設資材の調達に関すること。 7 応急危険度判定に関すること。 8 住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関すること。 9 応急仮設住宅等の建設、住宅の応急修理に関すること。 10 町営住宅等建築物の被害調査、報告及び必要対策に関すること。 11 屋外収容施設の設置に関すること。 12 建築資材の調達及びあっせんに関すること。 13 電気、通信設備の応急対策、復旧に関すること。 14 障害物の除去に関すること。 15 その他の応急土木対策及び他班に属さないこと。 16 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	農林班 〔農林振興課〕 (班長) 農林振興課長 (兼)	1 農地、農作物及び農業用施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 2 農作物被害に対する技術的指導に関すること。 3 農作物の防疫に関すること。 4 被災農家の災害融資に関すること。 5 被災地における農作物種苗及び生産資材等のあっせんに関すること。 6 農業団体との連絡調整に関すること。 7 林産物、林道、林業用施設及び治山施設等の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 8 林産物被害に対する技術的指導に関すること。 9 流木の被害対策に関すること。 10 災害用木材の調達及び払い下げに関すること。 11 災害地における林業種苗及び生産資材等のあっせんに関すること。 12 被災林業家の災害融資に関すること。 13 牧野、牧野施設及び家畜、家畜施設の被害調査、報告並びに必要な対策に関すること。 14 被災農家の災害融資に関すること。 15 死亡獣畜の処理に関すること。 16 主要食料の確保に関すること。 17 被災地籍の調査に関すること。 18 本部長の指示により各班の応援に関すること。
水道部 (部長) 水道課長 (副部長)	上下水道班 〔水道課〕 (班長) 水道課長	1 上水道施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 2 下水道施設の被害調査及び必要な対策に関すること。 3 仮設トイレの調達、設置に関すること。 4 飲料水等の確保及び供給に関すること。

部名 (部長)	班名 〔担当課名〕	分 掌 事 務
水道課長補佐	(兼)	5 浴場用水及び入浴設備の確保に関すること。 6 本部長の指示により各班の応援に関すること。
教育部 (部長) 学校教育課長 (副部長) 生涯学習課長	学校教育班 〔学校教育課〕 (班長) 学校教育課長(兼)	1 学校教育施設の被害状況、報告及び必要な対策に関すること。 2 児童、生徒の避難に関すること。 3 教科書、学用品等の調達及び配分に関すること。 4 災害時における応急教育計画に関すること。 5 教員の動員に関すること。 6 小中学校、体育館、公民館等の避難所使用に関すること。 7 授業料の減免措置に関すること。 8 学校給食施設、設備の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 9 避難所への炊き出し等の支援に関すること。 10 その他応急文教対策及び他班に属さないこと。 11 本部長の指示により各班の応援に関すること。
	生涯学習班 〔生涯学習課〕 (班長) 生涯学習課長(兼)	1 社会教育施設の被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 2 災害時の文化財の保護及び被害調査、報告及び必要な対策に関すること。 3 社会教育施設が地域住民の避難救助等に利用される場合の必要な措置に関すること。 4 本部長の指示により各班の応援に関すること。
邑南町消防団 (部長) 消防団長 (副部長) 消防団副団長	消防団本部 〔消防団〕	1 消防団員の動員に関すること。 2 消防、水防施設の整備に関すること。 3 水害、火災その他の災害に係る救助業務に関すること。 4 消防活動に関すること。 5 水防活動に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。 7 けが人等の救助に関すること。 8 火災、その他災害の予防に関すること。 9 災害発生による情報の収集及び広報に関すること。 10 住民の避難誘導に関すること。 11 町内巡回警戒に関すること。 12 その他本部長が指示する災害応急対策に関すること。 13 本部長の指示により各班の応援に関すること。
支所災害対策本部連絡室 ・瑞穂支所 ・羽須美支所 (室長) 各支所長 (副室長) 各窓口業務課長補佐	支所窓口班 ・瑞穂支所 〔窓口業務部〕 ・羽須美支所 〔窓口業務部〕	1 災害対策本部支所連絡室の連絡調整・運営・庶務に関すること。 2 災害対策本部支所連絡室の動員に関すること。 3 その他危機管理班、総務班、情報班、財政班、定住班、商工班、町民班、税務班、福祉班、保健班の指示による事務に関すること。
	支所事業班 ・瑞穂支所 〔事業部〕 ・羽須美支所 〔事業部〕	1 災害対策本部支所連絡室の連絡調整・運営・庶務に関すること。 2 本部建設班、農林班、上下水道班の指示による事務に関すること。

6. 町本部配備体制の基準

災害の防止、軽減並びに災害応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、町本部においては次のとおり災害に対処する体制を整えるものとする。

◇ 地震災害配備体制基準

種別	体制に入る時期	(注) 震災体制の決定	動員内容の概要	動員及び業務の内容
準備体制	1. 震度4の地震が観測されたとき。	危機管理課長 (必要に応じ支所長と協議)	1. 危機管理課職員、建設課長、建設課課長補佐 2. 支所長、支所消防防災担当者、事業部補佐 3. 指名職員	1. 情報の収集 2. 庁内及び関係機関との連絡。
震災第一体制	1. 震度5弱の地震が観測されたとき。 2. その他必要と認めるとき	危機管理課長 (必要に応じ支所長と協議)	1. 課長、支所長、課長補佐の職員、総務課員、指名職員 2. 消防団職員を必要と認める範囲で動員する。	1. 地域防災計画による業務点検。 2. 災害予防に必要な措置及び指示 3. 防災資材の確保または整備。 4. 川本警察署、江津邑智消防組合出張所への連絡 5. 災害発生状況等把握
震災第二体制	1. 町及び町周辺に震度5強の地震が観測されたとき。 2. 震災が拡大し、震災第一体制では対処できないとき。 3. その他必要と認めるとき。	(町本部設置前) 危機管理課長 (町長と協議) (町本部設置後) 町長(災害対策本部長)が決定する。	1. 第1災害体制より、係長・主任を増員 2. 状況に応じ関係機関に協力要請 (動員協力機関) 1. J A島根おおち 2. 邑南町社会福祉協議会 3. 邑智郡森林組合 4. 邑南町商工会 5. 邑南町建設業協会 (注)いずれも町長が必要と認める範囲で要請する。	第一災害体制での処理事項のほか次の事項を処理する。 (町本部設置前) 1. 各課等において応急対策準備 2. 調査班形成、調査開始 3. 必要と認める災害対策 (町本部設置後) 1. 各部等において応急対策開始 2. 調査班増員 3. 必要と認める災害対策
震災第三体制	1. 上記震災第二体制では対処できない場合。 2. その他必要とするとき。	町長(災害対策本部長)が決定する。	1. 主任主事以下職員の増員。 2. 町内における防災関係機関及びその他の防災上重要な施設の管理者に対し、町長(本部長)が動員を要請する。	災害対策全般

(注) 震度とは、気象庁震度階級によるものを指す。

(注) 震災体制の決定者(町長、副町長等)が不在の時は、在庁職員の中で最上級者が代行し、決定する。

(注) 動員の責任者

1. 震災第一体制----- 各関係担当課長、支所長
2. 震災第二体制----- 町本部設置前 各関係課長、支所長
町本部設置後 各 班 長
3. 震災第三体制----- 町本部各班長

7. 人員の派遣

災害の種類、規模、被災の範囲等状況により、動員計画の定めるところの必要な人員を配置する。

① 町本部連絡員の配置

ア. 町本部連絡員配置の時期は、震災第二体制が発令され、町本部が設置された時とする。

この場合、各部の連絡員（伝令）1名は、本部事務局において待機する。

イ. その他常時状況を把握して町本部と所属する部との連絡に当たる。

8. その他

町本部を設置するに至らない程度の災害の場合は、町本部組織に準じた体制をもって対処するものとする。

第2. 動員計画

【基本方針】

邑南町に災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、災害の種類、規模、被災の範囲、時期等災害の状況によって災害体制を決定し、配備要員の範囲を定め、職員及び消防団員の動員を行うとともに、必要に応じ警察官等の関係機関の出動を要請するものとする。

【実施内容】

1. 地震発生時の初動体制

地震災害は突然襲来する災害であり、被災直後には行政としても組織だった行動をとることが困難であり、混乱した状況が発生することが予測される。このような被災直後の行動については後述するような組織的な応急対策計画を実施することは難しい。そのため応急対策とは別に被災直後の初動体制を検討し、突発的な災害発生時における緊急行動基準等の体制を整え、初期の応急活動を実施する。

① 責任者が不在の場合

ア. 邑南町災害対策本部（以下「町本部」という。）の設置責任者の明確化

通常の災害の場合には、町長が本部長として町本部を設置するが、地震災害のような突発的災害発生の場合には、在庁職員の中で最上級者が町長に代行し、直ちに町本部を開設する。

イ. 災害発生現場における指揮、行動の責任・権限の明確

町本部設置以前に、人命救助、消火活動等の緊急災害対策活動に職員が従事する場合、災害発生現場の指揮は先従者が執るものとし、より適格者が到着した時に状況の報告をし、指揮の交代を行う。又、その場での資材の調達等、代価の支払うべき資材調達等の行為が発生した場合は、従事職員の判断で行うものとする。

② 初動能力の確保

地震災害に対しては日常的な用意が不可欠であり、職員の対応能力を確保するため、資材の保持、技術研修を推進する。

ア. 職員の初動能力向上のための研修活動

住民の希望者や職員に対する応急手当の訓練や災害救助訓練を定期的を実施し、初動能力の向上と保持を図る。

2. 動員の伝達系統及び方法

① 平常執務時の伝達及び系統

総務部長は、町本部が設置された場合（町本部に準ずる体制の場合も同じ）、本部長（町長）の指示に従い、各対策部長に対し定められた配備体制を指令する。

各対策部長は、直ちに所属部員（職員）又は消防団員に連絡して、所掌事務又は業務を実

施する体制を確立するものとする。

町職員及び消防団員の動員伝達の系統は、別図のとおりである。

② 休日又は退庁後の伝達

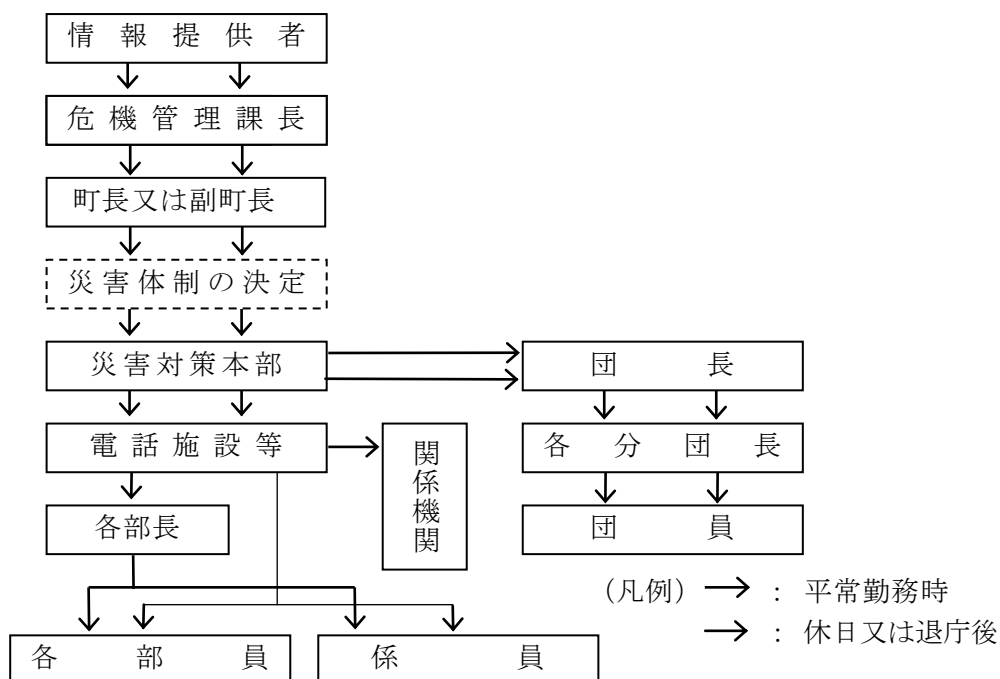
ア．退庁後における各対策部員の連絡方法

各対策部長は、所属部員の住所及び電話、その他連絡の方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置するものとする。

③ 連絡の方法

町本部の設置、災害体制の決定及び動員の通知は、口頭伝達、電話電報、防災行政無線、伝令のほか消防法において定められている出動信号等最も迅速な方法で行うものとし、必要とするときは、二又は三方法を併せ行うものとする。

◇ 動員伝達系統図



3. 動員配備

① 平常勤務日の動員配備

動員された職員は、直ちにその所属する部の部長の指揮下に入り、その指示に従って所掌事務を遂行しなければならない。

② 勤務時間外の動員配備

勤務時間外又は休日に動員された職員は、直ちに役場又は指示された場所に集合し、所属する部の部長の指揮を受けなければならない。

なお、職員は、勤務時間外又は休日に災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある情報を察知したときは、その状況により所属部長等と連絡の上、又は自らの判断により登庁するものとする。

③ 動員配備確立後の報告

本部長（町長）等の配備体制の指示に基づき、各対策部が体制の確立を完了したときは、直ちに本部長に報告するものとする。

④ 各対策部間の応援

災害の状況により災害対策実施に緩急が生じ又は局限（範囲を限ること）されるときは、本部長は必要に応じ、各対策部の所属する職員を他の対策部に応援させるものとする。

4. 消防団員の動員

① 緊急動員

消防団の動員は、町長が消防団長を通じてこれを行うが、緊急の場合でそのいとまのない時は、分団長はそれぞれの属する消防団員を動員することができる。

ただし、この場合動員した時刻、動員の範囲等を速やかに消防団長に報告しなければならない。

② 公共施設に対する出動

管理権限の明確な公共施設又は重要な施設に対する出動は、地上構造物の火災を除き、原則としてその管理者の要請により出動するものとする。

5. 応援要請

災害の規模が大きく、災害対策を実施するため町の災害対策要員をもっては応急対策を実施することができないときは、本部長は県、他市町村又は自衛隊に対し応援を要請し、必要な対策要員の確保を図る。

6. その他

① 動員等に関する記録

各対策部長や消防団分団長等の責任者は、災害対策のための動員を行った場合及び応援を受けた場合、その始期及び終期、人員、作業内容等必要な事項を明確に記録しておくものとする。

② 災害対策要員の標示等

動員された職員、又は応援のため派遣された県又は他市町村の職員は、「災害対策本部」の名を記載したビブスを着用することとし、消防団員等、服装が定められているものは、作業の如何を問わずこれを着用しなければならない。

第2節 災害情報の収集・伝達計画

町及び防災関係機関は、地震情報、被害情報、応急措置等の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関等に情報を提供する。

第1. 情報管理体制の確立

【基本方針】

被害状況その他災害の状況の報告、収集等災害時における通信等の方法は、無線及び有線通信の普通利用によることが原則であるが、通信回線の輻輳や混信、さらには大規模災害が発生した場合には通信の寸断も予測される。いかなる事態においても的確で迅速な情報連絡を行うために、多様な通信手段を確保しておくものとする。

【実施内容】

1. 通信連絡システムの整備

- ① 町、県及び各防災関係機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、有線及び無線を通じた連絡システムを整備する。
- ② 町、県及び各防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め窓口の統一を図る。
- ③ 災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

2. 有線電話及び電報の優先利用

① 一般電話及び電報

ア. 非常緊急通話用電話

a. 非常・緊急通話用電話の承認

町、県及び各防災関係機関は、災害時における非常通話等の迅速と円滑を図り、かつ集中を避けるため、非常緊急通話用電話(加入電話)をあらかじめNTT西日本に申請し、承認を受けておく。

b. 非常通話

地震災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合は、市外電話についてすべての通話に優先して接続される。

非常通話の申し込みは102番を呼び出し申し込む。又、NTT西日本より「災害時優先電話のシール」を貼付した電話より直接防災関係機関に電話すると、交換機で自動的に優先電話としてかかるようになっている。

c. 緊急通話

緊急通話は、火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他これに準ずると認められる緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項を内容とする通話であって、その事実を知った者がその予防、救援、復旧等に直接関係ある機関との間又はこれらの機関相互に行うものに対して一般通話に優先して接続される。

申し込みに当たっては、あらかじめ前記a.により承認を得た非常緊急通話用電話から申し込む。

② 専用通信施設の利用

災害により公衆通信施設の利用ができない状態になった場合の災害関係通知、要請、伝達又は警告あるいは応急措置の実施に必要な通信が緊急かつ特別を要する場合には、次に掲げる通信施設を利用し又は利用することができるため、危機管理課長は、関係機関と事前に協議し、通信の内容手続きを定めておく。

ア．警察通信施設（川本警察署）
 ウ．鉄道電話

イ．中国電力通信施設
 エ．自衛隊の有線通信施設

3. 無線通信施設の利用

災害時には、防災行政無線、警察等無線局においても、その業務上の通信のため無線通信も極めて輻輳するので、有線通信施設被災のため他に方法のない場合に限り、無線通信を利用する。なお、危機管理課長はあらかじめ利用方法について当該施設管理者と十分協議しておく。

① 非常無線通信

ア．非常無線通信利用上の基本条件

無線局が指定された通常の目的事項以外の通信を行なうときは、電波法 52 条の規定により非常無線通信の取り扱いとなるので、次の基本条件を留意のうえ利用する。

- a．非常無線通信は、人命財産の危急に関するととき等災害の事態に際して発動し得る無線連絡方法であること。
- b．非常無線通信の依頼を受けた無線局は、これを疎通させる義務を有するとはいえ、災害時には各無線局の疎通能力も相当低下する上、当該通信系本来の災害対策通信が輻輳し、無線局はこれらの通信確保に全力を挙げなければならない状況にあるので、依頼にかかる非常通信を取扱う余裕のない場合もあること。
- c．非常無線通信の実施を要する者は、その場合公衆通信施設が利用出来ない条件にあることを確認しなければならないが、非常無線通信を実施すべきか否かの判断は、原則として依頼を受けた当該無線局の免許人がなすべきものであること。

イ．非常無線通信の内容

無線を利用できる非常通信の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- a．人命の救助に関するもの。
- b．天災の予報及び天災のその他災害の状況に関するもの。
- c．緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。
- d．非常事態が発生した場合に、総務大臣が命令を発して無線局に非常通信を行わせるときの指令及びその他の指令。
- e．非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持、又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- f．暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの。
- g．非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- h．遭難者の救護に関するもの。
- i．非常災害事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- j．鉄道線路、道路電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- k．防災機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労力、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの。
- l．災害救助法、災害対策基本法の規定に基づき、知事から発する従事又は協力命令に関するもの。
- m．災害の救援に重大な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞社、通信社又は放送局が発受するもの。

ウ．災害対策用移動通信機器等の貸与

災害の応急復旧に必要な通信を用途とする場合においては、総務省中国総合通信局（窓口：県防災危機管理課）に対し「緊急貸与要請書」を提出し、移動通信機器等の貸与を受

ける。

② アマチュア無線

災害時における一般加入電話の途絶時の通信手段のひとつとなるため、事前に登録されている県内の地区別アマチュア無線局と連携し、アマチュア無線による通信及び情報提供の協力を求める。

4. 有線通信途絶時における措置

有線通信施設が被災のため通信途絶の状態になった場合、災害対策に重大な支障をきたすおそれがあるので、直ちに次の措置を講ずる。

- ① 最寄りの県関係地方機関及び警察署へ適当な方法により、有線電信電話が不通になった旨連絡する。
- ② 有線通信及び無線通信施設の使用が全く不可能になったときの伝令系統について、町はあらかじめ定めておくものとする。

5. 総合防災情報システムの活用

災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報・基礎情報等の各種情報の収集・検索、災害発生即報等の登録等総合防災情報システムを効果的に活用することが可能であるため、常にシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する。

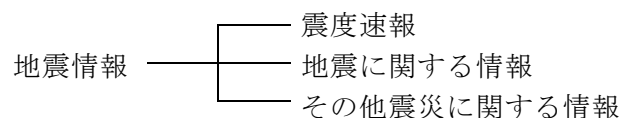
第2. 地震情報等の伝達計画

【基本方針】

地震情報等を迅速かつ的確に伝達するため、防災情報システムの活用方法、系統及び発表基準等について定めておく。

【実施内容】

1. 災害の種類



2. 地震に関する情報の発表、伝達及び種類《松江地方気象台》

① 発表基準

- ア. 県内で震度3以上を観測したとき。
- イ. その他、地震に関する情報を発表することが必要と認められるとき。

② 発表・伝達

松江地方気象台は発表基準により「震度速報」以外の情報を気象等注意報・情報伝達経路に準じ、関係地方公共団体の機関、関係警察機関及び報道機関等に発表、伝達する。

③ 種類及び内容

ア. 地震に関する情報の種類と内容は次のとおりである。

種 類	内 容
震度速報	地域ごとに観測した震度の内最大のもの（震度3以上） 地域名：島根県西部（邑南町含む） （気象庁の気象資料自動編集中継装置回線又は緊急情報衛星同報システムにより発表。これ以外は、テレビなどを利用）

震源・震度に関する情報	震源要素、地震の規模並びに震度3以上が観測された地域 大きな揺れを観測した市町村、震度5弱以上と考えられるが現在 震度を入手していない市町村。 津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説等
各地の震度に関する情報	震源要素、地震の規模並びに観測点ごとの震度（震度1以上）
地震回数に関する情報	時間当たりに発生した有感地震（震度1以上）及び無感地震の回数

3. 情報の伝達

① 迅速な対応

地震情報等を受領した危機管理課長は、町長等に報告するとともに、必要と認めたときは庁内放送により職員に伝達する。

② 適切な措置と関係機関への連絡

町長は、地震情報等の伝達を受けた場合、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、必要により住民、学校、その他関連機関へ連絡を行う。

情報の周知は原則として防災行政無線、電話連絡、ケーブルテレビ、島根県総合防災情報システム、インターネットによる広報、文書又は口頭連絡、広報車もしくは集落等を通じて伝達する。

広報の方法	範 囲	
	特定地域	町内全般
行政用無線	○	○
電話連絡	○	
ケーブルテレビ		○
県総合防災情報システム (コモンズ、緊急速報メール)		○
インターネットによる広報		○
伝令（文書連絡、口頭伝達）	○	
広報車	○	○

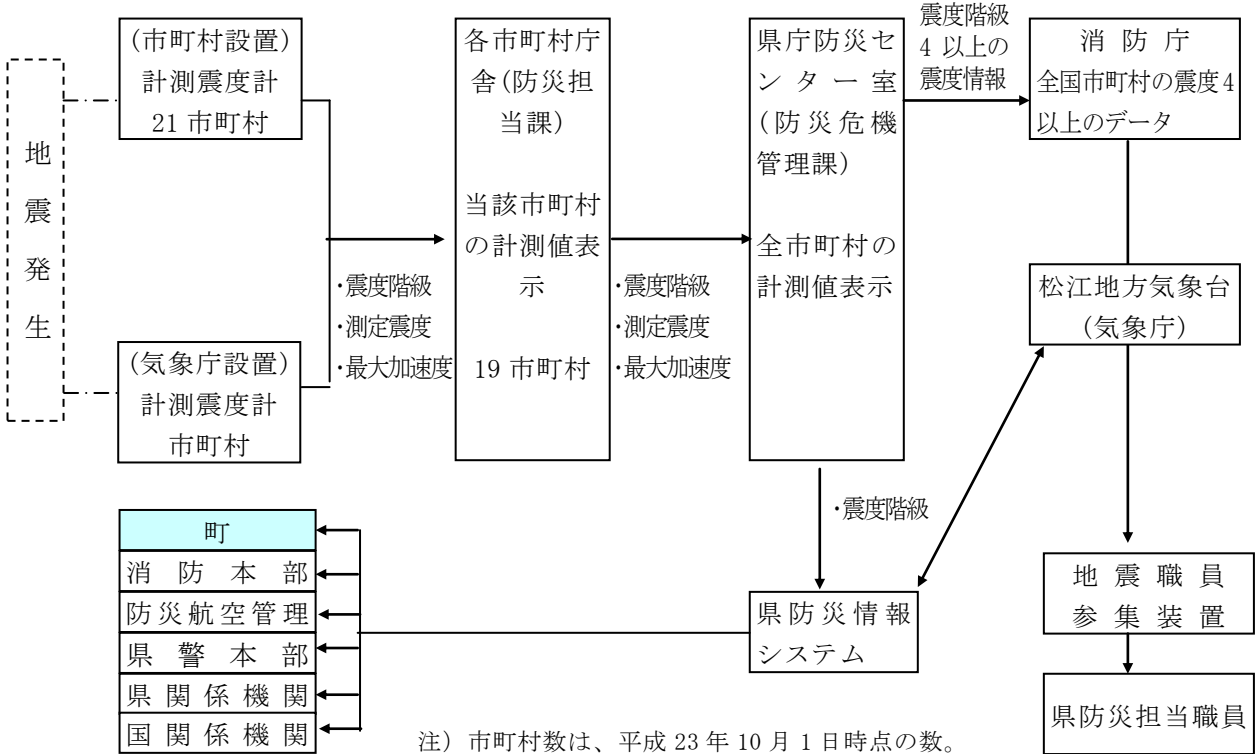
広報は努めて防災行政無線により全町に周知することを重点とし、事前準備のため、その余裕を与えることに注意し、予警報等の種別により被害が激甚であり、かつ早期に到来すると認められる地域にあっては部分的に優先して広報周知し、被害を最小限に留めるよう留意する。

4. 震度情報ネットワークシステムの活用

県は、地震による被害状況を早期に把握し迅速な初動活動を実施するため、県内の各市町村に計測震度計を設置し市町村から震度情報等を収集するとともに、その情報を消防庁に発信する。

町は、当システムにより得られた県内全体の震度情報等を活用し、速やかな災害対策をとるものとする。

◇ 島根県震度情報ネットワーク



第3. 被害状況等の収集・伝達活動

【基本方針】

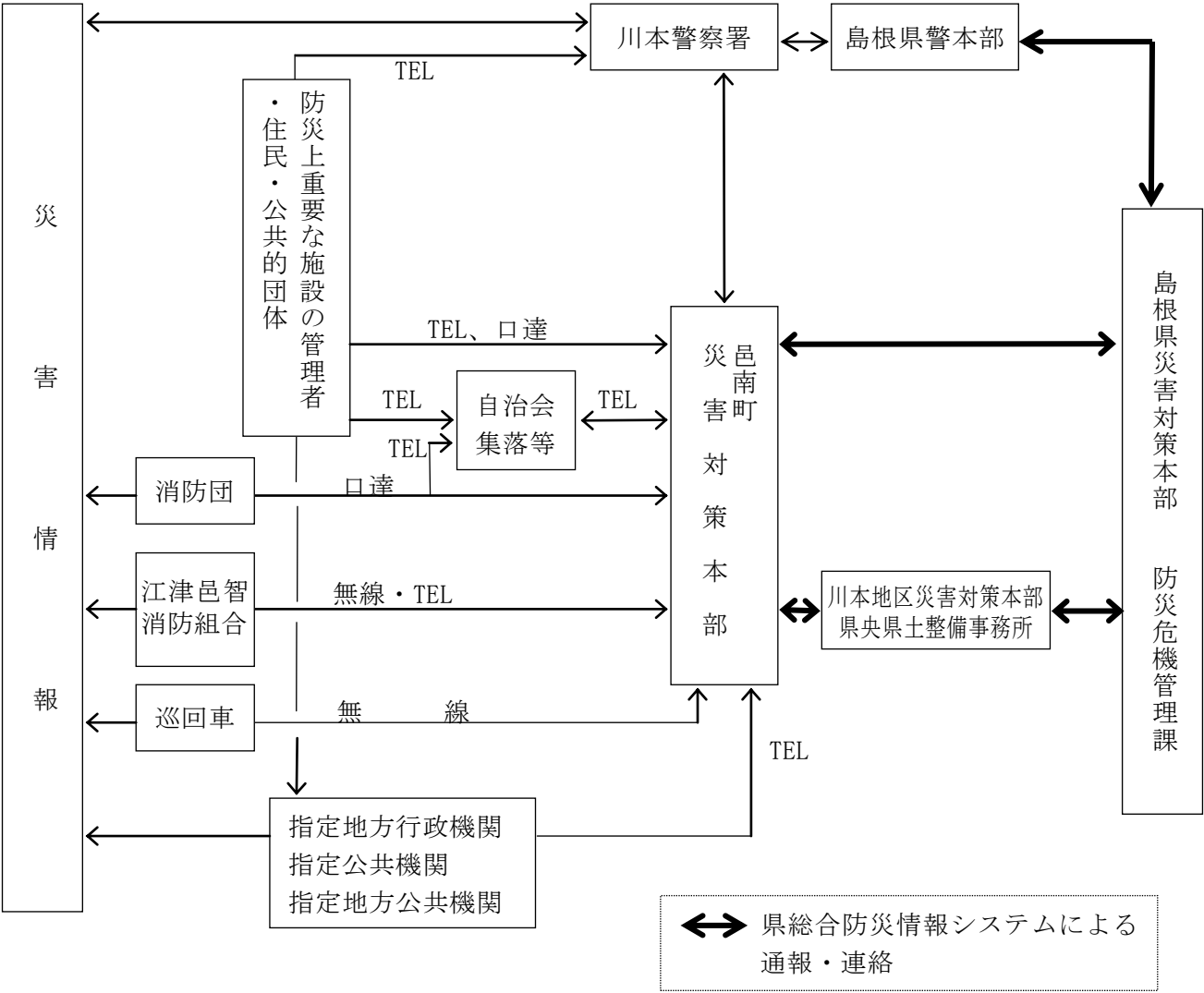
災害時において町は、県及び防災関係機関と密接な連携のもとに救援活動に重点をおくとともに、災害状況調査及び被害状況の収集は、町における災害応急対策災害復旧の基礎となるので迅速かつ的確に行う。

【実施内容】

1. 情報の収集・伝達の一般的系統

町及び各防災関係機関は、自己の所掌する業務に関して自らの職員を動員し、又は防災関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するため必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達する。

◇ 被害情報収集伝達系統図



2. 被害状況の調査

① 調査の実施者

ア. 被害状況の調査は、本部各対策部が事務分掌に基づきこれに当たるものとするが、災害の範囲等状況によっては邑南町災害対策本部（以下「町本部」という。）から必要に応じ調査員を派遣する。

調査の時期及び種類別担当責任者は次のとおりとする。

イ. 町長は、県管理の公共建物、公共土木等施設において災害が発生したことを承知したときはその施設を管理する県の関係機関に通知する。

② 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

調査の種類	調査の時期	調査担当者
発生調査	災害発生 of 通報を受け又は発見した場合直ちに調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。	本部から派遣された調査員

中間調査	災害発生後の状況の変化に伴いできる限り詳細に調査する。本調査は、被害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。	担当対策部又は担当課職員
確定調査	災害が終了しその被害が確定したとき調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、又復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。	担当対策部又は担当課職員

3. 災害情報の収集及び被害報告

災害情報の収集、被害報告は次により取扱うものとする。

① 災害情報の連絡

災害対策要員又は一般住民が被害を発見したときは、直ちに町本部ならびに消防機関等へ通報するものとする。通報を受けた消防機関等は速やかに町本部へ通報しなければならない。

② 被害の報告及び受領

被害状況等一般住民から通報を受領した場合、又はその被害状況等を受領した者がする被害報告の取扱いは次の様式により処理し、出所、発生時刻等を明確にするものとする。

現場情報・災害状況等 報告書(兼指示書)

記録者 ⇒ サイボウズ入力 ⇒ 担当部(人命に係る等、緊急かつ重要事項は総務部へ)

記 録 者	班 名 (課 名)	職 氏 名
区 分	人命に係る等緊急かつ重要 ・ 一 般 (災害※ ・ 避難 ・ その他)	
連 絡 方 法	電話 ・ その他	連 絡 日 時
報 告 者 (住所・氏名・電話)		
現場情報・災害状況等	※ 区分が「災害」の場合	
	発 生 日 時	
	所有者又は管理者 (住所・氏名・電話)	
	被 災 場 所	
本部への要請		

4. 被害状況等の調査及び報告

被害状況等の調査及び報告は、次により行うものとする。

① 調査分担

被害状況の調査については、調査時期別の分担は前記のとおりであるが、部門別の分担はそれぞれ所掌事務に従って調査を行うものとする。

② 調査要領

被害調査に当たっては、「被害報告様式(県様式)」の内容及び「被害状況等の判定基準」に基づいて実施するが、各種別ごとの被害調査は次の要領により行うものとする。

ア. 人、住家等の被害

人、住家の被害については災害現地に集落及び施設の管理者等の協力を得て調査を実施する。

イ. 農業関係の被害

営農施設被害、農作物被害、畜産関係被害、その他農業関係の被害はＪＡ等農業団体及び西部農林振興センター（県央事務所）等の協力を得て調査を実施する。

ウ．山林関係の被害

山林地及び林業用施設並びに林産物の被害については、森林組合の協力を得て調査を実施する。

エ．商工、観光関係の被害

商工、観光関係の被害は、商工会及び事業経営者の協力を得て、調査を実施する。

オ．林道の被害

林道被害については、森林組合等の協力を得て調査を実施する。

カ．土木関係の被害

道路、河川、耕地等の被害は、関連施設職員等の協力を得て調査を実施する。

キ．教育関係の被害

教育関係の被害については、校長等の協力を得て調査を実施する。

ク．町有財産関係の被害

町有財産のうち、その他の被害は、施設の管理者等の協力を得て調査を実施する。

ケ．福祉関係の被害

福祉関係の被害については、福祉関連施設職員の協力を得て調査を実施する。

コ．その他の被害

その他の被害については、自治会長等の協力を得て調査を実施する。

③ 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的物的被害のうち、人的被害（行方不明者の数を含む。）、建築物被害、農地被害等については「被害状況等の判定基準(1)」によるものとする。ただし、発生即報にかかる被害については「被害状況等の判定基準(2)」による。

5. 被害状況等のとりまとめ及び報告

被害状況調査の実施者は、被害の調査結果を定められた時間に、危機管理課長に報告するものとする。

総務部長は、被害をとりまとめた結果を本部長に報告するとともに、県計画に定める期限又はその都度、県と協議して定める報告期限に、担当事務所へ報告するものとする。

この場合、実施した応急対策又は実施しようとする応急対策の主なものについて、その状況を同時に担当事務所へ報告するものとする。

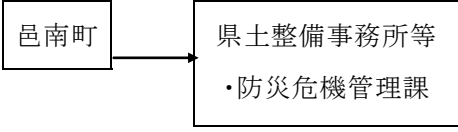
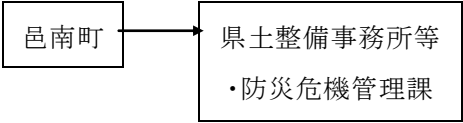
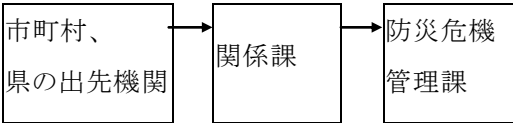
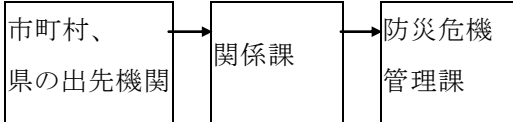
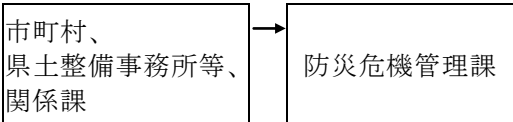
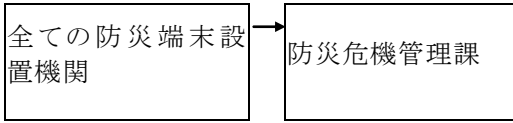
なお、被害の調査結果については川本警察署と充分連絡の上、相互に食い違いのないよう照合するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握したものが他の市町村に住民登録等を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）または県に連絡するものとする。

町が県に報告できない場合又は特に迅速に国へ報告すべき災害等が発生した場合には、町は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようようになった後の報告については県に対して行うものとする。

① 報告の種類及び時間等は原則として次表によるものとする。

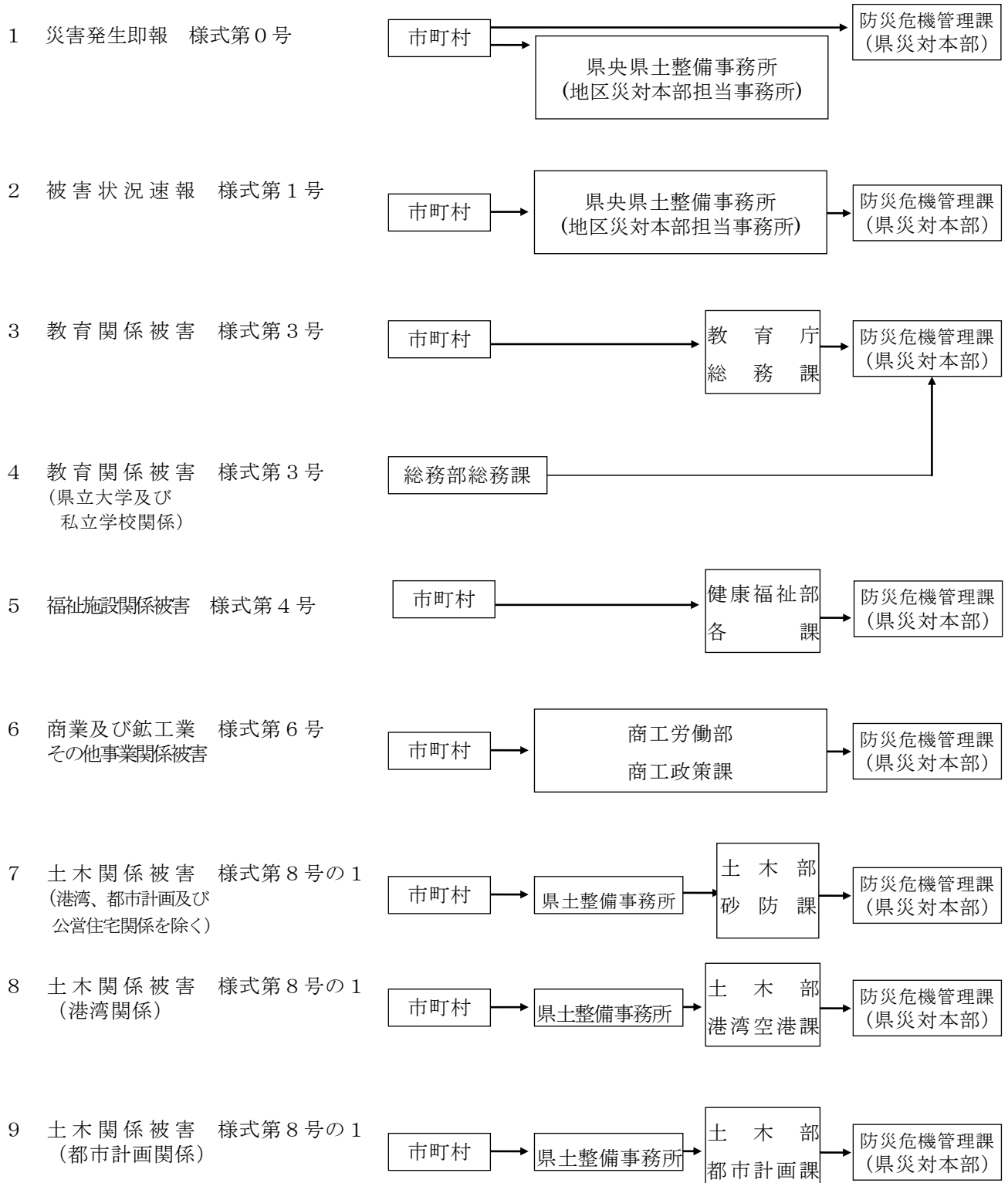
[被害報告の種類、時期及び経路等]

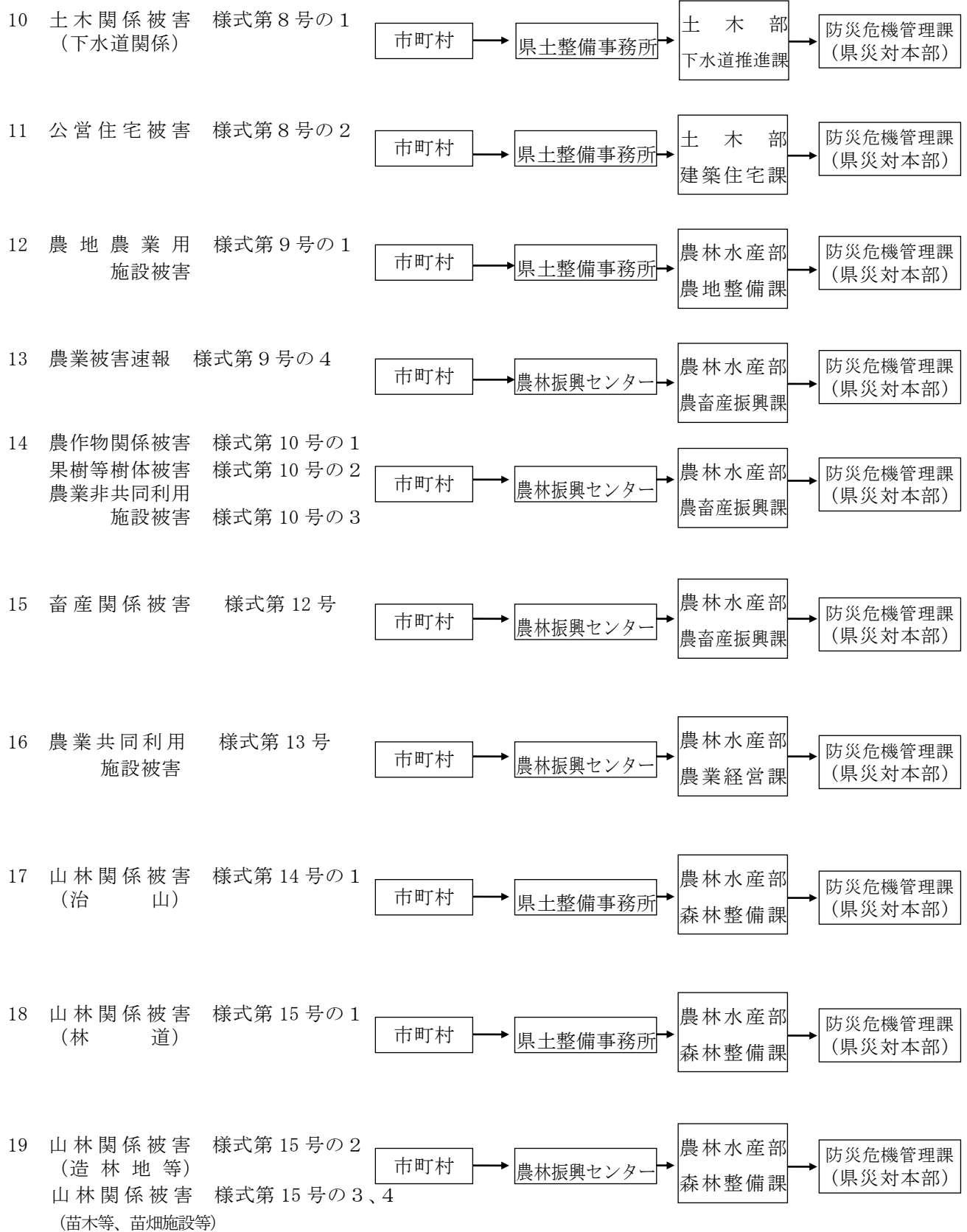
区 分	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災害発生即報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要(判定基準(即報用)以上のもの) ※様式第0号による	 ①②③④いずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものである ので昼夜間を問わず電話、無線等を利用して報告すること。
速報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	 概況が判明次第、随時 ただし、県土整備事務所等が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。	
詳報	各種被害等の状況 ※様式第2号～ 様式 第 23 号	 被害等の状況が判明次第逐次報告。ただし、県の出先機関が行う集約報告は 13 時まで、関係課が行う県計報告は、14 時までに行う。	災害復旧計画等のもとになるので正確を期すること。
確定報告	同 上	 災害に対する応急措置を完了した後 20 日以内に報告。	災害復旧計画等のもとになるので正確を期すること。
災害対策本部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散		
被害地点報告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	 被害の状況が判明次第、直ちに	

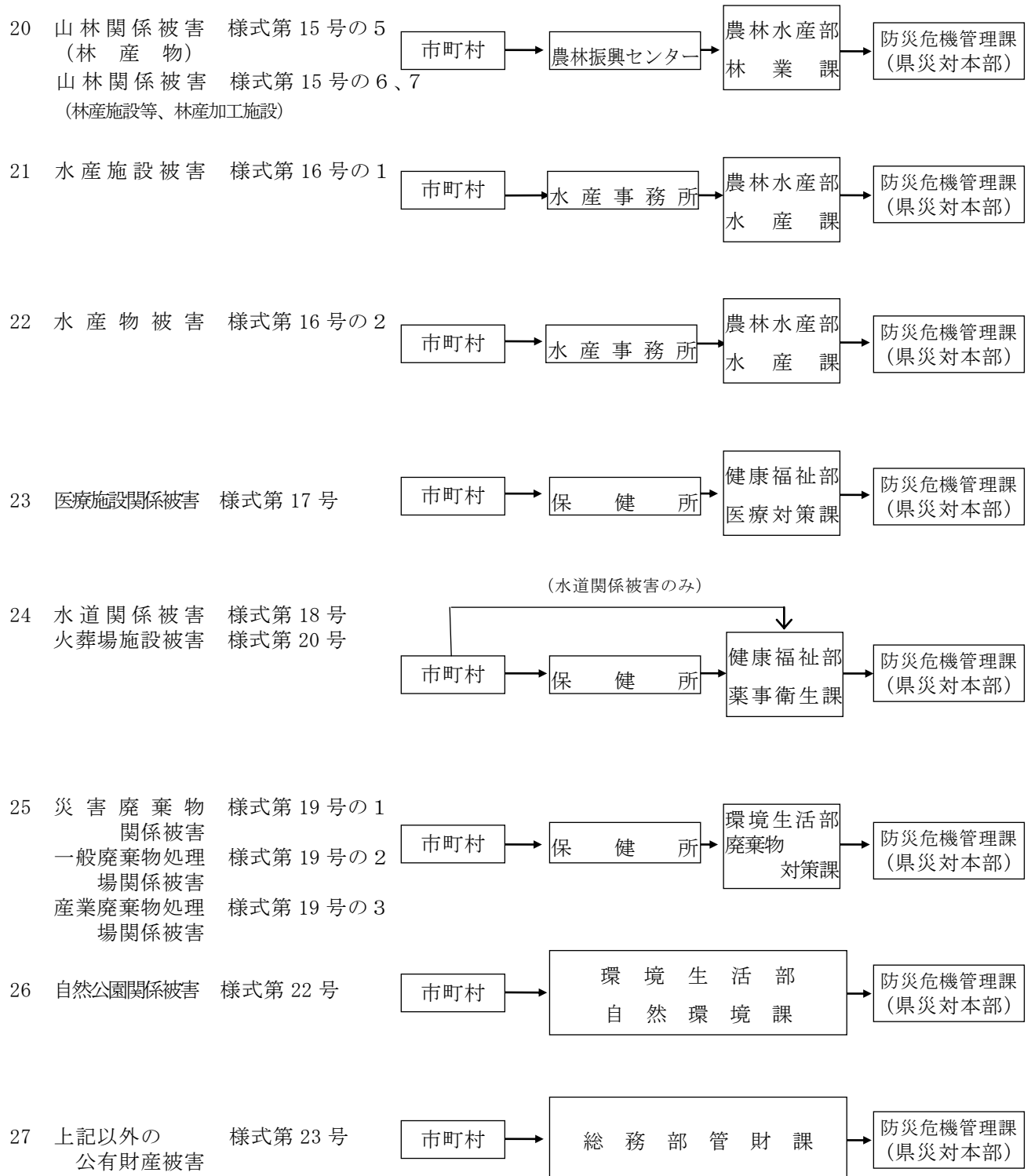
(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制設置後にあっては災害程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

② 報告様式別系統は次のとおりとする。

[報告様式別系統]







第3節 災害広報

【基本方針】

災害が発生したり、又は発生するおそれがある場合には、住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより無用な混乱を防止し、適切な判断による行動がとれるようにする必要がある。

又、災害発生時には被害の状況や被害応急対策、あるいは応急復旧等に関する情報について、町及び防災関係機関は迅速かつ的確に広報を行い、民心の安定と速やかな復旧を図る。混乱が終息した後は各防災関係機関は広報活動を行い、被災地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

避難所への広報、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

【実施内容】

1. 広報担当者

災害時における広報活動の万全を期するため、総務部情報班に広報専任職員を置くものとする。

2. 広報内容と広報の方法

町は、江津邑智消防組合、警察署他防災関係機関と緊密な連携のもとに、災害時の混乱した事態に人心の安定、秩序の回復を図るため、次に掲げる事項を住民に周知する。広報事項はあらかじめ本部長の承認を得て行うものとする。また、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

① 災害発生直後の広報事項

- | | |
|--|----------------------------|
| ア. 災害に関する情報 | イ. 避難に関する情報（避難場所、避難勧告、指示等） |
| ウ. 医療、救護所の開設に関する情報 | |
| エ. 災害発生状況に関する情報 | オ. 出火防止、初期消火に関する情報 |
| カ. 二次災害防止に関する情報（流言飛語の防止、電気、ガス、上・下水道等の措置） | |
| キ. その他安心情報等必要な情報 | |

② 応急復旧時の広報事項

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| ア. 食糧、水、その他生活必需品の供給に関する情報 | |
| イ. 電気、水道の復旧に関する情報 | ウ. 交通機関、道路の復旧に関する情報 |
| エ. 電話の利用と復旧に関する情報 | オ. ボランティア活動に関する情報 |
| カ. 仮設住宅、ホームステイ等に関する情報 | キ. 臨時相談所に関する情報 |
| ク. その他生活情報等必要な情報 | |
| ケ. 町民の安否（避難所ごとの被災者氏名等の確認状況等） | |

③ 広報の方法

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ア. 窓口による広報 | イ. 広報車、ハンドマイク等による広報 |
| ウ. 立て看板、横断幕、貼り紙等の掲示広報 | エ. ビラ配布等による広報 |
| オ. 集落を通じての連絡 | カ. 県に対する広報の要請 |
| キ. 報道機関への情報提供、放送要請 | ク. 防災行政無線の利用による広報 |
| ケ. 邑南町ケーブルテレビ | コ. 島根県総合防災情報システム |
| サ. インターネットによる広報 | |

3. 広報資料の収集

- ① 広報専任職員は、各部から入手する被害状況、応急対策の実施状況、気象状況、避難、救助の状況等を把握し、必要があるときは関係機関及び各種団体、施設に対し情報の提供を求め、広報資料の整備を図るものとする。

- ② 広報活動上必要とする写真は、各部が撮影した写真を利用するものとするが、特に広報用被害写真は取材撮影のため職員を派遣し、又は民間人に委託する等資料の確保を図るものとする。

又、被災地の状況を写真等に収め、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

4. 報道機関に対する情報発表の方法

総務部総務班長（総務課長）は、被害の状況、応急対策実施の状況等を本部長の承認を得て、適宜報道機関に発表するものとする。

5. 実施機関の連絡調整

各防災関係機関が広報活動を行うに当たっては、関係機関との連絡をできる限り密にして行う。

6. 広聴活動

混乱が終息したときは、各防災関係機関はできる限り相談窓口等を開設し、災害住民からの相談、要望、苦情等を聴取のうえ必要な応急対策の推進に当たる。

7. 多様な広報手段の確保

各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

- ① 視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮する。
- ② 避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- ③ 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者にも配慮した伝達を行う。

第4節 広域応援体制

大規模災害が発生した場合、町の防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。そのような場合には、町長の指示により、各種法令や協定等に基づき迅速な応援要請の手続きをする必要がある。

災害時の応急対策をより迅速かつ的確に実施するため、県及び他市町村、防災関係機関、町内に組織される民間団体、住民ボランティア組織等への協力を積極的に要請し、活用を図る必要がある。

第1. 県に対する協力要請

【基本方針】

大規模災害の際は町のみでの対応では困難であり、消防活動はもとより食料や医療、資機材の応援や人材の派遣等について近隣地域を超えた広域の応援体制をとる必要が生ずる。この場合、広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制整備等についてもあらかじめ十分協議し、万全な体制の整備を図る。

【実施内容】

1. 要請の手続き

- ① 町は県と災害対策上必要な資料を交換する等、平素から連絡を密にし災害時には一層その強化に努めるとともに、協力して区域内の応急対策の円滑な実施を図る。
- ② 町長は、町の能力では災害応急対策の万全を期しがたい場合には、県又は他市町村の協力について、必要に応じて次項による「要請の事項」の定める手続きにより、知事に要請する。
- ③ 町は、災害救助法に基づく救助をはじめ、町内で行われる県の災害対策について積極的に協力する。
- ④ 県から他の市町村又は関係防災機関に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置の実施に支障のない限り協力する。

2. 要請の事項

町長は、県に対し応援又は応援の斡旋を求める場合には、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理する。なお、町長が不在等により要請することができない場合は、町長の職務代理人として副町長、教育長が行う。ただし、副町長、教育長が不在等により町長の職務代理人となつて要請することができない場合は、危機管理課長が町長の職務代理人となり要請する。

① 災害救助法の適用（第6節「災害救助法の適用」参照）

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ア. 災害発生の日時及び場所 | イ. 災害の原因及び被害の状況 |
| ウ. 適用を要請する理由 | エ. 必要な救助の種類 |
| オ. 適用を必要とする期間 | |
| カ. 既に取った救助措置及び取ろうとする救助措置 | |
| キ. その他必要な事項 | |

② 指定地方行政機関等の職員の派遣の斡旋要請（災害対策基本法第30条第1項）

町長は、災害対策基本法第29条第2項により指定地方行政機関等の職員の派遣を要請した場合、派遣の要請が容れられなかったり派遣者について適任者がいないとき、県知事（防災危機管理課）に指定地方行政機関の職員の派遣の斡旋を求める。

③ 他の地方公共団体の職員の派遣の斡旋要請（災害対策基本法第30条第2項）

町長は、必要があると認めるときは、県知事（防災危機管理課）に地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について斡旋を求める。

④ 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

町長は必要があると認めるときは、県知事（防災危機管理課）に地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣を要請する。

職員の派遣要請又は斡旋の要請に当たっては、次の事項をあらかじめ明らかにしたうえで県知事（防災危機管理課）に要請する。

ア．派遣を要請する理由

イ．派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ．派遣を必要とする期間

エ．派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ．その他職員の派遣について必要な事項

⑤ 応援の要求及び応急措置の実施要請（災害対策基本法第68条）

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県知事（防災危機管理課）に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請する。

この場合、次の事項をあらかじめ明らかにしたうえで県知事（防災危機管理課）に要請する。

ア．災害の状況及び応援を要請する理由

イ．応援を必要とする期間

ウ．応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

エ．応援を必要とする場所

オ．応援を必要とする活動内容（応急措置内容）

カ．その他の必要事項（宿泊、給食等の受入体制等）

3. 受入体制

- ① 派遣要請が決定された場合、作業等が円滑に行えるよう宿泊等必要な設備を整える。
- ② 指揮命令は、派遣を受けた町長が行う。

第2. 他市町村、防災関係機関等への協力要請

【基本方針】

大規模災害発生時においては、他市町村及び防災関係機関等は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

この場合、事前に広域応援協定を締結し、応援を要請する場合の基準や手続きを明確化するとともに、応援を受け入れる場合の役割分担等の体制等についてもあらかじめ十分協議しておく。

【実施内容】

1. 協力要請事項

町及び町周辺に地震が発生し、応急措置を実施するため必要があるとき、町長は他市町村及び防災関係機関等の長に対して、以下に掲げる事項のうち必要と認める事項を要請する。要請に当たっては、とりあえず無線又は電話等をもって処理し、後日文書により改めて処理する。

① 職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

この場合、次の事項をあらかじめ明らかにしたうえで他市町村の長に要請する。

ア．派遣を要請する理由

イ．派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ．派遣を必要とする期間

エ．派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ．その他職員の派遣について必要な事項

② 応援の要求（災害対策基本法第67条）

町長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他市町村及び防災関係機関の長に対し応援を求める。応援の種類及び要求手続きは次のとおりとする。

ア．応援の種類

町長は、次に掲げる事項のうち、必要な事項について応援を求める。

- ａ．被災者の救出、医療、防疫施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- ｂ．生活物資及びその補給に必要な資器材の提供
- ｃ．救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- ｄ．消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の応援
- ｅ．ボランティアの斡旋
- ｆ．その他特に必要な事項

イ．要求手続き

応援を要求するときは、あらかじめ次の事項を明らかにしたうえで要請する。

- ａ．災害の状況及び応援を要請する理由
- ｂ．応援を必要とする期間
- ｃ．応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ｄ．応援を必要とする場所
- ｅ．応援を必要とする活動内容（応急措置内容）
- ｆ．その他の必要事項（宿泊、給食等の受入体制等）

2. 協力体制の確立

町は、災害時の応急対策の万全を期するため、平素から隣接市町村や防災関係機関の協力体制の確立に努めておくとともに、既に締結されている各種協定や災害対策基本法等の条項を活用し、応援要請が円滑に行われるよう手続きの方法を明確にしておく。

又、近隣市町村や防災関係機関との相互応援協定については、締結の促進と有効活用を図るとともに、円滑に応援できるよう相互の訓練等を通じて実践に即した体制づくりを行う。

3. 民間団体・事業所等との協力

地震災害時の応急対策を円滑に実施するため、防災関係機関のみならず、ＪＡ島根おおちや大型店舗等町内外の民間団体・事業所等の協力を得るものとし、このための協力要請方法等は次のとおりとする。

① 民間団体・事業所等の協力業務

災害時に民間団体からの協力が得られる業務は、主に次のとおりである。

- ア．異常気象、危険箇所等を発見した場合の町災害対策本部への通報
- イ．公共施設の応急復旧作業
- ウ．応急仮設住宅の建設
- エ．建設資機材の調達
- オ．医療救護
- カ．生活必需品の調達
- キ．避難所における収容された被災者の世話等
- ク．被災者、応急対策作業員のための炊出し
- ケ．救援物資の整理、輸送及び配分
- コ．被災者への飲料水の供給
- サ．清掃及び防疫等作業の協力
- シ．区域内の被害状況調査
- ス．その他災害応急措置の協力

4. 受入体制の整備

- ① 派遣要請が決定された場合は、作業等が円滑に行えるよう宿泊等必要な設備を整える。
- ② 指揮命令は、派遣を受けた町長が行う。

5. 災害相互応援

町長は、県知事又は他の市町村の長から応援を求められたときは、特別の事情がない限り要請に応じる。

第3. 労務供給計画

【基本方針】

災害対策を実施するに当たり、町の災害対策要員として他労務要員の動員等必要とするときは、次によりボランティア団体等の応援協力を要請し、又は労務者の雇用により応急対策に必要な人員の確保を期するものとする。

【実施内容】

1. 担当責任者

労務供給実施の担当責任者は総務部長（危機管理課長）とし、関係課長及び関係機関や団体等の協力を得て実施するものとする。

2. ボランティア団体等の動員

① 応急要請

ボランティア団体等の応援協力を要請するときは、ボランティア団体の責任者に対し次の応援要請事項を示し、その応援を求めるものとする。

- | | |
|---------------|---------|
| ア. 応援を必要とする理由 | イ. 従事場所 |
| ウ. 作業内容 | エ. 人員 |
| オ. 従事期間 | カ. 集合場所 |

② ボランティア団体及び責任者

応援協力の要請対象団体及び責任者は、次のとおりとする。

ボランティア団体等の名称	責 任 者
自治会、集落	自治会長、集落代表者
青少年団体	各地区団体長
婦人団体	婦人会長
日赤奉仕団、その他奉仕を申し出た団体等	当該団体の責任者

③ 活動内容

ボランティア団体の活動内容は次のとおりである。

- ア. 炊出し、保育、その他災害救助の協力
- イ. 清掃及び防疫
- ウ. 災害応急対策物資及び資材の輸送
- エ. 応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

④ ボランティア団体との連絡等

ボランティア団体は、当該作業の担当責任者の指揮下にあつて活動することとし、作業現場ごとにボランティア団体の連絡責任者を定め、作業の指示その他の連絡を行うものとする。

⑤ ボランティア団体の活動記録

ボランティア団体等の応援協力を求めたときは、次のとおり応援に関する必要な事項を記録しておかなければならない。

- | | |
|------------|----------------|
| ア. 応援団体の名称 | イ. 作業内容及び従事場所 |
| ウ. 作業人員 | エ. 作業の始業、終業の時刻 |

オ．作業の期間

カ．その他必要な事項

3. 労務者等の雇用

災害応急対策実施に際しボランティア団体の労力奉仕によるほか、労務要員の必要を認めるときは労務者の雇上げをなし、その要員を確保するものとする。

① 雇用の協議

労務者の雇上げについては、所轄の職業安定所長及び担当事務所長と協議して行うものとする。

② 雇用手続等

雇上げの手続きその他賃金等の支払いは、島根県地域防災計画に定めるところによる。

4. 特殊技術者等に対する従事命令等

特殊技術者、その他災害対策実施のための要因が一般の動員の方法によってもなお不足し、他の供給の方法がないときは、協力命令、従事命令等強制執行によりこれを確保するものとする。

① 強制執行の委任等

知事の行う従事命令又は協力命令執行の必要があるときは、その権限の委任又はその執行を要請するものとする。

② 従事命令等の種類と執行者

従事命令及び協力命令の種類、根拠法律、執行者は次のとおりである。

対 象 作 業	命 令 区 分	根 拠 法 律	執 行 者
消防作業	従 事	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団員
水防作業	従 事	水防法第 24 条	水防管理者、水防団長 又は消防機関の長
災害救助作業 (災害救助法適用 救助のため)	従 事	災害救助法第 24 条	知事
	協 力	災害救助法第 25 条	知事
災害応急対策作業 (災害救助を除く)	従 事	災害対策基本法第 1 条	知事
	協 力	災害対策基本法第 1 条	知事
災害応急対策作業 (全 般)	従 事	災害対策基本法第 65 条第 1 項	消防長
		災害対策基本法第 65 条第 2 項	警察官

③ 強制命令の対象者

強制命令の種別による従事対象者は、次に掲げるとおりである。

命 令 区 分	従 事 対 象 者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内にある者又は水防の現場にある者
災害救助作業	1. 医師、歯科医師又は薬剤師 2. 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3. 土木技術者又は建築技術者 4. 大工、左官又はとび職 5. 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6. 地方鉄道業者及びその従業者

	7. 軌道経営者及びその従業者 8. 自動車運送事業者及びその従業者
災害救助、その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による市町村 長警察官の従事命令)	市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき 現場にある者

④ 公用令書の交付

知事の委任を受けて従事命令等強制執行を行った場合は、公用令書を交付するものとする。
公用令書の交付については、島根県地域防災計画に定めるところによる。

又、町長の権限で行う従事命令等の強制執行については、公用令書交付は必要ないものとする。

⑤ 損害補償

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し疾病にかかり、又は死亡したものの遺族に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給するものとする。

区 分	災 害 救 助 (知 事 命 令)	災害対策基本法 (知 事 命 令)	市町村長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害措置に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償条例	「邑南町消防団員等公務災害補償条例」
補償の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 傷病補償年金 障害補償 介護補償 遺族補償 葬祭補償
支 給 額	施行令で定める額	条例で定める額	条例で定める額

第5節 自衛隊の災害派遣体制

【基本方針】

災害により人命又は財産保護のために必要な応急対策を実施するため、町長は災害対策基本法第68条の2第1項の規定に基づき、県知事に自衛隊の災害派遣を要請する。

【実施内容】

1. 災害派遣要請基準

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に人命及び財産の保護のため、必要があると認める場合は派遣を要請する。自衛隊においては要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、適切な措置をとる。

2. 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

- ① 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。
- ② 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。
- ③ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けて知事が県の対応能力を超えると判断し自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合。
- ④ 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合。
- ⑤ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合。
- ⑥ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。
- ⑦ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合。
- ⑧ 庁舎・営舎・その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した時、自衛隊が自主的に派遣する場合。

3. 災害派遣の活動範囲

項 目	内 容
被 害 状 況 の 把 握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害の状況を把握する。
避 難 の 援 助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときには、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
遭 難 者 等 の 捜 索 救 助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水 防 活 動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消 防 活 動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合はそれらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、防疫等の支援	被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを利用する。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援護物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯及び給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし、又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去。
通信支援	災害派遣任務の達成に支障をきたさない限度において、外部通信を支援する。
交通規制の支援	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両を対象として交通規制の支援を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては所要の措置をとる。

4. 担当責任者

自衛隊の災害派遣要請事務の担当責任者は、総務部長（危機管理課長）とする。

5. 派遣要請の基準

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。①公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公供性の原則）②差し迫った必要があること。（緊急性の原則）③自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

6. 災害派遣要請要領

自衛隊の災害派遣の必要を認めたときは、次の事項を記載した文書を知事に提出しこれを要請するものとする。ただし、事態が急迫し文書で行ういとまがないときは、電信電話等で要請し事後速やかに文書を提出するものとする。

この場合において、町長は必要に応じて、その旨及び町に係る災害の状況を自衛隊に通知する。

① 災害の状況及び派遣を要請する理由

ア．災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにすること。）

イ．派遣を要請する理由

② 派遣を希望する期間

③ 派遣を希望する区域及び活動内容

ア．派遣を希望する区域

イ．活動内容

ウ．連絡場所及び連絡員

④ その他参考となる事項

（作業用資材、宿舍の準備状況等）

7. 災害派遣要請の要求ができない場合の措置

町長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがない時、又は通信の途絶等により知事への要求ができない時は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知するものとする。ただし、事後速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

8. 自衛隊要請先

機 関 名	所 在 地	電 話
陸上自衛隊第13偵察大隊	出雲市松寄下町 1142-1	0853(21)1045
航空自衛隊第3輸送航空隊	鳥取県境港市小篠津町 2258	0859(45)0211
海上自衛隊舞鶴地方隊 (海上自衛隊舞鶴地方総監部)	京都府舞鶴市字余部下 1190	0773(62)2255

9. 災害派遣部隊の受入れ措置

災害派遣部隊の受入れについては、次により体制を整えるものとする。

① 部隊との連絡員

危機管理課長は、連絡職員を指名して連絡に当たらせるものとするが、派遣部隊との連絡は、すべて県から派遣された連絡員を通じて行うものとする。

② 宿泊所及び車両器材等の保管場所

宿泊所及び車両器材等の保管場所は、その都度派遣地域の施設等を考慮し、県と事前に協議決定するものとする。

③ 応援作業計画

災害派遣部隊の受入れに先立って、作業内容、所要人員、器材の確保その他応援については、あらかじめ県と協議の上、所要の計画を立てるものとする。

10. 撤収要請依頼

自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき、又は必要がなくなったときは、速やかに災害派遣要請者に対して撤収要請を依頼する。

11. 災害派遣に伴う経費の負担区分

① 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、下記を基準とする。

ア. 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料。

イ. 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設備費含む。）及び入浴料。

ウ. 派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資材、機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費。

エ. 県、町が管理する有料道路の通行料。

② 負担区分について疑義が生じた場合、あるいはその他の必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

12. 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際しヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、地域毎に適地を選定し、本計画に定めるとともに陸上自衛隊に通報しておく。

第6節 災害救助法の適用

【基本方針】

災害救助法の適用は、市町村の区域を単位として、一定以上の被害が生じた場合や身体に被害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合等において、知事が災害救助法を適用する。町長は、災害による被害が以下に掲げる災害救助法の適用基準に達したときは、県知事に災害救助法の適用を要請する。

【実施内容】

1. 災害救助法の適用基準

町長は、災害による被害状況が次の適用基準に達したときは、県知事に災害救助法の適用を要請する。

① 「1号基準世帯数」以上の場合

町内の住家の滅失した世帯数が次の世帯数以上に達したとき。

町 の 人 口	被 害 世 帯 数
5,000人以上 15,000人未満	40 世 帯

② 「2号基準世帯数」以上の場合

被害世帯数が前記①の基準に達しないが、県全体の被害世帯が 1,000 世帯以上で町の被害世帯数が次の世帯以上に達したとき。

町 の 人 口	被 害 世 帯 数
5,000人以上 15,000人未満	20 世 帯

③ 被害世帯が、前記①又は②の基準に達しないが、県下で被害世帯が 5,000 世帯以上に達した場合であって、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

④ 災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情にある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。

⑤ 多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2. 滅失世帯数の算定

適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

① 住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち全焼、全壊、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

ア. 世帯及び住家の単位

世帯：生計を一にしている実際の生活単位をいう。

住家：現実に居住のため使用している建物をいう。

3. 応急救助の内容

県知事は、災害により一定規模以上の被害が発生した場合、町に対し災害救助法を適用し、同法に基づく次の応急救助を実施し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

① 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

② 避難所の設置

- 震災-138

第7節 避難活動

災害発生により住民の人命の危険性が著しく大きいと予測される場合は、これら危険地域の住民の人的被害の発生を未然に防止しなければならない。そのため、住民を安全な場所への避難対策等を明確にし、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

特に要配慮者が利用する施設の管理者は日頃から迅速な避難体制や計画を整備し、人命の安全確保に努める。

又、その他公共的施設に準ずる施設、事業者等についても同様に、災害時の安全避難を図るよう指導していく。

第1. 避難勧告・指示

【基本方針】

町及び江津呂智消防組合は緊急時に際して、危険区域に居住又は滞在する住民等を安全な地域に避難させる必要がある場合には、避難の勧告・指示を行う。

避難の勧告・指示及び避難命令を行う根拠となる法律は、災害対策基本法の他にも消防法、水防法、地すべり等防止法、警察官職務執行法、自衛隊法による緊急措置がある。災害対策基本法、その他の根拠法規に従って避難の勧告・指示等の指示を行ったときは関係機関は相互の連絡を行う。

【実施内容】

1. 実施責任者及び実施基準

災害による避難のための立退きの勧告又は指示を行うものは、次のとおりである。

① 避難情報の種類

	発令時の状況	住民に求める行動
避難予報 (町独自)	夜間に避難準備情報以上が発令されると予報されるとき、その日の夕方早い時期に知らせる。	・ 避難持ち出し品確認 ・ 戸締り、火の元確認 ・ 避難路等確認
避難準備 (避難行動要支援者等) 情報	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	・ 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） ・ 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	通常避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示	・ 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・ 人的被害の発生した状況	・ 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 ・ 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

② 避難の準備情報、勧告及び指示

事項 区分	実施責任者	措置	実施の基準
避難準備 (避難行動要支援者等) 情報	町長	立退き準備の勧告 (避難行動要支援者等は立退きの勧告)	避難行動要支援者等が避難できる時間を残して災害が発生する可能性が高まったとき。
避難の勧告	町長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難の指示	知事及びその命を受けた職員 (水防法第29条、地すべり等防止法第25条)	立退きの指示	洪水・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
	町長 (災害対策基本法第60条)	立退きの勧告及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	警察官 (災害対策基本法第60条、警察官職務執行法)	立退きの勧告及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、町長から要求があったとき。
		警告 避難の措置	危険な事態が切迫したと認められるときは、警告を発し、または特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる。
	自衛官 (自衛隊法第94条)	避難について必要な措置	災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる。

③ 町長の勧告又は指示

本部長（町長）は、災害による危険が急迫し、人命、身体の保護、その他災害の拡大を防止する必要があると認めたときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難の立ち退きを勧告する。又、急を要すると認めるときは、避難のための立ち退きを指示するものとする。

④ 勧告又は指示の委任

避難のための立ち退きの勧告、指示の措置が緊急を要し町長又は江津邑智消防組合長に連絡するいとまがないとき又は通信不能の時は、消防団長若しくは災害現地に出動している消防団の責任者又は指揮者は、避難のための立ち退きの勧告若しくは指示をすることができる。

この場合、勧告又は指示をした責任者は、その時刻、対象人員、世帯数、避難した場所等を速やかに町長に報告しなければならない。

2. 避難の勧告・指示の時期

原則として避難を必要とする事態の最終的判断は、防災関係機関からの要請も踏まえて邑南町災害対策本部（以下「町本部」という。）が行うことになるが、状況により様々な場合が想定される。実際に行われる場合を想定してまとめると以下ようになる。

尚、判断時期は、実施基準に到達するであろうと想定される夕方早いうちに発令するよう

努める。

- ① 河川の上流が災害のため被害を受け、下流区域に浸水による危険があるとき
- ② 火災が拡大するおそれがあるとき
- ③ 爆発のおそれがあるとき
- ④ ガスの流出拡散により、周辺地域の住民に対して危険が及ぶと予測される時
- ⑤ 地すべり、崖崩れ及び土石流等により著しく危険が切迫しているとき
- ⑥ 地震により建物が大きな被害を受け、居住を継続することが危険なとき
- ⑦ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき

3. 避難の勧告・指示の区分

① 事前避難

地震、大雨、暴風、洪水、大雪等の警報等が発令され、又は災害が発生し始めた場合において、事前に避難の準備又は事前に安全な場所に避難させる必要があると認めたときは、その地域の住民に対し、避難の勧告をするものとする。

② 緊急避難

地震、火災、洪水、地すべり、山崩れ、急傾斜地の崩壊、大雪等による危険が目前に迫り事前避難のいとまがない場合、又は災害が発生し被害の拡大が予想され、緊急に避難する必要があると認めたときは、その地域の住民に対し避難の指示をするものとする。

③ 収容避難

事前避難した場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させる場合、又は救出者を安全な場所に避難させる場合は、車両等の利用によって収容避難させるものとする。

4. 避難勧告・指示の伝達方法

① 勧告、指示事項

避難の勧告及び指示をするときは、次の事項を示さなければならない。

なお、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

ア. 避難を必要とする地域の範囲

イ. 避難先

ウ. 避難の経路

エ. 避難先の給食及び救助措置

オ. 避難後における財産保護の措置

カ. その他必要な事項

② 伝達の方法

避難の勧告又は指示の伝達は、無線放送、口頭、拡声器、信号、メガホン、放送事業者、テレビ・ラジオ、有線放送、電話等実状に応じた方法で迅速に伝達事項の周知徹底を図るものとする。

③ 避難の勧告・指示の報告

避難の勧告又は指示を発令したときは、総務課長は発令者、発令の理由、発令日時、対象区域及び世帯並びに人員、避難先等を明らかにし直ちに県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は川本地区災害対策本部））にその旨を報告するものとする。

④ 携行品の制限及び避難者の行動

避難誘導者は、避難立ち退きにあつての携行品を必要最小限度に留め、円滑な立ち退きについて適切な指導を行うものとする。避難者は、誘導員の指示に従い単独行動を極力避けるものとする。

5. 警戒区域の設定と命令について

避難の勧告・指示では、対応できない場合には町長は災害対策基本法第63条に基づいて警戒区域を設定し、同区域への立入り禁止や立入り制限、同区域からの退去を命じる。

実際の状況を想定すると以下ようになる。

なお、消防団員、水防団員、警察官、町職員など避難誘導や防災対応にあたるものの安全が確保されることを前提とした上で、災害時要援護者の避難支援などの緊急支援を行うものとする。

- ① 町長が職権を施行できる場合には、町長が警戒区域を設定し立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。
- ② 町本部が設置されていない状況において、緊急を要する場合は吏員（消防団員を含む）が町長権限代行者として速やかに同職権を行使し、危険な状況に対応する。
この場合は、事後速やかに町長に報告する。
- ③ 警察官も緊急の場合は、警戒区域の設定権等の権限を行使できる。

6. 避難情報の伝達強化

町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（避難準備情報を含む）の作成を推進する。また、住民避難のための避難計画（具体的な伝達方法等を含む）の策定や住民避難のためのハザードマップの作成を推進する。

〔「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の内容〕

- ① 対象とする災害と、警戒すべき区域・箇所の設定
 - ・水害、土砂災害等それぞれについて具体的な区域ごとに設定する。
- ② 避難を行う区域
 - ・当該区域での災害の様相や特性をもとに、避難を行う区域を具体的に設定する。
- ③ 避難勧告等の発令の判断基準・考え方
 - ・避難準備情報、避難勧告、避難指示の意味と、住民が取るべき行動を設定する。
 - ・住民の避難に必要な時間を把握し、避難すべき区域毎に発令の基準を設定する。
- ④ 避難勧告等の伝達方法
 - ・伝達文、伝達手段及び伝達先を具体的に設定する。

第2. 避難の方法

【基本方針】

危険が切迫し、住民が緊急に避難する必要がある場合、混乱を起こすことなく安全な避難を確保するためには、適切な避難の誘導が行われる必要がある。

避難の誘導は、町職員若しくは各施設管理者が、警察官、消防職員、消防団員、住民の協力を得て実施する。

【実施内容】

1. 避難順位

- ① 高齢者、障がい者及び乳幼児、妊産婦等の要配慮者
- ② 浸水や斜面崩壊などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者
- ③ 災害活動従事者以外の者
- ③ 災害活動従事者

2. 避難準備及び携行品等の制限

- ① 避難に際して火気及び危険物の始末を完全にする。
- ② 家屋の補強、及び家財の整理をする。
- ③ 避難者の携行品について次の措置をとる。
 - ア．緊急の場合……現金、貴重品以外の日用品、身廻り品を最小限にする
 - イ．時間的余裕があると認められる場合……避難秩序を乱さない範囲にする

3. 避難道路の選定

- ① 避難道路は、緊急時の混乱を避けるため、できる限り車両用・歩行用に区分選定する。
- ② 避難道路には消防職（団）員、警察官等を配置する。
- ③ 必要に応じ誘導標識、誘導燈、誘導柵を設ける。
- ④ 避難路上の障害物件等を除去する。

4. 避難の確認

- ① 避難の勧告、指示を発した地域に対しては、避難終了後速やかに警察官、消防職（団）員等による巡視を行い、避難が遅れた者等の有無の確認に努め救出する。
- ② 避難の勧告、指示に従わない者について説得に努め状況に応じては強制措置をとる。

5. 避難の誘導等

町職員、消防職員及び警察官等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に際しては、自治会長・集落代表者、消防団員、婦人会員やその他一般の協力を得て行う。

6. 移送の方法

避難立ち退きに当たっての移送及び輸送は原則として避難者が各個に行うが、避難者が自力による立ち退きが不可能な場合は、町が車両等によって行う。

7. 避難の指示及び注意事項等住民の相互連絡

災害のため避難の指示がなされた場合において、一般住民は近隣者とよく連絡を取り合い迅速に避難を行うとともに、避難対象地域内の登下校の児童生徒又は一般の通行人に対して、避難の指示のあった旨及び注意事項を告げ避難させるものとする。

第3. 要配慮者の安全避難

【基本方針】

学校、保育所、医療機関、福祉施設等の管理者はあらかじめ避難計画を定め、状況に応じて適切な集団避難を行う。特に保育所では、職員のほとんどが女性のため、消防団員や父母等の協力を得て実施する。

【実施内容】

1. 要配慮者への支援体制の整備

災害時における要配慮者の避難等の対策として、町は以下の支援体制を整備する。

- ① 要配慮者の避難のため、避難準備情報の位置付け。
- ② 要配慮者の避難等に必要な、早期の土砂、水防情報等の提供。
- ③ 防災・福祉部局の相互連携と防災関係機関・福祉関係者等との協力体制の整備。
- ④ 要配慮者に配慮した避難計画等の作成
 - ・要配慮者への避難準備情報、避難勧告、避難指示等の伝達方法
 - ・要配慮者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項

- ・要配慮者の支援における関係者の役割分担等
- ⑤ 個別の要配慮者の避難支援のための体制づくり。
- ⑥ 要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

2. 学校・保育所における避難対策

学校・保育所の避難については、概ね次により行うものとするが、避難の方法、場所、経路等細部については、それぞれ校長、所長（以下「校長等」という。）はあらかじめ計画を立てておくものとする。

① 避難実施責任者

地震発生後、校庭などに二次避難した後、さらに避難が必要と校長等が判断したときは、直ちに、保育園児、児童生徒（以下「児童等」という。）の避難を実施するものとする。

校長等において緊急避難を実施したときは速やかに町長又は教育長に避難実施状況を報告しなければならない。

② 避難順位

避難の実施に当たっては、低学年の児童等から避難させることを原則とする。

校長等は迅速かつ秩序ある避難を行うため、各学級の避難順位及び各学級内の児童等の避難順位をあらかじめ定めておくものとする。

③ 避難責任者及び補助者

避難責任者は校長等とする。避難責任者は補助者を定め、あらかじめその分担を決定しておくものとする。

④ 避難誘導の要領

避難誘導に当たっては、災害の種類、状況等をよく判断して避難するものとするが、必要ときは最寄りの台地又は広場へ第1次誘導をし、速やかに児童等の危険を避ける。事後の判断避難誘導についての具体的事項は、それぞれの学校及び施設において定めておくものとする。

⑤ 避難誘導の処置

町長が避難の指示をした場合、必要と認めたときは、消防団員等避難の誘導補助者を派遣するものとするが、この場合派遣された誘導補助者は避難責任者の指示を受けなければならない。

⑥ 避難後の処置

災害のため児童等を避難させた場合、避難責任者は避難した状況を伝令等その他適切な方法で可及的速やかに保護者に周知を図るものとする。

災害が終止し、危険がなくなったときは避難所に収容すべき者を除き、できるだけ速やかに保護者に引き渡すものとする。特に必要がある場合は、地区別に教職員が児童等を保護誘導し、保護者のもとに送り届けるものとする。児童等が自分で勝手に下校したり、また、保護者が学校側のチェックなしで子どもを連れ帰ったりする等のないよう、出席簿等の名表や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用など、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し、万全を期する。留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な状況も予想されるため、一時的に学校で児童を保護する必要があることも考えられる。そのため必要な備品等を保管しておくことも必要となる。

3. 医療機関

① 避難誘導

医療機関管理者は、地震及び構内外の火災が発生した場合は、被害を最小限に留めるため、医療機関で設置する自主組織によりあらかじめ患者を担送者と独走者とに区別し、適当な人

数ごとに編成させて、医師、看護師、その他の職員が引率して医療機関が指定する避難場所又は空地及び野外の仮設幕舎、その他安全な場所に避難誘導する。

② 誘導指示の周知

医療機関の管理者は、職員及び外来患者又は入院患者に対し避難の指示をするとともに、マイク等によりその旨周知徹底を図る。

③ 移送の方法

ア．医療機関管理者は、自主組織で定める班編成により、迅速に安全な場所への誘導をするため、避難経路を指定し入院患者を院外の安全な場所まで移送する。

イ．医療機関の管理者は、院外への患者移送について自力で歩行不可能な患者については担架により医師、看護師等を引率責任者として、警察官、消防職員等の協力を得て移送を行う。

ウ．医療機関管理者は、避難誘導を終結した場合は避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

④ 避難場所及び備蓄について

医療機関管理者は、災害時における避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、移送に必要な医薬品、食料品、衣類、担架、車両、手押車等を備蓄しておく。

4. 福祉施設

町は、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入れ先を確保し、施設入所者の移送を支援する。

又、援護の必要性の高い被災者を優先し、施設機能を低下させない範囲内で被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

① ライフライン優先復旧

町は、社会福祉施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

② 生活救援物資の供給

施設管理者は、食糧、生活必需品等の備蓄物質を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、県及び町に協力を要請する。

町は、備蓄物質の放出及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

③ マンパワーの確保

ボランティア、自主防災組織、近隣住民等へ呼びかけ、マンパワーを確保する。

5. ひとり暮らしの高齢者、要介護高齢者等

隣近所の住民の協力を得て避難することになるので、あらかじめ集落等の住民の協力体制について検討しておく。

6. 在宅要配慮者

① 安否確認の実施

町は、職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。

その際、あらかじめ作成した在宅の要配慮者のリスト等を活用し、民生委員、自主防災組織等の協力を得て行う。

② 救助活動の実施

町は、自主防災組織等の協力を得ながら在宅の要配慮者の救助を行う。

③ 受入先の確保及び移送

町は、要配慮者の受入先として医療施設、社会福祉施設等を確保する。

④ 生活救援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食糧、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

⑤ 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行う他、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

⑥ 相談窓口の開設

町は、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑦ 巡回サービスの実施

町は、職員、保健師等によりチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

第4. 避難所の開設

【基本方針】

町は、災害により家屋の損壊・損失が生じた場合、あるいは避難の勧告・指示が出され住民が避難を行う場合、宿泊・給食等の一時的収容保護を実施するため、避難所を開設する必要がある。

避難所の設置場所は、本部長（町長）があらかじめ指定する避難所開設予定場所に基づき被害の状況に応じて決める。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者・勤務職員、又は最初に到着した町職員が実施する。

【実施内容】

1. 避難所

避難所は災地に近く、集団的に収容できる既存建物を優先し、野外仮設はできるだけ避けるようにする。

① 避難施設の仮設

避難所開設予定建物の被災等により他に適当な建物がなく、避難者を収容することができない場合は、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するほか、避難施設を仮設しこれを収容するものとする。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。なお、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

② 所要物資の確保

町長は避難所を開設するための必要な物資を確保するものとする。

③ 施設使用の強制

避難所の設置に当たり、その施設の所有者又は占有者の反対等により当該使用することができず、かつ、他に適当な施設がないときは、町長は知事に対して当該施設についての強制使用の要請をするものとする。

2. 避難所の開設

① 避難所の開設は、原則として本部長（町長）の指示により行う。

- ② 夜間等、突発的な災害発生の場合には、町本部からの指示がなくとも避難の必要が生じると自主的に判断されたときは、居合わせた職員が施設入口（門）を大きく開け放ち、避難所開設の準備を行う。
- ③ 既に避難住民が集まっているときは速やかに上記の作業を行い、とりあえず体育館など広いスペースに誘導し、無用の混乱の防止に努める。
- ④ 要配慮者に対する配慮
民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

3. 避難の周知徹底

避難指示者（町長）は、避難のための立ち退きの万全を図るため、避難場所、避難経路等につき周知を図り町民に徹底しておく。又、避難の指示又は勧告をしたときは、防災行政無線等実情に応じた方法でその周知徹底を図る。

4. 開設の報告

避難所開設に当たった職員は、避難住民の収容を終えた後、町本部に無線若しくは電話等によりその旨を報告する。町本部は、県知事、警察署、消防等関係機関に対して開設の状況を連絡する。

県知事への報告事項は次のとおりとする。

- ・避難所開設の目的、日時及び場所
- ・箇所数、収容状況及び収容人員
- ・開設期間の見込み
- ・避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- ・避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

5. 避難所内事務所の開設

避難所内に「事務所」を速やかに開設し、避難住民に対して避難所運営の責任者の所在を明らかにする。

6. 避難所内の区画の指定

避難した住民の受け入れは、事情の許す限り地域ごとにスペースを設定し、集落等を中心とした住民による自主的な運営となるよう配慮する。

7. 対象者

- ① 災害によって現に被害を受けた者
 - ア．住家が被害を受け居住の場所を失った者
全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等（破壊消防による全、半壊を含む。）の被害を受け、日常居住する場所を失った者
 - イ．現実に災害を受けた者
自己の住家の被害に直接関係はないが現実に災害に遭遇し、速やかに避難をしなければならぬ者（旅館、下宿屋の宿泊人、一般家庭の来訪客、通行人等）
- ② 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア．避難の勧告又は指示が出た場合
 - イ．避難の勧告又は指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

第5. 避難所の運営

【基本方針】

短い期間にせよ、避難所は生活の拠点を失った住民が生活する場となるため、衣・食・住のあらゆるレベルにわたる、きめの細かい対応が必要となる。

運営は、原則として町職員が担当するが、全てを職員だけで対応するのは不可能であり、又实际的でもないため、集落等の地域組織や避難した住民の代表者による自主的な管理運営の手法を積極的に取り入れていく必要がある。

また、災害救助法が適用された場合「避難所の供与」については、町長が県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

なお、災害救助法が適用された場合の、同法の適用される避難所の開設期間は、原則として7日以内と定められているが、状況によっては、県知事の承認を得て延長する場合も想定される。

【実施内容】

1. 避難所の安全管理

避難所を開設し避難者を収容したときは、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、職員を駐在させ、集落等の協力を得て避難者の保護に当たる。

- ① 各避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずること。
- ② 常に町本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせ、不安の解消に努めること。
- ③ 避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講ずること。
- ④ 避難所内に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講ずること。
- ⑤ 給食、給水その他当面必要とされる物資の配給等にあつては、適切迅速な措置をとること。

2. 運営の内容

避難所の運営にあたっては運営マニュアルを作成するなど具体的な体制の整備に努める。避難所運営のおおよその目安は次のとおりとする。

- ① 避難者名簿（カード）の作成
- ② 居住区域の割り振り
- ③ 食糧、生活必需品の請求、受取、配給
- ④ 避難所の運営状況の報告（適宜）
- ⑤ 避難所運営記録の作成

避難所の開設が長期化する見通しの場合は次の点に留意する。

- ・プライバシーの確保
- ・男女双方への配慮
- ・保健・衛生対策等への配慮

3. 避難所の早期閉鎖

県及び町は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空屋等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

第6. 孤立地区の対策

【基本方針】

町は、道路、通信の寸断による孤立地区の発生に対し、通信手段を確保し道路寸断への対応をとるとともに、物資供給・救助体制を整備する。

【実施内容】**1. 通信手段の確保**

- ① 災害時優先電話、衛星携帯電話、町防災行政無線、簡易無線機等を利用した多様な通信手段を確保する。
- ② 通信機器の非常用電源の確保、保守点検、訓練等による使用方法を習熟しておく。
- ③ 通信設備が使用できない場合に備えたバックアップ体制を整備する。
(民間協力員、自主防災組織、消防団員等による情報伝達、アマチュア無線等)

2. 物資供給・救助体制の確立

- ① 孤立地区状況の事前の適切な把握。
- ② ヘリポート離着陸適地の確保。

3. 孤立に強い地区づくり

- ① 1週間程度の自活を想定した備蓄(水、食糧、非常用電源)、簡易トイレ、最低限の医薬品・救助器具等の整備・拡充。
(公的備蓄の他、自主防災組織や個々の世帯での対応が必要)
- ② 避難所の適切な選定等による避難体制の強化。
- ③ 防災マップの作成、防災訓練等による周知
- ④ 避難所マニュアル等の整備

4. 道路寸断への対応

- ① 孤立が予想される地区における対策工事の実施。
- ② 道路寸断情報の伝達体制の整備。

第7 広域一時避難

- (1) 被災町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行うものとする。
- (3) 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる都道府県の市町村における被災住民の受入能力(施設数、施設概要等)等、広域一時滞在について助言するものとする。
- (4) 町は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第8節 消防活動

地震発生時には、同時多発火災や建物の倒壊等により、極めて大きな人的、物的被害が予想されるため、消防力の増強整備並びに現有消防力の効率的運用方策を確定しなければならない。又、防災関係機関との連携を保持しつつ、住民、事業者に対し自主防災対策の整備確立の促進を図ることにより、出火防止と初期消火との徹底を期する。

第1. 住民、集落、事業所の活動

【基本方針】

地震及び火災等の災害が発生した場合、同時多発火災の発生や延焼拡大等により多くの人命の危険が予想される。このため、住民及び事業所等は可能な限りの出火防止と初期消火を行う。

【実施内容】

1. 住民の活動

地震及び火災等の災害が発生した場合、住民はまず身の安全を確保し、出火の防止と初期消火に努める。

- ① 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。
- ② プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。
- ③ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるロウソク等火気の使用に注意を払う。
- ④ 火災が発生した場合は、消火器等で消火活動を行うとともに、隣人等に大声等で助けを求める。

2. 集落の活動

- ① 地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の使用停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。
- ② 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに消火器、可搬式ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる消防水利を活用して自主的に初期消火活動に当たる。
なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。
- ③ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動に当たる。

3. 事業所の活動

- ① 火気の停止、プロパンガスの供給の遮断等の確認、ガス、石油類の流出等、異常発生の有無の点検を行い必要な防災措置を講ずる。
- ② 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ③ 事業所の自衛消防隊は機を失することなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し危険物等が火災になり拡大すると判断される場合は付近の住民に避難を呼びかける。
- ④ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。その際、誘導に当たっては指示内容を明確にし、かつ危機感をあおらないよう冷静沈着に行う。

第2. 消防団による消火活動

【実施内容】

1. 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を締める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

2. 消火活動

地域における消火活動もしくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防組合と協力して行う。

又、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3. 救急・救助

消防組合による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

4. 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。

5. 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第3 市町村・消防本部等による消防活動

1 市町村・消防本部の消火活動

消防本部は、市町村が策定した消防計画に基づき統制ある消防活動を行い、火災防御活動の万全を期する。

(1) 災害状況の把握

消防活動に際しては119番通報、消防用高所監視カメラ、消防無線、参集職員からの情報等を収集し被害状況の把握に努め、初動体制を整える。

(2) 通信体制の確立

消防・救急無線通信網を効果的に運用し、市町村及び他の消防機関の部隊等との通信を確保し、消防通信体制の強化を図る。

(3) 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長に対して報告し、応援要請等の手続きに遅れのないよう働きかける。

(4) 同時多発火災への対応

ア 避難地及び避難路の確保

延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保のための消防活動を行う。

イ 重要地域の優先

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

ウ 消火可能地域の優先

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

エ 市街地火災消防活動

市街地大火に際しては、その危険性の実態に関する的確な情報の伝達に務め、避難の勧告・指示を行う必要が生じた場合、その適切な広報を実施する。

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消防活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ 重要対象物の優先

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(5) 火災現場活動

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断した時は、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断した時は、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(6) 救急・救助

要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

3 住民の対策

住民は、出火防止、初期消火及び延焼拡大防止等の活動に努めるとともに、近隣の出火・延焼の拡大防止活動に協力する。

4 惨事ストレス対策

消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第4 他の消防本部に対する応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

被災市町村長は、自地域の消防力だけで十分な活動が出来ない場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

2 知事による応援出動の指示

被害状況を把握した結果、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断される時、知事は県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

被災市町村長は、自地域の消防力だけで十分な活動が出来ない場合には、知事に対して県内消防本部の応援出動の指示を要請する。

3 緊急かつ広域的な応援要請

(1) 県内で被害が発生した場合

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもってして対応が不可能と認めた時は、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請するものとする。

(2) 他都道府県で被害が発生した場合

消防庁長官は大規模災害時において被災都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を他の都道府県知事に対して求めることができるが、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣等の措置を求められた場合、知事は、県内の市町村長に対し、応援出動等の措置を要求する。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合、消防庁長官は直接市町村長に応援出動の措置を求めることができるが、その場合、その旨は関係する都道府県知事に速やかに連絡され、措置を求められた市町村長は、直ちに応援活動を行うものとする。

4 要請上の留意事項

(1) 要請の内容

市町村長は、応援を要請したい時は、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

ア 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由

イ 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）

ウ 応援要請を行う消防隊の種別と人員

エ 市町村への進入経路及び集結場所（待機場所）

オ 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

(2) 応援隊の受入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

ア 応援消防隊の誘導方法

イ 応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認

ウ 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

第9節 救急・救助活動

【基本方針】

災害時においては、倒壊家屋等の下敷き、店舗や建物等の孤立、車両事故等による負傷者の発生、人身事故の発生など早急に救出を要する事案が数多く発生するものと考えられる。災害により救出者が発生した場合は、町及び江津邑智消防組合は関係機関との協力体制を確立し、迅速・的確に救出活動を実施する。

また、災害救助法が適用された場合「被災した者の救出」については、町長は県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 救出実施担当責任者

救出実施の担当責任者は、町長がこれに当たるものとする。

り災者の救出は町長が消防団、地元住民等により必要な器具を借上げて実施するものとするが、状況によっては医療機関、警察、隣接市町村、県等の機関に応援協力を求めて実施するものとし、特に必要なときは、自衛隊の災害派遣について知事に協議し必要な措置を講ずるものとする。

救出が緊急を要する場合においては、災害現地における消防団の責任者又は団員若しくは対策要員は臨機の措置をとり直ちに救出を行うものとする。緊急臨機の措置により、り災者を救出した消防団員等は、速やかに救出状況を町長に報告するものとする。

又、災害救助法が適用されたときは、知事の委任に基づき行う。

2. 災害救助法適用時の実施基準

① 対象者

ア. 地震による災害のため、生命身体が危険又は生死不明の状態にある者

- ａ. 火災の際に火中に取り残されたような場合
- ｂ. 倒壊家屋の下敷きになったような場合
- ｃ. 流出家屋と共に流されたり孤立した地点に取り残されたような場合
- ｄ. がけ崩れ等の下敷きになった場合
- ｅ. 自動車の大事故が発生した場合

3. 警察との連絡

り災者の救出を要する事態が発生した場合は、直ちに警察署長に連絡し、町、消防団、警察の三者が相互に緊密な連絡を保ち協力して救出に当たるものとする。

4. 実施方法

① 救助隊の編成

救出活動は、消防団員、町職員、警察署等関係機関により救助隊を編成して行い、要救助者を安全な場所へ救出する。

負傷者の応急手当を必要とする場合は、医師会等関係機関の協力を得るほか本章第10節「医療救護」の定めるところにより実施する。

② 救出機械器具の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具（救助用装備、ヘリコプター、建設用車両等）を利用して行い、調達が不足又は困難なときは、建設業者、JA及び住民等の協力を得る。

③ 応援要請

町長は、救出が困難又は救出に必要な人員や機械器具等が不足するときは、知事（防災危機管理課）に自衛隊の出動を要請するほか、近隣市町村に応援協力を要請する。

5. 危険区域の監視

災害が発生し、危険防止上特に必要と認めるときは、被害拡大防止のため消防団員等を配置して監視に当たる。

6. 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第10節 医療救護

災害時には、窒息死、失血死、焼死も予想され、外傷、骨折及び火傷等、多種多様な災害による要救助・救急事象が町内各所で同時多発的に発生することが予想される。又傷病者が多数発生したときには、軽・重様々な患者が一時に医療機関に集中し、緊急に治療が必要な重傷者に対する応急医療が充分行き届かない事態が予想される。

被災地の住民が適切な医療及び助産の措置を受けられるよう、初動医療体制や後方医療施設への搬送体制の整備を図り、医薬品・資器材の確保について計画をしておく必要がある。

災害救助法が適用された場合は、知事の補助機関として事務及び業務分担をするものとする。

第1. 救護班の編成及び派遣等

【基本方針】

救護活動は緊急を要し、任務の遂行には多くの困難が予想される。邑南町災害対策本部は医療機関の協力を得て救護班を編成し、県及び関係医療機関と密接な連携により、災害の状況に応じて適切な医療（助産を含む。以下同じ）救護を行う。

【実施内容】

1. 初期医療体制

- ① 初期医療は、災害のため医療サービスを受けられなくなった者に対して応急的な措置を行うものであり、原則として避難所等に開設される救護所で救護班による応急措置を受けることとする。
- ② 災害救助法が適用された場合における保健医療については同法に基づき島根県知事が、町に委任しているものについては町長が実施、その他については島根県知事に対して救護班等の派遣を要請する。

2. 大規模災害が発生した場合の対策

- ① 町長は、状況に応じて必要な救護班を現地に派遣する。
- ② 災害に基づく医療は原則として、救護班によって行う。
- ③ 救護班は概ね、医師1名、看護師2名、事務員等1名とする。
- ④ 救護班は、被災者の収容所、その他適当な場所に仮設医療救護所を設けるとともに、医療機関の外来診療施設を利用して臨時救護所を設ける。
- ⑤ 避難所が設置された場合は、避難所に救護班を派遣するとともに、巡回診療を実施し、被災者及び周辺住民の医療の確保を図る。
- ⑥ 救護班において応急手当後、医療機関への収容を必要とするものについては、的確な情報に基づき搬送する。
- ⑦ 救護班で対応できない場合には、国、県をはじめ、日本赤十字社、医師会等の協力を得て医療救護活動を実施する。

3. 救護班の業務内容

救護班の行う業務内容は、原則として以下に示す内容とする。

- ① 傷病者に対する応急措置
- ② トリアージ（被災負傷者・病人の治療優先度を定める）
- ③ 広域救急医療機関への転送要否、及び転送順位の決定
- ④ 輸送困難な患者、軽傷患者等に対する医療
- ⑤ 助産救護

- ⑥ 遺体検案
- ⑦ 薬剤又は治療材料の支給死亡の確認

第2. 搬送体制の整備

【基本方針】

大規模災害時には、軽・重様々な患者が一時に救護所に集中すると予想される。そうした中で医療機関での適切な医療が必要な重傷患者は、江津邑智消防組合とその他防災関係機関の協力を得て後方医療機関に迅速に搬送する必要がある、そのための体制の整備が重要である。

【実施内容】

1. 一次搬送体制（傷病者発生現場から町内及び近隣の医療機関等への収容）

江津邑智消防組合は、傷病者発生現場で救急隊等によりトリアージを実施し、救急隊が重傷者から町内及び近隣の医療機関へ搬送する。ただし、救急車両が手配できない場合は、町及び救護班で確保した車両により搬送を実施する。

又、災害時には町内の医療機関だけでは対応ができないことも予想されるため、県内の主要病院と連携体制の確保を図っている県医師会との協力のもと迅速な対応を図る。なお、この搬送は他市町村からの応援救急隊と協同して実施する。軽傷者については、徒歩・自家用車等で最寄りの救護所等で応急手当を受ける。

2. 二次搬送体制（町内外の医療機関から県内、県外の基幹医療機関）

一次搬送後、町内外の医療機関で対応できない傷病者を県内、県外の基幹医療機関へ次の搬送手段で搬送する。

◎ 搬送手段

消防機関の救急車・医療機関の患者搬送車・ヘリコプター・自衛隊等の搬送車

注) ① 救急車については、上記の一次搬送を優先するため、一次輸送の目途がつき次第、順次二次搬送に組み込む。

② 通路の不通時又は遠隔地への搬送については、防災関係機関の所有するヘリコプターを要請し空輸する。

第3. 医薬品、医療資器材の調達

【基本方針】

医薬品及び医療資器材は、備蓄しているものを優先的に使用する。不足する場合、最寄りの販売業者等から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、県あて調達の要請をする。

【実施内容】

1. 流通備蓄計画による調達

救護所等で使用する医薬品等や医療機関で不足する医薬品については、事前に協定を締結している医薬品卸売業者へ医薬品等の調達を要請するなど、流通備蓄の方法をとることとする。

2. 大規模災害への対応

陸上の交通手段が確保できない場合は、県及び防災関係機関等に要請し、ヘリコプター等による空輸を行う。

3. 血液製剤等の確保

- ① 保存血液等については、日赤血液センターが確保に努め、県等に調達を要請する。
- ② 通常の輸送体制がとれない場合は県及び防災関係機関等に要請し、ヘリコプター等による空輸を行う。

第4. 助産

【基本方針】

災害により助産機関の機能が混乱し、被災地の住民が助産の途を失った場合における応急的な助産の実施について定める。

【実施内容】

1. 助産の対象者

災害救助法が適用された場合、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者。

2. 助産の範囲

- ① 分娩の介助
- ② 分娩前及び分娩後の処置
- ③ 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の支給
- ④ 新生児のケア

3. 助産の方法

① 救護班等による助産

ア. 助産は、原則として産科医を構成員とする救護班が当たる。ただし、出産は、緊急を要するが多いので、最寄りの助産師によって行うことも差支えない。

イ. 救護班の編成、派遣及び構成並びに救護所の設置については、医療の場合と同様である。

ウ. 救護所には、救急用自動車を配置し、必要な場合は医療機関へ移送する。

4. 救護班の派遣要請

町内の医療機関等における助産救護の需要が増大し、助産救護班の編成が困難に陥った場合は、町長は県知事に対して助産救護班の応援要請を行う。

第5 透析患者等への対応

1. 透析患者への対応

慢性腎不全患者の多くは、1人1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも平常時と同様の医療を要することから、適切な医療体制を確保する。

また、生き埋め等の圧迫による挫滅症候群に伴う急性腎不全患者に対しても血液透析等適切な医療を行う。

このため、町、県は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

2. 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着等している難病患者は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要することから、災害時には、医療施設で救護する必要がある。

このため、県は、平常時から保健所を通じて難病患者の特性に配慮した「災害時個別支援計画」の策定に協力するとともに、必要に応じて、町、医療機関及び近県市町村等との連携により、後方医療機関へ搬送

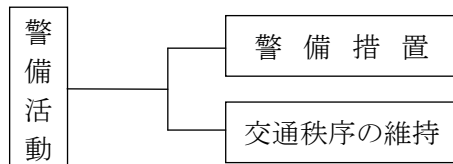
第11節 警備活動

【基本方針】

1. 趣旨

管内に大規模な地震災害が発生した場合には、住民の生命、身体、財産を保護するため、川本警察署災害警備計画に基づいて早期に警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携の下に、避難誘導、救出・救護、交通対策等の災害警備諸活動に警察の総合力を発揮して対処する。

2. 対策の体系



【実施内容】《川本警察署》

1. 警備体制

① 警備本部の設置

大地震が発生したときは、川本警察署に川本警察署災害警備本部を設置し、指揮体制を確立する。

② 警備職員の参集、招集

別に定める「川本警察署災害警備計画」による。

③ 警備部隊の編成及び運用

別に定める「川本警察署災害警備計画」による。

2. 警備措置

① 災害情報の収集

ア. 初期段階

- | | |
|-----------------------------------|------------------|
| a. 家屋、ビル等の倒壊状況 | b. 主要道路・橋梁の損壊状況 |
| c. 火災の発生状況 | d. 死傷者、行方不明者等の状況 |
| e. 住民の避難状況 | |
| f. 電話、電気、水道、ガス等のライフライン及び交通機関の被害状況 | |
| g. 重要施設等の被害状況 | |

イ. その後の段階

- | | |
|-------------------------|------------------|
| a. 被災者の動向 | b. 被災地、避難所等の治安状況 |
| c. 流言飛語の発生状況 | d. 交通規制の実施状況 |
| e. 防災関係機関による災害応急対策の進捗状況 | |
| f. ライフライン等の復旧状況及び見通し | |

3. 避難誘導

- ① 避難の勧告又は指示は、原則として町長が行うが、火災、山（崖）崩れ等の危険が切迫している場合において、町長が指示することができないと認められるときは、署長（特に急を要するときは現場の警察官）の判断により避難の指示を行う。

警察官が避難の指示を行った場合は、直ちに町長に対して、日時、対象、避難先等を通知する。

- ② 大火の発生等、広域に渡って災害の発生が予想される場合には、避難の指示を行う前であっても関係市町村長と協議の上、病人、高齢者、障がい者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等の要配慮者に対し、あらかじめ指定する避難場所又は安全な地域の親戚、知人宅等に避難するよう指示する。

4. 救出・救護

① 措置要領

- ア. 倒壊家屋の密集地域及び病院、学校、駅並びに山（崖）崩れによる家屋埋没箇所等、多数の負傷者が認められる場所を重点に行う。
- イ. 救出した負傷者は、応急処置をした後、消防、日赤等の救護機関に引継ぎ病院等に収容する。
- ウ. 救出活動に当たっては、見張り員の配置、装備資機材の活用に細心の注意を払うなど、二次災害の防止措置を講じて行う。

② 装備資機材の活用

現有装備資機材を有効に活用するほか、重機保有事業者の協力を得て、迅速かつ効果的な救出活動を行う。

5. 交通秩序の維持

本編第3章第12節「交通確保、規制」による。

6. 死体の検視、見分

① 検視場所等の確保

検視は、邑南町との協議及び関係施設管理者の協力を得て、検視場所、遺体安置場所を確保して行う。

② 関係機関の協力確保

検視は、島根県医師会、島根県歯科医師会、邑南町長その他関係機関の協力を得て行う。

③ 身元不明死体の措置

身元不明死体は、見分後、事後の身元確認手続きに備えて所持品、着衣、人相、特徴等を写真撮影する等の措置をとった後、当該死亡地を管轄する市町村長に所持金品と共に引き渡す。

7. 行方不明者の調査及び迷い子等の保護

① 相談所の開設

警察署、駐在署その他適当な場所に「災害相談所」を設置する。この場合において、当該相談所に「行方不明者・迷い子相談所」を併設し、届出受理、照会、相談等に対応できる体制を整える。

② 行方不明者の措置

- ア. 捜索願いを受理したときは、避難場所、病院その他の関係先に必要な手配を行い、該当者の発見に努める。
- イ. 多数の行方不明事案が発生したときは、必要な捜索班を編成し、大規模な被害が発生した地域を重点的に捜索しその発見に努める。

③ 迷い子等の措置

- ア. 迷い子を保護したときは、捜索願届との照合及び避難場所、病院その他の関係先に必要な手配を行い保護者の発見に努める。
- イ. 保護した迷い子のうち、保護者等の引取人がいない者及び保護者等が容易に判明しない者については、児童相談所又は福祉事務所又は町に通告し、又は引き継ぐ。

8. 地域安全対策

① 各種パトロールの実施

被災地、避難場所その他警戒を要する施設等に対するパトロールを行い、窃盗等のほか、乳幼児の連れ去り等国際的視野による各種犯罪の予防検挙に当たる。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び県民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

② 地域安全情報の提供

住民の要望、苦情等を収集・分析し、災害情報、生活関連情報等の必要な情報を広報紙等各種広報媒体を通じて広く住民に提供する。

③ 災害相談所の開設

災害相談所を開設し、被災者の安否確認、困りごと等の各種相談に対処する。

9. 救助要請

災害警備上必要があるときは、警備業協会その他の関係機関・団体等に県災害対策本部を通じ又は直接支援要請等を行う。

10. 惨事ストレス対策

警備活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、警備機関は必要に応じて、県警本部等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第12節 交通確保、規制

【基本方針】

地震発生時には、崖崩れによる土砂の堆積や路面の陥没や亀裂、橋梁、電柱、沿道に面する建築物の倒壊等により、道路が通行不能状況に陥り、避難する車両や人が殺到して交通麻痺になることが予想される。

そのため、各道路管理者及び防災関係機関の協力により適切な交通規制を実施し、混乱の防止を行う。又、重点的な応急復旧作業を行い避難救出、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が行えるよう道路交通の確保を図る。

【実施内容】

1. 道路混雑・被害状況の把握

町は関係機関と連携をとり、交通混雑及び道路被害状況を積極的に調査把握し、災害対策本部に連絡するとともに、県及び関係機関に報告する。

2. 緊急輸送路の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、又は避難路として確保するため、重点的に応急復旧する路線として緊急輸送路の確保を図る。

3. 応急対策の実施

① 復旧活動

災害の状況と緊急度に応じて各道路管理者との連携を図り、復旧を実施する。実施責任者は、当該道路の管理者とする。

② 復旧資機材等の確保

町内各地域の復旧資材・機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する体制を確立する。

③ 協力要請

町長は、管理する道路の応急復旧が不可能もしくは困難な場合は、県知事又は隣接市町村及び自衛隊の応援を要請する。

4. 交通規制

災害が発生した場合、町は川本警察署と協力し、一般交通の安全と災害対策に必要な緊急輸送を確保するため、次の要領により歩行者及び車両等の通行を禁止又は制限する。

① 第一次的には、発生した直後における緊急の措置として、人口集中地域を中心にその周辺を含めた幹線道路について、緊急自動車及び緊急車両であるとの確認を受けた車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の全方向への通行を禁止する。

第二次的には、被害状況に応じ第一次的交通規制を解除し、路線別、車種、用途別又は時間別、車両（緊急通行車両等を除く。）の通行を禁止し、又は制限する。

② 上記①により規制を受けている以外の道路については、その道路状況により通行を禁止し、又は制限する。

③ 上記①～②の措置をとった場合は、関係機関に通知するとともに県、日本道路交通情報センター及び報道機関等を通じて避難者、運転車等一般住民に対して適時適切な広報をする。

④ 車両の通行を禁止又は制限する場合には、できるだけ道路管理者及び関係機関が相互に緊密な連絡を保ち適切な交通規制を行うようにする。

⑤ 規制の標識等

交通規制をしたときは規定の標識を立てる。

ただし、緊急のため規定の標識をすることが困難・不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じて遮断等の措置をとるとともに現地において交通整備等に当たる。

ア．規制標識

道路法及び道路交通法によって規制したときは、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式方法により、災害対策基本法によって規制したときは災害対策基本法施行規則様式第2に定める様式によって表示する。

イ．規制条件の表示

道路標識に次の事項を表示する。

- | | |
|-----------|----------|
| a．禁止制限の対象 | b．規制する区間 |
| c．規制する期間 | d．規制する理由 |

ウ．う回路の表示

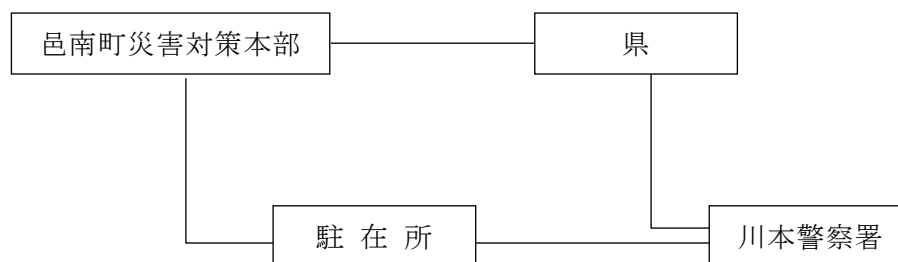
規制を行ったときは、適当なう回路を表示する等、一般交通にできるかぎり支障のないよう努める。

⑥ 報告書

規制を行ったときは、次の方法によって報告又は通知する。

ア．系 統

各機関への報告等は次の系統による。



イ．報告事項

各機関は、通知等に当たっては次の事項を明示して行う。

- | | |
|--------------|----------|
| a．禁止制限の種別と対象 | b．規制する区間 |
| c．規制する期間 | d．規制する理由 |
| e．う回路その他の状況 | |

5. 通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

通行禁止等の対象とされる車両の運転者の義務の内容は、次のとおりである。

- ① 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該区間に在る車両の運転者は、速やかに車両を当該区間以外の場所（区間外又は道路外の場所）へ移動しなければならない。
- ② 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域内に在る車両の運転者は、車両を道路外の場所へ移動しなければならない。
- ③ ①及び②のいずれの場合も、当該移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- ④ ①、②及び③にかかわらず車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

6. 路上放置車両等に対する措置

- ① 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認められるときは、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を行うものとする。
- ② 自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第3項又は第4項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知するものとする。
- ③ 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配慮する。

7. 緊急通行車両の確認

公安委員会が、災害対策基本法第76条の規定に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行った場合、緊急通行車両の確認は県（災害対策本部、同支部）又は公安委員会（県、警察本部、川本警察署）において行い、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

8. 道路啓開

① 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

ア 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、町は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

イ 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

② 道路啓開作業の実施

ア 啓開資機材等の確保

町は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

また、必要に応じて国土交通省が所有する災害用機械の要請を行う。

第13節 緊急輸送

【基本方針】

災害発生時には、町及び防災関係機関は、応急対策の実施に当たり必要な人員、物資等を迅速に輸送するため、防災関係機関及び運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保する。

【実施内容】

1. 対象となる人員及び物資の範囲

① 第1段階

- ア. 救助・救急活動、医療活動従事者、医薬品等、人命救助に要する人員・物資
- イ. 消防、水防活動等、火災の拡大防止のための人員・物資
- ウ. 国、県、町災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保全要員等、初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ. 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員・物資

② 第2段階

- ア. 上記①の続行
- イ. 食料、飲料水等、生命の維持に必要な物資
- ウ. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資

③ 第3段階

- ア. 上記②の続行
- イ. 災害復旧に必要な人員・物資
- ウ. 生活必需品

2. 輸送の方法

災害時において、最も迅速な輸送が行われるよう町内の輸送経路のみならず町外からの物資等の輸送を考慮し、県関係機関、隣接市町村、協力団体、警察署等と充分連絡し輸送を行うものとする。

災害時の輸送の方法は次のとおりである。

- ① 自動車輸送 ② 鉄道輸送 ③ 航空輸送 ④ 人力輸送

3. 自動車輸送

自動車輸送は、災害緊急輸送の主体をなすものであり、車両の確保調達等により行うものとする。

① 車両等の確保

ア. 町有車両等の確保

災害時における町有車両の確保は、他のすべてに優先することを原則とする。

イ. 町有以外の車両の確保

災害対策輸送について町有車両以外の車両を必要とするときは、町内の営業用、自家用等車両の所有者又は管理者に対して車両出動の協力を要請するものとする。

車両出動の協力を要請された車両の所有者又は管理者は、他に優先してこれに協力するものとする。

ウ. 車両等の確保の協力要請

町内において車両等の確保ができないときは、県及び隣接市町村に対し車両確保の応援

を要請するものとする。

② 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に従事する車両は、川本土木建築事務所又は川本警察署において緊急車両の確認を受け、所定の標章及び証明書を所持するものとする。

4. 鉄道輸送

被災等の状況により鉄道輸送を必要とするときは、J R 西日本旅客鉄道(株)により輸送を行うものとする。

5. 航空輸送

陸上の輸送が途絶し緊急を要する場合は、次により航空輸送を行うものとする。

① 航空輸送の要請

航空輸送の必要があると認めるときは、県に対し、県の防災ヘリコプター、県警察本部及び自衛隊のヘリコプターあるいは航空機の出動の手続きを要請するものとする。

② 物資投下が可能な地点の選定

物資投下の地点は、その都度指定することとする。

6. 人力輸送

車両輸送等が途絶し、緊急を要するときは、集落やボランティア団体等の労力奉仕により人力をもって輸送するものとする。

7. 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

第14節 浸水、土砂災害対策

第1. 水防対策

【基本方針】

災害発生時には、水門、樋門、ため池等は損傷あるいは破損のおそれがある。町及び施設の管理者は防災関係機関と相互に協力し、速やかに応急対策を実施する。又、町は地震発生による二次災害防止に水防活動が必要であるときは、平常勤務から水防体制への切換を確実迅速に行い、水防活動に万全を期する。

【実施内容】

1. 水防組織

- ① 町地域の水防を総括するため、邑南町水防本部を置くものとし、本部長には町長が当たり、本部事務は危機管理課が行う。又、江津邑智消防組合及び関係職員をもって非常事態に対処する。
- ② 水防本部は、邑南町災害対策本部が設置された場合は、邑南町災害対策本部に統括されるものとする。

2. 雨量、水位の通報

危機管理課並びに江津邑智消防組合は気象等予警報が発せられたとき、又は出水のおそれがあるときは、次の要領によって状況を報告するものとする。

① 雨量観測

危機管理課並びに江津邑智消防組合は、気象の予警報が発せられたとき、又は局地的に雨量が平常雨量を超える状態となったときは以後降雨状況によく注意し、1時間の降雨量が20mmを超える場合は、1時間ごとの降雨量を観測して町長に報告する。

② 水位の報告

危険区域の監視者は気象警報の発せられたとき、又は出水のおそれがあると認めたときは、河川の水位の状況を町長に報告し、以後水位の変動についてその時期を失しないよう報告する。

③ 危機管理課並びに江津邑智消防組合の現地巡察

危機管理課並びに江津邑智消防組合は、気象予警報が発せられた場合、又は出水のおそれがある場合において必要があると認めたときは無線車を駆動し、現地の状況を直接把握し、適切な処置をとるとともに、その状況を町長に報告するものとする。

④ 県及び関係機関との連絡

県及び関係機関との連絡は、絶えず有機的に行い情報の収集を図るものとし、町地域内に出水等による被害が発生し又は発生のおそれが増大したときは、直ちに担当事務所へ報告するものとする。

3. 水防用資材の輸送及び補充

水防用資材等輸送の緊急を要する場合、又は水防用資材の補充を要する場合は適宜町地域内の輸送機関、販売業者若しくは所有者に要請し、優先的に協力させるものとする。

この場合協力した輸送機関等の名称又は氏名、車種、使用時間、工程、距離数等を町長に報告するものとする。

第2. 土砂災害対策

【基本方針】

地すべり、土石流、急傾斜地の崩壊等による土砂災害に対する警戒避難体制が円滑に遂行できるよう努める。

【実施内容】

1. 気象予警報の伝達及び受信

気象台から発令される気象予警報の伝達系統又は受信方法は、本章第2節「災害情報収集・伝達計画」により、災害応急対策の初動体制の確立を図るものとする。

2. 情報の収集及び伝達

土砂災害危険区域に係る災害情報及び伝達は次により行うものとする。

① 情報の収集要領

ア. 危険区域に係る情報の収集は危機管理課並びに江津邑智消防組合が行う。

イ. 危機管理課並びに江津邑智消防組合は、情報の収集に当たって関係課、川本警察署、県央県土整備事務所、その他の関係機関及び住民から収集し、この場合の収集系統はあらかじめ明確にしておく。

② 情報の内容

危険区域に係る情報の内容は、次のとおりとする。

ア. 危険区域及びその付近の降雨量

イ. 急傾斜地の地表水、湧き水、亀裂、竹木等の傾倒

ウ. 人家の損壊等の状況

エ. 住民及び滞在者数

③ 情報の伝達

危険区域に係る情報を受けた危機管理課は、電話その他の方法により迅速に関係機関に伝達するとともに、危険区域住民に対しても必要に応じ広報車等により周知させるものとする。

④ 異常現象発見時の措置

異常現象発見時の措置は次によるものとする。

ア. 危険区域において、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、次のうち最も近いところに連絡するものとする。

a. 邑南町役場危機管理課

b. 江津邑智消防組合

c. 県央県土整備事務所

d. 川本警察署

イ. 発見者から通報を受けた上記の関係機関は、その現場の状況を直ちに町役場危機管理課に通報するものとする。

ウ. 通報を受けた危機管理課は建設課に連絡し、県央県土整備事務所と協力して異常現象を調査し、災害防止のための応急措置を講ずるものとする。

⑤ 県央県土整備事務所との情報交換

町は、県央県土整備事務所と常に連絡を密にし、平常時から土砂災害危険区域に係る情報交換を行うなど対策について検討しておく。

3. 避難及び避難所

地すべりや土石流、急傾斜地崩壊等の危険が増大した場合の避難及び救出方法等は次のように行い、危険区域住民の保護に当たるものとする。

① 実施責任者

避難のための立ち退きの指示及び勧告等を発すべき権限のある者は、本章第7節「避難活

動」によるものとする。

② 警戒体制をとる場合の基準

- ア．時間雨量が 20 mmを超えたとき、又は連続雨量が 100 mmを超えたとき。
- イ．連続降雨などにより地盤がゆるみ、又は斜面に割れ目を発見したとき。
- ウ．強い地震の時や、強い地震後に降雨があるとき。
- エ．その他異常な現象を発見し、危険が予想されるとき。

③ 避難所

避難所は本章第7節「避難活動」で定めるそれぞれの場所とする。

4. 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

第15節 施設等の応急対策

【基本方針】

災害によって被害を受けた公共施設の管理者は、住民生活の安定に重大な影響を及ぼす施設を重点に速やかに応急復旧工事を実施し、二次災害の防止を図るとともに、応急対策の円滑な実施に支障ないように努める。

なお、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、必要な施設の新設又は改良等を行う。

余震による建築物、構造物の倒壊等及び地盤沈下による浸水等に備え、応急対策を実施するとともに、二次災害防止施策を講じる。また、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。

【実施内容】

1. 防災上重要な拠点施設の応急復旧活動

防災上重要な拠点となる施設の管理者は、震災により施設に被害を受けた場合は被災状況を速やかに調査し、応急復旧を図る。

2. 交通施設の応急復旧活動

災害により道路、橋梁等の交通施設に被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、次により応急対策を実施し、交通の確保及び安全を図るものとする。

① 道路、橋梁の危険個所の把握

ア. 危険個所の調査

道路、橋梁の危険個所の調査は、本章第2節「災害情報の収集・伝達計画」に定める災害状況調査に併せて行い、迅速かつ的確にその状況を把握するものとする。

イ. 発見者の報告及び啓蒙

道路、橋梁の危険個所を発見した者は、直ちに町長に報告するものとする。

発見者の報告についての啓蒙は、その都度防災行政無線等により一般の注意を促すものとする。

ウ. 県道等の危険個所の報告

県道等の危険個所を発見したときは、直ちに県央県土整備事務所に報告し、その応急対策を要請するものとする。

② 応急措置

道路及び橋梁が被災し、又は被災のおそれがあり危険な箇所が発生した場合においては、次により応急措置を実施するものとする。

ア. 交通規制

交通安全と施設の保安が必要となったとき、又は災害時における交通の確保の必要があるときは、通行の禁止又は制限等の規制を行うものとする。

交通の規制を行うときは警察及び県と緊密な連絡を保って実施するものとする。

イ. う回路線の確保

災害のため交通不能となった路線のうち、重要なものについてはう回路線を確保し、これを規制標識に併せ明示し、一般の交通に支障のないよう措置するものとする。

ウ. 緊急修復

災害のため交通不能となった路線で、災害対象物資及び資材等の輸送上特に必要と認めたときは、仮工事を行い緊急輸送の確保を図るものとする。

エ. 応援要請

路線の緊急修復を実施するに当たり、町内関係機関及び施設で早期に施行することがで

きない場合は、県に対し関係機関又は自衛隊の災害派遣等の措置を要請するものとする。

3. 治水施設等の応急復旧活動

① 河川

河川管理者は、震災により管理する施設に被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、二次災害防止のための応急復旧工事を実施する。

② 砂防施設等

町及び県は、砂防施設等の損傷、山崩れ、がけ崩れ等の発生により、二次災害が発生するおそれのある場合には、被害状況を速やかに調査し、崩落土砂の除去や仮設防護柵設置等の応急工事を実施する。

4. 治山施設等の応急復旧活動

町及び県は、治山事業施工地又は計画地において山腹崩壊等により土砂が流出した場合は、排土等による現状回復に努め、二次災害防止のための応急工事として編柵、土のう積み等を行う。

5. 社会公共施設の応急復旧活動

① 医療施設

町は、患者の生命保護を最重点におき、施設管理者に対し停電時又は給水不能時の措置、患者の避難措置、重要器材の保管措置等を指導する。又、災害時には被害のない医療施設等に連絡して人的物的応援を要請する。

② 社会福祉施設等

町は被害状況を調査し、施設設置者に対し復旧計画の策定等を指導するとともに、県等と連携をとりながら早期復旧に努める。

6. その他公共、公益施設の応急復旧活動

その他住民生活に重要な影響を及ぼす公共、公益施設については、緊急度に応じて速やかに応急復旧を図る。

7. 住民への広報活動

町及び公共施設の管理者は、公共施設の損傷等により二次災害が発生するおそれのある場合等、必要に応じて住民に対し広報する。

第16節 ライフライン施設応急対策

電力、LPガス、上・下水道の各ライフライン施設は、都市化の進展とともに高度化、複合化されてきており、各施設の相互依存関係は強く、又、住民の依存度も高まっている。

震災時に、こうしたライフライン施設が被災した場合、町の機能に多大な被害を与え住民の生活にも深刻な影響を与えるおそれがある。

このため、ライフライン関係機関は、それぞれの震災時における活動体制を確立し相互に連携を保ちながら、できるかぎり早急な応急対策、危険防止のための諸活動を迅速、適切に実施する。

第1. 電力施設対策

【基本方針】

地震災害復旧対策にとって必要不可欠な条件となっている電力を円滑に供給するため、災害発生後は被害状況を早期かつ的確に把握し、要員及び資器材を確保し応急復旧を迅速に実施する。

【実施内容】

1. 予想される被害状況

① 復旧方針

復旧に当たっては、電力確保に重要な電力施設の復旧を優先するとともに、需要者に対する復旧に当たっては、次の需要者の復旧を優先させる。

ア. 人命救助にかかわる医療機関

イ. 災害復旧の中核となる災害対策本部、官庁、警察、上・下水道、交通、通信、報道などの防災関係機関

ウ. 被災者収容施設（学校など避難所に指定された施設）

2. 復旧活動《中国電力㈱》

① 非常災害対策本部の設置

災害が発生した場合には電力会社は非常体制を発令し、本店等に非常災害対策本部を設置する。

② 情報の早期収集と伝達

非常災害対策本部は、通信の確保を図り情報の収集と伝達を行う。

ア. 保安用社内専用電話、加入電話、移動無線等に加え、さらに衛星通信を使用した強化を図る。

イ. 早期情報収集のため、ヘリコプターの自動出動の制度化及び収集した情報の早期伝達方法を整備する。

③ 災害時における危険防止措置

災害時において危険があると認められるときは、直ちに当該範囲に対し送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。

④ 復旧方法

ア. 変電設備

変電所は重要度、被害状況等を勘案して早期復旧を図る。

イ. 送配電設備

被害を受けた線路の重要度、被害状況等を勘案し、保安上支障のない限り、仮設、移動変圧器の利用、他ルートからの送電等で順次送電区域を拡大しながら早期復旧を図る。

⑤ 要員及び資器材等の確保

ア. 要員の確保

発災後、復旧要員を確保するとともに、必要に応じて請負会社等及び他電力会社へ応援を依頼する。

イ．資機材の確保

発災後、復旧資機材が不足する場合は、他電力会社へ融通を依頼する。

3. 広報サービス体制《中国電力株》

① 需要家に対する広報サービス

施設の復旧状況、公衆感電事故防止PRを主体とした広報PRを広報車及びテレビ、ラジオ等の広報機関その他を通じてPRする。

② 移動相談所の開設

被災地域における需要家の電気相談及び公衆感電事故防止を図るため、速やかに移動相談所を開設する。

③ 防災関係機関との協調

地域復旧体制への協力と被害状況の把握のため防災関係機関へ要員を派遣し、連携の緊密化を図る。

第2. ガス施設対策

【基本方針】

大規模地震の発生時には、ガス導管を始めとして何らかの被災は免れない。このことを前提として、迅速にガスによる二次災害防止に全力を傾注する。

地震発生時には交通網が寸断されると考えられるのでルートの確保をしておく必要がある。

【実施内容】

1. LPガス対策 《LPガス取扱所》

町及び県、エルピーガス協会は、ガス施設の関係事業者に対し次のことを指導・協力を受けて取り組む。

① 被害状況の把握

適切な緊急措置を講じるため、早急に正確な被害状況の把握に努める。

② 二次災害の防止

ア．危険箇所（倒壊、消失、流失家屋等）からの容器の撤収及び回収箇所の指示

イ．臨時的使用箇所（一般家庭、避難所等）で使用されるLPガスの安全使用と、使用済み小型容器やカセットボンベの処理の指導

③ LPガス消費設備の総点検の実施と早期安全供給の開始

販売業者、保安センター、容器検査所が相互協力し、LPガス消費者の安全総点検を実施するとともに、点検完了家庭から逐次供給を開始する。

④ 動員・応援体制

ア．LPガス販売事業者は、LPガスの事故を知った時は、被災地の防災事業所に通報し緊急体制を整えるとともに、災害対策本部（（社）島根県エルピーガス協会）を設置し、被害を受けた地域の支部長（役員）との連携を密にし、被害の少ない地域の支部長に対して支援を要請する。

イ．被害の大きさにより、可燃性ガス等による火災、ガスの漏出その他異常現象を発見した場合は、直ちに、災害の発生又は拡大の防止のための必要な応急の措置を講じるとともに、その旨を江津邑智消防組合、川本警察署及び県等の関係行政機関に通報する。

⑤ 電話相談窓口の開設（臨時）

一般家庭、避難場所等で応急的なLPガス使用が行われるので、これに対応するため消費

者からの苦情、相談等について電話相談窓口を開設し住民の利便に供する。

第3. 上水道対策

【基本方針】

災害による水道施設の被災により、水道の給水機能を継続できなくなった場合は、住民等が必要とする最小限の飲料水を応急給水する必要がある。

断水が長時間にわたると住民生活に重大な影響を与えるので、被害施設を短時間に復旧するため、水源並びに配水施設の十分な機能を確保し、配水管幹線を最優先とし配水管、給水装置の順に復旧を進め給水の再開に努める。なお、給水拠点までの各管路も最優先管路として復旧する。

又、この応急給水及び施設復旧は被災規模に応じた迅速な対応が行えるように支援体制を確立する。

【実施内容】

1. 応急給水対策

本章第18節 第1.「給水計画」に基づき応急給水を行う。

2. 応急復旧対策

- ① 町は、住民の生活用水確保を目途に的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに正常給水に努める。
- ② 被害が甚大な場合は、他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等に応援を要請する。
- ③ 応援復旧等の状況や見通しを広報し、住民へ周知する。

3. 資機材等の確保

応急復旧等に必要な資機材等は可能な限り備蓄するとともに、関連事業者等との調達体制の確立に努める。

第4. 下水道対策

【基本方針】

災害が発生した場合、町は直ちに下水道施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、緊急措置及び応急復旧を図り生活環境の不衛生化と水環境の悪化の防止に努める。

【実施内容】

1. 災害状況の調査及び点検

災害発生後、速やかに被害状況の調査及び点検を二次災害のおそれのある施設等緊急度の高い施設から、順次重点的に実施する。

2. 応急復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検資料等に基づき、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

なお、策定に当たっては、以下の点を考慮する。

- ① 応急復旧の緊急度
- ② 応急復旧工法
- ③ 応急復旧資材及び作業員の確保
- ④ 設計及び監督技術者の確保

⑤ 復旧財源措置等

3. 二次災害防止の緊急措置

施設の災害による二次災害を防止するため、遅滞なく適切な措置を講じなければならない。

① 管路施設

管路の損傷等による路面の陥没、マンホールの浮き上がり等による道路交通の支障、及びマンホール等からの汚染の溢水に対する措置

② 処理場・ポンプ場施設

ア．ポンプ設備の機能停止に対する措置

イ．停電、断水及び自動制御装置停止に対する措置

ウ．池及びタンクからの溢水及び漏水に対する措置

エ．燃料、薬品等危険物の漏洩に対する措置

第5. 通信施設対策

【基本方針】

N T T西日本は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

【実施内容】

1. 公衆通信応急復旧対策《N T T西日本》

- ① 回線の被災には、可搬型無線機及び応急用ケーブル等を使用し応急復旧を図る。なお、可搬型無線機の使用については、電波干渉を考慮し総合的判断により設置する。
- ② 交換機被災局には、手動交換台あるいは非常用移動電話局装置（K S I）を使用し応急復旧を図る。
- ③ 電力設備被災局には、移動電源車あるいは大容量可搬型電源装置を使用し復旧を図る。
- ④ 幹線伝送路の被災については、マイクロ波可搬無線装置による復旧を図る。

2. 専用通信の確保

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。

町、県警察、消防機関、電力、ガス会社等の防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、中でも次のような点に格別留意して有効な対応が図られるようにすべきである。

① 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

② 応急用資材の確保

非常用電源（自家発電用施設・電池等）、移動無線、可搬型無線機等の仮回線資材等、応急用資材の確保充実を図ると同時に、これらの点検整備を行っていくことが必要である。

又、災害時には復旧資材の供給確保を円滑に行うためのシステムの構築を図る。

③ 訓練の実施

各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、災害時に備えるよう努力する。

第17節 要配慮者の安全確保

【基本方針】

要配慮者は、地震発生時に自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多いため、地震災害時は被害を受ける場合が多い。このため発災直後の避難誘導からその後の応急復旧に至るまで、その個々の状態やニーズに配慮して、安全確保を第一とする対策を積極的に推進する。

又、要配慮者に対する救援救助活動の実施に当たっては多くの人手が必要となるので、町は地域住民や民生委員やボランティア等との協力体制を確保する必要がある。

【実施内容】

1. 社会福祉施設入所者等の安全確認

① 施設職員の確保

施設管理者は、あらかじめ整備した緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

② 避難誘導の実施

施設管理者は、施設の防災計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

町は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、他の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア関係団体等に協力を要請する。

③ 被害状況の報告

施設管理者は、町へ被害状況の報告を速やかに行う。

④ 受入先の確保及び移送

町は、要配慮者の個々の状態やニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

⑤ 生活救援物資の供給

施設管理者は、食糧、水、燃料等生活必需品等の備蓄物質を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合には、県及び町に協力を要請する。

町は、備蓄物質の放出及び調達により、施設入所者への生活救援物資の供給を行う。

⑥ ライフライン優先復旧

町は、社会福祉施設の早期の機能回復を図るため、ライフライン事業者に対して電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

⑦ 巡回サービスの実施

町は、自主防災組織、ボランティア関係団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し援助を行う。

⑧ 仮設住宅

町は、入所者の選定に当たり、原則として要配慮者を優先的に入居させるものとする。

⑨ 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡し、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

2. 在宅要配慮者の安全確保

① 安否確認の実施

町は、職員による調査班を編成し、各居宅に取り残された要配慮者の安否確認を実施する。

その際、あらかじめ作成した在宅の要配慮者のリスト等を活用し、民生委員、自主防災組織等の協力を得て行う。

② 救助活動の実施

町は、自主防災組織等の協力を得ながら在宅の要配慮者の救助を行う。

③ 受入先の確保及び移送

町は、要配慮者の受入先として医療施設、社会福祉施設等を確保するとともに、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。

④ 生活救援物資の供給

町は、要配慮者の被災状況を把握し、要配慮者向けの食糧、水、燃料等生活必需品等の備蓄物質の調達及び供給を行う。

⑤ 情報提供

町は、在宅や避難所等にいる要配慮者に対し手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行う他、ファクシミリや文字放送テレビ等の情報を随時提供していく。

⑥ 相談窓口の開設

町は、避難所等に相談窓口を開設する。各相談窓口には、職員、福祉関係者等を配置し、総合的な相談に応じる。

⑦ 巡回サービスの実施

町は、職員、保健師等によりチームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

⑧ 災害を契機に要配慮者となった者に対する対策

(1) 町が実施する要配慮者対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、町は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

ア 町において把握している平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に要配慮者となった者に対する対策については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置を取る。

- ・地域住民等と協力して避難所へ移送する。
- ・必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- ・居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

イ 要配慮者に対するホームヘルパー・手話通訳者等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を発災後1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

⑨ 児童・ひとり親家庭等に係る対策

1 要保護児童の援護

(1) 町の要保護児童の把握等

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じ、市町村に対し通報がなされるような体制を確立する。

イ 住民基本台帳や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 県の要保護児童の援護等

県は、孤児、遺児等保護を必要とする児童を把握した場合には、親族による養育の可能性を探るとともに、児童福祉施設や里親への委託等の保護を行う。

また、孤児、遺児の養育あるいは社会的自立を支援するため、実情に応じて母子福祉資金の貸付、児童扶養手当の支給、社会保険事務所における遺族年金の支給等の手続きを迅速に行う。

2 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び市町村や児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等についての的確な情報提供を行う。

3 ひとり親家庭等の支援

(1) 町が実施する対策

町は、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、養育する児童のための手当の給付に関する情報の提供に努める。

(2) 県の支援活動

県は、町から情報収集するとともに、母子福祉団体と連携し情報収集や情報伝達に努め、被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の悩みや要望の把握を行い、必要な施策を実施する。

特に、母子家庭と寡婦に対しては、母子寡婦福祉資金の貸付、母子家庭、父子家庭及び父母のない児童を養育する者に対しては、児童扶養手当の支給、また、中学生までの児童を養育する者に対しては、児童手当の支給等の手続きを迅速に行う。

また、母子家庭、寡婦、父子家庭に対する日常生活支援事業の利用を促す。

⑩ 観光客及び外国人に係る対策

1 観光客の安全確保

旅館・ホテル等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。

また、県及び市町村（消防本部を含む）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

2 外国人の安全確保

(1) 外国人への情報提供

県及び町は、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関連する情報を英語等の多言語による携帯メールマガジン、パンフレット等により、外国人への情報提供を行う。

(2) 相談窓口の開設

県及び町は、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第18節 食糧、飲料水及び生活必需品等の供給

災害時においては、多数の住民が瞬時にして住家を失い、あるいは火災等の切迫した状況にあって、精神的に不安な状態にあることが予想される。こうした状況に対し、被災住民を一刻も早く安全な場所に保護し、応急的な救助を行うとともに民心の安定のため迅速かつ適切な広報活動や、生活維持のための最小限欠くことができない飲料水・食糧・生活必需品の給与対策が重要である。また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意し、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実状を考慮する。

この他、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できない広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

なお、災害時要援護者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第1. 給水計画

【基本方針】

災害により水道、飲用井戸等の給水施設が破壊され、又は飲料水が汚染されたため飲料水を得ることができない者に対し、町は飲料水の確保及び供給に努める。

また、災害救助法が適用された場合「飲料水の供給」については、町長は県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 応急給水、応急復旧体制の確立

町長又は水道事業者は、災害時に備えて浄水場、幹線管路等基幹施設の耐震化、老朽管路の更新、バックアップ機能の強化等水道施設の耐災害性向上に努めるとともに、緊急時の給水を確保するため配水池の増強や緊急貯水槽の整備等水道システム全体としての安定性の向上に努める。

2. 実施責任者

災害により次の事態が発生した場合、それぞれ次に定める者が供給の責務を有する。

◇ 実施責任者

給水を必要とする場合	実施責任者	法令名
災害により現に飲料水を得ることができない場合	町長	災害救助法第23条
知事が飲料水等の家庭用水の使用禁止を命じた場合で、その期間の供給を知事が指示したとき	町長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法
災害時に緊急に水道用水を補給することが公共の利益を保護するため必要と知事が認め、命令を発した場合	水道事業者 又は水道用水 供給事業者	水道法 (昭和32年法律第177号) 第40条

3. 担当責任者

飲料水の供給実施の担当責任者は、水道部長（水道課長）が当たり、実施に当たっては総務部長（危機管理課長）と連絡協議し、消防機関等の応援協力を得て実施するものとする。

救助法適用の場合は、知事の補助機関としてその事務又は業務を分担実施するものとする。

4. 給水実施責任者及び協力者

給水実施するときは、その実施責任者を置き、その責任分担を明らかにし地域毎の実施担当者については、災害の状況により、その都度町職員のうちから指名するものとする。

実施に当たっては、町地域の水道工事業者、簡易水道の管理人、自家水道等の所有者の積極的な協力を求めるものとする。

5. 非常用水源の確保

非常用水源として、次のものを利用して飲料水の確保を図り給水を行う。

- ① 最寄利用可能水道水源の利用
最寄水道水源あるいは最寄水道施設から路上配管等により応急給水する。
- ② 耐震性貯水槽等の利用
耐震性貯水槽により応急給水する。
- ③ 受水槽の利用
公共施設等の受水槽を利用して給水する。
- ④ 河川等の利用
比較的汚染の少ない河川水を利用し、ろ水機等でろ過して応急給水する。なお、水源として利用する場合は、あらかじめ公的機関による水質検査を受ける。
- ⑤ 遊休井戸の利用
災害により井戸の崩壊、水脈変化による水質、水量の変化等の可能性もあるので特に十分留意してから使用する。

6. 実施内容

給水活動を迅速にかつ円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- ① 浄水場、配水場、避難所等で拠点給水を実施する。
- ② 給水車、トラック等による応急給水を実施する。
- ③ 必要に応じ水質班を組織し、水質検査及び消毒等を実施する。
- ④ 給水用資機材の調達を行う。
ア. 給水車 イ. ポリエチレン容器 ウ. ろ水機等の資機材
- ⑤ 水道工事業者等の協力を得て、応急仮配管の敷設、共用栓の設置等を行う。
- ⑥ 町のみでは、飲料水の確保、給水活動（応急復旧を含む。）が困難なときは、隣接市町村又は県に応援を要請する。
- ⑦ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、煮沸飲用及び水質検査を指導する。
- ⑧ 応急給水場所や給水時間、通水状況、通水の見通し等を広報し、住民への周知を図る。
- ⑨ 応急給水量は、1人1日20リットルを目安とするが、被災直後は、生命維持のための量である1人1日3リットルとするなど、状況に応じ給水量を増減する。
- ⑩ 災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

第2. 食糧供給計画

【基本方針】

町は、災害発生時における被災者に対し食糧の応急確保に努め、食糧の供給又は給食を行う。

また、災害に備え緊急用食糧の備蓄に努める。

なお、災害救助法が適用された場合「炊出しその他による食品の供与」については、町長は県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 実施責任者及び実施内容

- ① 町長は、災害時に備えて食糧供給計画を作成し、これにより食糧の確保及び供給並びに給食を実施する。
- ② 町長は、必要な食糧を確保できない場合は知事に応援を要請する。

2. 配給対象者及び期間

- ① 避難所に入所した者。
- ② 住家の被害が全壊、半壊、床上浸水等であって炊事のできない者。
- ③ 水道、電気、ガス等の供給がなく、炊事のできない者（医療機関や社会福祉施設等への入院や入所している者も含む。）。
- ④ 旅館やホテルの宿泊人及び前記②、③の住家への宿泊人、来訪者。
- ⑤ 食糧供給を行う期間は、町の裁量により決定する。また、災害救助法が適用された場合の期間は、災害の発生した日から7日以内とし、特に必要がある場合は期間の延長を行う。

3. 給与の内容

- ① 種 別
 - ア．炊出し（乳幼児のミルクを含む）
 - イ．食品給与
- ② 供給品目
供給品目は、米穀、弁当、パン、缶詰、インスタント食品、調整粉乳等とする。

4. 給食計画

- ① 平素より住民に対し、避難の際2食分程度の食糧と水を携行するよう周知徹底を図り、救助に至るまでの応急食糧とする。
- ② 応急処置として、備蓄食糧を供給し、給与期間、被災者の実態等の状況に応じて生パン、米飯等の供給を行う。
- ③ 炊出しによる食糧の供給は、原則として包装食によることとし、なるべく保存性のある副食物を添える。
- ④ 炊出しは公民館や公共施設等を利用し、福祉部の職員が立会い指揮することとするが、適当な場所がないとき又は困難なときは、給食業者に依頼して実施する。
- ⑤ 野外の炊飯に備えて、移動炊飯器を整備する。

5. 調達体制

- ① 町は、災害時において町が実施する被災者に対する炊出しその他による食糧・生活必需品を給与するための調達を行う。
- ② 町長は、災害救助法適用後、食糧・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事に対して応援を要請する。

6. 供給方法

- ① 被災者に対する食糧・生活必需品の供給は、町が開設する避難所等において、避難所ごとに、集落等のうちからその規模に応じて複数の責任者を定めて行う。
- ② 食糧・生活必需品の供給は、主として住居の制約を受けた者、帰宅が困難な者とするが、高齢者、乳幼児、児童及び身体障害者へ優先的に供給する。

7. 炊出し

避難所に収容したり災者、災害地における救助、緊急復旧作業に従事する者等の給食は、次により炊出しを行うものとする。

① 炊出しの対象者

- ア．避難所に収容された者
- イ．住家の被害が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事ができない者
- ウ．旅行者、一般家庭の来訪者で食糧品の持ち合わせがなく調達できない者
- エ．被害を受け一部縁故先に避難する者で食糧品を喪失、又は持ち合わせがない者
- オ．災害地において、救助、応急復旧作業等に従事する者で給食を要する場合

② 炊出し責任者

炊出し給食を行うときは、福祉部の職員が責任者となり、炊出しに必要な原材料の調達管理、食糧の衛生管理に当たるものとする。

③ 炊出しの方法

ア．炊出しの場所及び輸送

炊出しの場所は、公民館や公共施設において行うものとする。特に炊出し又はこれの運搬等に当たっては、食品の衛生に充分留意するものとする。

イ．協力団体

炊出しの実施は、婦人会員等の労力奉仕により行うものとする。

ウ．炊出し物資の確保

炊出し物資の確保については、応急配給による主食糧の確保のほか、副食、調味料、燃料その他炊出しに必要な物資等は、町内の関係機関、生産者、販売業者等の協力を要請し優先提供により確保するものとする。

災害の状況等により町地域内で確保することができないときは、隣接市町村や県に確保又はこれの輸送あるいは斡旋を要請するものとする。

8. 輸送体制

① 食糧・生活必需品の輸送は、要請を受けた関係機関等が町と連絡を密にし輸送を行う。

なお、被災地の行政機能が混乱・低下していることから要請を受けた関係機関は、担当者を明確にし、その担当者は、要請物資が完全に被災地の担当者に渡るまで責任を持って輸送する。

② 道路の損壊等により輸送困難な場合や交通手段がなく孤立している避難所には、ヘリコプターによる輸送を行う。

9. 連絡体制

町は、調達計画の段階から食糧等、関係調達機関での連絡体制を確立しておく。

第3. 生活必需品等供給計画

【基本方針】

町は、被災者に対し衣服、寝具その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を円滑に供給するため、平素から物資の備蓄に努めるとともに、地域内の卸売業者、大規模小売店等における生活必需品等の放出可能量の把握、確認に努め災害時において速やかに調達できるよう体制の確立に努める。

また、県の協力のもと、被災者に対し生活必需品等を給与又は貸与し、被災者の応急救助を行う。

なお、災害救助法が適用された場合「被服・寝具・その他生活必需品の供与又は貸与」については、町長は県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】**1. 実施責任者**

災害救助法が適用された場合、町長は知事の補助執行者として生活必需品等を被災者に給与又は貸与する。

なお、同法第30条の規定により知事が町長に、生活必需品等の給与又は貸与の権限を委任したときは、町長が実施責任者となり実施する。

2. 担当責任者

衣料品等生活必需品物資の供給実施の担当責任者は、総務部長（危機管理課長）がこれに当たるものとする。

3. 給与又は貸与の対象者

- ① 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水した者
- ② 衣服、寝具、その他日常生活に欠くことのできない必需物資を喪失した者
- ③ 物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある者

4. 給与又は貸与の方法**① 配分計画の樹立**

衣料品等物資の給与又は貸与を要する事態が生じた場合は、速やかにより災者の被災の程度、世帯構成、その他必要な事項を調査して県に報告するとともに、世帯別に物資配給計画を立てなければならない。

ア. 平素より住民に対し、避難の際必要最小限の身回品を携行するよう周知徹底を図り、救助に至るまでの応急処置とする。

イ. 配分については被災地の集落等と協議して配分することとし、調達物資で配分先の決定しているものについては、業者より現地へ直送する方法を考慮する。

ウ. 救助又は義援物資等についてもこれに準じて配分する。

エ. 配給については、緊急必需度の高い受給地域から迅速かつ適正に実施する。

② 品 目

- ア. 寝 具 : 就寝に必要な最小限度の毛布及び布団
- イ. 外 衣 : 普通着の作業衣、婦人服、子供服等
- ウ. 肌 着 : シャツ、ズボン、パンツ等
- エ. 身 回 品 : タオル、靴等
- オ. 炊事用具 : 鍋、釜、包丁、コンロ、バケツ等
- カ. 食 器 : 茶わん、汁わん、皿、はし等
- キ. 日 用 品 : 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨粉等
- ク. 光熱材料 : マッチ、ローソク、薪、木炭、プロパンガス等

以上列記した8種類を原則とする。

③ 物資の調達

知事から現地調達の指示があった場合、又は緊急給与、貸与を要する場合は、町地域内の関係機関、販売業者、所有者の協力を求め、優先提供、借上等により必要物資の確保を図るものとする。

④ 物資の給与又は貸与の支給責任者及び協力者

物資の給与又は貸与を行うときは、支給責任者及び補助者を定め、物資の調達、輸送、保管を行い迅速的確な配分を行うものとする。

物資の給与又は貸与実施に当たっては、商工会、JA等の関係機関の積極的な協力を求めるものとする。

⑤ 物資の保管

物資の引継を受け又は購入してから配分するまでの間は厳重な保管に留意し、保管場所の選定、警備等十分な配慮をするものとする。

なお、り災者に対しては物資を支給した後の残余物資については、厳重に保管し、県本部の指示によって処置するものとする。

⑥ 物資の調達先

物資の調達先は、町内店舗から調達するものとする。

⑦ 義援金品の保管及び配分

義援金品の保管は、会計課長が行うものとし、り災者の被害程度、世帯構成等実態調査を基礎とし、配分計画を立て適正な配分を行うものとする。

第19節 災害ボランティアの受入れ、支援

【基本方針】

災害時における町内外からのボランティアの受入体制を確保し、各災害応急対策責任者が効果的にボランティアの支援を受けられるよう総合調整を行うとともに、ボランティア活動が円滑に実施できるよう努める。受入れ体制及び支援体制とも町が主体となり、町社会福祉協議会との協力体制のもと実施する。

【実施内容】

1. 災害ボランティアニーズの把握

町、県、日本赤十字社島根県支部等ボランティア関係団体、機関は連携し、被災地のボランティア派遣の要望の把握に努める。

この際、県内外のボランティア団体と密接に情報交換を行うとともに、報道機関を通じて求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。

2. 災害ボランティアの受付、登録、派遣・撤収

町は、町社会福祉協議会の協力のもと、災害ボランティアセンターを立上げ、また、日赤島根県支部等の支援を受け、災害ボランティア活動希望者の受付、登録、調整、派遣・撤収等を実施する。

① ボランティアの受付

災害発生時におけるボランティア申出者を受付け、各ボランティアの活動内容、活動可能日数、資格、活動地域等を把握する。

② 個人ボランティアのグループ化等の活動体制の整備

個人的なボランティア申出者については、ボランティア団体等が中心となってグループ化を図るなど、活動が機能的に行われるよう体制を整備する。

③ ボランティアに対する情報提供

被災地や救援活動の状況等の情報をボランティアに対して的確に提供する。

④ ボランティアの募集

ボランティアの需要に対して不足すると考えられる場合、ボランティア活動の必要な状況を広報しボランティアの募集を行う。

3. 被災地における災害ボランティア支援体制の確立

町、ボランティア関係団体、機関は連携し、受入れ体制の整備など災害ボランティア支援体制の確立に努める。この場合、ボランティア関係機関は、災害ボランティアの受入れ体制についての連絡調整や支援等に努める。

① 現地における対応

町はボランティア関係団体、機関と連携し、庁舎、公民館、学校などの一部を提供するなど、災害ボランティア活動の第一線の拠点となる現地の体制を整える。被災者ニーズの把握、具体的活動内容の指示、活動に必要な事務用品や各種資機材等は可能な限り貸し出し、活動支援を行う。本部を設置した場合は、本部と災害ボランティアの連携が密接に行えるよう配慮する。

② 被災地周辺における対応

被災規模が大きい場合には、被災地の周辺で通信・交通アクセスが良いなど、適切な地域のボランティア関係団体、機関は、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート、物資の調達等を行い現地を支援する。

なお、ボランティア関係団体、機関は可能な範囲で被災市町村の協力等に努めるものとする。

る。

4. 海外からの支援活動の受入れ

海外からの支援活動は国が受入れを決定し、国の受入れ計画に基づいて県が受入れるものとし、町はこれに協力する。

5. 留意点

災害ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成など活動体制の確立を図る。また、女性ボランティアの受け入れにも配慮する。

第20節 文教対策

【基本方針】

町は、災害時において児童、生徒（以下「児童等」という。）の安全を確保し、児童等の不安感の解消に努めるとともに学校教育の万全を期するため、教育施設、教材等を早期に確保し応急教育の円滑な実施を図る。

また、学校や公民館等社会教育施設が被災者の避難所として使用されることとなった場合、その使用に支障のないよう適切な運営に努める。

また、災害救助法が適用された場合「学用品の給与」については、町長が県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 実施責任者

文教対策実施については、それぞれの職務権限に従い実施するものとするが、その実施内容は概ね次のとおりである。

① 町長

文教対策に必要な予算の構成及び執行並びに学用品等の支給を行う。

② 教育委員会

休校措置、学校施設の確保、学用品の調達及び支給の協力等、文教対策諸般の実施を行う。

③ 各校長

児童等の安全保護、応急教育の実施、その他校内災害対策の実施及び学用品等の調達及び支給の協力を行う。

2. 学校の事前措置

① 応急教育計画の策定

ア．校長は学校の立地条件等を考慮し、常に災害の応急教育計画を樹立するとともに、指導の方法等につき明確な計画をたてておく。

イ．教職員は、校長と協力し、応急教育体制に備えて次の事項を守らなければならない。

a．速やかに児童生徒のとるべき行動を指示し、震災直後の児童生徒の人数・安否の確認を行う。それとともに児童生徒の不安の緩和に努める。

b．校内の安全確認を行い、必要であれば立ち入り制限を行い二次災害を防止する。

c．町教育委員会・警察・消防機関・保護者などと連絡をとり、学校の安全確保に必要な支援を要請する。

d．学校の被災状況、児童生徒及び保護者の被災状況、通学路の安全などを確認し、今後の応急教育の内容を検討する。

② 防災訓練の実施

震災に備え、日頃から避難、人数確認、校内の安全確認などの訓練を実施する。

3. 応急教育対策

災害が発生し又は発生のおそれがある場合その他必要と認めたときは、次により教育の応急対策を実施し、児童等の生命の安全と授業の確保を期するものとする。

① 休校措置

災害のため休校の措置を必要とするときは、教育委員会は校長と相互に連絡して実施するものとし、休校を実施した場合は、速やかに町長に報告するものとする。

緊急を要する場合又は連絡不能の場合には、校長による休校の措置をとった後、可及的速

やかに教育委員会に報告するものとする。

ア．授業開始後の措置

災害が終止し、危険がなくなったときは、避難所に収容すべき者を除き、できるだけ速やかに保護者に引き渡すものとする。特に、必要がある場合は、地区別に教職員が児童等を保護誘導し、保護者のもとに送り届けるものとする。

イ．登校前の措置

登校前において休校を決定したときは、電話による通報等により周知徹底を図り、混乱を防止するものとする。電話が不通の場合は、連絡員等適当な方法をもって各家庭に連絡するものとする。

ウ．校外活動の場合の措置

児童等の人数を速やかに確認するとともに、安全が確保できる場所への避難を行う。それとともに、学校との連絡をとり状況を報告し指示を仰ぐ。

震災時には、学校との連絡がとれなくなる場合も想定した校外活動計画を作成する。

② 学校施設の確保

被災のため学校施設の全部又は一部が使用できない場合には、次により授業の緊急確保を図るものとする。応急教育実施場所が町内で得られない場合は、町教育委員会は県教育委員会に確保、斡旋を要請する。

ア．同一校内のり災を免れた他の施設を利用する。

イ．町内の他の学校の施設を利用する。

ウ．最寄りの公民館、神社、寺院等を利用する。

エ．天幕、バラック等により仮設施設を設置する。

オ．晴天の場合は、屋外広場を利用する。

③ 応急教育の実施方法

応急教育は、被害の実情に即した方法により実施する。

ア．児童等、保護者、教職員及び学校施設・設備・通学路の状況を把握する。

イ．教職員を動員し、授業再開に努める。なお、被害の状況により必要があるときは、他市町村又は地域住民等の協力を求める。

ウ．学校施設及び設備の応急復旧状況を把握し、必要に応じて速やかに応急教育計画の修正を図り、応急教育計画の開始時期及び方法を確実に児童等及び保護者に連絡する。

エ．児童等を学校へ一度に受入れることができない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用した分散授業の実施に努める。

オ．応急教育の実施に当たって施設の確保ができない場合は、仮校舎等の建築も検討する。

カ．児童等の登下校時における安全の確保に努める。

④ 学用品の調達及び支給

住家に被害を受けた児童等に対する学用品の支給は、次により実施するものとする。

ア．支給対象者

a．住家に被害を受けた小学校、中学校の児童等であること。

b．住家の被害の程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水であること。住家以外の被害は対象としない。

c．学用品がなく、就学に支障を生じているものであること。

イ．支給方法

学用品の支給は、町が実施する。実施担当者は教育委員会とし、校長と連絡しその協力のもとに実施するものとする。

a．支給対象者の調査

災害のため学用品の支給を必要とする場合には、給与の対象となる小学校児童及び中

学校生徒をり災者名簿から被害別、学年別に正確な人員を調査確認するものとする。

b. 教科書の確保

学用品のうち、まず教科書を確保することとし、教育委員会は学校と連絡し、学年別、学科別、発行所別に調査して必要な部数を調達するものとする。

ウ. 支給品目

a. 教科書及び教材 …………… 教科書、準教科書に用いるテキスト等

b. 文 具 …………… ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具画筆、画用紙、下敷き、定規等の類

c. 通 学 用 品 …………… 運動靴、傘、鞆、ふろしき、ゴム靴等の類

エ. 支給の期間

支給期間については、町の裁量で決定するものとする。災害救助法が適用された場合は、法の運用期間のとおりとする。

⑤ 健康管理

災害時における職員及び児童等の健康管理は、特に意を用い感染症予防の立場から必要に応じ、次の事項を実施し万全を期するものとする。

特に、り災した職員及び児童等に対しては、これらの措置を頻繁に行いその健康管理に留意するものとする。

ア. 健康診断

イ. 検便

ウ. 消毒薬液の配置

エ. 給食の衛生管理の徹底

又、心身の健康状態の把握や心の健康相談活動などを行い、心的外傷後ストレス障害等に対しても、スクールカウンセラーを派遣するなど、町教育委員会と連携を図り適切な対応を行う。

⑥ 教職員の確保

被災した教職員が多いため、正常な授業や校務運営の実施が困難な場合、応急教育の実施責任者は、県教育委員会に状況を報告し教職員の確保を要請する。

⑦ 給 食

ア. 給食用物資に被害を受けた場合、町教育委員会はその状況を県教育委員会に報告し、応急給食が必要と認めるときは協議の上実施する。

イ. 避難場所として使用される学校において、その給食施設が被災者炊出し用に利用されることになる場合は、学校給食と被災者炊出しとの調整に留意する。

ウ. 被災地においては感染症発生のおそれが多いので、保健衛生について特に留意する。

⑧ 転学手続等

被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、所管の教育委員会とも連絡の上、手続は必要最小限のものとなるよう留意する。

4. 学校が避難所となる場合の対策

① 町教育委員会は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対しその利用について必要な情報を提供する。

又、避難所として必要な人員を確保し、施設・設備の保全に努め有効かつ的確な利用に万全を期する。

さらに、学校が有する情報伝達機能を有効に活用し的確な情報提供に努める。

② 町教育委員会は、避難生活が長期化する場合には、応急教育活動と避難者への支援活動との調整について町と必要な協議を行う。

5. 社会教育施設が避難所となる場合の対策

① 公民館等社会教育施設の管理者は、避難所に供する施設・設備の安全を確認したうえ、町長に対しその利用について必要な情報を提供する。

さらに、避難所として必要な職員を確保し、施設・設備の保全に努め有効かつ的確な利用に万全を期する。

- ② 公民館等社会教育施設の管理者は、避難生活が長期化する場合には避難者への支援活動について町と必要な協議を行う。

6. 文化財対策

文化財が被災した場合には、所有者又は管理者は消防機関等に通報するとともに、速やかに町教育委員会を經由して県教育委員会に被災状況を報告し、県教育委員会の指示に従い必要な措置をとる。

第21節 廃棄物等の処理

【基本方針】

被害地における汚物による環境汚染を防止するためのし尿、ごみ等の収集処理は、次により行うものとする。

【実施内容】

1. 担当責任者

廃棄物処理実施の担当責任者は、町民部長（町民課長）がこれに当たるものとする。

2. 清掃班の編成

被災地において廃棄物処理の措置を必要と認めたときは直ちに清掃班を編成し、ボランティア団体等の協力を得て廃棄物処理を行うものとする。

清掃班は、原則として町民課もしくは保健課の関係職員をもって編成し、必要なときは他の課から応援を行うものとする。

3. 協力団体等

① ごみ処理

ごみ処理については、婦人会員や地元住民の労力奉仕等により実施するものとするが、必要なときは、町内運搬業者の協力を得て実施するものとする。

② し尿処理

し尿処理については、邑智郡総合事務組合及び町内関係業者の協力を求め行うものとする。

なお、町内関係業者のみで処理できないと認めるときは、邑智郡総合事務組合関係業者の応援を求めるものとする。

4. 廃棄物の処理方法

① ごみの収集処分

ごみの収集処分については、次により行うものとする。

ア. 優先収集

ごみの収集は、障害物の除去とともに被災地の道路から優先して行い、車両の通行を確保し、ごみ収集の能率化を図り公共施設や人家密集地域等被災状況により順位を定めて集める。

なお、食物の残廃物については、環境衛生上特に速やかに処理する。

土砂その他障害物の堆積により運搬車の運行が困難な地区においては、各家庭に対し町長が定める場所へ搬出するよう協力を求める。

イ. ごみの焼却若しくは埋立て

収集したごみは、原則としてごみ焼却場において焼却するが、焼却することができない場合は、県の指導を受けるものとする。

② し尿処理及び処分

し尿処理及び処分については、次により行うものとする。

ア. し尿の収集

し尿の収集は、原則としてし尿の収集車により行うものとするが、収集車の運行ができないときは、各地区ごとに共同の仮設トイレを設けるものとする。

イ. し尿の処分

し尿の処分は、原則としてし尿処理施設において処理するものとする。

5. 仮設便所の設置

避難所開設等に伴う仮設便所の設置は、民間のリース業者の協力を得て、共同の仮設トイレを設けるものとする。

6. へい獣の処理方法

へい獣の処理については獣畜埋没地へ埋没するものとし、状況により必要とするときは、へい獣及び現場を消毒するものとする。

第22節 防疫及び保健衛生

第1. 防疫及び食品衛生対策

【基本方針】

災害時には、汚水のあふれ出し等により感染症や食中毒の発生が懸念される。二次的な災害としての感染症の発生蔓延の防止、食中毒の発生予防のため、り災者の衛生指導、家屋内外の消毒、感染症の媒体となるねずみや害虫の駆除等の防疫保健衛生活動を迅速に実施し、感染症や食中毒の発生と流行の未然防止に万全を期する。

【実施内容】

1. 実施責任者及び実施事項

感染症の発生予防及び蔓延防止のための措置として、町は知事の指示に従い次の事項を実施する。このうち、感染症の病原体に汚染された場所等の消毒、ねずみ族・害虫等の駆除及び感染症の病原体に汚染された飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒・廃棄等については、知事が感染症患者若しくはその保護者、又はその場所を管理する者若しくはその代理をする者に対して命ずることができるが、これらの命令によって感染症の発生予防・蔓延防止が困難であると認めるときは、町は知事の指示に従い当該措置を実施する。

又、町は知事の指示に従い、生活の用に供される水を供給する。

実 施 の 内 容	条 項	対 象
病原体に汚染された場所等の消毒	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「法」という。） 第27条の2	一類感染症 二類感染症 三類感染症
ねずみ族・害虫等の駆除	法第28条の2	新感染症
病原体に汚染された飲食物、衣類寝具その他の物件の消毒・廃棄等	法第29条の2	指定感染症
生活の用に供される水の供給	法第31条の2	
病原体に汚染された建物等への立入制限等	法第32条	一類感染症 新感染症
病原体に汚染された場所の交通制限等	法第33条	指定感染症

2. 担当責任者

防疫担当責任者は、保健部長（保健課長）がこれに当たるものとする。

3. 防疫班の編成

災害が発生し防疫の措置を必要と認めたときは、直ちに防疫班を編成し、県及び関係機関の指導を得て対策を実施するものとする。

4. 防疫の種別及び方法

防疫の活動は、次の方法によって行うものとする。

- ① 消毒法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の2
- ② ねずみ、害虫等の駆除：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の2
- ③ 物件に係る措置：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第29条の2

- ④ 生活の用に供される水の供給：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
第31条の2
- ⑤ 臨時予防接種の実施：予防接種法第6条

5. 患者に対する措置

一類及び二類感染症患者若しくは病原体保有者が発生したときは、入院を要する者について、県は速やかに感染症指定医療機関等へ患者を移送するとともに、良質かつ適切な医療を提供する。

6. 避難所の防疫措置

- ① 避難所の衛生管理
避難所の衛生管理については、特に感染症の発生に留意し、保健所等関係機関の指導を得て各種消毒の徹底を期するとともに、衛生に関する知識の普及徹底を図り、避難所の防疫について万全を期するものとする。
- ② 検病調査
避難所における検病調査は、週1回以上できるだけ頻繁に行うものとする。
- ③ 衛生消毒薬等の配置
避難所には、便所、出入口等適当な場所に衛生消毒薬等を常備しておくものとする。

7. 防疫用薬剤の調達

防疫用薬剤の調達は、町内関係業者の協力を求め調達するものとし、町内関係業者において調達が困難なときは町外業者の協力を求め調達するものとする。なお、交通途絶等により入手できないときは、県に斡旋又は公給を要請するものとする。

8. 臨時予防接種

町は、知事に臨時予防接種を命ぜられた場合には、その指示に従い的確に実施する。

9. 応援協力関係

- ① 町は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- ② 町は、自ら防疫活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫活動の実施、又はこれら要する要因及び資機材について応援を要請する。
- ③ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に参加する。

第2. 保健活動

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可能性が高いことから、県、町は、次のように被災者の健康管理を行う。

- (1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。
- (2) 保健師が避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。
- (3) 保健師による健康相談の結果等より、外傷性ストレス反応等が疑われる場合は精神科医等によるメンタルヘルスケアチームを派遣し、保険・医療活動を行う。

第3. 精神保健活動

1 精神保健活動班の編成

発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施するため、

精神保健活動班を組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにするものとする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

2 精神保健活動内容

- (1) 被災者の支援
- (2) 町、社会福祉施設等との連絡調整
- (3) 被災者の精神保健福祉相談

3 精神保健の対象者

- (1) 被災住民全般
 - ア 避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。
 - イ 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。
- (2) 高齢者
- (3) 障がい者
- (4) 児童
- (5) 外国人
- (6) その他（公務員、災害救助要員）

4 精神保健活動実施者

- (1) 精神保健福祉相談員（各保健所、心と体の相談センター）
- (2) 町、県の保健師（各市町村、各保健所、人事課、健康推進課、福利課）
- (3) 児童相談所職員

5 応援体制

- (1) 県は、災害による被災者のストレスケア等のため、必要に応じて、被災地域外の医療機関、厚生労働省及び被災地域外の都道府県に対して、災害時の心のケアの専門職からなるチームの編成及び協力を求めるものとする。
- (2) 県は、被災都道府県からの要請に基づき、精神科医を確保し、災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成する。その際、必要に応じて、公的医療機関及び民間医療機関の協力を要請するものとする。
- (3) 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームを編成した場合は、その旨を厚生労働省に報告するものとする。
- (4) 県は、災害時の心のケアの専門職からなるチームの派遣に係る調整、活動場所の確保等を図るものとする。

第4．動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

- (1) 県は、飼い主のわからない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
また、動物の一時預かりを保健所において行う。
- (2) 県は、市町村等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、被災市町村において実施できないときは、県が協力して実施する。
- (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。
- (4) 町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

第23節 死体の搜索、処理及び埋・火葬

【基本方針】

災害による行方不明者の搜索等は第一に実施すべき事であり、人心の安定を図るうえからも防災関係機関、団体等との緊密な連絡をとり搜索、処理、埋・火葬を速やかに実施する。

また、災害救助法が適用された場合「死体の搜索、死体の処理、埋・火葬」については、町長が県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 行方不明者の搜索

① 実施者及び方法

行方不明者の搜索は、町が一般町民、ボランティア団体等の協力を得て、搜索班並びに収容処理班を編成し、搜索に必要な車両、その他機械器具等を使用又は借り上げて実施するものとする。実施に当たっては、警察関係と充分連絡を行うものとする。

場合によっては、町長は消防団の出動要請を諮り対応にあたる。

② 応援要請

被災その他の条件により、町において行方不明者の搜索が実施できないとき、又は行方不明者が流出等により他市町村にあると認められるとき等については、県に搜索の応援を要請するものとする。ただし緊急を要する場合にあっては、隣接市町村又は死体の漂着が予想される市町村に直接搜索の応援を要請するものとする。

③ 期間

搜索期間については、町の裁量により決定する。災害救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

2. 死体の検分

死体を発見したときは速やかに警察機関に連絡し、その検分を待って遺族に引き渡し、若しくは必要に応じ埋・火葬するものとする。

3. 死体の収容処理方法

① 実施者及び方法

死体の処理は、町が救護班又は医師により実施するものとし、一般住民、ボランティア団体等の奉仕により、死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行うものとする。ただし、町において実施することができないときは、他関係所属の救護班の出動応援を求めるものとする。

死体の取扱いについては、特に丁重に取扱うものとする。

死体収容の担当責任者は、町民部長（町民課長）がこれに当たるものとする。

② 死体処理を行う場合

死体の処理は災害により社会混乱をきたし、その処理を必要とするときに行うものとし、埋・火葬救助の実施と一致することを原則とする。

③ 死体処理の内容

ア. 死体の洗浄、縫合…………… 死体の選別のための処理として行う。

イ. 死体の一時保存…………… 死体の身元鑑別のため相当の期日を必要とし、又は死亡者多数のため短時間に埋・火葬ができない場合等において、死体を特定な場所（寺院の施設の利用又は寺院等の敷地に仮設）に集めて埋・火葬等の処置をするまで保存する。

ウ. 検 案…………… 死因その他について医学的検査をする。

④ 期間

死体の処理期間については、町の裁量により決定する。災害救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

4. 死体の埋・火葬

災害の際死亡した者で、遺族等で埋・火葬することが困難な場合は、次の方法により応急的な埋・火葬を行うものとする。

① 実施者及び方法

埋・火葬の実施は、町において直接土葬若しくは火葬に伏し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行うものとする。

埋・火葬実施担当責任者は町民部長（町民課長）がこれに当たるものとする。

なお、埋・火葬に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア．事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受け、更に死体検案を受けた後に埋・火葬すること。

イ．身元不明の死体については、警察機関に連絡し、埋・火葬すること。

なお、町民部長（町民課長）は、行旅死亡人としての取扱いにより処理すること。

ウ．被災地以外の地に漂着した死体のうち、身元が判明しない者の埋・火葬は、イに準じ行旅死亡人としての取り扱いによること。

② 埋・火葬を行う場合

ア．災害の混乱時に死亡した者であること。（災害発生前に死亡した者で葬祭の終わっていない者を含む。）

イ．災害のため、次のような理由により埋・火葬を行うことが困難であること。

a．緊急避難を要するため時間的、労力的に埋・火葬を行うことが困難であること。

b．墓地又は火葬場等が浸水又は流失し、個人では埋・火葬を行うことが困難な場合。

c．経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず、棺、骨つぼ等入手困難な場合。

d．埋・火葬すべき遺族がいないか、又は高齢者、幼年者等で埋・火葬を行うことが困難な場合。

③ 期間

埋・火葬の実施期間は、町の裁量により決定する。災害救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

第24節 住宅確保及び応急対策

第1. 応急仮設住宅の建設と被災住宅の応急修理

【基本方針】

災害により家屋に被害を受け、自らの資力では住宅を確保できない被災者のために、町は県の協力のもと応急仮設住宅の建設、被災家屋の応急修理を実施し住生活の安定に努める。

また、災害救助法が適用された場合「応急仮設住宅入居者の決定」、「住宅の応急修理」については、町長が県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 実施する応急対策内容

- ① 応急仮設住宅の建設
- ② 災害救助法が適用された場合は、県に建設及び提供の要請を行う
- ③ 公営住宅、企業所有の宿泊施設及び職員用住宅等の一時的供与
- ④ 災害救助法第23条第6号に規定する災害にかかった住宅の応急修理

2. 実施責任者

災害救助法が適用された場合、町長は知事が委任する実施方法、実施基準に基づき実施する。

3. 担当責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理実施については建設班長（建設課長）がこれに当たり、総務部長（危機管理課長）と協議し、その協議を得て行うものとする。

救助法が適用された場合は原則として県において実施されるが、知事が町において措置することを適当と認めて委任したときは、その委任された事項について前段の定めに準じて実施するものとする。

4. 被災世帯の調査

町は、災害のため住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅被災に対する応急処理等に必要な次の調査を実施する。

- ① 被害状況
- ② 供与対象世帯数の把握

5. 応急仮設住宅の建設

町は家屋に被害を受けた被災者の収容対策として応急的な仮設住宅を建設し、暫定的な居住の安定を図る。

建設にあたっては、災害時要援護者等に配慮し、バリアフリー、暑さ(寒さ)対策等を考慮する。

① 建設用地の選定

応急仮設住宅の建設用地の選定は、町長が行うものとする。

建設用地の選定にあたっては、できる限り集团的に仮設できる場所とし、公共用地から優先して選定するものとする。なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

町長は選定した敷地について、契約期間2年以上の土地貸借契約書を作成し、知事に提出するものとする。

② 供与の対象者

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がな

い者で、自らの資力をもってしては住宅を確保することのできない者である。

③ 着工期間

災害救助法が適用された場合の適用範囲は、災害発生の日から 20 日以内とする。ただし、20 日以内に着工できない事情があるときは、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、期間延期することができる。

④ 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は、町長が知事の委任を受けて行う。

ただし、状況に応じ知事自ら実施する。

⑤ 供与の期間

供与の期間は、特別な場合を除き応急仮設住宅の完成の日から 2 年以内とする。

⑥ 建築資材の調達

建設のための資材は原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保できないときは、県に対し資材の斡旋又は公給を要請する等、資材確保に努めるものとする。

⑦ 応急仮設住宅の運営

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

(1) 応急仮設住宅における安心・安全の確保

(2) 心のケア対策

孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケアへの対策を実施する。

(3) 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

(4) 家庭動物対策

応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮する。

6. 被災住宅の応急修理

① 応急修理の範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限の部分について応急修理を実施する。

② 対象者

ア. 住家が半壊（焼）又は流出し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯であること。

イ. 資力に乏しく自力で住宅の応急修理を行うことができない世帯であること。被災住家のうち借家等については家主等がその修理を行うものとするが、家主等に能力がなくかつ、借家人にも能力がない場合には対象となる。

ウ. 調査書の提出

町長は、民生委員その他関係者の意見を聞き対象家屋の順位を定め、その調査書を知事に提出するものとする。

③ 応急修理の方法

ア. 修理箇所

修理箇所は、居室、炊事室、便所等生活上欠くことができない部分のみを対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まないものとする。

イ. 修理の施工

修理の実施については、委託契約を締結して建築業者に請け負わせて行うものとする。

④ 対象住宅の調査及び対象住宅の決定

対象住宅の調査及び決定については、民間建築技術者の協力を得て町長が決定する。

⑤ 実施期間

災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理の実施時間は、災害発生の日から1か月以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、事前に厚生労働大臣の承認を得て、必要最小限度の期間の延長を行う。

⑥ 建設資材

前項「5. 応急仮設住宅の建設」に準ずるものとする。

7. 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

町長は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図るものとする。なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借り上げ制度などの確立を図る。

第2. 応急危険度判定活動**【基本方針】**

地震発生直後に、建築物が使用できるか又は余震等により倒壊しないかは、専門知識を持たない被災者に応急的な判断は困難である。

そこで、町は「応急危険度判定士」に危険度の判定を依頼することにより、二次災害を未然に防止し住民の生命を保護する。

又、町職員の中にも「応急危険度判定士」の確保を図ってゆく。

【実施内容】**1. 危険度判定の体制整備**

町は、応急危険度判定士に被災建築物の危険度判定を依頼し、判定結果を表示することにより建物使用者又は付近住民等に注意を喚起する。

応急危険度判定について、町内で活動する判定士を指揮・総括し、判定実施体制・派遣要請・判定結果の集約・身分保障等について県と緊密な連携をとり体制整備に努める。

又、必要に応じて県に支援要請することとする。

2. 活動要請と準備

① 町は、集合場所の確保、管内図、住宅地図や必要機器の準備等を行う。

② 判定作業は、2名以上のチーム編成とし、担当地区を決め判定作業を実施する。

3. 応急危険度判定士による判定作業

① 判定作業は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」により判定する。

② 判定作業終了後、危険度判定実施本部にその結果を報告する。

③ 余震の状況により、判定作業を再実施する。

第3. 宅地の応急対策**【実施内容】****1. 宅地危険度判定の実施**

地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次被害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るため危険度判定を実施する。

① 町

地震発生後速やかに宅地被害の状況を把握し、危険度判定を行う必要があると認めた場合

は、判定実施体制を確立し、県に支援を要請するとともに、住民に判定実施の周知を図る。

また、判定によって、宅地の使用を制限する必要がある場合は、宅地の管理者や使用者に十分な説明をし、二次被害の発生を防止する。

第25節 危険物等災害応急対策計画

危険物並びに毒物及び劇物等の保安施設は、震災時における火災、爆発及び流出等により、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。従って、これらの施設については、地震による危険物及び毒物取扱施設の被害を最小限に留め、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

第1. 危険物施設対策

【基本方針】

危険物の保安施設は、震災時における火災、爆発及び流出等により、従業員はもとより周辺地域住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。従って、これらの施設については、地震による危険物取扱施設の被害を最小限に留め、施設の従業員並びに周辺地域住民に対する被害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

町及び県、消防機関は、震災時に関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等が当該危険物施設の実態に応じて応急措置を講ずるよう指導する。

【実施内容】

1. 危険物の取扱作業及び運搬の緊急停止措置

危険物が流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖又は装置の緊急停止措置を行う。

2. 危険物施設の応急点検

危険物施設の現状把握と災害発生の危険を確認するため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源及び近隣状況の把握等の応急点検を実施する。

3. 危険物施設からの出火及び流出の防止措置

危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。

4. 災害発生時の応急活動事態の確立

危険物による災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス及び中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火、危険物の流出防止措置を行う。

5. 防災関係機関への通報

災害を発見した場合は、速やかに消防、警察等防災関係機関に通報し状況を報告する。

6. 従業員及び周辺地域住民に対する人命安全措施

災害発生事業所は、消防、警察等防災関係機関と連絡を密にし、従業員及び周辺地域住民の人命の安全を図るため避難、広報等の措置を行う。

第2. 高圧ガス保有施設対策

【基本方針】

高圧ガス保有施設が被害を受け、ガス漏洩等異常事態が発生した場合には、高圧ガスによる災害の拡大を防止するための適切かつ迅速な緊急措置を実施し、火災、爆発などの二次災害の防止を図ることにより、周辺住民に被害を及ぼさないように努める。

【実施内容】**1. 事業所管理者への措置**

町は、施設の管理責任者等と密接な連絡をとり、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を行う。

2. 地震防災体制の確立**① 防災組織の確立**

事業所は災害発生後、防災本部を設置し緊急時の指揮命令系統を確保し災害の規模に応じて緊急運転、保有防災、避難救護、広報などの災害防災組織を確立する。

② 情報収集伝達

事業所の防災本部は、災害発生後、事業所内の被害状況、設備の運転状況を把握するとともに、災害報道により災害の規模、被災地域の全般的被害状況、道路被害状況など必要な情報を収集し事業所内各部署に伝達する。

又、高圧ガス保有施設等の被害状況、災害発生状況について、町及び防災関係機関に通報する。

3. 施設の被害状況点検及び応急対策

① 防災担当は、災害発生後直ちに人身被害、火災、爆発、高圧ガスの大量漏洩等の災害の有無について迅速に一次点検を行い、災害が発生している場合は、災害の拡大防止と安全確保のための防災活動を実施する。

② 一次点検の結果、災害が発生していない場合においても二次点検としてガスの漏洩点検、保安設備点検等を実施する。

4. 広 報

災害が発生し、周辺住民その他第三者に被害を及ぼすおそれのある場合、又は不安を与えるおそれがある場合には災害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な情報提供を実施する。

第26節 障害物の除去対策

【基本方針】

被災者が当面の日常生活を営むことができるように、住家等に流れ込んだ土石、竹木等の障害物や冬期における積雪等を除去し、及び応急活動を実施するための人員、資機材等の輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する。

また、災害救助法が適用された場合「障害物の除去」については、町長が県知事の委任を受け、災害救助法を運用し実施する。

【実施内容】

1. 実施責任者

- ① 障害物及び積雪の除去は、各施設の管理者及び町が行う。
- ② 緊急を要する場合又は除去について必要な場合には、各防災関係機関又は県に連絡をとり除去の要請をする。

2. 担当責任者

障害物の除去実施の担当責任者は、建設班長（建設課長）がこれに当たるものとする。

救助法が適用された場合は、予め知事から委任されている障害物除去業務を分担するものとする。

3. 対象物

障害物等（災害を受けた工作物又は物件）の除去の対象は、概ね次のとおりとする。

- ① 町民の生命及び財産の保護のため除去を必要とする場合
- ② 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- ③ 冬期における道路積雪の除去を必要とする場合
- ④ その他、公共的立場から除去を必要とする場合

4. 実施方法

- ① 町は、自らの組織及び除去車両や機械器具を用い、又は集落等の協力を得て速やかに行う。
- ② 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか周囲の状況等を考慮し、事後障害の起こらないよう配慮して行う。
- ③ 町において実施できないときは、県及び隣接市町村に応援を要請するものとする。

5. 実施対象世帯の順位決定

障害物の除去実施を要すると認めたときは、関係者の意見を聞き対象世帯の実施順位を定め行うものとする。

6. 障害物の保管場所の選定

- ① 障害物の大小により、二次災害の危険性のない安全な場所
- ② 道路交通の障害とならない場所
- ③ 盗難等の危険のない場所

7. その他

- ① 除去のみならず、移転、撤去及び破壊も対象になる。

第27節 除雪計画

【基本方針】

積雪のため地域内の交通が途絶し、又は交通に重大な障害となっている場合は、次により除雪を行い路線の確保を図るものとする。

なお、具体的な実施計画については、毎年度県と協議して定める。

【実施内容】

1. 除雪対策の組織

除雪対策の組織は、除雪の状況によりその都度災害対策組織に準じて組織するものとする。

2. 配備体制

除雪対策の配備体制は原則として建設課もしくは生活環境担当課職員を配備するものとし、必要に応じ助役が応援要員の範囲を定め配備するものとする。

3. 除雪路線の緊急順位

県・国・町の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等考慮し、別に定める除雪計画路線を積雪の状態等によりその都度協議して定める。

4. 除雪機械の配備

除雪に際し除雪機械を必要とするときは町有機械を主とし、借上機械をもって補足するものとし、町域内の当該機械所有者又は県に対して優先貸与又は配置を要請するものとする。

5. 消防団の出動と一般住民の除雪協力

除雪業務実施に当たっては、一般住民の積極的な協力により行うこととし、町長が必要と認めた場合は、消防団の出動により迅速適切な除雪を行うものとする。

6. 除雪の実施

除雪を必要とするときは、建設課長は県が行う除雪路線との調整をなし、除雪業務路線の責任分担、路線の確保、除雪機械の配置、一般住民の協力等具体的な事項を関係課長、消防機関、警察署長と協議決定し、迅速適確な作業を行うものとする。

第28節 県防災ヘリコプターの活用

【基本方針】

町は、大規模災害時において県防災ヘリコプターを活用し、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送などの措置を実施する。

【実施内容】

1. 県に対する応援要請

町長は、島根県知事に対して「島根県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

2. 夜間離発着可能なヘリポートの整備

防災ヘリコプターによる防災業務や救急患者の搬送等に対応できるように、夜間利用が可能なヘリポートを拠点整備に努める。

第29節 被災者相談計画

【基本方針】

災害発生後、精神的に不安な状態にある住民に対しては、その不安を解消するための様々なケアサービスが必要である。

被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住宅の確保や融資などについての相談や様々な要望、苦情等に関する広聴活動を関係防災機関とともに実施し、被害の実情にあった細かな対策を講ずる。

【実施内容】

1. 相談窓口の開設

- ① 被災住民の相談に応じる窓口を開設する。
- ② 被災地避難所等に臨時被災相談所を設け、相談、要望、苦情等を聴取し、速やかに関係各課に連絡して早期解決に努力する。
- ③ 避難所等に相談所が設置されないときは、各避難所の責任者が相談等に応ずる。
- ④ 必要に応じて、被災地及び避難所等への臨時相談所の設置や広報車又は二輪車（バイク、自転車）等による被災地の巡回・移動相談を実施する。
- ⑤ その他、本編第4章「震災復旧・復興計画」第2節 第3.「被災者の相談窓口の設置」に準ずる。

第1節 震災復旧事業の実施

震災復旧計画においては、地震災害発生により被災した施設の現状復旧に併せて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し早期復旧を目標に事業を実施する。

震災復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い計画的な復興事業を推進する。

第1. 震災復旧事業計画の作成

【実施内容】

1. 事業計画の作成方針の検討

- ① 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ迅速な現状復旧を目指すか、又は、さらに災害に強い町土作り等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。
- ② 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。
その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興にあらゆる場・組織に女性の参画を推進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進するものとする。

2. 支援体制

復旧・復興に当たり、必要に応じ国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等協力を求めるものとする。

第2. 震災復旧事業の実施

【基本方針】

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により震災復旧の実施について責任を有する者が実施する。

地震災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため町、県、その他の防災関係機関は、復旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置をとるものとする。

【実施内容】

1. 公共施設の復旧等

- ① 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- ② 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を行うものとする。
- ③ 地震災害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- ④ ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

- ⑤ 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- ⑥ 建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。
- ⑦ 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- ⑧ 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

2. 震災復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、概ね次の計画とする。

- ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ア. 河川
 - イ. 砂防設備
 - ウ. 林地荒廃防止施設
 - エ. 地すべり防止施設
 - オ. 急傾斜地崩壊防止施設
 - カ. 道路
 - キ. 下水道
- ② 農林水産業施設災害復旧事業
 - ア. 農地災害復旧事業
 - イ. 農業用施設災害復旧事業
 - ウ. 林業用施設災害復旧事業
 - エ. 漁業用施設災害復旧事業
 - オ. 共同利用施設災害復旧事業
- ③ 上・下水道災害復旧事業
- ④ 社会福祉施設災害復旧事業
- ⑤ 公立学校施設災害復旧事業
- ⑥ 公営住宅災害復旧事業
- ⑦ 公立医療施設災害復旧事業
- ⑧ 公共建築物災害復旧事業
- ⑨ その他の災害復旧事業

第3. 震災復興計画の作成

【実施内容】

1. 復興計画の作成

大規模地震災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため町及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

2. 防災まちづくり

- ① 必要に応じ、町及び県は再度災害防止により快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず「将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。
- ② 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復校とまちづくりの連携を推進し、安全・安心

な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図るものとする。

- ③ 県及び町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- ④ 県及び町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するものとする。

第2節 生活再建等支援対策の実施

災害発生後、被災者がいち早く平常の生活ができるように、町は防災関係機関と協力し必要とされる援助を迅速かつ的確に行うことが必要である。

町は災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付、生活関連物資の安定供給、物価の安定対策等により被災者の自主的生活再建の支援を行う。

これらを含む各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明の交付を速やかに実施しなければならない。

又、災害に伴う被災者の相談窓口を設置し、不安の解消を図る。

第1. り災証明書の発行

【基本方針】

災害により被害を受けた住民が、速やかに適切に生活安定のための措置を受けられるようにするにはり災証明の発行が不可欠である。そのため、災害救助法の適用対象となった被災世帯の被災状況についての台帳を作成し、これに基づき被災者の請求に応じり災証明を発行する。

【実施内容】

1. り災台帳の作成

- ① 災害救助法の適用認定された被災世帯についての被災状況の台帳を作成する。
なお、り災台帳の記載については、被災状況と記載する内容とに食い違いを生じないように被災者に確認を求め正確を期するものとする。
- ② 被災者の求めに応じて、事後明らかになった被災について、り災台帳の記載内容の修正を行うものとする。

2. 仮り災証明書の発行

被害状況の確認ができないときは、取りあえず本人の申し出により、別に掲げる様式による「仮り災証明書」を発行する。

3. り災台帳の記載内容

- ① 被災状況
- ② 被災世帯にかかわる緊急措置の状況
- ③ り災証明の発行状況

4. り災証明書の発行

被災者の被害状況の調査確認を終了した後は、申し出により様式による「り災証明書」を、仮り災証明書を発行した者については、り災台帳に記載されている者に限り、申し出によりり災証明書に切り替え発行する。

第2. 被災者の生活の確保とメンタルケア

【基本方針】

災害により被害を受けた住民が再起自立更生できるよう、被災による離職者に対する職業の斡旋、失業給付に関する特例措置や被災者に対する災害弔慰金及び災害見舞金の支給、災害援護資金の貸付を行い、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

【実施内容】

1. 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護金の貸付

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を支給し、精神又は身体に著しい障害が生じた住民に対して災害障害見舞金を支給する。
又、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付を実施する。

2. 公営住宅の建設

災害により住居を滅失、又は焼失した低所得者のり災者に対する住宅対策として、町は必要に応じて公営住宅を建設し住居の確保を図る。

3. 生活保護

り災者の恒久的生活確保の一環として、町及び県は、概ね次の措置を講ずる。

- ① 生活保護法に基づく保護の要件を具備したり災者に対しては、その困窮の程度に応じ、最低生活を保障して生活の確保を図る。
- ② 被保護世帯が災害のため家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助の適用対象となった場合において、県は規定額の範囲内で補修費等住宅維持費を支給する。

4. 資金の貸付等

町は、り災者のうち要件に該当する者に対して、災害援護資金、生活福祉資金、その他の融資等について斡旋指導を行うものとする。

- | | |
|----------|----------|
| ① 生活福祉資金 | ② 母子福祉資金 |
| ③ 寡婦福祉資金 | ④ 災害援護資金 |

5. 生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策

町は、生活関連物資の安定供給及び物価の安定対策のために次の措置を実施し、被災者の生活確保に努めるものとする。

- ① 価格及び需給動向の把握並びに情報の提供
- ② 関連業界への安定供給及び価格の安定に係る協力依頼

6. 雇用の安定

町は被災者相談窓口を開設し、県と密接な連携のもと被災者支援を行う。

① 保護対策

ア. 通院していた医療機関が倒壊等の被害に遭い治療が受けられなくなった労働者、賃金が支払われない又は解雇された労働者、及び事業活動の停止により賃金、労働保険料が支払えない事業主などからの様々な相談に対し、必要に応じ「総合相談窓口」を開設する等により、迅速かつきめ細かな援助を行う。

イ. 危険物・有害物の漏洩のおそれのある事業を行う事業主に対して、労働者の退避その他の応急措置、工場整備の運転の再開時における安全措置について監督指導を実施し、被害の拡大を防止するように努める。

ウ．応急・復旧工事等を行う事業主に対して、労働者の作業に伴う墜落や飛来落下物等による災害防止措置、粉じん等の有害環境による健康障害防止等の措置について監督指導を実施し、安全衛生の確保に努める。

エ．一般被災者の医療対策について必要があると認められるときは、医療機関等に対し医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。

オ．被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。

② 職業斡旋等

ア．災害による事業の閉鎖、又は事業活動の縮小等により失業した人に対して職業相談を行うとともに、県下の企業をはじめ他県の企業に働きかけ希望と能力に適合した就職先の確保に努める。

イ．災害者に対し、迅速かつ的確な職業相談・職業紹介等を行うため、特別相談窓口を各公共職業安定所に設置する。

7. 町税の減免

災害により被害を受けた個人の町・県民税及び固定資産税の納税義務者に対して、町税の減免並びに納期限の延長及び徴収を猶予し、被災者の生活の安定と早期立直りに努める。

8. 被災者へのメンタルケア

災害によって心が深く傷ついた心理状態（心的外傷後ストレス症候群：PTSD）を癒し、又は症状を軽減するための対策を講じる。

① PTSD（Post Traumatic Stress Disorder）症状の理解

この症状は、単に寝つけない、いらいらするといったものから無力感や疲労感だけでなく、頭痛、めまい、吐き気、生理不順といった具体的な身体の変調をもたらすものであり、被災後すぐに症状が現れる人から半年経ってから現れてくる人もいる。

具体的には、次のような症状が1ヵ月以上も続く状態である。

ア．災害の光景が忘れられない。

イ．何事にも無関心でしようとする。

ウ．過度の生理的緊張状態が持続する。

② 被災者個人の対策

ア．被災者はだれもが災害を体験したものであり、自分個人だけのものではないということを認識する。

イ．だれでも無関心や無感動になることを自覚し、そうした気持ちを否定しない。

ウ．できるだけ活動的にしている。

エ．現実から逃げない。

オ．どういう災害であったかを本気になって考える。

カ．善意を素直に受け入れる。

キ．一人になれる時間をもつ。

③ 行政の対応

ア．各種情報を提供するため、住民向け講演会を実施する。

イ．専門家による避難場所及び家庭訪問による巡回相談を実施する。

ウ．専門家による相談電話（フリーダイヤル）の設置

【基本方針】

なるべく早期に被災者からの多様な要望等に対処するため、相談内容とスタッフを充実させる。又、相談窓口で、被災証明、応急危険度判定の手続き等の事務手続きが1回で済むように、国、県及び行政以外のライフライン関係者を交えたスタッフ体制をとる。

1. 被災住民相談所の開設

なお、避難所が多数の場合は、自動車による巡回相談の形式をとる。

① 相談内容

- ## ② 相談スタッフの充実

又、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者も参加してもらえるような体制をとるものとする。

[illegible]

- 震災-213

第4. 義援金、義援品の受付、配分

【基本方針】

災害時には、国内、国外から多くの善意の救援物資や義援金を送られてくることが予想されるため、これらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配布するものとする。

【実施内容】

1. 受入れ体制の確立

① 国内からの救援物資、義援金の受入れ

ア. 受付窓口の設置等

町は、救援物資及び義援金の受付窓口を設置し、直接町が受領したものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

イ. 被災地のニーズの把握及び公表

町は、県と連携し救援物資について受入れを希望するもの、及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を報道機関等に要請して公表するものとする。

又、現地の需給状況を勘案し同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

なお、救援物資を送付する際には、あらかじめ定めた色を塗布、貼付等の方法により食糧、医薬品、生活必需品等ごとに物資の梱包を色分けするよう報道機関等を通じて広報するものとする。

ウ. 問い合わせ窓口の設置

町は、周辺市町村が被災したときは、必要に応じ救援物資に関する問い合わせ窓口を設置するとともに、被災地のニーズについての広報などを行い、被災者に必要な物資が行き届くよう支援する。

エ. 保管場所の確保

a. 救援物資

町は、大量の救援物資が送られてくことを想定し、適切な一時保管場所や避難所への輸送方法等を迅速に定めるものとする。

b. 町及び県、日本赤十字社島根県支部は、義援金専用の預貯金口座を設け払出しまでの間預貯金を保管する。

② 海外からの救援物資、義援金の受入れ

町及び県は、海外からの救援物資、義援金については、国を通して受入れるものとする。

国が受入れを決定した場合は、前記①に準じて速やかに対応するものとする。

2. 救援物資及び義援金の配分

① 救援物資の配分

町及び県は、相互の連携のもとに避難所へ救援物資を配分する。その際には、物資の種類に偏りが生じないよう各避難所はニーズを把握し、適正な配分に努めるものとする。

② 義援金の配分

義援金の被災者への配分については、町、県、日本赤十字社島根県支部等からなる義援金配分委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行うものとする。

第5. 民間施設等の災害復旧の助成

【基本方針】

被災した民間施設の早期復旧を図るため、必要な復旧資金、復旧資材等について斡旋及び指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金の融資の斡旋等被災者の生活確保の措置を講じ、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

【実施内容】

1. 住宅金融支援機構資金の斡旋

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復興住宅融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

① 災害復興住宅資金

町は、被災地の滅失家屋の状況を調査し住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅融資の適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して災害復興資金の借入の促進を図る。

この場合、資金の融通を早くするため、町においては、り災者が機構に対して負うべき債務の保証等必要な措置を講ずるよう努める。

② 地すべり関連住宅資金

町は、地すべり等防止法第24条第3項の規定により、知事の承認を得た関連事業計画に記載された関連住宅を移転又は建設しようとするものに対する融資の斡旋について、災害復興住宅資金と同様の措置を講ずる。

2. 農林漁業制度金融の確保

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）、農林漁業金融公庫法に基づき次の措置を講ずる。

- ① J A、信用農業協同組合連合会及び農林中央金庫が、被害農林業者又は被害組合に対して経営資金の融資を行うよう要請するとともにその指導を行う。
- ② 被害農林漁業者又は被害組合に対する天災による被害農林漁業者等に対する資金融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）による経営資金の融資措置を、関係機関に要請するとともに利子補給及び損失補償を実施する。
- ③ 天災資金の融資条件が優遇される、天災資金に基づく特別被害地域を指定できる県、及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく特例措置の適用県の指定を受けるための必要な措置を行う。
- ④ 被害農林漁業者に対する農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金等の融資について、関係機関に要請するとともにその指導を行う。
- ⑤ 被害農林漁業者及び被害組合に対し、既貸付金（近代化資金等）の償還猶予措置等の実施を関係機関に要請するとともにその指導を行う。
- ⑥ 被害農林漁業者に対し、県の農業経営資金（災害資金）等の周知を行う。

3. 中小企業融資の確保

被災した中小企業に対する資金対策としては、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫の融資及び小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等により、施設の復旧に必要な資金事業費の融資が行われるが、これらの融資が円滑に行われるよう町は、県及び関係金融機関に斡旋及び要請等の措置を講ずる。

第6. 被災者生活再建支援法に基づく支援

【基本方針】

町のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下、「法」という。）」に基づいて全国の都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

町は自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、その自立した生活の開始を迅速かつ確実に支援するために支援金を支給する。

被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

【実施内容】

1. 対象災害及び被災世帯

① 対象災害

法の対象となる災害のうち、災害関連の自然災害は、暴風、豪雨、洪水、高潮等の災害現象であり、火災・事故等人為的な原因により生ずる災害は含まれない。又、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊等した自然災害である必要がある。

ア. 災害救助法施行令（昭和22年政令第255号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害。

イ. 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害。

ウ. 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害。

エ. 適用市町村又は都道府県の区域に隣接する市区町村（人口10万人未満）のうち全壊世帯数5以上の市区町村の区域に係る自然災害

② 被災世帯

県は、①の自然災害により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給する。

ア. その居住する住宅が全壊した世帯。

イ. その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

ウ. 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続すること、その他の事由によりその居住する住宅が移住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

エ. 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊）

③ 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3／4の額）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害 程度	全 壊 ((2)アに該当)	解 体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建 方法	建設・購入	補 修	賃 貸 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

2. 支援金の支給

支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう国、県、町等は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。

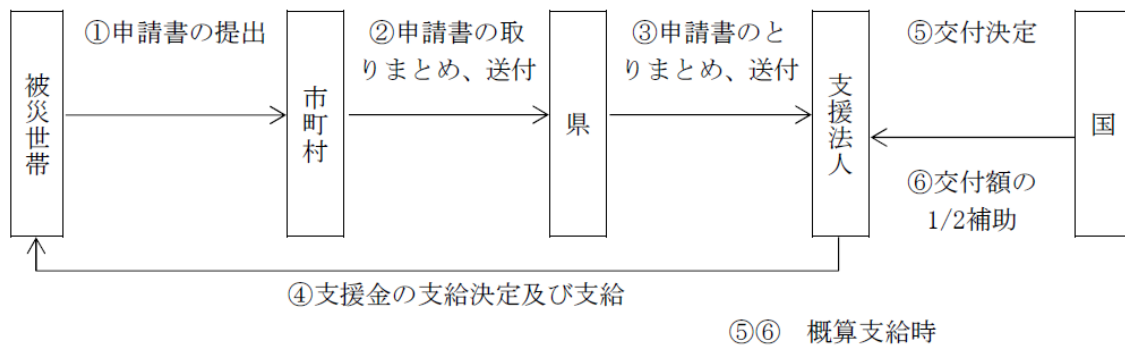
支援金の支給事務の流れは、以下に図示するとおりである。

町は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ（住宅被害の認定は町が行う。）県に送付する。

県は、県の区域内において、被災市町村から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人（以下、「支援法人」という。）に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。なお、県は支援金の支給に関する事務を支援法人へ委託している。

支援金の支給に当たっては、被災世帯の人数・収入、世帯主の年齢等による支給要件とそれらに基づく支給上限額（72.5万円、150万円、225万円、300万円）が定められている。

図1 支給事務の流れ

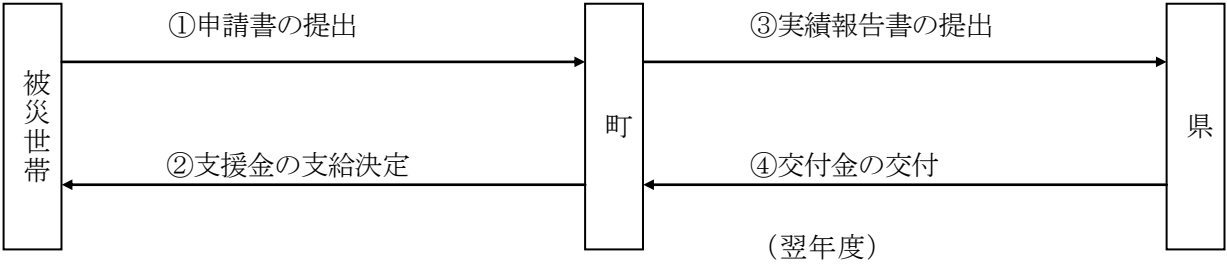


3. 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない者に対し、県は「島根県被災者生活再建支援交付金要綱」に基づき、町が法に基づく支給要件等と同等の内容の支援金を支給する場合において、町に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を島根県被災者生活支援再建支援金として交付する。支給事務の基本的流れは以下に図示する

とおりである。

図3 支給事務の基本的流れ



第3節 激甚災害の指定

【基本方針】

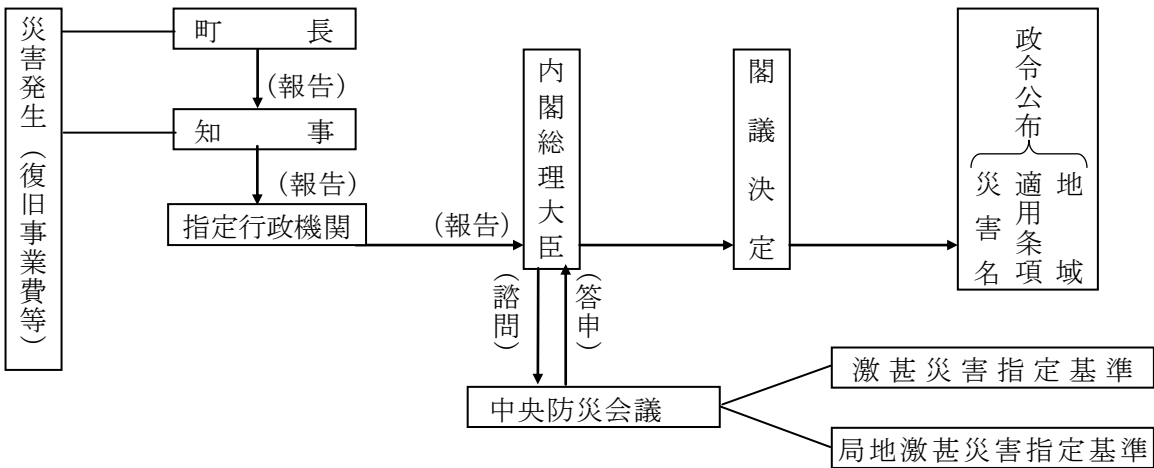
「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚である災害が発生した場合における、国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努めるため、大規模災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるように努める。

【実施内容】

1. 激甚災害指定手続き

町長は、大規模な災害が発生した場合、被害の状況を速やかに調査、把握し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して知事に査定事業費等を報告し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。



※局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続きを行う。

2. 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている。（平成21年3月10日最新改正、平成20年10月1日以降適用以降発生した災害に適用）

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25% ・・・・の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5% ・・・・の県が1以上

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4% ・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額＞10億円・・・の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 ＞全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ 一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3% ・・・の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5% かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 ＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60% ・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1% ・・・の県が1以上 ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第12条 第13条	中小企業信用保険法 による災害関係保証 の特例 小規模企業者等設備 導入資金助成法によ る貸付金の償還期間 等の特例	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06% かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% ・・・・・・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円・・・・・・・・の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の 全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措 置を講ずることがある。
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災 害復旧事業に対する 補助 私立学校施設災害復 旧事業に対する補助 市町村が施行する感 染症予防事業に関す る負担の特例	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量は軽微であると認められる場合 を除く
第22条	罹災者公営住宅建設 等事業に対する補助 の特例	A 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 B (1) 被災地全域滅失戸数≥2,000戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥200戸又は住宅戸数1割以上 ・・・・・・・・の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数≥1,200戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥400戸又は住宅戸数の2割以上 ・・・・・・・・の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数について は、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債に係る元利 償還金の基準財政需 要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合
第7条	開拓者等の施設の災 害復旧事業に対する 補助	災害の実情に応じ、その都度検討する
第9条	森林組合等の行う堆 積土砂の排除事業に 対する補助	
第10条	土地改良区等の行う 湛水排除事業に対す る補助	

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

3. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている。(平成23年1月13日最新改正、平成22年1月1日以後適用)

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 $\text{＞当該市町村の標準税収入} \times 50\%$ (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 $\text{当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額} \text{＞当該市町村の標準税収入} \times 20\%$ (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村 $\text{当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額} \text{＞当該市町村の標準税収入} \times 20\%$ $\text{＋(当該市町村の標準税収入－50億円)} \times 60\%$ ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 $\text{＞当該市町村の農業所得推定額} \times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	次のいずれかに該当する災害 ① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ 当該市町村内の漁船等の被害額 > 当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額(木材生産部門)×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込み面積 > 当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期関等の特例	中小企業関係被害額> 当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定することとなっている。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

4. 特別財政援助等の申請手続き等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

5. 激甚法に定める事業及び関係部局

適用条項	事業名	県関係部局名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業	土木部
	2 公共土木施設災害関連事業	土木部
	3 公立学校施設災害復旧事業	教育庁
	4 公営住宅施設災害復旧事業	土木部
	5 生活保護施設災害復旧事業	健康福祉部
	6 児童福祉施設災害復旧事業	
	7 老人福祉施設災害復旧事業	
	8 身体障がい者参加支援施設災害復旧事業	
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス（生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る）の事業の用に供する施設の災害復旧事業	
	10 女性保護施設災害復旧事業	環境生活部
第3条及び第19条	11 感染症予防事業	健康福祉部
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業	
第3条及び第9条	13 堆積土砂排除事業	農林水産部 土木部
第3条及び第10条	14 湛水排除事業	農林水産部 土木部
第5条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業	農林水産部
第5条及び第6条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農林水産部
第7条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業	農林水産部 商工労働部
第8条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置	
第11条及び第11条の2	19 共同利用小型漁船の建造費の補助	
	20 森林災害復旧事業	
第12条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	
第13条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例	
第14条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業	教育庁
第16条	24 公立社会教育施設災害復旧事業	
第17条	25 私立学校施設の災害復旧事業	
第20条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例	健康福祉部
第21条	27 水防資材費の補助の特例	土木部
第22条	28 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	
第24条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入	総務部 農林水産部 土木部 教育庁
第25条	30 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	商工労働部